

平成 29 年度社会福祉推進事業
地域特性・人口推移段階に基づいた、町村部における
補完性原理のあり方に関する調査研究事業

地域コミュニティの新たなあり方 検討報告書

平成30年3月

特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク

はじめに

我が国社会の状況を見ると、近年、単身高齢者やひきこもり、壮年未婚者、ひとり親家庭など、社会的孤立のリスクを抱える人々が、年齢や職業などにかかわらず増えてきています。こうした人々が地域社会につながり、地域社会によって受け止められる場として、地域コミュニティに期待される機能はますます大きくなっています。厚生労働省の地域力強化検討会においても、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現や、生活困窮者自立支援制度の見直しをめぐる議論が進められてきました。

また、「地域包括ケア」などをめぐる取り組みについても、これまでの医療や介護などのサービス論にとどまらず、地域づくりやまちづくりを含めた「地域共生社会」の構築へと、今後議論が進展していくことが想定されます。

さらに、今後は、人口減少が本格的に進む中で、地域の担い手など社会資源が急速に衰退することが指摘されています。特に人口減少が深刻化している町村部においては、住民が日常生活を維持していく場として、地域コミュニティをいかに維持していくかが重要な課題となっています。

一方、地域コミュニティの受け皿となる「地域組織」については、集落や旧構成市町村などの地縁組織をベースとした「地域づくり」を進める動きや「地域内分権」の動きも見られるとともに、協議機能と実行機能を兼ね備えた「地域運営組織」が増加している状況にあります。

そうした中で、人口減少時代において「地域組織」をいかに維持し、強化していくかという観点から、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の有識者会議において、昨年度、『地域の課題解決を目指す地域運営組織～その量的拡大と質的向上に向けて』が公表されました。

このような両面からの社会情勢の変化を踏まえ、このたび厚生労働省から平成29年度社会福祉推進事業費を得て、新たな時代の地域コミュニティのあり方に関する調査研究を行い、「地域共生社会」の実現を図ることとしました。

平成30年3月

特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク
地域コミュニティの新たなあり方検討委員会

目次

I 事業の概要

事業の概要	1
-------------	---

II 本編

1 私たちの地域の将来のために	8
人口減少社会への対応 8 / 「地域共生社会」の実現 8	
「つながりの場」としての地域コミュニティの意義 9	
地域コミュニティと地域運営組織 10 / 主人公は地域で暮らす住民 11	
地域共生社会実現に向けた『地域コミュニティ』エリア情報整理シートの活用 11	
2 地域コミュニティをめぐる「全体像」	13
4つの主な論点～「機能」「組織」「人材」「財源」 13	
取組みに向けたプロセス 14	
3 地域コミュニティに期待される機能	16
地域コミュニティが果たすべき機能を考える 16	
期待される機能を整理する 17	
4 地域組織のあり方	18
地域組織の現状と限界を見極める 18 / 「地域運営組織」の意義 20	
5 「地域共生人材」の養成・確保	21
地域コミュニティに必要な「人材」とは 21	
人材を養成する：「地域共生人材養成プログラム」 22	
行政職員の「配置」を考える 23	
地域に思いを寄せる人の「働き方」の創出 23	
6 地域の「財源」を考える	25
補助金と交付金 25 / 地域を支える「財源」を考える 26	

7 地域の現状分析を行う 27

地域の現状分析 27 / 将来ビジョンの策定 27 / 課題への取組み 28

活用解説

地域共生社会実現に向けた『地域コミュニティ』 エリア情報整理シートの活用の留意点 29

本シートの目的・概要 30 / 誰が使うのか、効果として何を狙っているのか 30

【シート1】エリア情報 33

エリア情報の項目 / エリア名 (A) / 総人口 (B) / 世帯数 (C)
面積 (D) / 人口密度 (E) / 高齢化率 (F) / 小学校数 (G)・中学校数 (H)
公民館数 (I) / 地域の特性 (J)

【シート2】エリアの将来推計人口 36

地域別人口推計について / 本報告書のワークシートについて

【シート3】エリア内の資源情報 37

エリア内の資源情報の項目 / 1 住民自治 / 2 医療 / 3 介護・障害
4 介護予防・生活支援 / 5 相談支援・見守り / 6 住宅・空き家利活用
7 防災・防犯 / 8 文化・祭り / 9 農林水産・地域産業 / 10 観光
11 子育て・教育 / 地域組織が複数機能を担っている場合

【シート4】地域運営組織の基本情報 39

地域運営組織の基本情報の項目 / 名称・事例番号 / 名称
地域運営組織が運営するエリア / 組織運営のキーパーソン
どんなことをされてきた方か・キーパーソンとなった経緯 / 連絡先
概要 (実施している事柄) / 特徴的取組 / 推進体制
エリア内にある地域組織との関係 / 活用されている制度や政策
地域運営組織の人材育成に向けた取組 / 説明資料
運営にあたり困難を抱えた出来事、それを乗り越えたエピソード

【シート5】地域組織の基本情報 41

地域組織の基本情報の項目 / 名称・事例番号 / 名称
地域組織が運営するエリア / 組織運営のキーパーソン
どんなことをされてきた方か・キーパーソンとなった経緯 / 連絡先
概要 (実施している事柄) / 特徴的取組 / 推進体制
エリア内にある地域運営組織・地域組織との関係 / 活用されている制度や政策
地域組織の人材育成に向けた取組 / 説明資料
運営にあたり困難を抱えた出来事、それを乗り越えたエピソード

参 考

地域共生社会 (つながりの場・地域セーフティネット) 実現に向けた 『地域コミュニティ』エリア情報整理シート 45

研修資料

「地域共生」政策を進めるための研修 54

地方創生の取り組みに学ぶための研修

地域少子化対策 地域アプローチ手法に関するセミナー ... 114

地方創生の取り組みに学ぶための研修

今後の地方創生をめぐる動向 134

地域コミュニティの新たなあり方検討委員会名簿 142

事業の概要

地域特性・人口推移段階に基づいた、町村部における 補完性原理のあり方に関する調査研究事業

1. 事業実施目的(申請時のもの)

- 地域力強化検討会において、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現や、生活困窮者自立支援制度の見直し議論等が進められている。まち・ひと・しごと創生本部の有識者会議においても、昨年度これと軌を一にするように『地域の課題解決を目指す地域運営組織～その量的拡大と質的向上に向けて』を公表。市町村においても、「地域」の社会的包摂基盤の構築、その具現化に向けた検討・実践がより一層求められている状況である。
- 地方制度改革により平成の大合併が進められてきたのと呼応するように、従来あった地域コミュニティや旧構成市町村など「地域のまとまり」を活かしたまちづくりを進める動きや、地域内分権の動きが広がりつつある。その一方で、こうしたことを行える地域とこれに乗り遅れた地域との間で格差が広がりつつある。とりわけ少子化高齢化、人口減少が進行している町村部においては、限られた社会資源のなかで地域特性に応じた取組が求められる。
- こうした取組を進めて、「地域包括ケア」「地域共生社会」の実現を果たしていくためには、地方創生的視点を踏まえた実践や施策展開を行っていく必要がある。「ケア」の対象者を「支援」の対象としてのみ捉えるのではなく、地域で共に暮らす仲間、地域を形作る参画の主体として捉え直す、新たな自助・互助像(補完性原理のあり方)が問われている。従来あった縦割りの福祉の範疇に捉われない、地域福祉に対するドラステイックな認識の転換が求められている。
- 介護同時改定を機に、地域福祉計画の努力義務化も予定されているところであり、上記の観点を踏まえた市町村職員の計画策定人材、とりわけ市部に比べて策定が遅れている町村部の人材を育成していく必要もある。
- こうしたことから本事業では、誰もが活躍できる地域社会の実現に向けて、町村部における地域コミュニティの実態把握と分類化、新たな自助・互助像の一般化に向けた検討を行う。一方で、そのための人材の育成を並行して取り組むことを目的とする。

2. 実施の経過

①地域コミュニティの新たなあり方検討委員会(申請名：地域コミュニティにおける新たな自助・互助のあり方検討委員会)

- 事業の推進を図るため、学識経験者と自治体(町村長、県)からなる「地域コミュニティの新たなあり方検討委員会」を設置し、地域コミュニティの新たなあり方についての検討、議論を行った。
- 第1回委員会では、「新たな時代の地域コミュニティを担う地域組織のあり方について」の自由討議を行った。また事業計画案を説明し、すべての市区町村、都道府県に対して悉皆調査を行うとした当初調査計画に対して、先行研究や既存の類似調査の集

積などもあることから、「地域コミュニティ」に関していくつかの先進地を取り上げたインテンシブな調査を行うことなどが話し合われた。

- 第2回委員会では、第1回委員会での指摘に基づいた「地域コミュニティにおける地域共生 先進取組調査」の結果を報告し、取りまとめの方向性についての意見を出し合う議論を行った。
- 第3回委員では、報告書原案を諮り、最終報告に向けた意見を出し合う議論を行った。
- 最終報告については、最終報告案を委員に送付し、電子メール等のやり取りにより修正点等の指示を得て、事務局において集約した。

委員構成名簿 ◎は委員長 ○は副委員長

【学識経験者】

大森 彌 ◎	東京大学 名誉教授
永田 祐	同志社大学社会学部 准教授
名和田 是彦	法政大学法学部 教授
原田 晃樹	立教大学コミュニティ福祉学部 教授
山内 昌和	早稲田大学教育・総合科学学術院 准教授
山崎 史郎 ○	地域ケア政策ネットワーク代表理事・元内閣官房まち・ひと・しごと創生本部 地方創生総括官

【自治体】

高橋 正夫	北海道本別町 町長
小林 康雄	北海道士幌町 町長
石 操	鳥取県日吉津村 村長
陶山 清孝	鳥取県南部町 町長
中村 剛	高知県中山間振興・交通部 副部長

【第1回】

日 時	平成 29 年 10 月 13 日（金）15 時～18 時
会 場	ホテルグランドヒル市ヶ谷 2 階 「白樺（東）」の間
出席委員	大森委員長 山崎副委員長 石委員、陶山委員、中村委員、名和田委員、原田委員、山内委員
オブザーバー	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 山内オブザーバー
議 題	①新たな時代の地域コミュニティを担う地域組織のあり方について

【第2回】

日 時	平成 29 年 12 月 8 日（金）12 時～16 時
会 場	アルカディア市ヶ谷私学会館 7 階 「妙高」の間
出席委員	大森委員長 山崎副委員長 石委員、中村委員、原田委員、山内委員
オブザーバー	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 山内オブザーバー
議 題	①調査事例の概要について ②地域運営組織に関する施策と人口減少社会に適応した社会保障システムとの整合について

【第3回】

日 時	平成 30 年 1 月 26 日（金） 15 時～18 時
会 場	アルカディア市ヶ谷私学会館 4 階 「鳳凰（東）」の間
出席委員	大森委員長 山崎副委員長 石委員、陶山委員、中村委員、原田委員、山内委員
オブザーバー	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 山内オブザーバー
議 題	①報告書原案について

②地域コミュニティにおける地域共生 先進取組調査（申請名：地域コミュニティに関する調査）

- 第1回委員会での指摘を踏まえ、地域コミュニティの調査シート「地域コミュニティにおける地域共生のあり方 先進取組調査シート」を作成した。
- 作成したシートをもとに、北海道鷹栖町（全域）、三重県名張市（青蓮寺・百合丘、桔梗が丘、名張の3地区）、鳥取県（智頭町山形地区）、高知県（土佐町石原地区）、長崎県（西海市大瀬戸町雪浦、平戸市度島、五島市奥浦の3地区）、に対して調査を依頼し、計9地区についての回答を得た。
なお、得られた回答については、その内容が非常に参考となり、また後掲シートの記載や活用の仕方のヒントにもなることから、許可が得られた範囲で『別冊資料集』としてまとめた。
- 回答については、第2回委員会において報告し、調査シートの項目等に関しての修正点等の示唆を得た。また第3回委員会において、第2回委員会の示唆を踏まえた調査シートの修正案を示し、意見をいただいた。
- 最終的に、調査シートを「地域共生の実現に向けた『地域コミュニティ』エリア情報シート」としてブラッシュアップし、本報告に記載・活用の留意点とともに後掲した。

③「地域共生」政策を進めるための研修（申請名：新たな自助・互助のあり方を問う研修）

- 委員会、先駆取組調査などの検討成果等による知見も踏まえ、地域共生社会の実現に向けた国の政策方向性の現況、都道府県・市区町村や社会福祉法人による先進的な実践の取組などを学ぶ『「地域共生」政策を進めるための研修』を計画・開催した。
- 研修資料を後掲した。

【「地域共生」政策を進めるための研修】

日 時	平成 30 年 3 月 9 日（金）13 時～16 時 50 分
会 場	アルカディア市ヶ谷私学会館 7 階 「妙高」の間

■カリキュラム

12:45 ～13:00	（受付）	
13:00	開会	
13:00 ～13:40	【基調講義】 なぜいま「地域共生社会」なのか	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 課長補佐 小野 博史
13:40 ～14:20	【基調講義】 新たな共生型サービスの創設 ～介護保険制度改正の狙い	厚生労働省老健局振興課 基準第二係長 中村 光輝
14:20 ～15:00	【基調講義】 新たな住宅セーフティネット制度	国土交通省住宅局 安心居住推進課 課長 石坂 聡
15:00 ～15:10	《休憩》	
15:10 ～15:50	【都道府県の取組】 集落機能を支える仕組みづくり ～集落活動センターとあったかふれあいセンターの連携	高知県中山間振興・交通部 中山間地域対策課 チーフ 樋口 裕也
15:50 ～16:20	【特別講義】 地域貢献活動における 社会福祉法人の役割	つしま医療福祉グループ 代表 (社会福祉法人ノテ福祉会 理事長) 対馬 徳昭
16:20 ～16:50	【市町村による取組】 和光市が描く「地域共生社会」 ～福祉基盤整備のためのグランドデザイン	和光市保健福祉部地域包括ケア課 課長 阿部 剛
16:50	閉会	

④地方創生の取り組みに学ぶための研修

- 地域共生社会における新たな支え合いのあり方を探る上で、地方創生の視点を踏まえるため、まち・ひと・しごと創生本部事務局等を講師に招いての「地方創生の取り組みに学ぶための研修」を計画・開催した。
- 研修資料を後掲した。

【地域少子化対策 地域アプローチ手法に関するセミナー】

日 時	平成 29 年 10 月 31 日（火） 14 時～17 時
会 場	ホテルグランドヒル市ヶ谷 3 階 「珊瑚」の間

■カリキュラム

13:30 ～14:00	(受付)	
14:00 ～14:05	オリエンテーション	
14:05 ～15:30	少子化対策における地域アプローチの手法 『地域少子化対策検討のための手引き～働き方改革を中心に～（第2版）』の活用	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 参事官 山内 孝一郎
15:30 ～15:40	(休憩)	
15:40 ～17:00	要因分析と対応策の考え方 ①事例を通じて ②わがまちへの応用	伊達市 市長直轄 地域創生担当理事 宮崎 雄介
17:00	閉会	

【今後の地方創生をめぐる動向】

日 時	平成 30 年 1 月 22 日（月） 14 時～17 時
会 場	アルカディア市ヶ谷私学会館 5 階 「大雪」の間

■カリキュラム

13:30 ～14:00	(受付)	
14:00 ～14:05	オリエンテーション	
14:05 ～15:05	今後の地方創生をめぐる動向	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 地方創生総括官 唐澤 剛
15:05 ～15:15	(休憩)	
15:15 ～17:00	来年度地方創生関連予算について	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 参事官補佐 後藤 靖博
17:00	閉会	

本 編

1 私たちの地域の将来のために



人口減少社会への対応

- 日本の総人口は2008（平成20）年から減少局面に転じました。これに先んじて、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は1995（平成7）年から減少しています。2010年に1億2800万人であった総人口は、2040年には1億700万人、2100年には5000万人弱にまで減少すると推計されています（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」）。
- 将来推計によると、人口減少の初期段階は、都市部では、若壮年齢者が減少する一方で高齢者数は増えますが、人口減少が急速に進む地方部では、若壮年齢者が急減するとともに高齢者数も減少に転じるところが増えてきます。このため、人口減少社会の到来とともに、地方を中心に、地域社会の担い手が急速に減少して行くことが見込まれます。そして都市部でも、人口減少の本格化に伴い、いずれ同様な事態が招来することが予測されています。
- こうした将来見通しを踏まえ、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部を中心に、まち・ひと・しごとの全般にわたって人口減少に対する取組みが進められています。国が策定した総合戦略に基づき、地方自治体では『地方人口ビジョン』と『地方版総合戦略』の策定を行い、人口減少克服と地方創生のための取組を進めています。『地方人口ビジョン』では、地域の人口の将来推計、自然増減・社会増減の影響度分析などを行い、『地方版総合戦略』では、「まち・ひと・しごとの好循環」を生み出すため、「中山間地域等、地方都市、大都市圏等の各地域の特性に即した課題」の解決を目指して、「地域の特色や地域資源を活かした住民に身近な施策」を展開することとしています。



「地域共生社会」の実現

- 一方、厚生労働省では、2016（平成28）年7月、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「社会的孤立」など現代の日本が抱える社会的な課題に対する取組みとして、「地域共生社会」の実現を目標に掲げました。そこでは、「社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す」としています。改革の骨子として、「1 地域課題の解決力の強化」「2 地域丸ごとのつながりの強化」「3 地域を基盤とする包括的支援の強化」「4 専門人材の機能強化・最大活用」を掲げています。

- この方向性は、その年の『骨太方針（経済財政運営と改革の基本方針）2016』にも、次のように示されています。「全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。このため支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」と示されています。
- 平成30年2月に閣議決定された『高齢社会対策大綱』でも、「高齢者が地域活動の担い手として、役割や生きがいを持てる地域社会の構築」「認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの取組を推進」「地域を共に創っていく『地域共生社会』の実現」「地域住民や福祉事業者、行政などが協働し…個人や世帯が抱える地域生活課題を解決していく包括的な支援体制の構築等」「地域における多世代間の理解や助け合いを行える地域コミュニティづくりを推進」といった方向性が示されています。
- また、厚生労働省では、2016（平成28年）年に地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）が設置され、翌年9月にとりまとめた報告がなされています。この報告では、上記のまち・ひと・しごと創生総合戦略の動きも踏まえ、「地方創生の取組と、誰もが安心して共生できる地域福祉を推進しようという取組は、決して別々のものではない」としています。
- 具体的には、①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」…という姿勢と福祉以外の分野との連携・協働によるまちづくりに広がる地域づくり、②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで…地域住民や福祉関係者によるネットワークにより共生の文化が広がる地域づくり、③「一人の課題」から、地域住民と関係機関が一緒になって解決するプロセスを繰り返して気づきと学びが促されることで、一人ひとりを支えることができる地域づくりという、3つの地域づくりと、そのための「我が事」の意識の醸成が提唱されました。また「生活していく上で生じ得る課題は…『くらし』と『しごと』の全般にまで及ぶ」ことから、「本人や世帯の『くらし』と『しごと』を『丸ごと』支えていくこと、それを地域づくりとして行っていくことが、今後の福祉施策の中で重要」と指摘しています。



「つながりの場」としての地域コミュニティの意義

- 地域コミュニティには、「社会的孤立」のリスクを抱える人が、年齢や職種などを超えて他の人とつながっていく「つながりの場」としての力があります。
「社会的孤立」のリスクと言えば、単身高齢者の孤立が身近に感じられる現象です。高齢化に伴い、単身高齢者が7世帯に1世帯に達することが推計されており、単身高齢者をいかに見守るかは、すべての地域に共通する課題となっています。しかし、社会的孤立は高齢者だけの問題ではありません。たとえば「8050」「7040」問題*を抱える家族では、親の死によって子どもは即社会的孤立に陥りかねません。都市部で働いていた中年層が、親の面倒をみるために介護離職し地元に戻り、地域と無縁のなかで生活している人たちが増えているといった話なども聞かれます。今日、社会的孤立は、全世代にわたる問題と考えるべきなのです。

*8050 問題：ひきこもりの長期化などの理由で、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま社会的に孤立してしまう問題。

7040 問題：就職氷河期を経験したアラフォー世代が、非正規労働などにより収入が安定せず、親世代が定年退職を迎えたため、一家の生計が不安定になってきている問題。

- こうした「社会的孤立」のリスクを抱える人々が、他の人とつながることができる身近な場が、地域コミュニティです。地域コミュニティには、世代や職種などを超えたあらゆる人々が暮らしています。こうした人々と社会的孤立のリスクを抱える人々がつながることによって、その人の孤立が緩和・解消され、再び社会の中で生きていく力を取り戻すことができるのです。
- 「つながりの場」としての地域コミュニティが有する力を最大限引き出し、それを共生社会の構築に向けて活用していくことが、地域共生社会の実現にとって最も重要な課題であると言えます。



地域コミュニティと地域運営組織

- そもそも「(地域) コミュニティ」という概念は、1969 (昭和 44) 年の国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会の報告『コミュニティ～生活の場における人間性の回復』を嚆矢として、日本の政策の場面に登場したと言われていています。その背景に「地域共同体の崩壊」と「コミュニティの不在」があり、「コミュニティの必要性」が唱えられました。翌年には「コミュニティ (近隣社会) に関する対策要綱」が示され、モデル・コミュニティ事業などが行われ、以後、都道府県・市町村においてさまざまな取組が行われてきている経過があります。
- 同報告では、コミュニティを「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人および家族を構成主体として、地域性と各種の共通目標を持った、開放的でも構成員相互の信頼感のある集団」と定義し、わが国のコミュニティ概念の形成に大きな影響を与えました。コミュニティ・住民と行政との関係に関しては、上意下達方式からフィードバック回路をもつ行政への転換、「住民が生活の場に関心を寄せ、これを改善する方策を真剣に検討するような『下からの力』がコミュニティによって醸成される必要性」といった、現在のコミュニティ政策の基底をなす指摘が数多く示されています。その後、総務省では 2007 (平成 19) 年にコミュニティ研究会を新たに設置し「地域コミュニティ再生」にまつわる報告がなされました。翌年には総務大臣を本部長とした「地域力創造本部」を設置。その議論は新しいコミュニティのあり方に関する研究会に引き継がれ、2009 (平成 21) 年に報告がなされています。2013 (平成 25) 年には、地域の元気創造有識者会議が発足し、現在も各種施策が展開されています。
- 近年、地域コミュニティを支える組織として注目されるのが「地域運営組織」です。総務省では、2013 年に「暮らしを支える地域運営組織に関する研究会」を設置し、2016 (平成 28) 年に出された報告書において、地域運営組織を「地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内のさまざまな関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織」と定義しました。その後も、地域自治組織のあり方に関する研究会など不断の議論が続けられています。地域運営組織については、日本都市センターによる都市部の調査 (平成 26 年)、全国町村会による町村部の調査 (平成 29 年) も行われています。

- 地域運営組織については、まち・ひと・しごと創生総合戦略では2020年までに「住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：3,000団体をめざす」「小さな拠点（地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場）の形成数：1,000か所をめざす」というKPI（重要行政評価指標）が示されています。



主人公は地域で暮らす住民

- 地域コミュニティや地域運営組織に関する取組みは、国が旗を掲げ、市町村が計画を立てただけでは、また、地域の住民だけが孤軍奮闘しただけでは、十分な効果をあげられません。現にある地域生活の維持・強化を基軸に、行政と住民が連携を図り、現実にご当地プランを立て、プランに沿って行政の施策も活用していく地域力がなければならないからです。その場合、主人公となるのは、その地域に暮らす住民です。
- わが国の行政の仕組みでは、（地域）コミュニティ政策は総務省、地域共生社会は厚生労働省、農産漁村活性化は農林水産省、離島・中山間地振興は国土交通省、地方創生は内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局などと、各種事業が縦割りに行われています。それぞれ別の事業のように見えますが、目指す頂きは一緒です。これらの事業を、住民自身が「私たちの生活に使える事業はないか」という視点で眺め、「地域」という横串を刺した時に「使えるものは使っていく」という発想が必要なのです。当然、個々の住民が、各省が行う各種事業についての十分な理解を得ることは困難ですので、市町村が情報提供を行い、実際に現にある地域での住民活動を基に、市町村がその意を汲んだ施策化を行うといったことが求められます。
- 以上述べてきたように、地域コミュニティをめぐる取組みは、1970年代以降、コミュニティをめぐる政策として基本的な理念や施策が確立されてきた中で、今日に至り、「人口減少」という地域社会の存立そのものを突き崩しかねない『地域的な課題』と、「社会的孤立」など現代の日本が抱える『社会的な課題』の両者を解決する観点から、省庁横断的な政策課題として、地域住民が主体となって取り組まなければならないテーマとなってきています。



地域共生社会実現に向けた『地域コミュニティ』エリア情報整理シートの活用

- こうした状況を踏まえ、本検討委員会においては、実際に現にある地域での住民活動をより活気づけ、さらなる取組を促すためには何をしたらよいかを検討しました。その結果、自治体の職員や地域の住民が、足元の地域コミュニティの現状と限界を改めて見つめ直し、その維持・強化を図る上で参考となるような、地域コミュニティの基本情報を整理分析するシートを開発することにしました。
- 地域コミュニティの形成段階は、各地域によってさまざまです。既に相当に取組を進めている地域もあれば、まったく未着手の地域もあります。自治体の区域のなかでも

地域差があります。その中で比較的良好に聞かれるのは、地域存続のために何らかの取組の必要性は感じつつも、「何をしてよいのかよく分からない」といった自治体や地域の声です。

○地域コミュニティが、どのような形成段階に置かれていたとしても、そこで暮らす住民や市町村が共通理解としておこなうてはいけないのは、①その地域でどのようなニーズがあり機能を必要としているのか、②それらの機能がいま現在どれだけ具備されているのかです。必要があるのに不足しているのであれば、これを補うことを考える必要があります。現時点で、それらが自治体や住民の共通理解となっていないのであれば、共通理解を図るためのツールが必要です。

○そこで本検討委員会が作成したのが、自治体（市町村）や地域住民の方が、自分たちが「地域コミュニティ」だと考えるエリアを任意設定して、その地域コミュニティを基軸にどんな機能がそこに存在しているのかを「見える化」するシート、すなわち「地域共生社会実現に向けた『地域コミュニティ』エリア情報整理シート」です。このシートは、未着手の地域では、市町村が現状と限界を把握する上で有用な情報を得ることができますし、市町村は、そもそもどんなエリア区分がいいのかを検討する際にも活用できます。既に相当の取組を進めているのであれば、次なる一手を考えるために活用いただきたいと思います。

○このシートは、住民の意識啓発にも活用できます。このシートを埋めてみる作業を通じて、住民の方々が情報の共有化を図り、お互いの理解を深め、自らの地域は自らの手で運営していこうと「その気」になっていただくことができれば、大きな成果と言えます。地方では、「地域のことはお互い言わなくても分かっている」「まだコミュニティが機能している」「(だから新たな取組は) 必要ない」などと言われることもありますが、各人が目に見えないものや知らなかったことを「見える化」することで、お互いの齟齬を最小化していくことができます。「分かった心算」でいることが、どこまでお互い分かっているのかは、膝詰めで話してみなければ得心がいかないものです。その過程が非常に大事ではないでしょうか。

2 地域コミュニティをめぐる「全体像」

4つの主な論点—「機能」「組織」「人材」「財源」

- 次頁に「地域コミュニティのあり方について」という図を示しました。これが本論の全体像です。この全体像に沿って以下の記述がなされています。
この図では、左側に、「地域コミュニティをめぐる主な論点」とは何か、を示しています。ここでは、大きく4つの論点をあげています。「機能」「組織」「人材」「財源」です。
- まず、「どのような機能を果たすべきか」ということです。地域にはさまざまな生活ニーズがありますので、そのニーズを充足するために、地域ではどのような「機能」を果たすべきかを、大きく4カテゴリ11機能に整理しています。
- 次に、上記の「機能」を果たすためには、それを協議し決定し、実行する「組織」と「人材」、そして「財源」が必要となります。
「組織」のあり方については、大きな地域コミュニティでは機能分担を行う組織連携型となり、小さな地域コミュニティになるほどオールインワン型の組織となるといった傾向があります。そして、今日、地域コミュニティを支える「組織」として最も効果的・効率的な地域組織として考えられているのが「地域運営組織」です。
- 「組織」も、それを運営する「人材」がいなくては動きません。運営する以上は「誰でもいい」というわけにはいきません。地域を運営するうえでどういった「人材」が必要となるのか、そうした人材をどう養成し、確保するかが論点の一つとなります。
- 最後に、こうした活動が継続的に行われていくためには「財源」が必要です。住民相互のボランティア精神が根底にありつつも、いつまでも手弁当の活動を続けていては継続性が担保されません。市町村のなかには、地域運営組織や地域での活動に交付金、補助金を出しているところもありますが、こうした「財源」のあり方について考える必要があります。
- これら4つの要素のいずれが欠如しても地域コミュニティは成立しません。果たすべき「機能」の整理がつかないということは、「何をしたいのか分からない」という状態です。それを担う「組織」、「人材」がないということは、「誰が地域を担うのか」という問題が解決されていないということです。「財源」がないということは、地域活動の原資に欠けるということですから、そもそもの活動が危ぶまれるということになります。

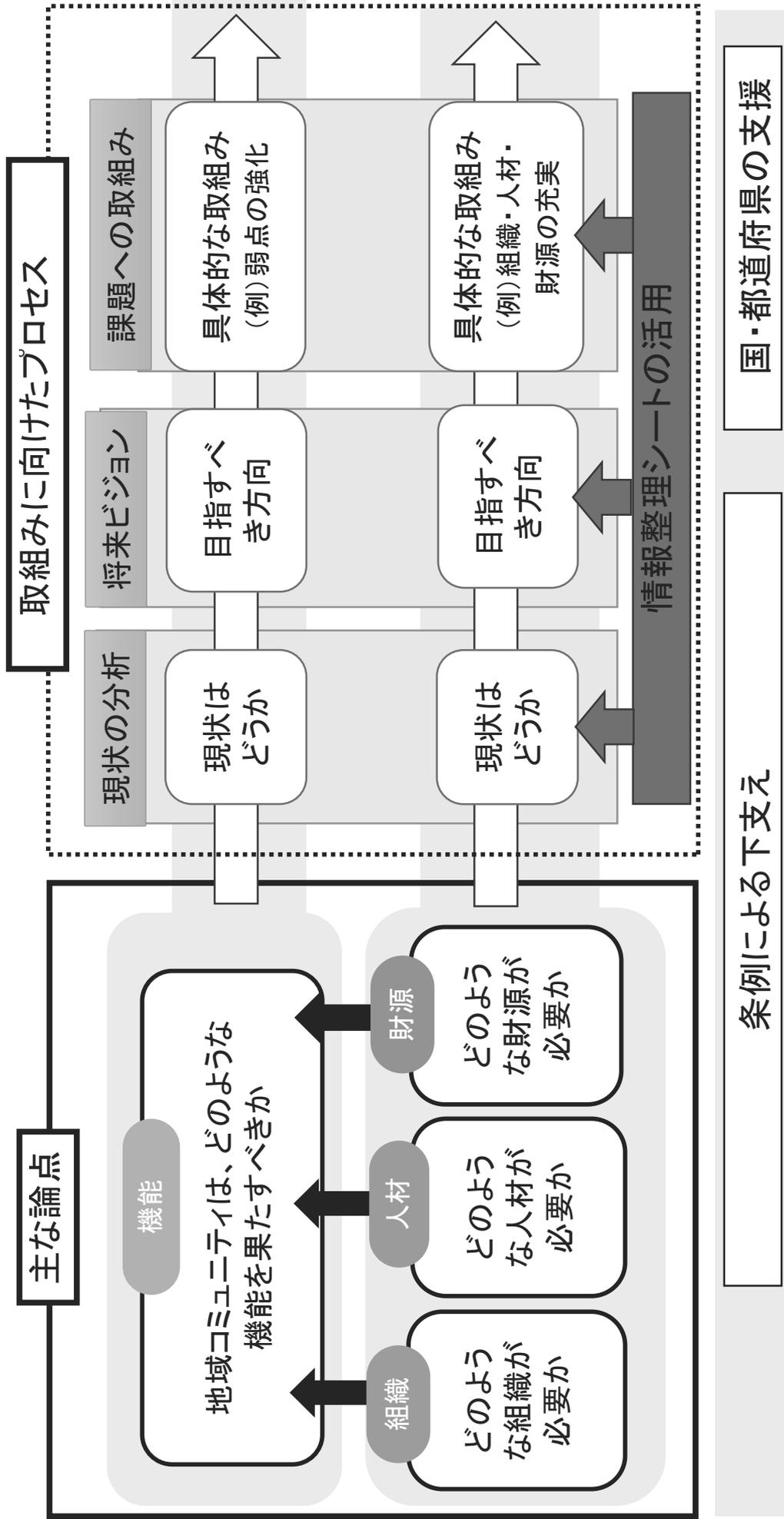
もちろん、常にこれらが十全な地域コミュニティが存在しているわけではありませんが、地域コミュニティの将来方向を考えるにあたり、住民も行政も少なくともこれら4つの論点についてどう考えていくかを明確にする必要があります。



取組みに向けたプロセス

- 図の右側には、地域のコミュニティのあり方を考え、将来像を構築していくために市町村をベースに取組むべきプロセスが描かれています。前に触れた『地域コミュニティ』エリア情報整理シートは、こうしたプロセスにおいて幅広く活用していくことを、想定しています。シートの記入・活用方法については第8章で説明します。
- プロセスの第1ステップは、前記の4つの主な論点を中心に議論を進めていくために必要な「地域の現状分析」です。今、地域が置かれている現状と将来起こる事態を正しく把握することが不可欠です。
- 続く、第2ステップは、現状分析を踏まえ、地域コミュニティの進むべき将来方向を示す「将来ビジョン」を策定する作業です。地域コミュニティの形成のためには、主人公となる地域住民の積極的な参画が必要です。いくら立派な方向性を打ち出しても、肝心の住民が他人事と思っているようでは前進しません。「将来ビジョン」の策定を通じて、自治体関係者はもちろんのこと、住民や幅広い関係者が目指すべき方向を共有することが重要です。
- 第3ステップは、「課題への取組み」です。当然ながら多くの地域では、将来ビジョンと現状の間には大きなギャップがあります。そのギャップを埋め、取り組むべき課題を一つ一つの解決していく作業が、この第三ステップです。
ニーズがあるのにもかかわらず、「機能」として不足していれば、これを強化する方策を考える必要があります。そのため、「組織」、「人材」、「財源」をめぐる数多くの課題が提起されることもあります。さらに、これらの課題の中には短期間では解決できないものが多いため、この取組みは3～5年程度の期間を想定するのが一般的と言えるでしょう。
- 上記の第1～3ステップを1クールとして、最初のクールが終了した後も続きます。PDCAサイクルの考え方の下で、地域を取り巻く環境の変化に伴い、新たなクールへと移行することとなります。
こうしたプロセスの下で、地域の現状を分析し、ビジョンを作り、それを踏まえて課題に取り組み、そこからまた出てくる新たな課題に取り組むというサイクルが出来上がれば、上意下達型や要求突き上げ型の地域ではなくなっていくはずです。
- 以上述べてきた、地域コミュニティをめぐる「主な論点」とそれに対する「取組みのプロセス」については、市町村が、地域住民や議会を含めた各分野の関係者に対して周知を図り、広く合意を得ることが重要です。このため、市町村が、こうした趣旨を盛り込んだ条例を制定することも方策として考えられます。
また、人材面や財源面を中心に、国や都道府県の支援を活用することも重要です。

地域コミュニティのあり方



3 地域コミュニティに期待される「機能」

地域コミュニティが果たすべき機能を考える

- 地域コミュニティが果たすべき機能（生活ニーズ）とは何でしょうか。
地域コミュニティにおける生活ニーズは多岐にわたり、列挙していけば切りがありません。しかし、一方では地域の人口減少が進み、いくら生活ニーズに応えようと思っても、それを実現するために必要な資源が地域になく、また、今ある資源も徐々に縮小していくことも想定されます。
- 限られた地域資源のなかで、地域コミュニティがすべての生活ニーズに対応することは困難です。どのような地域であっても、機能の選択と集中による重点化を図っていかなくてはなりません。先駆的に相当の取組を進めている地域であっても、将来的には現状を維持していくことも困難にならざるを得ない状況にあります。日本全体が人口減少していくわけですから、たとえいまその地域が「ひとり勝ち」していたとしても、その波に抗うことは難しいのです。
- 人口減少が本格化しつつある地域では、地域コミュニティとしてのアイデンティティを失わないために必要な機能とは何かを見極める必要があります。今後、人口減少の進行によって、これまで担ってきたコミュニティ機能が担えなくなってきた時に、存続させるべき機能は何かという「優先順位」も、住民の間で合意形成しておくべきテーマとなってくるでしょう。
- 以上述べてきたような厳しい状況を踏まえた上で、地域住民の「日常生活の維持」を図り、経済的・社会的自立を高めていくために真に果たすべき機能とは何かを、それぞれの地域が真剣に考えていくことが重要です。
その点では、地域の置かれている現状と将来の姿を、地域の住民自らが「我が事」と意識することがカギになります。この住民の意識の程度によって、今後、地域が向かう方向も大きく異なり、格差も生じてくるでしょう。このため、地方自治体は、できる限り多くの地域の住民に、自らの地域の経済的・社会的自立性を高めることに関心をもってもらうようにするための情報発信・啓発に努めなければなりません。



期待される機能を整理する

○上記のような観点も踏まえ、地域コミュニティに期待される機能を、大きく4つのカテゴリと11の機能に整理してみました。それが後掲『地域コミュニティ』エリア情報整理シートの「Ⅲエリア内の資源情報」です。

地域を描く	暮らしを支える・守る							稼ぐ	育てる	
住民自治	医療	介護・障害	介護予防・生活支援	相談支援・見守り	住宅・空き家利活用	防犯・防災	文化・祭り	農林水産・地域産業	観光	子育て・教育

(地域を描く)

○まず新たな時代の地域コミュニティの根本機能として、「自分たちの地域のことは自分たちで決める」「地域の将来像は自分たちで描く」といった機能が必要です。これを「地域を描く」とカテゴリ化し、住民自治、地域運営組織の取組として整理しました。

(暮らしを支える・守る)

○地域での「暮らしを支える・守る」といったカテゴリです。非常に多くの機能があるなかで、生活にもっとも密着している「医療」「介護・障害」「介護予防・生活支援」そして「相談支援・見守り」、住まいの安定的確保「住宅・空き家利活用」、地域を守る「防犯・防災」、地域住民としての誇り（シビックプライド）を醸成する「文化・祭り」の7機能として整理しました。

(稼ぐ)

○地域コミュニティとしての存続運営を図る上で必要な、「稼ぐ」というカテゴリです。地域にはそれぞれの特性にあった農林水産業や伝統工芸などの地域産業があります。また観光や国際交流を通じて活性化を図っている地域もあります。これらを「農林水産業・地域産業」「観光」の2機能として整理しました。

(育てる)

○地域コミュニティの次世代の担い手を「育てる」カテゴリです。「子育て」「教育」の2つを1機能として整理しました。また「人材育成」の取組は、各機能を担う地域組織でも行われていますので【シート4】【シート5】で整理することとしました。

4 「地域組織」のあり方

● 地域組織の現状と限界を見極める

○地域コミュニティが第3章で述べた「機能」を果たすためには、「組織」と「人材」と「財源」が必要となります。

そこで、まず「組織」のあり方について考えてみます。

○地域には、すでにさまざまな組織（地縁組織、福祉関係組織、介護・医療関係組織、各分野のNPOなど）があります。そうした組織は、それぞれに特性がある一方、限界も有しています。しかも、これらの地域組織の中には、長い歴史や独自の経緯を有するものも多く、外見や数値からだけでは、組織の運営能力や実態は判断できません。さらに言えば、これは次のテーマの「人材」にも関わりますが、組織を実際に主導している個人の能力や資質によっても、組織の力は大きく変わってくる面があります。

○そうした中で、地域コミュニティに期待される機能を踏まえて、それらの機能を担う「組織」として適切な組織を特定、もしくは設立するには、どのような点を重要視すべきかが、この問題の核心となります。

この「地域組織を見極める」という点について結論から言えば、それぞれの地域と地域組織の個別性があまりに強いため、一律に判断できる基準はなく、ケース・バイ・ケースで対応せざるを得ない、ということです。

ただし、そうであっても、判断の参考となるいくつかの要素は存在しますので、以下、それらを見ていきます。

○一つの大きな判断要素としてあげられるのが、「協議機能」と「実行機能」の違いです。「協議機能」とは、地域が抱える課題を共有し、その解決方法を地域住民が協議する場としての機能であり、これに対して、「実行機能」とは実際に地域でさまざまなサービスを提供するなど事業を展開していく機能です。第3章で掲げた「機能」で言えば、最初の「地域を描く、『住民自治』」の項目にあたるものが「協議機能」に該当し、それ以外は、基本的に「実行機能」に該当すると考えられます。

この両者の機能を担う地域組織は、組織の構成や方針決定のあり方、予算面の統制など各種の点で大きく異なってくるのが通例です。「協議機能」を担う地域組織では、誰が協議に参加し、方針を決定するかが最も重要となってきます。したがって、組織

の会員となり得る条件のみならず、議決に参加する理事の選出方法・権限や内部機関である総会などの議決方法は、地域住民の意思ができる限り正確に反映するものであることが重視されます。

これに対して、「実行機能」を主力とする地域組織の場合には、実際の事業が円滑に実行されることに主眼が置かれるため、その事業目的に沿って最も効果的・効率的な体制の構築と組織運営を追求していくことが基本方向となります。

○もう一つの判断要素は、「実行機能」の中での話ですが、具体的な事業の内容・特性・規模の違いです。地域組織が実行する事業にはさまざまなものがあります。第3章でも掲げたように、提供するサービスの内容は、『医療』や『介護・障害』から『観光』『子育て・教育』まで多様です。内容によって事業・予算の規模も大きく異なり、必要とされる専門性も大きく異なっています。

どのような事業を目的にするのかによって、それを担う地域組織も異なってくるのが通例と言えます。公的制度との関わりも大きな影響を与えます。公益性が高く、公的な資金が投入されているような分野と、営利事業に近い事業運営が認められている分野では、事業を担う組織のあり方は異なってきます。

○以上のように見てきますと、地域組織は個々の機能ごとに個別に設置・運営していくのが最も無理の少ない姿ではないかとも考えられるかもしれません。実際のところ、これまで我が国の地域組織は、「協議機能」の場としては自治会や町内会が活動してきましたし、「実行機能」を担う組織は、医療や介護、福祉分野は医療・社会福祉法人や社会福祉協議会、農林分野はJAや農業法人、経済産業分野は地域商工会といったように、各分野の地域組織が「縦割り」で事業を担うのが主流でした。

しかし問題は、地域の人口減少が進み、地域住民が減少する中で、これまでのような「縦割り」の構造は、もはや維持できなくなりつつあることです。第3章では、将来的には地域が多く機能を担うのは困難になるので、地域コミュニティとして必要な機能とは何かを「見極める」ことが必要であると述べましたが、地域組織も同様です。地域組織が数多く存在する地域では、できる限り統合していく必要があるのではないのでしょうか。これからの地域コミュニティにおいて中心的な存在となる地域組織は、できる限り広範な機能や事業を担うものであることが求められてきます。



「地域運営組織」の意義

○こうした中で、人口減少時代の地域組織として注目されるのが、「地域運営組織」です。地域運営組織の定義は、第1章で紹介したように、「地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内のさまざまな関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織」とされています。

地域運営組織にも多様な形態がありますが、特に注目される点は、「協議機能」と「実行機能」の両者を同じ組織が担っている点です。その結果、地域住民が基本方針の策定のみならず、具体的事業の実施にも深く関与することが可能となる一方で、事業運営の成果や失敗を、基本方針の見直し検討にフィードバックさせていくことが容易となります。また、事業も個々の分野に限定されることがなく、住民が必要と判断すれば、どのような分野の事業実施も可能な点も強みです。

○今後、地域コミュニティが進むべき「将来ビジョン」を策定し、それに基づき具体的な事業を展開していく場合を考えてみます。地域運営組織のように「協議機能」と「実行機能」をともに有する組織で作上げられた「将来ビジョン」は、たとえ組織内の体制が変わっても、住民の参画により決められた基本方針に基づき事業が実施に移され、継続していくことができます。また、仮に、その後事業に問題が生じ、基本方針を修正する必要があるケースには、そのことを素早く「将来ビジョン」の見直し協議へ結びつけることも可能です。

一方、いくら住民主導で「将来ビジョン」を策定しても、基本方針に基づく具体的な事業が一部の限られた人だけで運営されているのであれば、その人々がいなくなってしまうと、その後の事業展開が担保されません。事業の成果や失敗も、肝心の住民は他人事と受け止め、基本方針の見直しに結び付かない結果になりかねません。

○このように地域運営組織は、「住民自らが考え、自らができることは自らが行う」という考え方に即したモデル的な地域組織の一つと言えます。「我が事、丸ごと」を基本理念とする「地域共生社会」の実現にも、大きな役割を果たすことが期待されます。

5 「地域共生人材」の養成・確保

☀️ 地域コミュニティに必要な「人材」とは

○地域でよく聞かれるのは、地域を支える「人材」の高齢化とその後継者の不足です。地域コミュニティの機能を維持し、活性化するため必要な「人材」とは、どのような人たちでしょうか。

第4章で取り上げた地域運営組織を例に考えてみましょう。「協議機能」という面では、地域コミュニティの全体的な運営を担う代表者や基本方針の協議決定に関わる人材が必要とされますが、こうした人材は地域の事情に精通しているとともに、地域住民からの信頼が厚い人が望まれます。また、そうした人々の活動を専門的にサポートする観点から、自治体の行政をはじめとする制度・政策に明るく、できれば行政経験も有している人材や実務的な作業を担う人材も必要となります。

これに対して、具体的事業の「実行機能」の面では、当該分野の事業に見識や経験を有し、事業を確実に管理できる人材が不可欠です。企業で言えば事業部門のディレクターにあたるようなマネジメント・リーダーです。そして、そのマネジメントの下で、実際に現地で事業の実践に携わる人材をどれだけ確保できるかが大きな課題となります。

このように、地域コミュニティには、多種多様な人材が必要とされます。

○一方、地域住民の中には、企業や行政で仕事をした経験がある人、自営業としてビジネスに携わった人、福祉や教育の現場で勤務してきた人など、さまざまな人々がいます。それらの人々が、自らの多様な経験と能力を活かすことができるならば、地域コミュニティを支える人材として活躍することは、十分に可能です。その意味で「潜在的な人材」は多く存在しているのです。

人材不足を嘆く地域の多くでは、そうした人材を活かしきれていない状況が見られます。地域組織は、高い給与を支給し、人材を広く募ることができる民間企業とは異なります。基本的には、地域住民がボランティア・ベースの仕事として参画する組織です。いくら能力や見識があっても、無給でいいから自らが地域のために働こうという意識・意欲を持っていない限り、地域コミュニティを支える人材としての活躍は困難です。

行政からの押しつけでは、こうした人材は動きません。こうした人々を地域コミュニティの活動に導くためには、自治体や地域コミュニティ関係者は、地域で暮らす住民

がその地域で暮らしていることを誇りに思い、自らが参画する意欲を高めてもらうような努力と「仕掛け」が必要となります。

○逆に、地域のために働こうという意欲も能力も高いのですが、地域組織をはじめ地域コミュニティの中での集団活動に適合することが難しい人が存在することも事実です。自分勝手な行動をしたり、昔の職場での経験などを一方的に他人に押し付けたりして、組織やグループの規律を乱すような人も見かけます。また、地域住民の中では地域組織というものを全く知らず、組織において自分がどのような行動をとったらよいか分からない人もいます。こうした人々には、地域で他の人たちと「共に暮らす（共生する）」という感覚を身につけてもらうとともに、地域コミュニティに関する知識の習得や経験を積んでもらい、地域を支える中核的な人材として成長してもらうことが必要となります。

○以上述べたような、高い能力や意識を有し、地域コミュニティを支える中核として活躍できる人材を「地域共生人材」と呼ぶこととしたいと思います。



人材を養成する：「地域共生人材養成プログラム」

○こうした「地域共生人材」は、地域で自然と育ち、地域組織で確保できるものではありません。地域を支える人材の高齢化とその後継者の不足に陥る前に、自治体は、「地域共生人材」を積極的に養成し、確保していく取組みを進めなければなりません。その試みの一つとして、自治体が中心となって、地域住民を対象に「地域共生人材養成プログラム（仮称）」を実施することは、非常に有効であると考えられます。

○今後、養成プログラムを開発することが望まれますが、ここでは、いくつかの留意点を掲げておきたいと思います。

①この養成プログラムは、専門知識を学び、専門資格を取得するための科目履修とは根本的に異なります。地域住民が潜在的に有している多様な能力と経験が、地域組織をはじめとする地域コミュニティの活動に活かせるように誘導していくことを目的としています。

②このため、地域住民自らが暮らしている地域を誇りに思う「シビック・プライド」を醸成する要素が備えられていることが重要です。また、地域組織をはじめ地域コミュニティの中で活動し、生活していくために必要な「地域で他の人たちと共に暮らす（共生する）」という感覚を身につけてもらうことを目指す必要があります。

③上記のような意識形成とともに、地域組織や地域コミュニティの実際の現場で役立つような知識の習得を図ることも目指すことになります。

この点では、地域組織の運営において成功した事例や失敗して事例をベースにした「事例研修」や、実際に地域コミュニティ運営に苦勞している先人の話を聞く「講話」が有効と考えられます。また、グループ・ディスカッションなどを通じて、地域での集団活動に馴染んでもらうことも考えられます。

行政職員の「配置」を考える

○地域コミュニティをめぐるさまざまな課題の中には、どうしても地域住民のみの力では対処が難しいケースもあります。その場合には、行政や制度に関する専門知識や人的ネットワークを活用できる地方自治体職員の個別の支援が必要となってきます。このため、今後は地方自治体が職員を地域に張りつけて地域コミュニティの運営を支援していく取組みも必要になってくるでしょう。

○高知県では、すでに県の職員を「地域支援企画員（平成 29 年度 64 名）」として地域に張りつけています。地域支援企画員は、地域のニーズや思いを汲みながら、地域の振興や活性化に向けた取組みを支援するとともに、県と地域をつなぐパイプ役となって県の政策をはじめとする情報を地域に伝え、県民の声を県政に反映するため、地域とともに活動を行っています。

また、三重県名張市では市の保健・福祉担当職員（2 名）を「まちの保健室」として、15 の地区にそれぞれ配置しています。地域住民の保健や福祉に関する専門的な相談・指導にあたっているほかに、地域運営組織が行う保健福祉分野の活動の支援を行っています。

これまで都道府県や市町村では、本庁庁舎や地域支所に職員を配置しているのが通例ですが、もっと地域に近い地域コミュニティまで分散配置することも検討すべき時期にあるのではないのでしょうか。

地域に想いを寄せる人の「働き方」の創出

○地域の人材に関連して、本委員会の議論の中では、「4 年目を迎える地域おこし協力隊」問題も指摘がありました。地域おこし協力隊の活動期間は「おおむね 1 年以上 3 年以下」とされています。せっかく地域に馴染んで、その後も地域に留まりたくても、生活の糧となる生業がなくては留まることができません。つまり人材が流出するということになります。

過疎化が進んだ条件不利地域である山村、離島、半島といったところでは、ひとつの

職業で生計を立てることは困難です。まして外部からやってきた人間にとってはなおさらのことです。

○そのため、いくつかの生業を組み合わせるというライフスタイルが、さまざまな地域で現れ始めています。地域でひとつの職業を提供することは無理でも、生活ニーズに即したニッチな市場は存在します。そうした小さな稼ぐ場を発見し、働く場を創造することで、地域に思いを寄せる人材の流出を防ぎ、呼び込むこともできるかも知れません。

○本委員会では、「半農半X」に倣った「半公半X」的発想で、行政職員（や社協職員）も3日間を公務に当て、地域のことを知るために、残りの日を地域活動や他の生業に当てるというあり方もあるのではないかという意見もありました。
例えば、「半公半X」により空いた分のこれまで地方公務員が行っていた仕事を、こうした人たちに提供することで移住者を増やすというやり方も、定数管理上の問題等がありますが、ひとつの考え方としてあるのではないか、そこまでしないと地域に人材を環流させることは無理なのではないかという意見もありました。

○こうした地域に思いを寄せる人が生活を維持できる「働き方」を創造し、普及していくことが、これからますます重要となってくるでしょう。

6 地域の「財源」を考える

補助金と交付金

- 地域コミュニティを運営していくためには、そのための財源が必要となります。多くの地域住民がボランティア・ベースで仕事をするとっても、さまざまな費用が発生しますし、事業を開始、継続していくためには、一定規模の資金が必要となってきます。したがって、その費用をカバーする財源を安定的に確保していないと、地域組織をはじめ地域コミュニティの持続的な運営は確保できません。
しかし、地域運営組織もそうですが、地域コミュニティは住民から税を徴収する権限はありませんので、さまざまな形で自らの活動を支える財源を創り出していくしかありません。
- 最も一般的なのは、自治体からの提供される資金です。実際に地域の組織や団体には、市町村などからさまざまな目的と名目でさまざまな資金が提供されています。その中には、大きく「補助金」と「交付金」の2種類があります。いずれも地域運営のための金銭を配分するという点に変わりはありませんが、補助金と交付金のどちらがより適切かという議論があります。
- 一般的に、補助金が特定の事業を行うために不足する分を、用途を定めて補助するスキームなのに対し、交付金は、市町村が地域運営の目的のために条例等に基づいて、多くは用途を指定せず資金を交付するスキームです。
よく知られる三重県名張市の「ゆめづくり地域予算制度」は、用途自由な一括交付金であることを謳っています。愛知県高浜市は小学校区ごとにまちづくり協議会を立ち上げていますが、こちらも交付金や公民館の指定管理を行う委託金などの名目で財源を担保しています。
- どちらが良いとは一概には言えませんが、先進地の話などを聞いてみると、住民も行政側も、責任の所在が明確となる交付金の方が望ましいとする意見が多いようです。補助金という提案が出た時に、住民たちから「私たちに信頼しないのか」といって、結局交付金の形に収斂してきたという地域もあります。



地域を支える「財源」を考える

- 地域組織の活動の有り様はさまざまです。したがって、一様に財源を示せるものではありませんが、各分野の事業やまちづくり・地域づくりに関連した補助の仕組みは、国や都道府県及びにそれらの関係機関、さらには民間団体や企業などに数多くあります。
たとえば、介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業には、高齢者の介護予防・生活支援を行う「住民主体サービス」に対して、補助のスキームが設けられています。市町村からの資金提供も考えなくてはいけません、その他にも地域組織が自らの活動に合う補助金を活用することが必要となってきます。
- しかし、現実の問題として、地域全体にわたる機能を担う地域組織に対する財源としてふさわしいものは、多くはありません。それは、国をはじめとする行政の仕組みや制度が、省庁別、事業別に「細切れ」で「縦割り」になっているからです。
本来は、国においても、「交付金」のような形で地域が地域の特性に応じて自由に使える資金を提供するような制度を導入すべき時期にあるのではないのでしょうか。今後の動きに期待したいと思います。
- 一方、地域運営組織では、住民から会費を徴収して自主財源に充てることが多いようです。どの範囲（世帯ごとなのか個人からなのか等）にいくら徴収するかという問題もあるわけですが、まったく徴収しないよりは、些少でも会費を徴収することで、地域住民の参加意識が生まれるといった効果の方が大きいと言えます。
このことは、地域の活動全般について言えます。たとえば生活支援サービスを提供するにしても、地域住民同士なのだから「無料で行う」とするよりは、サービスを利用する住民にとっても利用料を徴収した方が、そのお金が地域組織の運営継続に充てられるわけですし、「気が楽」「ただでサービスを受けるのは気が引ける」という声が多いようです。
- 中には、地域組織の自主財源率を高めるために、「稼ぐ」側面を重視して、地域の特産や地場産業などを元手に「外貨」を獲得する取組は各地で行われています。いきなりブランディングを行うことは難しいかも知れませんが、地域の実情に応じて考えていく必要もあると思います。

7 地域の現状分析を行う



地域の現状分析

- 地域のコミュニティのあり方を考え、将来像を構築していくために市町村ベースで取り組むべき「プロセス」について、補足しておきたいと思います。
第1ステップは、前記の4つの主な論点を中心に議論を進めていくために必要な「地域の現状分析」です。今、地域が置かれている現状と将来起こる事態を正しく把握することが何よりも不可欠です。前に紹介した『地域コミュニティ』エリア情報整理シートは、こうした現状分析に活用していくことが、想定されています。
- 「現状分析」と言うと難しく感じるかも知れませんが、学術的な分析を求めているわけではありません。難しいことをしようというわけではなく、情報整理シートを伝手にして「地域でどのような機能が果たされているのか」「どのような組織・人材が活躍し、財源が活用されているのか」を関係者がお互いに確認し合ってみることで。
- 例えば、「どのような機能が果たされているのか」というと、地域で既に活動されている人たちにとっては、「私たちは別に機能を果たすために活動しているわけではない」と感じてしまうかも知れません。そんな場合は、「地域で自分以外に活動されている人は、どんな活動をしているのだろうか」と知ろうと思うことが「地域でどのような機能が果たされているのか」を分析することだと考えてみてください。
また、「どのような組織・人材が活躍し、財源が活用されているのか」とは、「その活動をどんな風に行っているのか」をお互いに情報提供し合い、情報の共有化を図ることだと考えてもらえばよいのです。



将来ビジョンの策定

- 第2ステップは、現状分析を踏まえ、地域コミュニティの進むべき将来方向を示す「将来ビジョン」を策定する作業です。
そもそも地域コミュニティのビジョンが存在しないと、いくら個々の住民が積極的に活動を行っても、地域コミュニティが抱える課題解決に向けて、どの程度まで取り組みが進んでいるのかも正しく把握することができません。地域コミュニティがこれから

目指す方向として「将来ビジョン」を描き、住民や自治体関係者の共通となる「目標」を設定することが必要となってきます。

- 逆に、いくら「将来ビジョン」で立派な方向性を打ち出しても、肝心の住民が他人事と思っているようでは、全く前に進みません。将来ビジョンの策定には、地域コミュニティの形成の主人公となる地域住民の積極的な参画が必要不可欠です。自らが作った「将来ビジョン」だからこそ、住民もその実現に向けて力を尽くすのです。



課題への取組み

- 第3ステップは、「課題への取組み」です。
これは、「将来ビジョン」の実現に向けて障害となっている課題の解決に向けた取組みです。多くの地域では、将来ビジョンと現状のギャップを埋めるために、数多くの課題が提起されることになると思われます。そうすると、あれもこれも課題に同時に取り組むことは難しくなります。
そのため、課題に優先順位をつけて、3～5年程度の期間内にどのような進め方で取り組んでいくかという「アクション・プラン」を作成することも有用です。
- ここで、市町村がとるべき基本姿勢について述べておきたいと思います。
この地域が取り組むべき「課題」の抽出もそうですし、前述の「将来ビジョン」の策定もそうなのですが、市町村職員の中には、行政がやってしまった方が簡単で早いと思うケースもあるかもしれません。しかし、それは避け、あくまで地域コミュニティ関係者や住民の取組みを側面からサポートする姿勢で臨むことが重要です。
- 先進自治体とされるところでも、そうやって地域を大事に作りあげてきました。そうした先進自治体から学ぶことは、地域コミュニティを形成するには時間がかかるということです。失敗を含めた紆余曲折あるプロセスのなかで、住民も行政も関係者全員が関わるという関係性を、時間をかけて構築していく姿勢が大切なのです。
そうしないと住民と行政との連帯は生まれません。先進自治体の言葉を借りれば「自治体としての覚悟を示す」必要があるといえます。

【 活用解説 】

**地域共生社会実現に向けた
『地域コミュニティ』エリア情報整理シートの活用の留意点**

【活用解説】

地域共生社会実現に向けた 『地域コミュニティ』エリア情報整理シートの活用の留意点



本シートの目的・概要

- 「地域共生社会実現に向けた『地域コミュニティ』エリア情報整理シート」は、地域づくりを進めようという人たちが、自分たちの地域にある資源情報を確認し、地域づくりの次なるステップにつなげていくために作成しました。
- まず【シート1】で、実情に応じた『地域コミュニティ』を形成すると思われる任意の地域エリアを設定し、エリアの面積（空間的な広がり）や人口構成（地域コミュニティを担う人材）、またそれらに関する各種係数（人口密度、高齢化率）、地域運営の拠り所ともなる小学校、中学校、公民館数などの数を確認します。
- 【シート2】では、地域エリアの将来の人口を推計します。最近の傾向が続いた場合、今後の性別や年齢階級別の人口や総人口がどのように推移していくかをみることで、人口減少や高齢化のスピード・規模等を把握し、エリアのサービスへのニーズ・今後のニーズの変化などを考える基礎とします。
- 【シート3】では、地域コミュニティを構成する要素を大きく4領域10分野に分け、当該エリア内に住民主体による活動がどれだけあるのか、また地域生活に欠かすことのできない医療、介護・障害サービス等がどれだけあるのかを、一覧として「見える化」します。こうすることで、エリアに不足する分野を確認することができます。
- 【シート4】【シート5】では、【シート3】で取り上げた個々の住民活動について取り上げます。活動のキーパーソンは誰なのか、どういった活動を行っているのか、組織体制や次世代育成のための取り組みなど、より深掘りした情報を整理していきます。



誰が使うのか、効果として何を狙っているのか

（行政職員の情報共有ツールとして）

- まずは市町村や都道府県など、地域づくりを担当する各部局の行政職員が、本シートを使ってエリア情報を整理してみることを意図しています。従来の行政機構では、地域運営（組織）というと地域振興課などの部局が、福祉のまちづくり・ボランティア

育成という地域福祉部局などが担当するといったことが多いかと思います。また地域の産業に関することは、農林水産課、観光課などの部局がかかわるでしょう。

○本シートが目的とする「地域共生社会実現」のためには、これらの部局に所属する行政職員等が、自分が担当する施策だけではなく、行政の縦割りの垣根を乗り越えた発想をもって行動をしなければなりません。そのためには、担当以外の施策や地域住民による取組を知っている必要があります。本シートは、その必要情報を共有化するためのツールです。

(住民同士の情報交換ツールとしても)

○次に、一度行政内で整理した情報を元手に、当該エリアの活動を担っているキーパーソンの方や、住民の方に集まっていただき、同じ作業を地域のなかでワークショップなどの形で行っていただくことを意図しています。有効な地域運営組織を形成するために、ワークショップの重要性が説かれています。これにより当該エリア内のキーパーソンや住民の間の情報共有化を図ります。また行政がこれまで把握していなかった活動の把握を図ります。

○そうすることで、これまで分野が違うために出会うことがなかった地域活動のキーパーソン(担い手)との接点を生みだしたり、同じような活動を行うグループの役割分担を促したり、当該エリアにない分野の活動の創造を促したりといった副次的効果を期待しています。

○既に取組の進んでいる地域では、当該地域の取組をシートに落とし込んで「見える化」することで、これまでの地域の振り返りを行い、次なるステップにつなげるための基礎資料「情報交換ツール」として活用していただくことを期待しています。

(シート4・5でより深掘りした情報を)

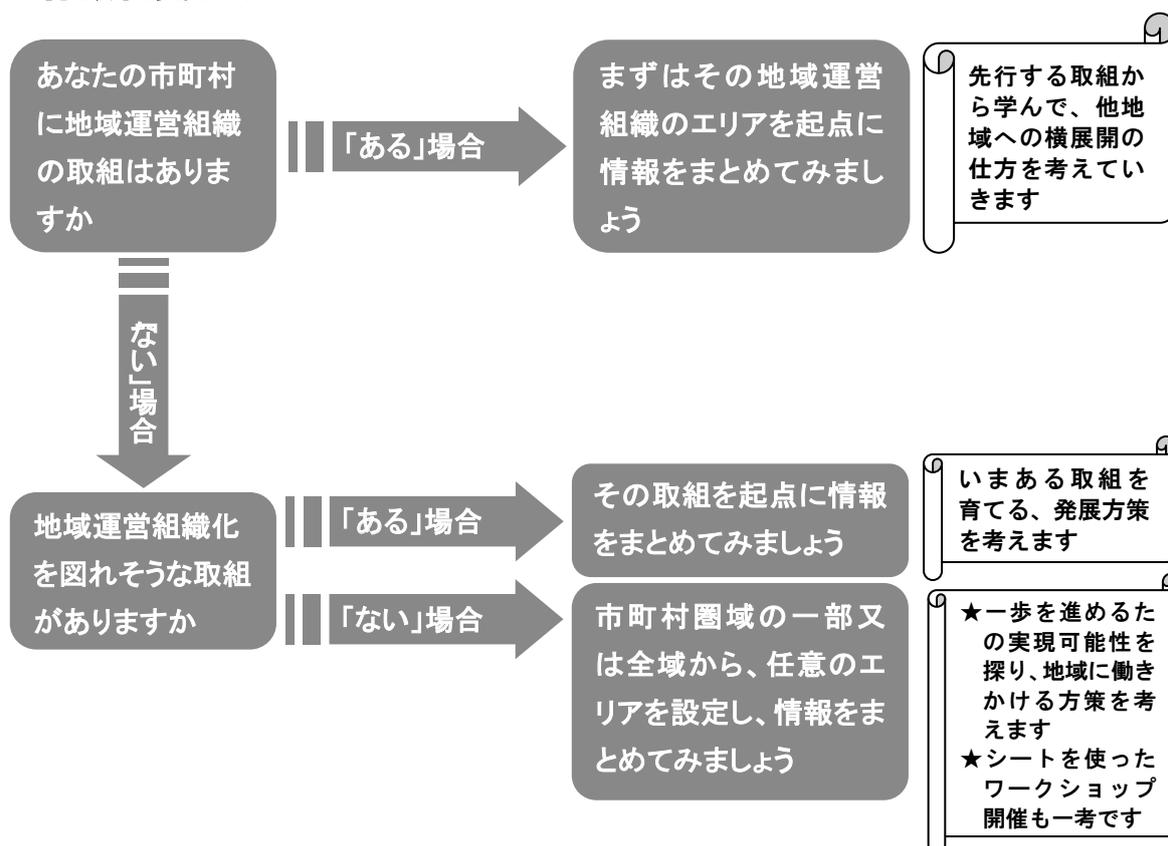
○シート1は地域の基本情報の整理です。シート3は、冒頭の「将来ビジョン」で示した「機能」の整理を、シート4・5は同様に「組織」「人材」「財源」を整理することを目的としています。

○シート1・3が当該エリアに関する情報共有・情報交換のためのツールであるのに対して、シート4・5ではシート3で洗い出し確認したさまざまな取組事例について、主に行政職やその取組のキーパーソンの方に記載していただくことで、より深掘りした情報知るための活用を企図しています。

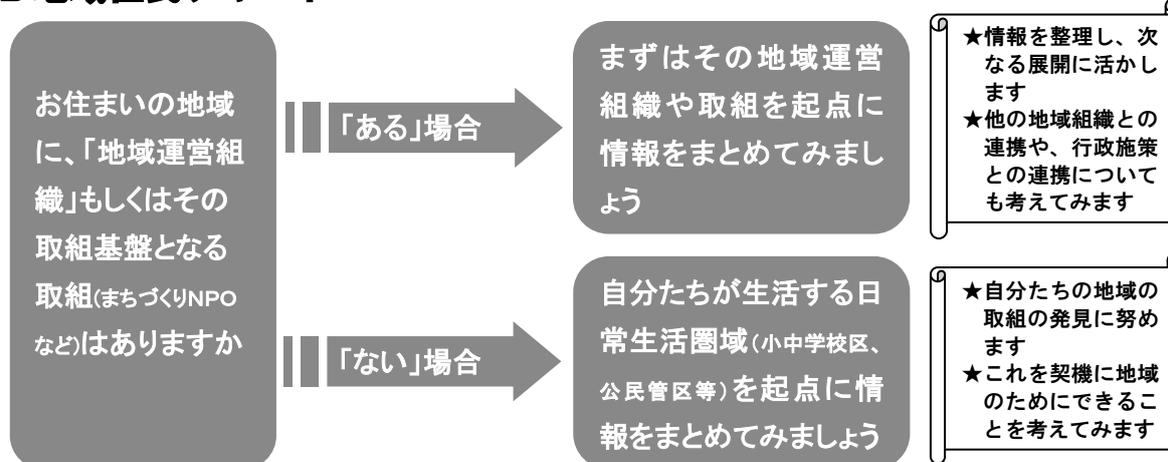
○次頁以降に、シートに記載してみるにあたっての留意点について記しておきます。

地域共生社会実現に向けた (つながりの場・地域セーフティネット) 『地域コミュニティ』エリア情報整理シート 活用フローチャート

A 行政職員チャート



B 地域住民チャート



【シート1】エリア情報

●エリア情報の項目

- エリア内の面積、世帯数・人口、人口密度、高齢化率、小・中学校数、公民館数、地域の特定を書き込みます。要は、当該エリアにどれだけの人が住んでいて、どういった土地活用がなされているのかといった概況を把握します。
- 記載事項を正確に埋めることが目的ではありません。エリアの設定の仕方により、数字が不明な場合もでてくるかと思えます。その場合は概数で構いません。どうしても分からない数字は空欄のままで結構です。

●エリア名（A）

- まず任意で地域コミュニティのエリアを設定します。
既に地域運営組織・地域組織の活動実態、基盤となる取組がある場合は、地域コミュニティとして切り出せる具体的なエリア設定し、その名称を記載します。
- 市町村が地域運営組織の取組を展開していこうとする準備段階において、エリア設定区分のバランスを仮想的に検討するなどの場合は、任意のエリア名（地元地区の連名など）で構いません。
- 当該エリア内の総人口を記載します。これにより地域コミュニティの担い手となる母集団の人口数をまず把握します。

●総人口（B）

- できれば、人口構成の内訳も記載してみてください。どうしても把握したいのは、「15歳未満（B1）」「61歳～64歳（B5）」「65歳～74歳（B6）」「75～84歳（B7）」「85歳以上（B8）」です。「75～84歳」「85歳以上」はまとめて「75歳以上」（後期高齢者人口）でも構いません。
- 「15歳未満」は、言うまでもなく義務教育までの子どもの人口です。この人口数と小学校・中学校数とのバランス・地域の特性をみます。小中学校の統合も進んでいます。エリア設定があまりに狭すぎると0校になりますし、離島のように周辺地域との統合が難しい場合は、人口数百人規模で小・中学校区となっている場合もあります。山村留学や離島留学により地域コミュニティ外部の子どもたちを受け入れて、地域活性化に取り組んでいるところもあります。こうした学校区を単位とした地域のまとまりや特性を考えていただく端緒として、「15歳未満」人口を把握します。
- 「65歳～74歳」は、前期高齢者の人口です。「高齢者」と一口に言っても、介護や医療が必要になってくるのは後期高齢者、多くは80歳以上になってからです。「65歳～74歳」に加え、退職直後世代である「61～64歳」人口は、地域コミュニティを担う主翼世代としての活動が期待されているところも多いでしょう。そこを把握するための数字です。
- 「75歳～84歳」「85歳以上」は、後期高齢者の人口です。地域コミュニティをみるうえで、前期高齢者が多いのか、後期高齢者が多いのかでは、地域コミュニティとしてとるべき取組が異なってきます。一概には言えませんが、前期高齢者が多ければ介護予防的な取組の重点化が望まれます。後期高齢者が多ければ、介護や医療サービスの充足や、サービスの事業参入が見込めない地域では代替的なサービスの検討が必要になります。
- 残りの世代は稼働年齢層（15歳～64歳まで）と呼ばれます。多くの場合、「15歳～17歳」は高校生にあたる世代ですから、地元で高校があればそのまま住み続けていることが想定されます。しかし、地元で高校がなく、高校進学と共に地元を離れなくてはならない地域もあります。「18歳～21歳」は大学・短大、専門学校に通う世代にあたります。地方の多くの地域では、大学進学などを機に地元を離れ、都市部へ人口が流出している実態があります。市町村が策定している「地方版総合戦略」では、これらの数字を把握し、若者世代の環流を図る取組がなされています。

【シート1】エリア情報

- こうした概況を捉まえたうえで、ではそのなかで実際に地域コミュニティ活動に参加していただける人がどれだけいるのか、それは誰かとといった具体を詰めて考えていきます。反対に、ここまでの作業を行って「人（材）がない」といったことが明らかになれば、外部からどうやって人を呼び込むのかを考えなくてはなりません。場合によっては、市町村同様、地域コミュニティの再編統合といったことを考えなくてはならないかも知れません。
こうした問題を、地域コミュニティ単位で考えてみる端緒として、いささか細かい年齢区分の記載欄を設けています。

●世帯数（C）

- 人口構成の把握に付随して、当該エリアの世帯数も記載します。
- 人口÷世帯数により、1世帯当たり人口が分かります。これにより、たとえば1世帯当たり5人以上となれば3世代同居が多い地域ではないかと類推されます。反対に2人前後であれば、核家族化や高齢独居・2人のみ世帯化が進んでいるのかといった概況を、数字として類推することができます。
そのうえで実際にどうなのかを、より詳しくみてみるとよいでしょう。

●面積（D）

- 当該エリアの面積を記載します。総面積が大きくても、人が住んでいる地域はそのなかのごく一部といったこともあります。当該エリアがどういった地域なのかを数字として把握するための項目です。
- さまざまな面積の記載項目が示されています。可住地面積は「総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いた面積」です。宅地面積は、宅地登録されている土地の面積です。住宅地のほかに工業用地なども入ります。田面積と畑面積を合わせたものが耕地面積です。畑面積には普通畑、樹園地、牧草地があります。自然公園面積は「国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の面積の合計」です。
- 当該エリアにどういった種類の土地が多いのかを把握することで、地域内にある土地の利活用を図る目安となります。
- 当然、市街地や団地といったところでは、総面積に占める宅地（住宅地）の割合が高くなります。酪農業が盛んなところでは耕地面積の割合が高くなるでしょう。中山間地では森林面積が高くなるので、その利活用に加えて保全が課題になるかも知れません。自然公園があるのに、グリーンツーリズムなどの取組が行われていないといったことを発見する手がかりになるかも知れません。
- 漁村のようなところでは、海に向かって開発が行われきた経緯から、総面積が少なく隣接する農村地域がすぐそこまで迫っているという場合もあります。そうした場合は海を資源とした利活用のあり方を考えようという契機になるかも知れません。
- より詳細な耕地面積の情報は、農林水産統計等から知ることができます。また市町村ごとの面積は『全国都道府県別市区町村別面積調』を通じて知ることができます。こうした統計・調べの元となる地域の数字が、地元の役場などにはあります。
- あくまで、シートへの書き込み「見える化」する作業を通じて、地域コミュニティのエリアの特性を共通理解として掴むことが目的です。数値を確定することが目的ではありませんので、概数による把握でかまいません。

【シート1】エリア情報

●人口密度（E）

- 総面積を総人口で割った数値が人口密度です。人口密度を知ることによって、当該エリアの人口の粗密の度合いが分かります。また逆に総人口を総面積で割った数値が当該エリアの1人あたり面積です。住民1人あたりで、どれだけのエリアを維持保全していくかを考えるうえでの基礎数値となります。
- ただ実際には、エリアの多くが国有林であるとか、開発企業が所有しているといった実際もありますので、土地所有の実際のあり様も含めて参考とする必要があります。

●高齢化率（F）

- 高齢者（65歳以上）の人口を総人口で割った数値が高齢化率です。前期高齢者（65歳～74歳）の人口を総人口で割った数値が前期高齢化率です。後期高齢者（75歳以上）の人口を総人口で割った数値が後期高齢化率です。高齢化率だけでなく、前期高齢化率と後期高齢化率も算出してみるとよいと思います。高齢者数で確認した人口構成を割合（率）として確認します。
- 高齢者の健康度には、過去に行われた保健施策などにより地域較差があることが指摘されていますが、介護や医療サービスの助けが必要になってくるのは概ね後期高齢者になってからです。地域には農作業に勤しんだり、現役で働いている65歳以上の方はたくさんいます。ただ「高齢化率が高い」＝お世話が必要というだけでは指標にはなりません。
- これに加えて60歳～74歳人口を総人口で割った退職直後世代を含めた前期高齢化率を算出して比較するとよいでしょう。特に都市近郊の団地などでは、造成時期に応じて、年齢構成が大幅に異なり、コミュニティの熟度も相応に異なるという傾向がみられます。

●小学校数（G）・中学校数（H）

- 教育や子育ての起点となる、小学校数と中学校数を記入します。
- PTAをはじめとした、学校区単位で行われる地域活動があります。また地域連携推進校（コミュニティスクール）の取組が進められ、地域の方々が登下校の見守り活動を行ったり、補習教室の丸つけ隊として参画するなどの取組が行われています。しかし、その多くが親たちの活動に留まっていて、地域全体の活動にまで展開している事例はわずかです。
- 地元地域に小学校、中学校（及び高校）があるか否かは大きな違いです。エリア内の小学校や中学校がなければ、エリア内からエリア外に通う子どもたちを地域コミュニティとしてどう支えるかを考える契機としていただきたいですし、小学校や中学校があるのであれば、学校を起点とした地域活動などの取組を行うきっかけとしていただければという狙いがあります。

●公民館数（I）

- 公民館は社会教育法第20条に位置づけられた社会教育機関です。地域運営組織が、公民館活動のなかから発展してきた事例がみられることから、地域の活動拠点となり得る一例として、エリア内の公民館数を記入します。
- 非常に大規模な公民館もあれば、数集落規模で設置されている公民館もあります。公民館活動が盛んなところが、地域コミュニティのエリア内にある、あるいはエリアと一致するというのであれば、公民館活動を契機とした地域運営を企図してもよいかも知れません。

●地域の特性（J）

- 任意で設定した地域コミュニティのエリアが、どんな地域であるのかを記入します。
- これまで記載してきた数字等では表すことができないような、たとえば今後高齢化を迎える新興開発地域であるとか、古くから生活を重ねてきた住民が多い地域であるとか、住民活動が盛んな地域であるとかといった事柄を記載します。

【シート2】エリアの将来推計人口

●地域別人口推計について

- 現在、地域別人口推計として一般的に知られているものとしては、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」があります。ただし、この推計は、都道府県及び市区町村までの推計であり、市区町村内の一部の地域エリアの推計には対応していません。
- また、上記平成25年3月推計は、全国推計である「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」に対応したもので、全国推計については、その後、平成29年4月に「日本の将来推計人口（平成29年推計）」が公表されています。現在、国立社会保障・人口問題研究所においても、この新しい全国推計に対応した地域別人口推計について検討が進められているものと考えられますが、本報告書作成時点で、まだ公表されていません。
- こうしたことを踏まえて、本報告書では、独自に、最新の平成27（2015）年国勢調査と、1回前の平成22（2010）年国勢調査とを用いて、平成22年から27年への人口の変化の傾向が今後も続いたとした場合の人口推計を行うことができるワークシートを作成しました。

●本報告書のワークシートについて

ワークシートは「地域ケア政策ネットワーク」のホームページからダウンロードいただけます。

（基礎となる数値）

- 平成22（2010）年及び平成27（2015）年の国勢調査の「小地域集計」「人口等基本集計に関する集計」の「年齢（5歳階級）、男女別人口、総年齢及び平均年齢（外国人－特掲）－町丁・字等」から、推計対象とする地域エリアの、性別・年齢5歳階級別人口を作成します。年齢5歳階級は、「10歳以上」の階級まで、「年齢不詳」も使用します。

<参考>国勢調査のデータが掲載されているページ

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200521&kikan=00200&result_page=1

- ただし、独自に、例えば、住民基本台帳のデータを用いたい等の場合には、独自のデータを入力することも可能です。

（推計の概要）

- ワークシートの説明に従って、上記で作成した、推計対象とする地域エリアの、性別・年齢5歳階級別人口を入力すれば、自動的に、年齢不詳が各年齢に按分され、推計に必要な基礎率が作成され、2065年までの性別・年齢5歳階級別人口が推計されます。
- 推計は、「コーホート変化率法」を用いています。これは、例えば、ある年の10～14歳人口が5年後に15～19歳になるときの変化率を仮定して、推計を行う方法です。デフォルトの設定では、例えば、10～14歳人口の変化率は、平成27（2015）年の15～19歳人口÷平成22（2010）年の10～14歳人口と仮定し、その変化率が今後もずっと続くものと仮定していますので、今後の寿命の伸びを仮定していないことや、平成22（2010）年から平成27（2015）年の間に一時的な移住等の人口変動が合った場合にもそれと同じような事象が今後もずっと続くという仮定になっていることに留意が必要です。
- また、0～4歳人口については、0～4歳人口の15～49歳女性人口に対する比率と、0～4歳人口の男女比を仮定して、推計を行っています。デフォルトの設定では、平成27（2015）年における0～4歳人口の15～49歳女性人口に対する比率と、平成27（2015）年における0～4歳人口の男女比が今後もずっと続くという仮定になっています。
- 上記のような仮定値を独自に設定する場合には、ワークシートの説明に従って、独自の仮定値を所定の箇所に入力することで、独自の将来推計を行うことができます。

【シート3】エリア内の資源情報

●エリア内の資源情報の項目

- シート3「エリア内の資源情報」は、地域組織を含めた多種多様なプレーヤーを束ね、地域全体が機能的に動くようにしていく『地域マネジメント機能』を発揮していくために、それぞれの地域組織がどのような機能（実行機能）を発揮し、互いに連携を図りながら地域の意思決定（協議機能）を行っていくか＝地域コミュニティを作りあげていくのかを探るためのものです。
- 地域生活で必要とされる機能を大きく「地域を描く」「暮らしを支える・守る」「稼ぐ」「育てる」の4カテゴリ11機能に分けて記載してみることで、資源の集積度合（粗密）を確認します。
- 「地域を描く」では、「地域運営組織」について記載します。
「暮らしを支える・守る」では、「医療」「介護・障害」「介護予防・生活支援」「住宅・空き家利活用」「防犯・防災」「文化・祭り」という6つの機能について記載します。
「稼ぐ」では、「農林水産・地域産業」「観光」の2つの機能について記載します。
「育てる」では、「子育て・教育」について記載します。
- あくまで集積度合いを確認するためのシートです。地域によって事情は異なります。空欄がある＝エリア内にない機能があるから、即座に新たに整備しなくてはいけないという訳ではありません。確認を踏まえて、地域を考える契機としていただきたいと思います。

●1 住民自治

- いわゆる「地域自治組織」「協議会型住民自治組織」「地域協議会」等と称されている、地域住民自らが地域課題を協議し意思決定する組織を「地域運営組織」として記載します。
- 自治会、町内会など既存の「地縁型住民自治組織」は、記載する取組事例としては意図していません。ただし、自治会、町内会などを母体に地域運営組織へと変遷していった取組事例は対象になります。
- 地域運営組織の取組がない場合、エリア内の既存のどういった取組を地域運営組織と位置付けていくかとか、新たに創りだしていくかを考えていただく契機とします。
- 既に取り組がある場合は、出来上がったシートを俯瞰するなかで、他カテゴリ・機能との連携の度合い、どの住民が関わりあっているのかをみる契機とします。

●2 医療

- 当該エリアをカバーする、身近な病院・診療所等の情報を記載します。医療供給が薄い地方部を想定しての欄です。医療供給が十分な地域は記載の必要はないかも知れません。
訪問診療についても記載します。

●3 介護・障害

- 当該エリアをカバーする、身近な介護保険事業所・障害福祉事業所等の情報を記載します。この欄もサービス供給が薄い地方部を想定しての欄です。
- 事業者による参入が見込めない地域で、介護保険事業所・障害福祉事業所等を地域住民が行っている取組があれば、それらも分けて把握します。

【シート3】エリア内の資源情報

●4 介護予防・生活支援

- 介護予防活動を地域住民、とりわけ高齢者世代間の支え合いによって行っている取組を記載します。
- 生活支援は、配食による見守り、外出支援、地域のサロン・カフェ、電球の付け替え等の家事への援助等々を、地域住民によって行っている取組を記載します。
- 介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業になっているかどうかは問いません。

●5 相談支援・見守り

- 地域住民や当該エリアをカバーする社会福祉協議会や地域包括支援センターなどによる日常的な見守りや相談支援活動の取組を記載します。

●6 住宅・空き家利活用

- 空き家の利活用（改修、活用）、空き家バンク（マッチング）等を、地域の住民によって行っている取組を記載します。
- これらの取組を行政が行っている場合は、取組がない場合と区別するために、行政による事業名を記載します。

●7 防災・防犯

- 防犯では、地域住民による地域防犯の取組について記載します。
- 防災では、災害時等における、地域住民による自警団的取組について記載します。

●8 文化・祭り

- 地域生活の拠り所となっている文化行事や祭りなど、地域住民の組織化に寄与している取組を記載します。

●9 農林水産・地域産業

- 地域の特産品、伝統工芸、地場産業などを元手に、地域住民が地域運営のための資金を稼ぐ取組について記載します。

●10 観光

- 地域の観光資源を元手に、地域の外から「ヒト・モノ・カネ」を呼び込む取組について記載します。
- 国際交流などの取組についても、あればこの欄に記載します。

●11 子育て・教育

- 子育てでは、子育て支援（親子のつどいの場、一時預かり、子育てサークル等々）を、地域住民によって行っている取組を記載します。
- 教育では、地元の学校（小・中学校）を地域組織が支援する取組について記載します。ただしPTA活動は対象から外します。子どもを通わせる親以外の地域住民も、一丸となって子どもたちを支える取組（学習支援、登下校の見回り・あいさつ運動等）について記載します。

●地域組織が複数機能を担っている場合

- 地域組織が複数機能を担っている場合は、そのようにご記入ください。
たとえば、地域運営組織が地域の祭りを行っているという場合は、6-1欄に「1-1欄と同じ」と記入します。

【シート4】地域運営組織の基本情報

●地域運営組織の基本情報の項目

○シート4は、地域の課題を協議し意思決定する地域運営組織の基本情報を確認するためのシートです。

○取組の中身を聞くシートですので、地域運営組織のキーパーソンや行政職員の方がまず書かれることを想定しています。

●名称・事例番号

○シート2の「1住民自治」欄に記載した取組の、名称・事例番号を記載します。

たとえば、「1住民自治」欄の1番目の列に記載した取組は「1-1」、2番目の列に記載した取組は「1-2」のように記載します。

●名称

○シート2「1住民自治」欄に記載した、取組名称を記載します。

●地域運営組織が運営するエリア

○地域運営組織が運営するエリアを記載します。

シート2で任意設定した「地域コミュニティ」のエリアと一致するのか、一部エリアを運営するのか等を確認するためのものです。

●組織運営のキーパーソン

○いわゆる名誉職的な「あて職」ではなく、地域運営組織の運営を担うキーパーソンが実際に誰なのかを記載します。

●どんなことをされてきた方か・キーパーソンとなった経緯

○どのようにしてキーパーソンとなったかの契機（きっかけ）、略歴を記載します。

●連絡先

○地域住民同士がお互いに情報交換が図れるよう、当該取組に関して直接情報を得ることができる連絡先を記載します

●概要（実施している事柄）

○地域運営組織で実施している事柄（事業、取組）を記載します。

紙幅の制限があるので、欄に収まりきらない場合は別紙を添えるなどします。

●特徴的取組

○実施している事柄のなかでも、とりわけ地域運営組織を特徴づける取組やストロングポイントについて記載します。

紙幅の制限があるので、欄に収まりきらない場合は別紙を添えるなどします。

【シート4】地域運営組織の基本情報

●推進体制

- 総務省資料では地域運営組織を、「協議機能」「実行機能」とに分けて整理しています。この整理に従って、協議機能と実行機能の関係が分かるよう記載してみてください。
- 「協議機能」欄では、地域課題の協議、意思決定をどのような体制（議決、執行、事務局機能などの機能分担体制）で行っているのかを記載します。
- 「実行機能」欄では、意思決定した事柄をどのような体制で実行しているかを記載します。
たとえば、地域運営組織の下に専門部会（福祉・健康部会、教育文化部会…等）を置くとか、連携する地域組織に実行機能を担ってもらうなどのことを記載します。
- また組織体制図があるようであれば、別紙として添えてください。

●エリア内にある地域組織との関係

- 地域運営組織と、シート2に掲げた各地域組織との連携関係等について記載します。
- 地域マネジメントがいかに地域内で機能分担されているかを確認するための欄です。関係構築にまで至っていない場合は「なし」と記載します。

●活用されている制度や政策

- 地域運営組織で実施している事柄を行うにあたって、活用している国、市町村等による制度や交付金・助成金などについて記載します。
- 可能な限り、どの事柄に対してどの助成を活用しているかの対応関係が分かるように記載します。

●地域運営組織の人材育成に向けた取組

- 次世代を担う地域住民の育成のために行っている取組があれば記載します。
- また研修、勉強会等を行っている場合は、プログラムも別紙として添えてください。

●説明資料

- 視察受入などのために取組をまとめた資料（パワーポイント、図表、写真等）があれば、この欄にどのような資料であるかを記載し、別に添付してください。

●運営にあたり困難を抱えた出来事、それを乗り越えたエピソード

- どんな地域運営組織でも、その道程は一本道ではありません。今後の地域運営のためにも、失敗から学べるものは大きいはずです。この欄には、取組としての成功面（出来上がった取組像）だけでなく、その途上で生じた困難や失敗事例、それらを乗り越えたエピソードを記載します。

【シート5】地域組織の基本情報

●地域組織の基本情報の項目

○シート5は、地域の実行機能部分を担う地域組織の基本情報を確認するためのシートです。

○シート4同様、こちらも取組の中身を聞くシートですので、地域組織のキーパーソンや行政職員の方がまず書かれることを想定しています。

●名称・事例番号

○シート3の「2医療」から「10子育て・教育」欄に記載した取組の、名称・事例番号を記載します。

○たとえば、「4介護予防・生活支援」欄の1番目の列に記載した取組は「4-1」、2番目の列に記載した取組は「4-2」のように記載します。

●名称

○シート2の「2医療」から「10子育て・教育」欄に記載した、取組名称を記載します。

●地域組織が運営するエリア

○地域組織が活動するエリアを記載します。

シート2で任意設定した「地域コミュニティ」のエリアや地域運営組織のエリアと一致するのか、一部あるいはより広域な範囲を活動エリアとしているのか等を確認するためのものです。

●組織運営のキーパーソン

○いわゆる名誉職的な「あて職」ではなく、地域組織の運営を担うキーパーソンが実際に誰なのかを記載します。

●どんなことをされてきた方か・キーパーソンとなった経緯

○どのようにしてキーパーソンとなったかの契機（きっかけ）、略歴を記載します。

●連絡先

○地域住民同士がお互いに情報交換が図れるよう、当該取組に関して直接情報を得ることができる連絡先を記載します

●概要（実施している事柄）

○地域組織で実施している事柄（事業、取組）を記載します。

紙幅の制限があるので、欄に収まりきらない場合は別紙を添えるなどします。

●特徴的取組

○実施している事柄のなかでも、とりわけ地域組織を特徴づける取組やストロングポイントについて記載します。

紙幅の制限があるので、欄に収まりきらない場合は別紙を添えるなどします。

●推進体制

○実施している事柄を、どのような体制で実行しているのかを記載します。

○組織体制図があるようであれば、別紙として添えてください。

【シート5】地域組織の基本情報

●エリア内にある他の地域運営組織・地域組織との関係

- シート3に掲げた、エリア内にある地域運営組織や他の地域組織との連携関係等について記載します。
- 地域マネジメントがいかに地域内で機能分担されているかを確認するための欄です。特に地域運営組織の意思決定に基づいて地域組織がその取組を担っている場合は、その関係性を記載してください。
- 関係構築にまで至っていない場合は「なし」と記載します。

●活用されている制度や政策

- 地域組織で実施している事柄を行うにあたって、活用している国、市町村等による制度や助成金などについて記載します。
- 可能な限り、どの事柄に対してどの助成を活用しているかの対応関係が分かるように記載します。

●地域組織の人材育成に向けた取組

- 次世代の地域組織の運営を担う住民育成のため行っている取組があれば記載します。
- また研修、勉強会等を行っている場合は、プログラムも別紙として添えてください。

●説明資料

- 視察受入などのために取組をまとめた資料（パワーポイント、図表、写真等）があれば、この欄にどのような資料であるかを記載し、別に添付してください。

●運営にあたり困難を抱えた出来事、それを乗り越えたエピソード

- どんな地域組織でも、その道程は一本道ではありません。今後の地域運営のためにも、失敗から学べるものは大きいはずです。この欄には、取組としての成功面（出来上がった取組像）だけでなく、その途上で生じた困難や失敗事例、それらを乗り越えたエピソードを記載します。

地域の現状分析の考え方

●シート1

- 【シート1】では、地域コミュニティのエリア情報の確認を行います。職業や世代によって、生活する地域への認識は異なります。地域で生活しても、普段は都市部に通勤しているのと、普段から地域で生業を営んでいるのでは認識が変わってきて当然です。客観的な数値として書きこめるA～I項目をもとに、地域コミュニティにおける「地域の特性（J）」を話し合ってみてください。
- 話し合われた内容が「地域の現状分析」です。その現状分析に立脚して、次の段階である「将来ビジョン」の策定や「課題の取組み」について議論を進めます。

●シート2

- 【シート2】では、地域エリアの将来人口の推計を行います。推計ワークシートを地域ケア政策ネットワークのホームページにアップします。数字を入れて推計してみてください。
- 他シートが現状の分析であるのに対して、現状分析をもとに、将来の人口減少や高齢化の進展度合いを考慮することで、エリアのサービスへのニーズ・今後のニーズの変化などを考える基礎とします。

●シート3

- 【シート3】はあらかじめ整理された4カテゴリ11機能に、地域コミュニティの活動を当てはめてみることで、地域の資源の存在を関係者間で確認するためのものです。
- この確認するという作業自体が地域の現状分析にあたります。再説となりますが、地域内にない機能があるからといって、即座にそれを整備しなくてはいけないということではありません。その必要性や他の機能（活動）とのバランスを含めて、「わが地域コミュニティにとって何が最優先で必要か」を考える縁としてください。
- その結果、導き出された「必要なもの（機能）」が分析結果です。

●シート4・シート5

- 【シート4】では地域運営組織、【シート5】ではその他の地域組織の情報を整理しますが、第一の目的は関係者間で「誰が何を担っているか」を、関係者間がお互いに最大公倍数として確認し合うことです。知らなかった活動があればお互いに知り合うことが目的です。
- その活動内容がどのように担われているのかを、組織（推進体制）、人材、財源の3点に観点について話し合います。組織の現状分析とは、その活動をどのような体制で行っているかを話し合うことです。人材の現状分析とは、その活動を誰が行っているかを話し合うことです。財源の現状分析とは、活動の原資として何を活用しているかを話し合うことです。
- その話し合いのなかで、お互いに学ぶべきものは学びます。もし挺入れが必要だと思う活動が出てくれば、地域の問題として取り上げてよいでしょう。
- お互いの「困難を抱えた出来事」や「乗り越えたエピソード」を、ざっくばらんに話し合うということも、成功譚を聞かされるよりも共感を得られ、学びが多いと思います。失敗から学ぶことで、後に続く仲間たちはその失敗をしなくて済むのです。

地域での検討（将来ビジョン策定）の考え方

●地域での検討

（シート4）

○【シート4】には、地域運営組織や地域運営組織になりえる地域組織活動の情報が記されているかと思います。まず実施している事柄やそのための推進体制が、【シート3】で導き出された必要な機能をフォローしているかを確認します。地域運営組織とは無関係に活動していた地域活動があれば、連携のあり方を検討します。

○現時点で、まだ地域運営組織としての体制を整えていないのであれば、整備を行うための発展方策を検討します。

○次に組織づくり、人材づくり、財源確保の3点について検討を進めていきます。

（シート5）

○【シート5】には、地域でさまざまな活動を行う（＝機能を担う）地域組織の情報が記されているかと思います。それぞれの活動について、組織、人材、財源確保の3点について話し合いを進め、関係者同士で知らない取組があったら、その情報について共有化を図ります。

○この分野を伸ばした方がよいとか、挺入れが必要だと思う地域活動があれば、促進策の検討を行います。いまなくともあったほうがよいと望む活動があれば、それをどのようにして行うかを検討します。

●市町村側の検討

（シート4）

○組織、人材、財源について、市町村としてできることは何かを考えます。多くの市町村では、まちづくり条例やまちづくり協議会条例、各種要綱等により、地域運営組織や財源となる補助金・交付金の法的基盤を整備しています。また外部講師などを招いての研修、講座などを開催し、人材育成に努めています。当地のニーズに沿って、施策化していくことが求められます。

○行政で検討を行う場合、市町村村内に既に先行している地域があるのであれば、他の地域の横展開の方策を考えてもよいでしょう。任意のエリアを設定し、地域運営組織としての発展可能性を探るといった検討の仕方でもできます。

（シート5）

○市町村では、これら活動の促進支援策を、組織、人材、財源等の側面から考えます。

○市町村による支援以外にも、地域づくり関係には、国や都道府県による支援策があります。

○4カテゴリ11機能に沿ってしてみると、「介護予防・生活支援」には介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業による支援があります。「住宅・空き家の利活用」に関しては、国土交通省の社会資本整備総合交付金に、「空き家再生等推進事業」など自治体向けの関連支援制度があります。都道府県では住民による「防災体制づくり事業」などの名称で支援策を講じています。伝統芸能等の支援や保存事業も同様…といった具合です。

○国や都道府県の支援メニュー（事業）は非常に多岐に渡ります。これらすべてを読み解くのは、住民では困難です。基本的にこうした支援（予算）は市町村を通じて申請することになります。ご当地に即した予算を取りに行くのは市町村の役割です。

【 参 考 】

地域共生社会(つながりの場・地域セーフティネット)**実現に向けた**
『地域コミュニティ』エリア情報整理シート

地域共生社会(つながりの場・地域セーフティネット)の実現に向けた『地域コミュニティ』 エリア情報整理シート

今後のわたしたちの地域を考えていくために、現在の地域の情報をまとめてみましょう

I エリア情報(数字が不明な場合は概数や空欄で構いません。)

エリア名(A)			
人口(B)	人	面積(D)	Km ²
うち15歳未満(B1)	人	うち可住地面積(D1)	Km ²
15歳～17歳(B2)	人	宅地面積(D2)	Km ²
18歳～21歳(B3)	人	田面積(D3)	Km ²
22歳～60歳(B4)	人	畑面積(D4)	Km ²
61歳～64歳(B5)	人	森林面積(D5)	Km ²
65歳～74歳(B6)	人	自然公園面積(D6)	Km ²
75歳～84歳(B7)	人		
85歳以上(B8)	人		
世帯数(C)	世帯		
人口密度(E) (D÷B×100)	人/Km ²		
高齢化率(F) (B÷B6～B8×100)	%	小学校数(G)	校
うち前期高齢化率(F1) (B÷B6×100)	%	中学校数(H)	校
後期高齢化率(F2) (B÷B6×100)	%	公民館数(I)	館
地域の特性(J) (どんな地域か)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 		

地域共生社会(つながりの場・地域セーフティネット)の実現に向けた『地域コミュニティ』 エリア情報整理シート

今後のわたしたちの地域を考えていくために、現在の地域の情報をまとめてみましょう

Ⅱ エリアの将来推計人口 (シートの説明)

ワークシートは「地域ケア政策ネットワーク」のホームページからダウンロードいただけます。

【説明】

- ① 「将来推計」シートの、C4に、推計対象とする地域エリアの名称を入力する。
(デフォルトは、「全国」という文字が入っている。)
- ② 「入力・基礎率等」シートの、E7～H28に、推計対象とする地域エリアの、2010年及び2015年の性年齢階級別人口を入力する。
(デフォルトは、全国の「基準人口」(国勢調査人口の年齢不詳を按分したものが入っている。)
- ③ 「将来推計」シートの、C15～AI45に、推計結果が表示される。
- ④ 2020年以降の仮定値等进行操作したい場合には、「将来推計」シートには、「将来推計」シート、G53～AI75に、独自に設定した数値を入力する。
(デフォルトは、2010→2015の状況がその後も続くという仮定となっている。)

地域共生社会(つながりの場・地域セーフティネット)の実現に向けた『地域コミュニティ』 エリア情報整理シート

今後のわたしたちの地域を考えていくために、現在の地域の情報をまとめてみましょう

II エリアの将来推計人口
(「入力・基礎率等」シート)

ワークシートは「地域ケア政策ネットワーク」のホームページからダウンロードいただけます。

2. 基礎率(自動)作成

年齢区分	コーホート変化率	
	男性	女性
00-04→05-09	1.00298	1.00110
05-09→10-14	1.00444	1.00362
10-14→15-19	1.02429	1.01630
15-19→20-24	0.99938	1.00093
20-24→25-29	1.00180	1.00055
25-29→30-34	0.99895	1.00255
30-34→35-39	0.99887	1.00033
35-39→40-44	0.99712	0.99945
40-44→45-49	0.99476	0.99568
45-49→50-54	0.99032	0.99275
50-54→55-59	0.98361	0.99089
55-59→60-64	0.97234	0.98727
60-64→65-69	0.95122	0.97846
65-69→70-74	0.91687	0.96373
70-74→75-79	0.86689	0.93831
75-79→80-84	0.77469	0.88787
80-84→85-89	0.62627	0.78187
85-89→90-94	0.44892	0.60221
90-94→95-99	0.26111	0.37937
95→100-	0.13531	0.19086
00-04歳人口(2015)/15-49歳女性人口(2015)	0.19176	
00-04歳人口男性割合(2015)	0.51151	

1. データ入力

年齢区分	国勢調査等からデータ入力						年齢不詳を按分											
	男性+女性			女性			男性+女性			男性			女性					
	2010	2015	2020	2010	2015	2020	2010	2015	2020	2010	2015	2020	2010	2015	2020			
00-04	5,308,218	5,006,217	2,716,715	2,560,742	2,591,503	2,445,475	5,308,218	5,006,217	2,716,715	2,560,742	2,591,503	2,445,475	5,308,218	5,006,217	2,716,715	2,560,742	2,591,503	2,445,475
05-09	5,597,503	5,319,161	2,866,155	2,724,815	2,731,348	2,594,346	5,597,503	5,319,161	2,866,155	2,724,815	2,731,348	2,594,346	5,597,503	5,319,161	2,866,155	2,724,815	2,731,348	2,594,346
10-14	5,933,449	5,619,840	3,038,596	2,878,889	2,894,853	2,740,951	5,933,449	5,619,840	3,038,596	2,878,889	2,894,853	2,740,951	5,933,449	5,619,840	3,038,596	2,878,889	2,894,853	2,740,951
15-19	6,093,011	6,054,414	3,127,202	3,112,389	2,965,809	2,942,025	6,093,011	6,054,414	3,127,202	3,112,389	2,965,809	2,942,025	6,093,011	6,054,414	3,127,202	3,112,389	2,965,809	2,942,025
20-24	6,524,748	6,090,724	3,327,315	3,122,145	3,197,433	2,988,579	6,524,748	6,090,724	3,327,315	3,122,145	3,197,433	2,988,579	6,524,748	6,090,724	3,327,315	3,122,145	3,197,433	2,988,579
25-29	7,390,813	6,532,480	3,755,073	3,333,293	3,635,740	3,199,187	7,390,813	6,532,480	3,755,073	3,333,293	3,635,740	3,199,187	7,390,813	6,532,480	3,755,073	3,333,293	3,635,740	3,199,187
30-34	8,420,761	7,396,135	4,273,258	3,751,133	4,147,503	3,645,002	8,420,761	7,396,135	4,273,258	3,751,133	4,147,503	3,645,002	8,420,761	7,396,135	4,273,258	3,751,133	4,147,503	3,645,002
35-39	9,863,679	8,417,311	5,002,095	4,268,424	4,861,584	4,148,887	9,863,679	8,417,311	5,002,095	4,268,424	4,861,584	4,148,887	9,863,679	8,417,311	5,002,095	4,268,424	4,861,584	4,148,887
40-44	8,808,501	8,846,593	4,445,655	4,987,672	4,362,846	4,858,921	8,808,501	8,846,593	4,445,655	4,987,672	4,362,846	4,858,921	8,808,501	8,846,593	4,445,655	4,987,672	4,362,846	4,858,921
45-49	8,092,647	8,766,367	4,068,634	4,422,363	4,024,013	4,344,004	8,092,647	8,766,367	4,068,634	4,422,363	4,024,013	4,344,004	8,092,647	8,766,367	4,068,634	4,422,363	4,024,013	4,344,004
50-54	7,699,965	8,024,112	3,847,123	4,029,260	3,852,842	3,994,852	7,699,965	8,024,112	3,847,123	4,029,260	3,852,842	3,994,852	7,699,965	8,024,112	3,847,123	4,029,260	3,852,842	3,994,852
55-59	8,728,139	7,601,021	4,329,707	3,784,054	4,398,432	3,816,967	8,728,139	7,601,021	4,329,707	3,784,054	4,398,432	3,816,967	8,728,139	7,601,021	4,329,707	3,784,054	4,398,432	3,816,967
60-64	10,112,253	8,552,401	4,965,178	4,209,953	5,147,075	4,342,448	10,112,253	8,552,401	4,965,178	4,209,953	5,147,075	4,342,448	10,112,253	8,552,401	4,965,178	4,209,953	5,147,075	4,342,448
65-69	8,271,833	9,759,185	3,953,358	4,722,964	4,318,475	5,036,221	8,271,833	9,759,185	3,953,358	4,722,964	4,318,475	5,036,221	8,271,833	9,759,185	3,953,358	4,722,964	4,318,475	5,036,221
70-74	7,018,193	7,786,547	3,249,174	3,624,699	3,769,019	4,161,848	7,018,193	7,786,547	3,249,174	3,624,699	3,769,019	4,161,848	7,018,193	7,786,547	3,249,174	3,624,699	3,769,019	4,161,848
75-79	5,992,237	6,353,503	2,601,305	2,817,001	3,390,932	3,536,502	5,992,237	6,353,503	2,601,305	2,817,001	3,390,932	3,536,502	5,992,237	6,353,503	2,601,305	2,817,001	3,390,932	3,536,502
80-84	4,376,204	5,028,233	1,705,237	2,015,201	2,670,967	3,011,032	4,376,204	5,028,233	1,705,237	2,015,201	2,670,967	3,011,032	4,376,204	5,028,233	1,705,237	2,015,201	2,670,967	3,011,032
85-89	2,454,004	3,156,276	750,161	1,067,939	1,703,843	2,088,337	2,454,004	3,156,276	750,161	1,067,939	1,703,843	2,088,337	2,454,004	3,156,276	750,161	1,067,939	1,703,843	2,088,337
90-94	1,028,904	1,362,828	243,752	336,760	785,152	1,026,068	1,028,904	1,362,828	243,752	336,760	785,152	1,026,068	1,028,904	1,362,828	243,752	336,760	785,152	1,026,068
95-99	298,295	361,514	56,173	63,647	242,122	297,867	298,295	361,514	56,173	63,647	242,122	297,867	298,295	361,514	56,173	63,647	242,122	297,867
100-	43,995	61,883	5,871	8,395	38,124	53,488	43,995	61,883	5,871	8,395	38,124	53,488	43,995	61,883	5,871	8,395	38,124	53,488
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年齢計	128,057,352	127,094,745	62,327,737	61,841,738	65,729,615	65,253,007	128,057,352	127,094,745	62,327,737	61,841,738	65,729,615	65,253,007	128,057,352	127,094,745	62,327,737	61,841,738	65,729,615	65,253,007
00-14	16,839,170	15,945,218	8,621,466	8,164,446	8,217,704	7,980,772	16,839,170	15,945,218	8,621,466	8,164,446	8,217,704	7,980,772	16,839,170	15,945,218	8,621,466	8,164,446	8,217,704	7,980,772
15-64	81,734,517	77,261,558	41,141,240	39,020,686	40,593,277	38,260,872	81,734,517	77,261,558	41,141,240	39,020,686	40,593,277	38,260,872	81,734,517	77,261,558	41,141,240	39,020,686	40,593,277	38,260,872
65-	29,483,665	33,867,969	12,565,031	14,656,606	16,916,634	19,211,363	29,483,665	33,867,969	12,565,031	14,656,606	16,916,634	19,211,363	29,483,665	33,867,969	12,565,031	14,656,606	16,916,634	19,211,363
(再掲)75-	14,193,639	16,322,237	5,362,499	6,308,943	8,831,140	10,013,294	14,193,639	16,322,237	5,362,499	6,308,943	8,831,140	10,013,294	14,193,639	16,322,237	5,362,499	6,308,943	8,831,140	10,013,294
00-14	13.1%	12.5%	13.8%	13.2%	12.5%	11.9%	13.1%	12.5%	13.8%	13.2%	12.5%	11.9%	13.1%	12.5%	13.8%	13.2%	12.5%	11.9%
15-64	63.8%	60.8%	66.0%	63.1%	61.8%	58.6%	63.8%	60.8%	66.0%	63.1%	61.8%	58.6%	63.8%	60.8%	66.0%	63.1%	61.8%	58.6%
65-	23.0%	26.6%	20.2%	23.7%	25.7%	29.4%	23.0%	26.6%	20.2%	23.7%	25.7%	29.4%	23.0%	26.6%	20.2%	23.7%	25.7%	29.4%
(再掲)75-	11.1%	12.8%	8.6%	10.2%	13.4%	15.3%	11.1%	12.8%	8.6%	10.2%	13.4%	15.3%	11.1%	12.8%	8.6%	10.2%	13.4%	15.3%

2010 (平成22)年と
2015 (平成27)年の
5歳区切り人口を入力します

地域共生社会(つながりの場・地域セーフティネット)の実現に向けた『地域コミュニティ』 エリア情報整理シート

今後のわたしたちの地域を考えていくために、現在の地域の情報をまとめてみましょう

II エリアの将来推計人口

(「将来推計」シート)

ワークシートは「地域ケア政策ネットワーク」のホームページからダウンロードいただけます。

■簡易版地域人口推計ワークシート■

推計対象地域エリア: 全国

留意事項: コーホト変換率法(2010→2015の性・年齢5歳別コーホト変換率を活用)による。
100歳は5年後にはゼロとなることを想定している等、寿命の伸びは考慮していない。
00-04歳人口は、2015年の00-04歳人口の、2015年の15-49歳女性人口に対する比率を適用。
00-04歳人口の男女比は、2015年の比率を適用。
以上のようなことなから、推計値は相当程度の誤差をもって受け止める必要がある。

地域エリアの名称
を入力します

【推計結果】

	2015		2020		2025		2035		
	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性
00-04	5,008,217	2,560,742	2,446,475	4,705,555	2,406,950	2,298,605	4,283,855	2,191,245	2,092,610
05-09	5,319,161	2,724,815	2,594,346	5,016,535	2,566,377	2,448,158	4,715,253	2,414,126	2,301,127
10-14	5,619,840	2,878,869	2,740,971	5,340,388	2,736,921	2,603,467	5,036,553	2,579,768	2,456,785
15-19	6,054,414	3,112,369	2,942,045	5,734,419	2,948,803	2,785,615	5,449,279	2,803,388	2,645,891
20-24	6,690,724	3,122,143	2,968,579	6,052,129	3,107,355	2,944,773	5,732,252	2,944,035	2,788,217
25-29	6,532,460	3,333,293	3,199,167	6,097,992	3,127,754	2,970,207	6,059,323	3,112,939	2,946,384
30-34	7,396,135	3,751,133	3,645,002	6,537,132	3,329,796	3,207,337	6,102,247	3,124,473	2,977,774
35-39	8,417,311	4,266,424	4,148,887	7,953,108	3,746,890	3,646,218	8,534,436	3,326,023	3,208,407
40-44	9,846,593	4,967,672	4,868,921	9,402,731	4,256,116	4,146,514	7,380,307	3,736,068	3,644,241
45-49	8,766,267	4,422,363	4,344,004	9,799,477	4,961,540	4,837,937	8,352,524	4,233,818	4,126,707
50-54	8,024,112	4,029,260	3,994,852	8,692,090	4,379,568	4,312,524	8,716,402	4,913,525	4,802,877
55-59	7,601,021	3,784,054	3,818,987	7,920,860	3,963,205	3,957,655	6,960,137	4,307,768	4,272,369
60-64	8,552,401	4,209,958	4,342,448	7,447,776	3,879,392	3,788,394	7,760,869	3,885,119	3,875,750
65-69	9,759,185	4,722,964	5,036,221	8,253,504	4,004,561	4,248,923	7,187,125	3,782,348	3,404,777
70-74	7,786,547	3,824,898	4,181,848	6,163,867	4,330,324	4,663,562	7,786,482	3,885,119	3,901,363
75-79	6,353,503	2,817,001	3,536,502	7,047,674	3,142,577	3,905,097	8,308,495	3,885,119	4,423,376
80-84	5,026,233	2,015,201	3,011,032	5,322,591	2,162,298	3,140,293	5,602,111	2,298,111	3,304,000
85-89	3,156,276	1,067,939	2,088,337	3,618,282	1,262,050	2,356,232	3,821,995	1,298,111	2,523,884
90-94	1,382,828	336,760	1,025,068	1,737,029	478,416	1,257,613	1,984,292	523,111	1,461,181
95-99	361,514	83,847	277,667	477,197	87,533	389,664	502,269	126,111	376,158
100-	61,893	8,395	53,498	76,608	9,748	67,860	108,311	13,217	87,094
合計	127,094,745	61,841,739	65,253,007	124,855,134	60,711,604	64,143,530	121,388,532	58,972,905	62,415,627
00-14	15,945,218	8,164,446	7,780,772	15,062,478	7,712,248	7,350,260	14,035,661	7,165,159	6,870,502
15-64	77,261,558	39,020,888	38,250,972	74,077,593	37,600,419	36,577,264	71,677,779	36,355,648	35,322,132
65-	33,667,969	14,656,508	19,211,363	35,714,973	15,498,937	20,216,035	35,675,092	15,420,099	20,249,993
(再掲)75-	16,322,237	6,308,943	10,013,294	18,277,582	7,184,032	11,113,550	20,715,464	8,265,533	12,450,931
00-14	12.5%	13.2%	11.9%	12.1%	12.7%	11.5%	11.6%	12.2%	11.0%
15-64	60.8%	63.1%	58.6%	59.3%	61.8%	57.0%	59.0%	61.9%	56.6%
65-	26.6%	23.7%	29.4%	28.6%	25.5%	31.5%	29.4%	25.2%	32.4%
(再掲)75-	12.8%	10.2%	15.3%	14.6%	11.8%	17.3%	17.1%	14.0%	20.0%

2020年から2065年までの
地域エリアの将来推計人口
が表示されます



【基礎データ】

	2010→2015		2015→2020		2020→2025		2060→2065		
	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性
00-04→05-09		1.00296	1.00110		1.00298	1.00110		1.00298	1.00110
05-09→10-14		1.00444	1.00352		1.00444	1.00352		1.00444	1.00352
10-14→15-19		1.02429	1.01630		1.02429	1.01630		1.02429	1.01630
15-19→20-24		0.99838	1.00093		0.99838	1.00093		0.99838	1.00093
20-24→25-29		1.00180	1.00055		1.00180	1.00055		1.00180	1.00055
25-29→30-34		0.99895	1.00255		0.99895	1.00255		0.99895	1.00255
30-34→35-39		0.99887	1.00033		0.99887	1.00033		0.99887	1.00033
35-39→40-44		0.99712	0.99945		0.99712	0.99945		0.99712	0.99945
40-44→45-49		0.99476	0.99568		0.99476	0.99568		0.99476	0.99568
45-49→50-54		0.99032	0.99275		0.99032	0.99275		0.99032	0.99275
50-54→55-59		0.98361	0.99089		0.98361	0.99089		0.98361	0.99089
55-59→60-64		0.97234	0.98727		0.97234	0.98727		0.97234	0.98727
60-64→65-69		0.95122	0.97846		0.95122	0.97846		0.95122	0.97846
65-69→70-74		0.91687	0.96373		0.91687	0.96373		0.91687	0.96373
70-74→75-79		0.86699	0.93831		0.86699	0.93831		0.86699	0.93831
75-79→80-84		0.77469	0.88797		0.77469	0.88797		0.77469	0.88797
80-84→85-89		0.62627	0.78187		0.62627	0.78187		0.62627	0.78187
85-89→90-94		0.44892	0.60221		0.44892	0.60221		0.44892	0.60221
90-94→95-99		0.26111	0.37937		0.26111	0.37937		0.26111	0.37937
95-99→100-		0.13531	0.19088		0.13531	0.19088		0.13531	0.19088
00-04人口推計割合(0015)		0.19176		0.19176		0.19176		0.19176	
00-04歳人口推計割合(0115)		0.51151		0.51151		0.51151		0.51151	

地域共生社会(つながりの場・地域セーフティネット)の実現に向けた『地域コミュニティ』 エリア情報整理シート

今後のわたしたちの地域を考えていくために、現在の地域の情報をまとめてみましょう

Ⅲ エリア内の資源情報(事例が多い場合は継ぎ足してください)

担う機能		1	2	3	4	5
地域を描く	1 住民自治 地域運営組織の取組	11 名称・事例	12	13	14	15
	2 医療	21 病院・診療所等	22	23	24	25
暮らしを支える・守る	3 介護・障害	31 介護保険・障害福祉事業所等	32	33	34	35
	4 介護予防・生活支援 高齢者世代の支え合い	41 名称・事例	42	43	44	45
	5 相談支援・見守り	51 名称・事例	52	53	54	55
	6 住宅・空き家 利活用	61 名称・事例	62	63	64	65
	7 防犯・防災	71 名称・事例	72	73	74	75
	8 文化・祭り	81 名称・事例	82	83	84	85
稼ぐ	9 農林水産・ 地域産業	91 名称・事例	92	93	94	95
	10 観光	101 名称・事例	102	103	104	105
育てる	11 子育て・教育	111 名称・事例	112	113	114	115

調査シート4・5に進んでください

地域共生社会(つながりの場・地域セーフティネット)の実現に向けた『地域コミュニティ』エリア情報整理シート
 今後のわたしたちの地域を考えていくために、現在の地域の情報をまとめてみましょう

IV 地域運営組織の基本情報

(名称・事例番号:) ※シート2にある名称・事例番号を記載します

名称	推進体制 ※組織体制図を作成していれば別添	協議機能(地域課題の解決策を協議する場) 実施機能(解決策の決定を踏まえて実行する場)
地域運営組織が運営するエリア		
組織運営のキーパーソン	エリア内にある他の地域組織との関係	
どんなことをされてきた方か・キーパーソンとなった経緯		
連絡先	運営にあたり、活用している制度や政策	
概要(実施している事例)	地域運営組織の人材育成に向けた取組 ※研修、勉強会等を行っている場合はプログラム別添	
特徴的取組	説明資料 ※ハフホ 図表、写真等あれば別添	
運営にあたり困難を抱えた出来事、それを乗り越えたエピソード		

地域共生社会(つながりの場・地域ネットワーク)の実現に向けた『地域コミュニティ』エリア情報整理シート
 今後のわたしたちの地域を考えていくために、現在の地域の情報をまとめてみましょう

V 地域組織の基本情報

(名称・事例番号:) ※シート2にある名称・事例番号を記載します

地域組織名 地域組織が活動するエリア 組織運営のキーパーソン どんなことをされてきた方か・キーパーソンとなった経緯		推進体制 <small>※組織体制図を作成していれば別添</small>	
連絡先 概要 <small>(実施している事例)</small>		エリア内にある他の地域運営組織・地域組織との関係 運営にあたり、活用している制度や政策 地域組織の人材育成に向けた取組 <small>※研修、勉強会等を行っている場合はプログラム別添</small>	
特徴的取組		説明資料 <small>※ハウホ図表写真等あれば別添</small>	
運営にあたり困難を抱えた出来事、それを乗り越えたエピソード			

【 研修資料 】

「地域共生」政策を進めるための研修

なぜいま「地域共生社会」なのか

平成30年3月9日
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室長 本後 健

1

問題意識

- 制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題の存在（複合課題、制度の狭間...）
- 社会的孤立・社会的排除への対応
- 「支え手側」と「受け手側」が固定化
- 地域の「つながり」の弱まり
- 地域の持続可能性の危機

ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向 （4）地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

2

「我が事・丸ごと」の地域共生社会

- 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、
- 地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、
- 人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、
- 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

◆ 今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」

3

「我が事・丸ごと」の地域共生社会実現に向けた3つの観点



【概要】
平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは
◆制度・分野ごとの「課題別」や「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性
◆「我が事」の「継続力」から「丸ごと」への転換
○個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
○人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

改革の目的
◆地域課題の解決力の強化
●住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
●複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
●地域福祉計画の充実【29年制度改正】

「地域共生社会」の実現
◆地域を基盤とする包括的支援の強化
●地域包括ケアの理念の普遍化・高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
●共生型サービスの創設【29年制度改正・30年制度改正】
●市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

実現に向けた工程
平成29(2017)年「介護保険法・社会福祉法等」の改正
◆市町村による包括的支援体制の制度化
◆共生型サービスの創設 など

【検討課題】
①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
②地域課題の行政横断的な包括的支援のあり方
③共通基礎課程の創設

◆専門人材の機能強化・最大活用
●対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
●福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・訓練科目の一部免除の検討

◆2020年代初頭、全面展開

「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

◆高齢、障害、児童等の各分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立(時には排除)しているケースなどを確実に支援につなげる。かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなるような仕組みづくりを行う。

◆既存の相談支援機関を活用し、これらの機関が連携する体制づくりを行う。

◆「我が事」が「我が事」になること
●地域住民が課題を抱えた人や世帯に、「安心して気づくことができる」
●課題の早期発見により、深刻化する前に解決すること
●世帯の複合課題や制度の対応にならない課題も含めて、適切な関係機関につなぎ、連携しながら、解決すること
●地域住民と協働して新たな社会資源を作り出すことができる
●本人も支える側(狙い手)にもなり、生活の張りや生きがいを見出すことができる

市町村における包括的な支援体制の整備

改正法施行後

対象ができていない	対象ができていない
<p>◆各分野の相談機 間に対応 地域包括支援センター(障害者)等 > 相談する先がわかっていない > 自ら相談に行く力がある</p>	<p>◆世帯の複合課題(8050、ダブルケア等) > 本人又は世帯の課題が複合 > 制度の対象外、基準外、一時的なケース。 > 自ら相談に行く力がない > 類人がいない、自ら相談に行くことが困難、社会的孤立・排除 > 周囲が気づいていても対応が分らない、見て見ぬ振り(地域の福祉力の脆弱化) ※「貧困」生活困難が併発しケースも多い</p>
<p>◆市町村における包括的な支援体制の整備 【1】「他人事」が「我が事」になるような環境整備 ・住民参加を促す人への支援 ・住民の交流拠点や機会づくり 【2】住民に身近な圏域で、分野を超えた課題に総合的に相談に応じる体制づくり ・地区支協、地域包括支援センター、相談支援事業所等 ・地域子育て支援拠点等 【3】公的な関係機関が協働して課題を解決するための体制づくり ・生活困窮者自立相談支援機関などが中核</p>	<p>◆小中高校等の関係 ◆市町村等</p>

地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 (地域力強化検討会) 構成員名簿

構成員氏名	所属	構成員氏名	所属
相田 義正	振興民生児童委員協議会 会長	土屋 幸己	公益財団法人さわやか福祉財団 戦略アドバイザー
朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがしゅまる センター長	中 恵美	金沢市地域包括支援センターとびのり センター長
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科 准教授
奥山 千鶴子	特定非営利活動法人ひびのびの 理事長	野澤 和弘	毎日新聞 論説委員
越智 和子	社会福祉法人翠平町社会福祉協議会 常務理事・事務局長	◎原田 正樹	日本福祉大学 学業補佐
片山 睦彦	藤沢市 福祉部長	福本 伶	下関市保健部長、下関市立下関保健所 所長
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長	藤山 浩	鳥取県中山間地域研究センター 研究新部長
鴨崎 貴泰	特定非営利活動法人 日本フアン・ドレインジング協会 事務局長	堀田 聰子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授
菊本 圭一	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 代表理事	前田 小百合	三重県立志摩病院 地域連携センター長
柳部 武俊	一般社団法人創設社会的企業協議会 副代表	横山 美江	社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会 主任 前 武蔵野市健康福祉部高齢者支援課 主任 第一層生活支援コーディネーター

(敬称略・50音順)
(◎は座長)

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条（略）

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

12

57

(地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十三条第一項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業
- 三 介護保険法第百十五條の四第五項第一号に掲げる事業(地域包括支援センターの総合相談)
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業(障害者相談支援)
- 五 子ども子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業(利用者支援事業)

13

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

14

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する事項
- 二 地域における福祉サービス等の適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※都道府県地域福祉支援計画についても基本的に同様。

15

「地域における公益的な取組」通知のポイント

○平成28年改正社会福祉法においては、全ての社会福祉法人に対して、「地域における公益的な取組の実施に係る責務が課せられたところであるが、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく上で、法人の専門性やノウハウ等を活かした多様な取組が求められている一方、現状、当該取組の範囲が曖昧で、その解釈にバラツキが生じ、当該取組の推進に当たっての障壁となっているとの指摘もあることから、次のとおり改めてその考え方を明確化する。

※社会福祉法第24条第2項

社会福祉法人は、①社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、③無料又は低額な料金を徴収する者に対して、④無料又は低額な料金を提供しようとする者とならなければならない。

事項	これまで生じていた主な誤解	解釈の明確化	具体的な事例
「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって」の解釈	社会福祉に間接的に関連するもの以外は不可	間接的に社会福祉の向上に資するものは可	・行事の開催、環境美化活動、防犯活動等の地域住民の参加・協働の場の創出を促した地域のつながりの強化
「福祉サービス」の解釈	福祉サービスの直接的な実施以外は不可	福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含む	・災害時の福祉支援体制づくり ・関係機関との連携強化のためのMOAネットワークの構築
「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」の解釈	特に支援を必要とする者に対する取組以外は不可	期に支障は必要としていなくても、将来的に支援を必要とする可能性の高い者に対する予防的な支援も含む	・理に要介護状態にはないものの、地域から孤立している閉じこもりがち高齢者に対する見守り
「無料又は低額な料金」の解釈	間接的にこれらの者を対象とした取組は不可	間接的にこれらの者が利益を受ける場合も含む	・地域住民を対象とした介護技術に関する研修 ・ボランティアの育成
「無料又は低額な料金」の解釈	公費を受けている場合は一切該当しない。	公費を受けていても、法人による資産等を活用した上でも、機出しサービスや利用料の割引等が行われている	
「所轄庁の役割」	③要件を満たさない取組は要件を満たさずよう指導	取組の質が社会福祉関係法令に明らかに違反するものではない限り、指導は不要。法人が地域ニーズを把握し把握できざる場場の見直しを通じて法的に取組を促す指導整備に努める	

20

居住支援の全体像

国のみならず自治体においても、福祉・住宅部局間の情報共有、連携強化を図るとともに、以下に記載している居住に係るハード・ソフトの施策を一体的に実施するなどにより、居住に困難を抱える者へ必要な支援が届くよう取り組んでいく。

ソフト面の支援例

【高齢者の安心な住まいの確保に資する事業】
空き家等の民間賃貸住宅や集合住宅等に同居する高齢者を対象に、安全確認、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣するなど、地域の事情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。 ※地域支援事業の1メニュー

【生活困難者地域居住支援事業】
地域に単身等で居住し、親族等の支援が見込めない孤立した生活を送る生活困難者等に対し、住居の確保といった居住支援や訪問などによる見守り・生活支援、これらを通じた互助の関係づくりを行う。 ※30年度から予算事業として実施。31年度からは困難法の一時的な生活支援事業として実施を目指す(法改正事項)

ハード面の支援例

【新たな住宅セーフティネット制度】
高齢者、障害者、子ども世帯、低額所得者などの住宅確保要配慮者に対し、民間の空き家・空き室を活用した入居を拒まない賃貸住宅(住宅確保要配慮者専用賃貸住宅)の供給を促進する。併せて、専用住宅の改修費や家賃低廉化等への支援や、入居相談や見守りなどの生活支援を行う居住支援協議会や居住支援法人への活動支援等を行う。

22

居住に課題を抱える人(住宅確保要配慮者)

居住に課題を抱える人とは

- ・低額所得者、高齢者、障害者 など
- ・住宅セーフティネット法では「住宅確保要配慮者」と定義されている

現状と課題

- ・低家賃の住宅が少なく、住宅確保要配慮者には民間賃貸住宅において入居拒否の傾向がある。
- ・連帯保証人、緊急時の連絡体制の確保や一定の生活支援が必要な住宅確保要配慮者もいる。

必要な対応

- ・連帯保証人や緊急時の連絡先の確保、訪問などによる見守り支援などといったハード面での対応
 - ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない低家賃の住宅の確保などといったハード面での対応
- ⇒ソフト面とハード面での連携した対応が必要

21

今後の取り組み

- 各ソフト面の施策の実施促進
- 新たな住宅セーフティネット制度の普及促進(賃貸住宅の登録促進、代埋納付(住宅扶助)の推進の手続等)
- 福祉・住宅行政の連携の強化
 - ・居住支援協議会の設置促進(住宅サイト、福祉サイト共通のプラットフォームづくり)
 - ・居住支援法人の指定促進(特に福祉サイトでの社会福祉法人、社会福祉協議会、NPO等への働きかけ)

福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

○生活困難者、高齢者、障害者、子ども世帯を育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係部局長等による情報共有や協議を行うための課配連絡協議会を設置。

構成員

厚生労働省 社会・援護局長、社会・援護局審議官(福祉連携)、社会、障害保健福祉、児童福祉担当
 社会・援護局 保潔課長、地域福祉課長、地域福祉課 生活困難者自立支援課長
 障害保健福祉部部長、障害保健福祉部 障害福祉課長
 老健部長、老健局 高齢者支援課長
 子ども家庭局長、子ども家庭局 家庭福祉課長、家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長

国土交通省 住宅局長、住宅局審議官
 住宅局 住宅政策課長、住宅総合整備課長、住宅総合整備課 賃貸住宅対策室長、安心居住推進課長
 土地、建設産業局長、土地、建設産業局 不動産課長

開催状況

- 第1回連絡協議会(平成28年12月22日)
 - ・国土交通大臣、末松国土交通副大臣より冒頭挨拶
 - ・施策の現状・課題等について両省より報告等
- 第2回連絡協議会(平成29年2月27日)
- 第3回連絡協議会(平成29年6月29日)
- 第4回連絡協議会(平成29年11月8日)

23

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目的に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を要する。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるために、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要がある。



地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

○ 既存の制度による解決が困難な課題

課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
- ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)等
- ⇒各分野の関係機関の連携が必要

制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障害の疑いがあるが手帳申請を拒否 等

子ども子育て家庭

【子ども子育て家庭を対象にした相談機関】
 地域子育て支援拠点
 子育て世代包括支援センター
 等

高齢者

地域包括ケアシステム

【高齢者を対象にした相談機関】
 地域包括支援センター
 共生型サービス

生活困窮者支援

障害者

【障害者を対象にした相談機関】
 地域移行、地域生活支援
 基幹相談支援センター 等

土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

コミュニティソーシャルワーカーが支える住民主体の地域活動(大阪府豊中市)

自治体概要※
 人口 403,952
 面積 36.38㎢
 小学校数* 41
 中学校数* 18
 ※2017年4月1日現在
 *市立のみ

住民に身近な地域での取組

◎校区福祉委員会

- 小学校区ごとに設置された自主ボランティア組織
- 校区内の福祉問題を解決するために、地域の各種組織の協力を得て活動
- 配食サービス、ミニデイサービス、サロン事業、ボランティアの育成・登録等を実施

◎「中高年」(新たな担い手の育成)

- 都市型問題を拠点に、人の交流と社会参加を促進(中高年男性中心)し、地域福祉の担い手づくりを目指す

市レベルでの取組

地域包括ケアシステム推進総合会議(市全域)

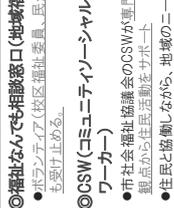
・多分野の相談支援機関の課題共有、しくみづくりの場



- 小学校区ごとに設置した「校区福祉委員会」(地域住民が活動の中心)において、ごみ屋敷など、なんでも相談を通じて把握した課題を地域住民とともに解決を図る。
- 社会福祉協議会(生活困窮者自立支援制度の自立相談支援の委託も受ける)のCSW(コミュニティソーシャルワーカー)が、専門的観点からサポート。



中高年



CSW(コミュニティソーシャルワーカー)

◎福祉なんでも相談窓口(地域福祉の活動拠点)
 ●ボランティア(校区福祉委員、民生・児童委員)がどのような相談でも受け止める。

◎CSW(コミュニティソーシャルワーカー)
 ●市社会福祉協議会のCSWが専門的観点から住民活動をサポート

●住民と協働しながら、地域のニーズを把握

●必要に応じて、関係機関や広域のネットワーク会議等につなぐ

住民・専門職によるアウトリーチ(ローラー作戦)

地域福祉ネットワーク会議(白旗生活圏域：市内7地区)【高齢部会・障害部会・子育て部会】

- ・専門職、高齢、障害、児童の施設事業者、地域住民、民生委員・児童委員などが参加
- ・ワークショップなどを通じた課題共有、地域連携の場

先進事例

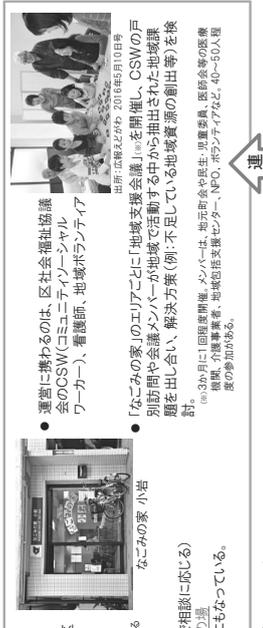
「なごみの家」を核とした包括的な支援体制の構築（東京都江戸川区）

自治体概要※
 人口 694,931
 面積 49.09㎢
 小学校数 71
 中学校数 33
 ※2017年8月1日現在
 *区立のみ

●高齢者だけでなく、全世代を対象として、包括的な支援を行うことができるよう、①相談機能、②居場所機能、③ネットワーキングの機能を有する「なごみの家」を区内4か所¹⁰に設置している。（最終的に15か所の整備を計画）

●「らしごと相談室」（生活困難者自立支援法に基づき自立相談支援機関）をはじめとした区の相談支援機関が連携（バックアップ）している。

住民に身近な地域での取組



区レベルでの取組



作：厚労省労働省 28

官民協働・地域協働の認知症の地域支援体制づくり（福岡県大牟田市）

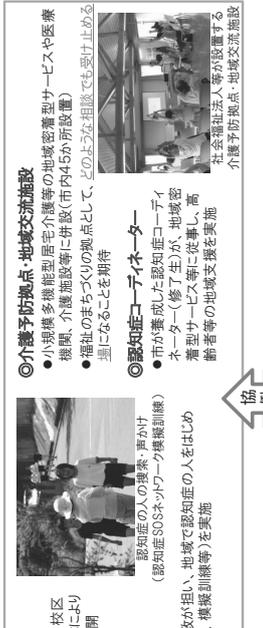
自治体概要※
 人口 117,224
 面積 81.45㎢
 小学校数 20
 中学校数 8
 ※2017年4月1日現在
 *市立のみ

●介護サービス事業者と行政が協働し、認知症のひと家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを実施している。その取組をきっかけに、誰もが安心して暮らせるまちづくりに発展している。

●小学校区に最低1か所は小規模多機能型居宅介護施設を設置し、併設する介護予防拠点・地域交流施設が福祉のまちづくりの拠点となっている。

●機構改革により行政内に総合相談窓口を設置し、対象者が分けない支援体制を構築。

住民に身近な地域での取組



市レベルでの取組



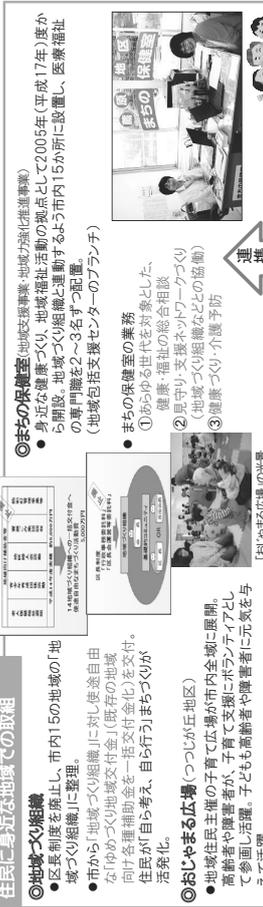
作：厚労省労働省 30

「まちの保健室」を拠点としたワンストップ相談（三重県名張市）

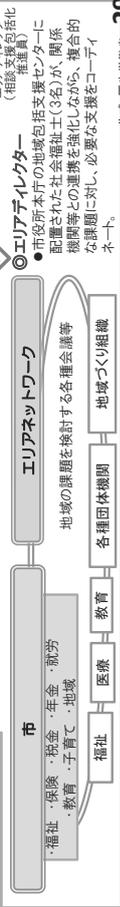
自治体概要※
 人口 79,357
 面積 129.77㎢
 小学校数 14
 中学校数 5
 ※2017年9月1日現在
 *市立のみ

●複合的な生活課題（高齢者、就労支援、空き家、DV、自殺、生活困窮者、消費者被害、認知症、障害、教育、子どもの貧困等）を抱える人の相談に、まちの保健室（地域包括支援センターのアパマンナを拠点とした相談窓口）がワンストップ窓口として機能するよう体制を整備。（小学学校園域に市内15か所）
 ●直営の地域包括支援センターに配置されたエリアリーダー（エリネットワーク）の強化を検討する各種会議等を通じて、関係機関のネットワーク（エリネットワーク）の強化を促進する。

住民に身近な地域での取組



市レベルでの取組



作：厚労省労働省 29

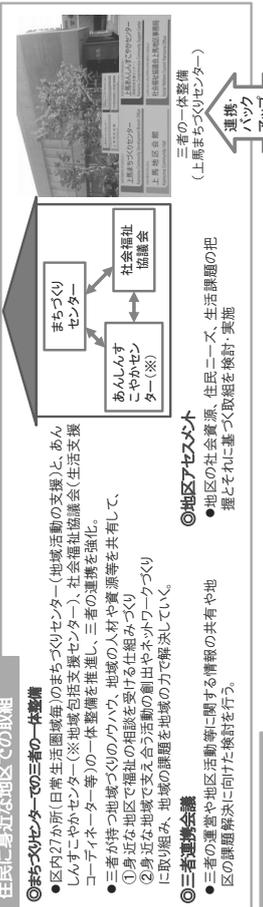
「まちづくりセンター」を拠点とした身近な地区における包括的支援体制（東京都世田谷区）

自治体概要※
 人口 896,057
 面積 58.05㎢
 小学校数 62
 中学校数 29
 ※2017年4月1日現在
 *区立のみ

●地域活動を支援するまちづくりセンターと、地域包括支援センターであるあんしんこやセンター、地域資源開発の担い手である社会福祉協議会の三者の一体整備により、三者が連携して身近な地区での福祉の相談と参加と協働による地域づくりを推進。

●三者が相談を受け止め、必要に応じて区内の5か所の総合支所や本庁、関係機関と連携して対応。

住民に身近な地域での取組



区レベルでの取組

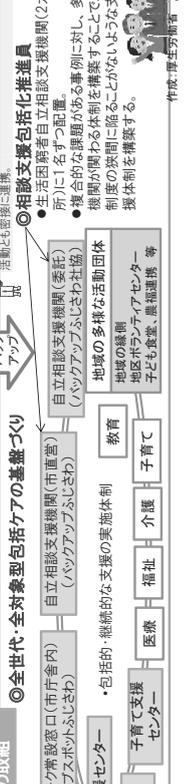


作：厚労省労働省 31

「地域の縁側」などを中心とした支え合いの地域づくり（神奈川県藤沢市）

- 自治体概要※
- 人口 427,501
 - 面積 69.57㎢
 - 小学校数、35
 - 中学校数、19
- ※2017年4月1日現在
*市立のみ

相模機能も備えた多世代交流の場である「地域の縁側」を市内33か所に設置
 「地域の縁側」において把握された困りごと・相談ごとについては、市民センター等と連携して、確実に専門的な支援につなげる。
 バックアップふじさわ(生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関)をはじめとした相談支援機構
 関が連携・バックアップ。



「地域の縁側」などを中心とした支え合いの地域づくり（神奈川県藤沢市）

社会福祉法第106条の3に基づく指針等

地域力強化検討会最終とりまとめ(平成29年9月12日)の概要 ～地域共生社会の実現に向けた新たなステップ～

- 総論(今後の方向性)**
- ◆ 地域共生社会を多世代で繋ぎ、多世代交流の場、地域福祉を推進
 - ◆ 専門性による多世代交流の場、地域福祉を推進
 - ◆ 「点」としての取組から、有機的に連携、協働する「面」としての取組へ

各論1 市町村における包括的な支援体制の構築

○ 1個人を「支え」が支え合いにより支えあえること(支えあえる場、支えあえる人)

○ 2「支えあえる場」を「支えあえる人」が支えあえること(支えあえる場、支えあえる人)

○ 3「支えあえる人」が支えあえること(支えあえる場、支えあえる人)

各論2 地域福祉(支援)計画

○ 各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例

- ・ 福祉以外の各福祉分野(まちおこし、産業、農林水産、土木、防災・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- ・ 高齢、障害、子ども等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野
- ・ 制度の抜本的な見直し、分野横断的な連携サービスの展開
- ・ 民生型サービスなどの分野横断的な連携サービスの展開
- ・ 民生型サービスなどの分野横断的な連携サービスの展開
- ・ 民生型サービスなどの分野横断的な連携サービスの展開

各論3 自治体、国の役割

○ 市町村が包括的な支援体制の構築において、責任をもつて進めていく。地域福祉計画として関係者と連携し、計画を推進していくことが有効。

○ 都道府県・市町村が包括的な支援体制の構築において、責任をもつて進めていく。地域福祉計画として関係者と連携し、計画を推進していくことが有効。

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(通知概要)

はじめに(P1～7)

○ 地域共生社会の実現が必要

・ 福祉の領域だけでなく、人・分野・世代を超えて、「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、相互に支えられ、支えられる関係が不可欠。

・ 地域共生社会の考え方や地域福祉推進の目的は共通するものであり、地域福祉の推進が求められている。

・ 社会福祉法改正後も平成14年の社会福祉法改正の考え方を踏襲し、重要性・必要性に変わりはない。

・ 地方・地域力強化検討会最終とりまとめで示された5つの視点(①共生文化、②参加・協働、③予防的福祉の推進、④包括的支援体制、⑤多様な地域の創造)を重視しながら取組を推進していく必要がある。

・ 地域福祉計画の策定プロセスなども活用し、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。

第一 社会福祉法改正の趣旨について(P8～10)

(1)法第4条第1項関係(地域社会の一員として様々な活動に参加する機会は与えられること)確保される)

(2)法第106条の2関係(相談支援を担う機関は自らでは解決が難しい地域生活課題を把握した場合、他機関へつなぐ)

(3)法第106条の3第1項関係(市町村における包括的な支援体制の整備の推進(市町村の努力義務))

(4)法第107条、第108条関係(市町村が地域福祉計画、都道府県地域福祉計画を策定する責務(努力義務強化、記載事項の追加等))

第二 市町村における包括的な支援体制の整備について(P11～26)

1 「住民に身近な地域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができている状況の整備に関する事項

2 「住民に身近な地域」において、地域生活課題に関する事項

3 多機関の協働による包括的な支援体制の構築に関する事項

4 市町村における包括的な支援体制の構築に対する都道府県の支援について

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉計画の策定ガイドライン(P27～50)

1 市町村地域福祉計画

2 都道府県地域福祉計画

3 支援計画策定の体制と過程

4 支援計画の策定(1)支援計画に盛り込むべき事項(2)支援計画の基本姿勢(3)支援計画策定の体制と過程

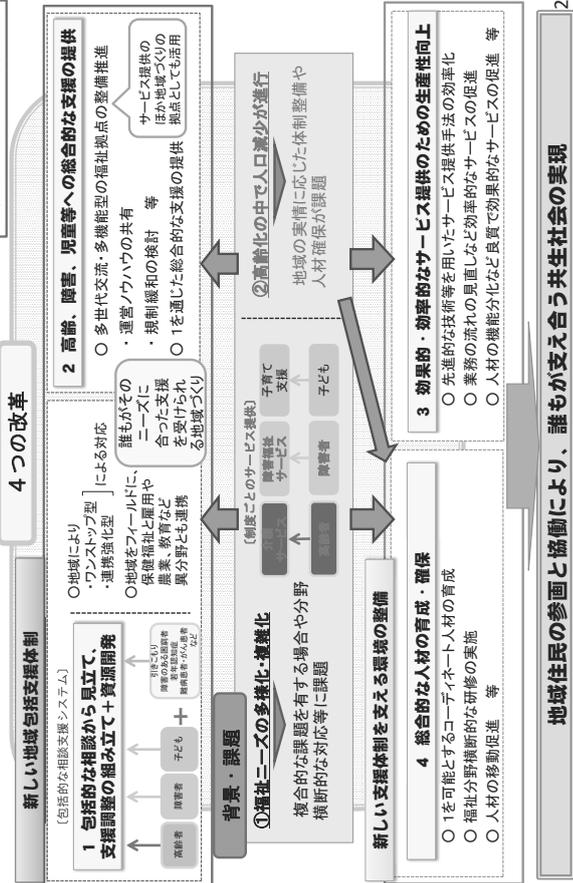
新たな共生型サービスの創設

～介護保険制度改正の狙い～

平成30年3月9日(金)
厚生労働省 老健局 振興課
基準第二係長 中村 光輝

資料・説明内容には私見に基づくものが含まれることをご容赦願います。

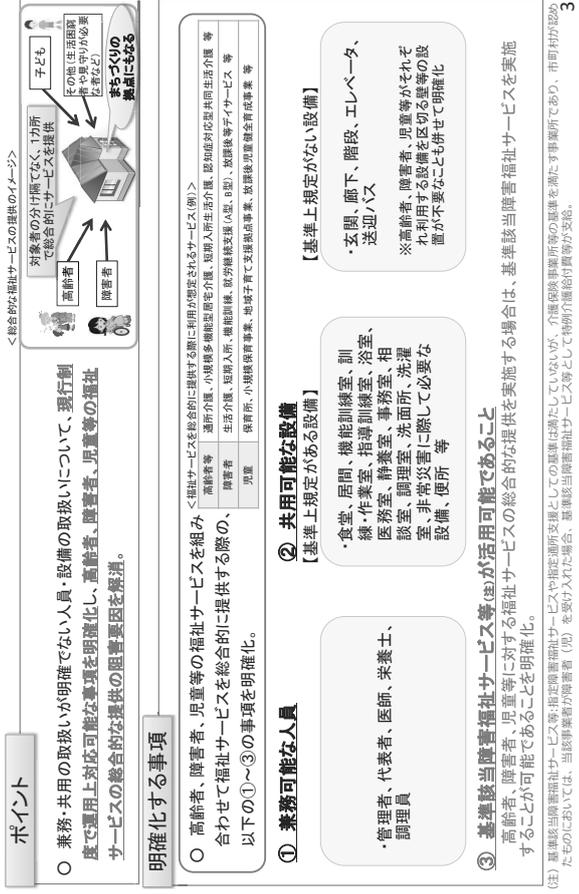
～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン～



地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

これまでの取組及び議論

地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（概要）



日中活動サービスにおける基準該当障害福祉サービス

- 日中活動サービスにおける基準該当障害福祉サービスは、**指定障害福祉サービス事業所の基準の一部を満たしていない事業所により提供されるサービス**である。
- 都道府県等による事業者指定は必要なく、**市町村が認める場合に特別介護給付費等が給付される。**

【基準該当サービスの種類】

	離島その他の地域における基準該当障害福祉サービス	介護保険事業所における基準該当障害福祉サービス
対象	離島、山村等の地域であったり将来的にも利用者の確保の見込みがなく、障害福祉サービスを利用することが困難な場合	地域において指定障害福祉サービス事業所がない等指定障害福祉サービスを受け、介護保険法の指定通所介護事業所等においてサービス提供を行った場合
要件	指定基準より従業者の員数や最低定員について緩和	指定通所介護事業所等の指定基準を満たしていることが要件
報酬	厚生労働大臣が定める指定障害福祉サービスの報酬単価を基準として市町村が定める	厚生労働大臣が定める基準該当障害福祉サービス独自の報酬単価(障害者の場合)を基準として市町村が定める食事提供体制加算・処遇改善加算を除き加算の算定不可

暮らしと生きがいとともに創る「地域共生社会」

【地域共生社会の好循環】

子ども
高齢者などと日常的に関わり合いながら暮らし、健全な成長に効果。

高齢者
子育て支援などで役割を持つことが、予防に効果。

障害者
活躍する場を持つことが、自立・自己実現に効果。

地域の実践例：「富山型デイサービス」（富山県）

- 介護保険の指定通所介護事業所を母体として、障害者総合支援の生活介護等の事業を実施する。

- 高齢者だけでなく、障害者、子どもなど、多様な利用者が共に暮らし、支え合うことでお互いの暮らしが豊かになる。

- 子どもと関わることで、高齢者のリハビリや障害者の自立・自己実現に良い効果を生む。



施設を訪問し、際に障害者の方からインタビュー

介護保険事業所における基準該当障害福祉サービス

- 地域において指定障害福祉サービス事業所がない等指定障害福祉サービスを受け、困難な障害児者に対して、介護保険法の指定通所介護事業所等においてサービス提供を行った場合、**基準該当障害福祉サービスとして特別介護給付費等が給付される仕組み。**

①指定通所介護事業所で提供することができる基準該当障害福祉サービス

- ・ 基準該当生活介護 ・ 基準該当自立訓練(機能訓練) ・ 基準該当自立訓練(生活訓練)
- ・ 基準該当児童発達支援 ・ 基準該当放課後等デイサービス

②指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所で提供することができる基準該当障害福祉サービス

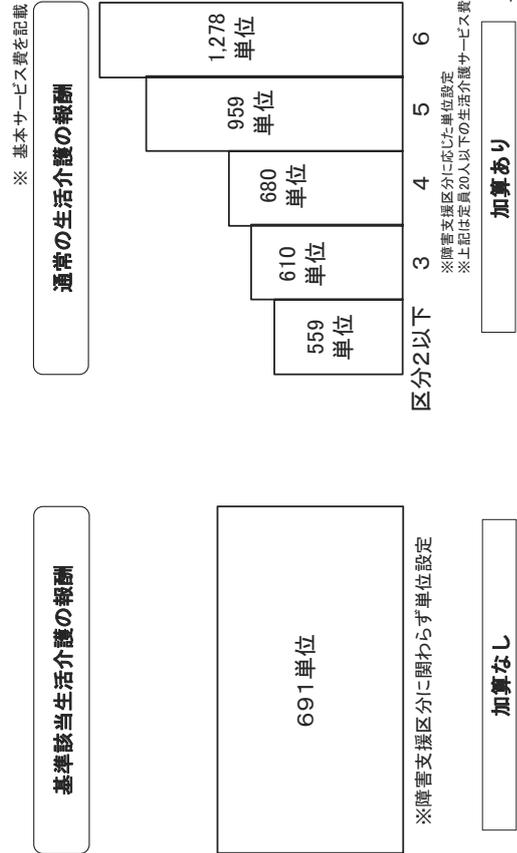
- ・ 基準該当生活介護 ・ 基準該当短期入所
- ・ 基準該当児童発達支援 ・ 基準該当放課後等デイサービス
- ・ 基準該当自立訓練(機能訓練) ・ 基準該当自立訓練(生活訓練)

	費用額(円)	利用者数	事業所数
基準該当生活介護	235,043,197	3,584	955
小規模多機能型居宅介護事業所の場合	8,469,975	134	47
指定通所介護事業所の場合	2,133,425	48	25
小規模多機能型居宅介護事業所の場合	475,208	34	19
基準該当機能訓練	3,659,978	64	36
指定通所介護事業所の場合	4,975,748	66	34
基準該当生活訓練	9,295,235	357	31
基準該当児童発達支援	44,251,607	1,010	121
基準該当放課後等デイサービス	312,295,373	5,296	1,268
合計			

【出典】国保連データ(平成29年4月実績)
※ 基準該当児童発達支援、基準該当放課後等デイサービスの数字は特別集計。

障害福祉制度の基準該当サービスの報酬【平成30年度報酬改定前】

- 障害支援区分を勘案していない単一の報酬であり、基本的に加算の仕組みはない。



「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）

（平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部）

改革の骨格

3. 地域を基盤とする包括的支援の強化
 - 人口減少など地域の実情に応じて、制度の「縦割り」を超えて柔軟に必要な支援を確保することが容易になるよう、事業・報酬の体系を見直す。

当面の改革工程

改革の骨格に記載した方向性を踏まえて、本年の制度改正において、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法、社会福祉法を一体として、「地域共生社会の実現に向けた『我が事』・『丸ごと』の取組を進めるための改正法案を提出する。その上で、平成30年度以降の制度改正と報酬改定において、全国的な体制整備を進めるための措置を講じ、並行して、専門人材の養成課程の見直しを進め、2020年代初頭の『我が事』・『丸ごと』の全面展開に向け、改革を着実に実施していく。

3. 地域を基盤とする包括的支援の強化

- 本年の介護保険制度の見直しにおいて、介護保険に「共生型サービス」を創設する。障害福祉制度の現行の基準該当の仕組みについても、報酬において障害支援区分を勘案していない等の課題に対応するため、障害福祉制度に「共生型サービス」を創設する。これにより、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けた事業者がもう一方の制度における指定を受けやすくなる見直しを行う。また、平成30年度の介護・障害報酬改定において、「共生型サービス」の創設に伴う基準・報酬についての必要な対応を行う。これらにより、地域の実情に応じた「共生型サービス」の整備を進めていく。

※ 下線は事務局が付した

12

共生型サービス

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（概要） （地域共生社会の実現に向けた取組の推進（新たに共生型サービスを位置付け））

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）
 - 全市町村が保険者機能を発現し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
 - 国から提供された予算・各分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定・計画に介護予防・重度化防止等の取組内容・目標を記載
 - 都道府県による市町村に対する支援事業の創設・財政的インセンティブの付与等の規定の整備（その他）
 - ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による課税の義務付与）
 - ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による課税の義務付与）
 - ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による課税の義務付与）
 - ・ 認知症施策の推進（認知症ケアプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関係施策の総合的な推進）を制度上明確化）
 2. 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）
 - ① 「日常的な医療管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
 - 現行の介護療養病棟の経過措置期間については、6年間延長することとする。
 - 診療所の名称を引き続き使用できることとする。
 - ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備
3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）
 - 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
 - 高齢者と障害者等が同一事業所でサービスを受けやすくなるため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける（その他）
 - ・ 有料老人ホームの入居者介護のための施設の強化（事業休止命令の創設、前払金の返還の義務の除外等）
 - ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入居した場合の保険料の見直し（障害者支援施設等に入居する前の市町村を保険者とする。）

II 介護負担制度の持続可能性の確保

4. 2期負担制度のうち特に所得の低い層の負担割合を3期とする。（介護保険法）
5. 介護納付金入金の繰上納付の導入（介護保険法）
 - 各医療保険者が交付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では「給付額割」(報酬額に比例した負担)とする。

※ 平成30年4月1日施行。(I)5は平成29年8月の介護納付金から適用、(II)4は平成30年8月1日施行)

見直し内容

- 高齢者と障害者等が同一の事業所でサービスを受けやすくなるため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。

(注) 具体的な指定基準等の在り方は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定にあわせて検討。

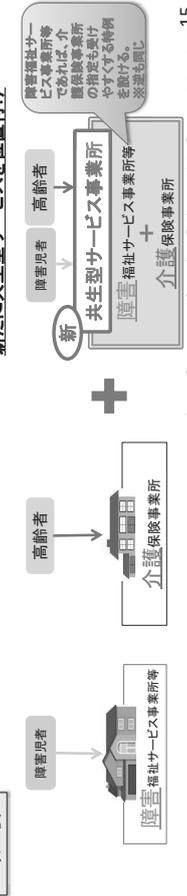
現行



【課題】

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されるため、従来から障害福祉サービス事業所を利用して介護サービスを受けた高齢者となった場合に、馴染みの事業所を利用し続けられないことがある。
- 高齢化が進み人口が減少する中で、サービスの提供に当たる人材の確保が難しくなる。

新たに共生型サービスを位置付け



※ 対象サービスは、①ホームヘルプサービス、②デイサービス、③ショートステイ等を想定

共生型サービスの対象サービス

- 下記①及び②を踏まえれば、今般基準・報酬を設定する共生型サービスは、以下のとおりとなる。
- ① 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するサービス
 - ② 現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービス

ホームヘルプサービス	介護保険サービス	障害福祉サービス等
訪問介護	⇔ 居宅介護 重度訪問介護	障害福祉サービス等
通所介護 (地域密着型を含む)	⇔ 生活介護 (注として重症心身障害者を通わせる事業所を除く) 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) 児童発達支援 (注として重症心身障害児を通わせる事業所を除く) 放課後等デイサービス (同上)	
ショートステイ 「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組み合わせを一体的に提供するサービス※	⇔ 短期入所 (予防を含む) 生活介護 (注として重症心身障害者を通わせる事業所を除く) 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) 児童発達支援 (注として重症心身障害児を通わせる事業所を除く) 放課後等デイサービス (同上)	
	→ 泊まり	短期入所 (泊まり)

※ 障害福祉サービスには介護保険の小規模多機能型居宅介護と同様のサービスは無いが、障害福祉制度の現行の基準該当の仕組みにおいて、障害児者が(看護)小規模多機能型居宅介護に選んでサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

16

介護と障害福祉とのサービスの基準・報酬の比較

基準の比較		[現行] (抜粋)	
生活介護(障害福祉)	専従(非常勤でも可) 40.1	通所介護(介護保険)	常勤専従 1人
管理者 サード管理責任者	看護職員 理学療法士 作業療法士及び生 活支援員の 総数	介護職員	5:1 (利用者15人までは 1以上で可)
サード管理責任者	平均障害支援区分 4未満 → 6.1 4以上5未満 → 5.1 5以上 → 3.1	食費及び 機能訓練室	※働動1人以上 3㎡×利用定員
生活介護(障害福祉)	※生活支援員 常勤1人以上 支援がない広さ	介護報酬	※逆の場合も同様(介護保険事業所の指定を受けた事業所であれば、障害福祉事業所の指定を受けられる)

報酬の比較 [現行]

生活介護(障害福祉)	通所介護(介護保険)
障害報酬	介護報酬

障害報酬の水準は介護報酬の93%

17

共生型サービスの基準・報酬 (デイサービスの場合)

介護保険・障害福祉双方に、新たに共生型サービスを位置付け、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定を受けられるよう、基準の特例を設ける。

【現行】	障害事業所	介護事業所	課題
障害児者が利用	○	△ (例外扱い)	・障害給付の対象とするか否かは、市町村が個別に判断するため、地域によって取扱いに差(基準該当サービス)
高齢者が利用	×	○	・障害者が65歳以上になって介護保険の被保険者となった際に、使い慣れた障害福祉事業所を利用できなくなる

共生型のサービスを位置付け

【改正後】	障害事業所	介護事業所	改善事項
障害児者が利用	○ < 障害報酬 >	○ < 障害報酬 >	・指定制度になるため、市町村によって取扱いに差がなくなる ・障害報酬は、現行の基準該当サービスを参考に設定 ・その上で、障害児者へのサービスの質の確保のため、サービス管理責任者を配置する場合等は、+58単位 (共生型生活介護)
高齢者が利用	○ < 障害報酬の水準を踏まえ、介護報酬の93% > (共生型通所介護)※	○ < 介護報酬 >	・介護報酬は、概ね障害報酬の水準を担保 ・その上で、高齢者へのサービスの質の確保のため、生活相談員を配置する場合等は、+13単位

※障害高齢者のみならず、新規の高齢者も利用することが可能

* 障害サービスは、介護・障害福祉のホームヘルプサービス、②デイサービス、③ショートステイ、④看護/小規模多機能型居宅介護(通い・泊まり)給付は、これまでの通り、それぞれの制度からなされる

18

共生型サービスの基準・報酬の基本的考え方

○ 対象サービスである通所介護、訪問介護、短期入所生活介護に関し、障害福祉制度の基準を満たしているが、介護保険の基準を満たしていない事業所について、

- ・ 障害福祉事業所の基準のみ満たす場合 (Ⅱ-2) と、
- ・ 障害福祉事業所の基準を満たし、介護サービスの質や専門性に一定程度対応する場合 (Ⅱ-1) がある。

I

障害事業所を高齢者が利用

※報酬額は通常

Ⅱ-1	Ⅱ-2
・通常の障害福祉の指定を受ける事業所が、介護保険(共生型)の指定を受ける ・一体的運用 ・障害福祉制度の基準を満たし、介護サービスの質や専門性に一定程度対応	・通常の障害福祉の指定を受けている事業所が、介護保険(共生型)の指定を受ける ・一体的運用 ・障害福祉制度の基準のみ満たす

19

I-⑦ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

○ 障害福祉の指定を受けた事業所において、介護保険の訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護

- 【基準】
- 障害福祉制度の指定を受けた事業所であれば、基本的に介護保険（共生型）の指定を受けられるものとする。
- 【報酬】
- 介護保険の基準を満たしていない障害福祉制度の事業所の報酬については、
 - ① 障害者が高齢となる際の特例という制度趣旨を踏まえ、概ね障害福祉における報酬の水準を担保し、区別する。
 - ② 介護保険の事業所としての人員配置基準等を満たしていないことから、通常の介護保険の事業所の報酬単位とは観点から、単位設定する。
- 【例】障害福祉制度の生活介護事業所が、要介護者へのデイサービスを行う場合
- 所定単位数に93/100を乗じた単位数（新設） ➡ 前頁のⅡ-2
- その上で、共生型通所介護事業所と共生型短期入所生活介護事業所において、生活相談員（社会福祉士等）を配置し、かつ、地域に貢献する活動（地域交流の場の提供等）を実施している場合を評価する。
- 生活相談員配置等加算 13単位/日（新設） ➡ 前頁のⅡ-1

12. 短期入所生活介護 ⑩共生型短期入所生活介護

概要	※介護予防短期入所生活介護を含む 共生型短期入所生活介護の基準 共生型短期入所生活介護については、障害福祉制度における短期入所（障害者支援施設併設型及び空床利用型に限る。）の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型短期入所生活介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。【省令改正】
人員配置	共生型短期入所生活介護の報酬は、以下の基本的な考え方に基づき設定するとともに、生活相談員（社会福祉士等）を配置し、かつ、地域との関わりを持つために地域に貢献する活動（地域の交流の場の提供、認知症カフェ等）を実施している場合に評価する加算を設定する。また、短期入所生活介護事業所に係る加算は、各加算の算定要件を満たした場合に算定できることとする。 i 本来的な介護保険事業所の基準を満たしていないため、本来報酬単価と区分。 ii 障害者が高齢者（65歳）に到達して介護保険に切り替わる際に事業所の報酬が大きく減ることは、6.5歳問題への対応という制度趣旨に照らして適切ではないことから、概ね障害福祉制度における報酬の水準を担保する。
単位数	○障害福祉制度の短期入所事業所が、要介護者へのショートステイを行う場合 <改定後> ⇒ 所定単位数に92/100を乗じた単位数（新設） ⇒ 生活相談員配置等加算 13単位/日（新設） なし
算定要件等	<生活相談員配置等加算> ○ 共生型短期入所生活介護事業所において、生活相談員（社会福祉士等）を配置し、かつ、地域に貢献する活動（地域交流の場の提供、認知症カフェ等）を実施していること。

8. 通所介護・地域密着型通所介護 ⑨共生型通所介護

概要	共生型通所介護の基準 共生型通所介護については、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。【省令改正】 共生型通所介護の報酬は、以下の基本的な考え方に基づき設定するとともに、生活相談員（社会福祉士等）を配置し、かつ、地域との関わりを持つために地域に貢献する活動（地域の交流の場の提供、認知症カフェ等）を実施している場合に評価する加算を設定する。また、通所介護事業所に係る加算は、各加算の算定要件を満たした場合に算定できることとする。 (報酬設定の基本的な考え方) i 本来的な介護保険事業所の基準を満たしていないため、本来報酬単価と区分。 ii 障害者が高齢者（65歳）に到達して介護保険に切り替わる際に事業所の報酬が大きく減ることは、6.5歳問題への対応という制度趣旨に照らして適切ではないことから、概ね障害福祉制度における報酬の水準を担保する。
単位数	【例】障害福祉制度の生活介護事業所が、要介護者へのデイサービスを行う場合 <改定後> ⇒ 所定単位数に93/100を乗じた単位数（新設） ⇒ 生活相談員配置等加算 13単位/日（新設） なし
算定要件等	<生活相談員配置等加算> ○ 共生型通所介護事業所において、生活相談員（社会福祉士等）を配置し、かつ、地域に貢献する活動（地域交流の場の提供、認知症カフェ等）を実施していること。

障害福祉サービスと介護保険サービスとの比較(ホームヘルプサービス)

概要	居宅介護、重度訪問介護(障害福祉) <障害児等> <small>※重度訪問介護は子どものみ</small> 居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を提供する	訪問介護(介護保険) 常勤専従 常勤の訪問介護員等のうち1人 (3年以上実務経験がある旧2級ヘルパー以上→30年度から、旧1級ヘルパー以上)
管理職	常勤専従	常勤専従
サービス提供責任者	常勤の訪問介護員等のうち1人 (3年以上実務経験がある旧2級ヘルパー以上)	常勤の訪問介護員等のうち1人 (3年以上実務経験がある旧2級ヘルパー以上)
訪問介護員等(※)	常勤換算2.5人 (※)右記+居宅介護職員初任者研修課程修了者 士 障害者居宅介護従事者基礎研修課程修了者 (旧3級職程相当) 士 重度訪問介護従事者養成研修修了者	常勤換算2.5人 (※)介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級又は旧2級課程修了者
サービス提供範囲	右記+生活全期にわたる援助として認められる支援(重度訪問介護では社会参加目的の移動支援等も含む)	いわゆる「老計10号」
事業所数	居宅介護:約2万事業所、重度訪問介護:約0.7万事業所	約3.3万事業所
研修時間	居宅介護、重度訪問介護の訪問介護員等の資格要件 介護福祉士 450時間 実務者研修修了者 500時間 介護職員基礎研修修了者 130時間 介護職員初任者研修課程修了者 130時間 居宅介護職員初任者研修課程修了者 50時間 障害者居宅介護従事者基礎研修課程修了者(3級研修) 10時間以上 重度訪問介護従事者養成研修修了者	研修時間 国家資格 50時間 500時間 130時間 130時間 50時間 10時間以上

共生型サービス基準・報酬（ホームヘルプサービスの場合）

【障害事業所が居室介護の場合】

I

- ・通常の障害福祉サービス介護保険の指定を受けた介護保険（共生型）の指定を受ける
- ・一体的運用（現在も通知、ガイドライン等により実施）
- ・障害福祉サービス介護保険の両方の制度の基準を満たす

障害事業所を高齢者が利用

※報酬額は通常

I

- ・通常の障害福祉サービス介護保険の指定を受けた介護保険（共生型）の指定を受ける
- ・一体的運用（現在も通知、ガイドライン等により実施）
- ・障害福祉サービス介護保険の両方の制度の基準を満たす

障害事業所を高齢者が利用

※報酬額は通常

【障害事業所が重度訪問介護の場合】

II-2

- ・通常の障害福祉サービスの指定を受けた介護保険（共生型）の指定を受ける
- ・一体的運用
- ・障害福祉サービスの基準のみを満たす
- ※③級ヘルパー等は、高齢障害者に限ってサービス提供を認める（報酬額は低い）。

1. 訪問介護 ⑧ 共生型訪問介護

概要

共生型訪問介護の基準
共生型訪問介護については、障害福祉制度における居室介護、重度訪問介護の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型訪問介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。【省令改正】

共生型訪問介護の報酬
報酬は、以下の基本的な考え方を踏まえて設定する。また、訪問介護事業所に係る加算は、各加算の算定要件を満たした場合には算定できるところとする。
（報酬設定の基本的な考え方）
i 本来の介護保険事業所の基準を満たしていないため、本来報酬単価と区分
ii 障害者が高齢者（65歳）に到達して介護保険に切り替わる際に事業所の報酬が大きく減ることによる、65歳問題への対応という制度趣旨に照らして適切ではないことから、緩和障害福祉制度における報酬の水準を担保する。

単位数

○障害福祉制度の居室介護事業所が、要介護者へのホームヘルプサービスを行う場合

＜現行＞ なし（基本報酬） → 訪問介護と同様（新設）
ただし、障害者居宅介護従業者基礎研修修了者等については、65歳に至るまでに、これらの研修修了者に係る障害福祉事業所において障害福祉サービスを利用していた高齢障害者に対してのみ、サービスを提供できる。この場合には、所定単位数に70/100等を乗じた単位数（新設）

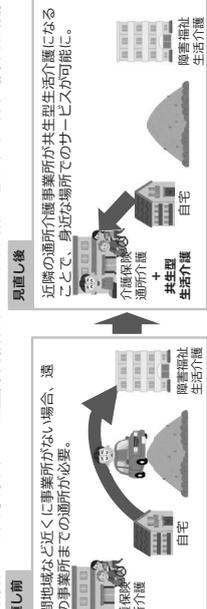
○障害福祉制度の重度訪問介護事業所が、要介護者へのホームヘルプサービスを行う場合

＜現行＞ なし（基本報酬） → 所定単位数に93/100を乗じた単位数（新設）
ただし、重度訪問介護従業者養成研修修了者等については、65歳に至るまでに、これらの研修修了者に係る障害福祉事業所において障害福祉サービスを利用していた高齢障害者に対してのみ、サービスを提供できる。

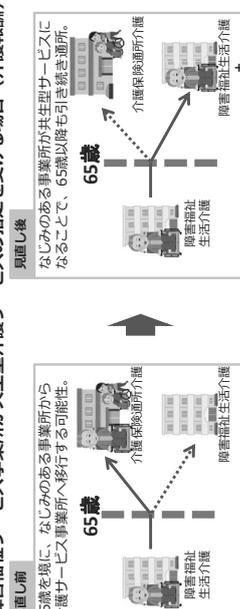
共生型サービスの基準・報酬の設定

○ 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

○ 介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けられる場合（介護報酬）



○ 障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受けられる場合（介護報酬）



○ 介護保険の指定を受けた事業所について、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受けられる場合の基準の特例を設ける。

【対象サービス】
○ 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービス

【基準】
○ 介護保険制度の指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるものとする。

【報酬】
○ 障害福祉の基準を満たさない介護保険制度の事業所の報酬については、
① 本来の障害福祉サービス事業所の基準を満たしていないため、本来報酬単価と区分。
② 現行の基準該当サービスを参考に設定。

【例】介護保険制度の通所介護事業所が、障害者への生活介護を行う場合 → 694単位

○ その上で、共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域に貢献する活動（地域交流の場の提供等）を実施している場合を評価する。

【例】サービス管理責任者配置等加算 58単位（新設）

共生型サービス体制強化加算 103単位（新設）

児童発達支援管理責任者を配置 78単位（新設）

保育士又は児童指導員を配置 181単位（新設）

又は児童指導員を配置

【障害福祉サービス等報酬の例】
○ 介護保険の通所介護事業所が、障害者への生活介護を行う場合
○ 共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域交流の場の提供等の実施を評価。
【例】
・サービス管理責任者配置等加算 58単位
① 児童発達支援管理責任者を配置 78単位
② 保育士又は児童指導員を配置 78単位等

【障害福祉サービス等報酬の例】
○ 障害福祉の生活介護事業所が、高齢者への加算介護を行う場合 ×53/100単位
○ 共生型生活介護事業所等について、生活相談員（社会福祉士等）を配置し、かつ、地域交流の場の提供等の実施を評価。
【例】
・生活相談員配置等加算（新設） 13単位

ご清聴ありがとうございました



出典：平成28年3月 地域包括ケア研究会報告書より

咲かそう、地域包括ケアの花！

厚生労働省HP「地域包括ケアシステム」
もぜひご覧ください

地域包括ケアシステム

検索



クリック

介護事業所を検索するなら



介護サービス
情報公表システム

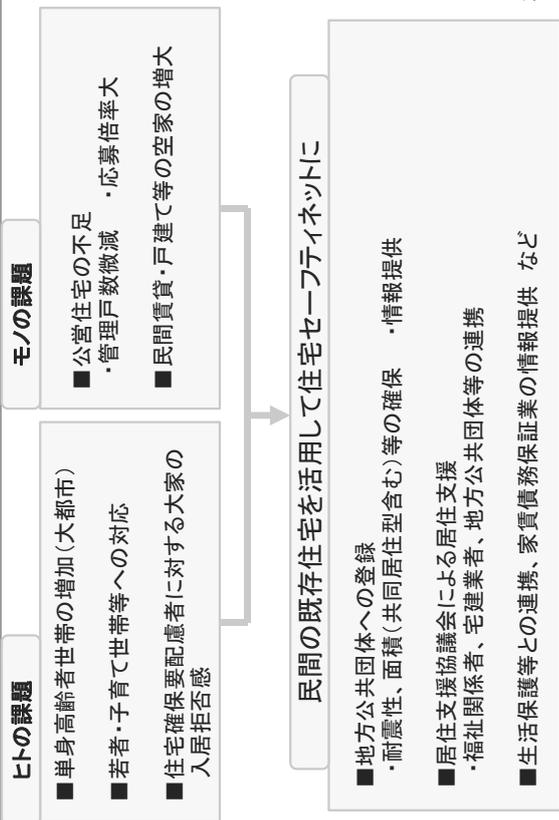
新たな住宅セーフティネット制度について

平成30年3月
国土交通省住宅局安心居住推進課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

新たな住宅セーフティネット制度の背景と概要



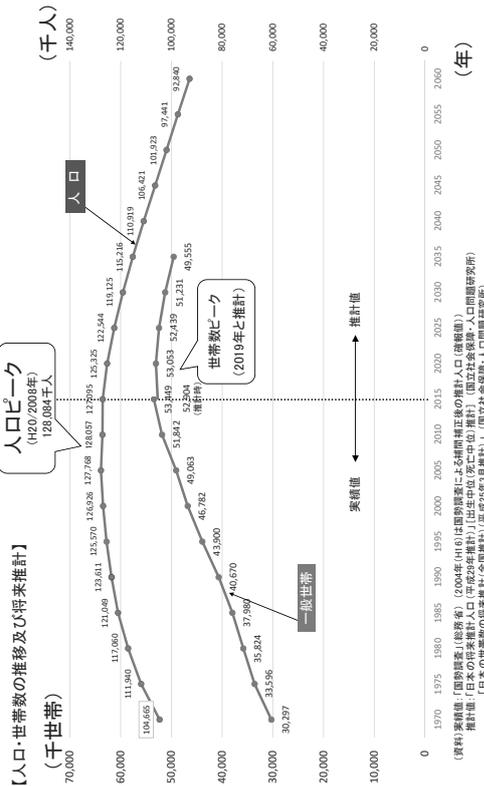
1. 背景



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

人口・世帯数の将来推計

- ◇ 我が国の人口は平成20年(2008年)頃をピークに減少。
- ◇ 世帯数は2015年まで増加を続けるものの、2019年以降、世帯は減少に転じる(推計)。



都道府県別世帯数のピーク時期

世帯数の増加は、全国的には2020年でピークを迎えるが、35道府県においては、2020年より前にピークを迎える。

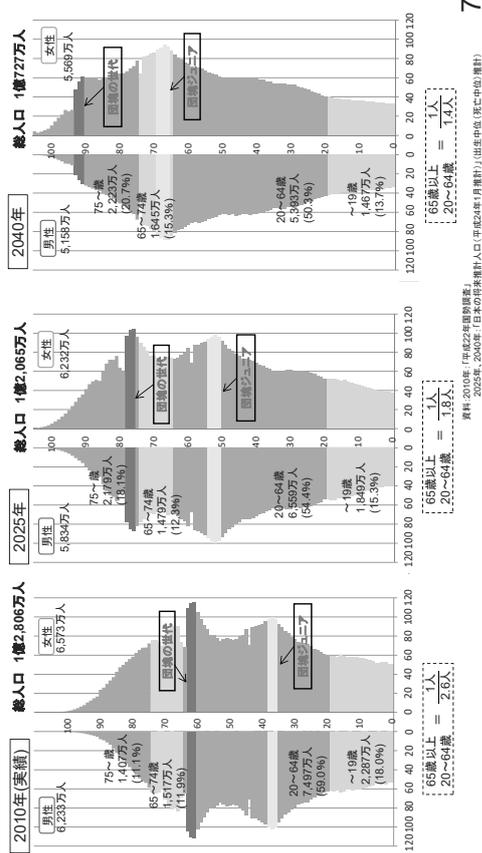
世帯数の増加がピークを迎える時期				
2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
6 和歌山県 山口県 香川県 高知県 鹿児島県	10 北海道 青森県 福井県 山形県 福島県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 徳島県	19 宮城県 栃木県 群馬県 千葉県 東京都 大阪府 兵庫県 福岡県	7 宮城県 埼玉県 千葉県 東京都 大阪府 兵庫県 福岡県	4 東京都 神奈川県 愛知県 滋賀県
全国				

資料) 国勢調査(総数表)
国立社会政策・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」(2014年4月推計)

5

人口の変化 ~人口ピラミッドの変化~

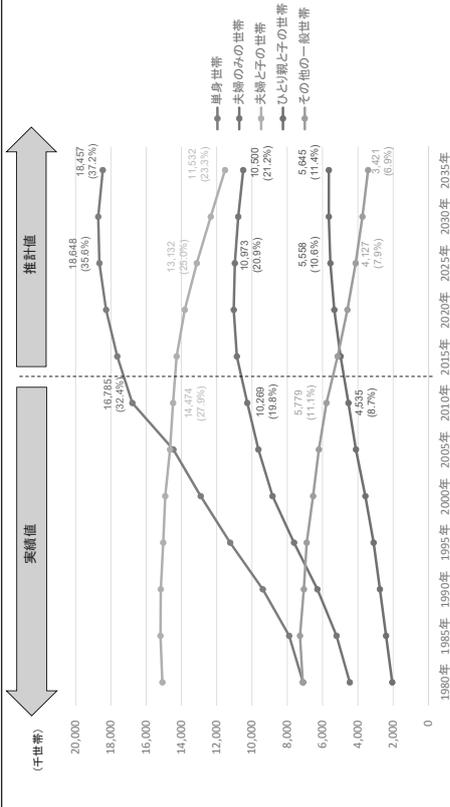
○2025年に団塊の世代が後期高齢者に、2040年に全都道府県において人口減少
○現在、1人の高齢者を2.6人で支えている社会構造が、2040年には、1人の高齢者を1.4人で支える社会構造になると推定。



7

世帯数の減少(世帯類型別世帯数の変化)

○2010年には単身世帯が最も多い類型(総世帯の1/3)となり、今後も増加する見通し。
○今後、夫婦と子の世帯が減少していく一方で、ひとり親と子世帯は増加する見通し。

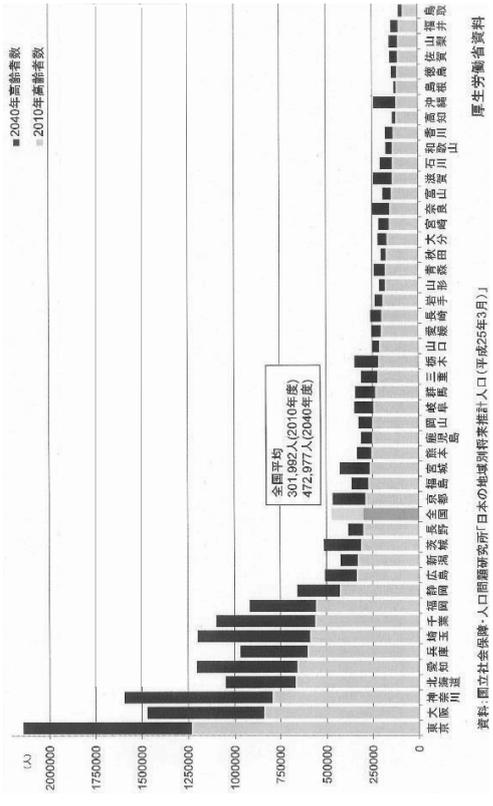


注)「その他の一般世帯」は、夫婦と同居、夫婦とひとり親、夫婦と子どもと同居、夫婦と子どもと同居の親族、夫婦と親と同居の親族、兄弟姉妹のみからなる世帯や他に分類されない世帯を対象としている。
出典) 国立社会政策・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(2014年4月推計)

6

都道府県別の高齢者人口(75歳以上)の推移

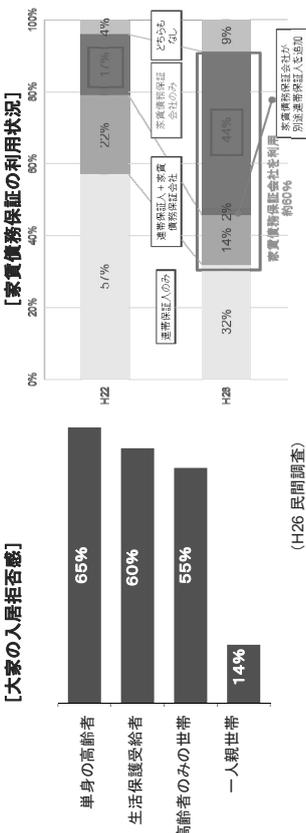
○今後、高齢者人口が増加するのは大都市周辺



8

大家の入居拒否感と家賃債務保証会社の利用状況

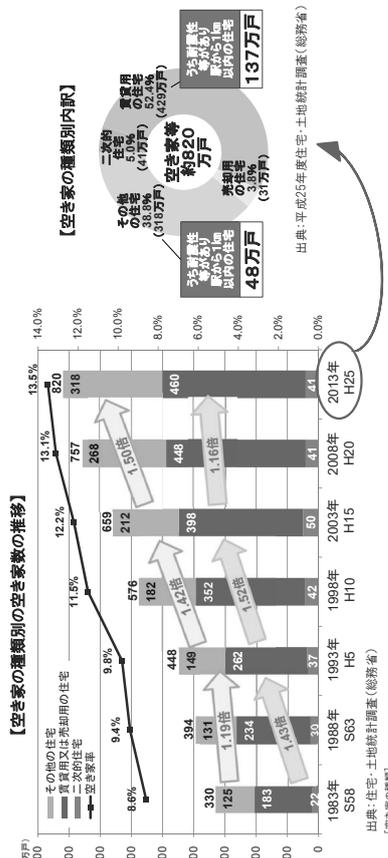
- 住宅確保要配慮者の入居に対しては、家賃滞納、孤独死、子ども事故・騒音等への不安から大家が拒否感
- 近年、高齢単身世帯の増加や人間関係の希薄化等を背景として、家賃債務保証会社の利用が増加
- 民法改正(2020年施行見込み)により、個人保証契約において、保証する限度額(程度額)の設定が要件化されることから、賃貸住宅の連帯保証人のなり手の減少が見込まれる



出典: (公財)日本賃貸住宅管理協会(平成26年度)家賃債務保証会社の実態調査

空き家の増加

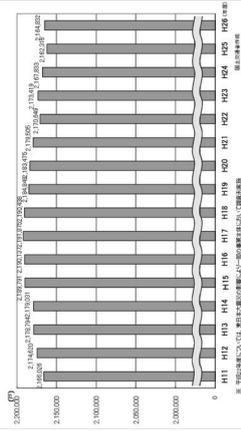
- 空き家・空き室が多く存在し、今後も増加の見込み
- 活用可能と推計される空き家は、賃貸用137万戸、その他48万戸



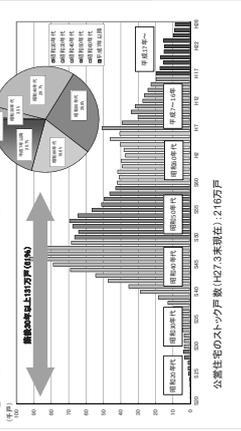
出典: 住宅・土地統計調査(総務省)
二次的住宅: 別荘及びその類(主に遊園地等)に利用されるもの(別荘)
賃貸用又は兼用の住宅: 賃貸・中古を問わず、賃貸又は売却のために空き家になっている住宅
その他の住宅: 上記の他に人が住んでいない住宅で、別荘、転売、転入などの居住目的が長期間にわたって不在の住宅や建て替え中の住宅など

公営住宅の現状

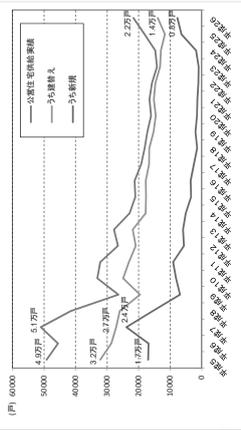
①公営住宅の管理戸数の推移(平成26年度末)



②公営住宅ストックの建設年度別分布



③公営住宅の供給実績の推移



④公営住宅の応募倍率(平成26年度)

・全国平均 5.8倍 東京都 22.8倍 大阪府 10.5倍

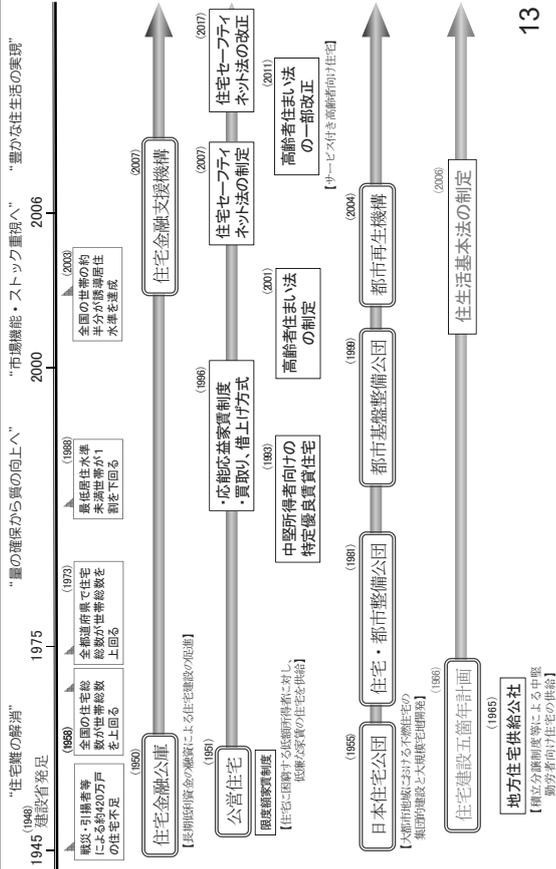
⑤公営住宅の長期空き家率(平成26年度)

- ・全国 0.8%
- ・三大都市圏 0.6%
- ・東京圏 0.1%

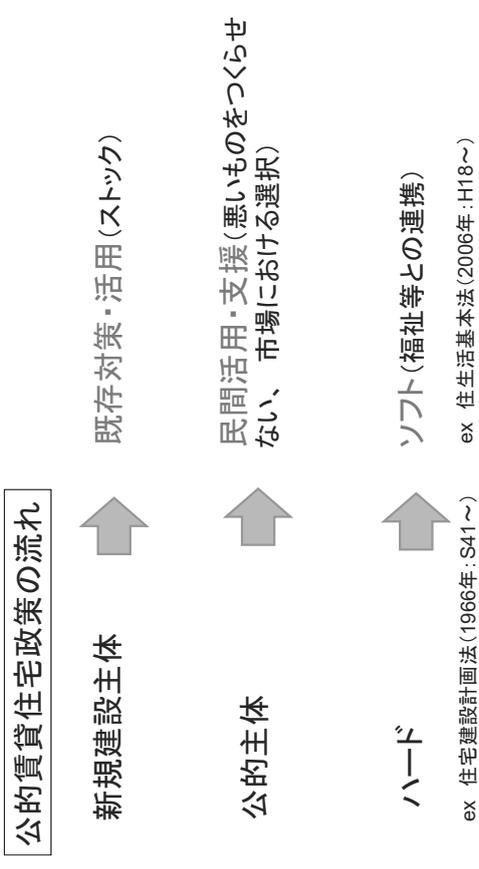
(長期空き家率: 管理戸数のうち、入居者の募集を行ったが空き家となっている住宅で、前入居者過去の後1年以上経過しているもの割合)

2. 施策の推移

住宅政策の変遷



公的賃貸住宅政策



戦後の住宅政策

戦後の住宅政策全体の流れ

○戦後、ハコ不足

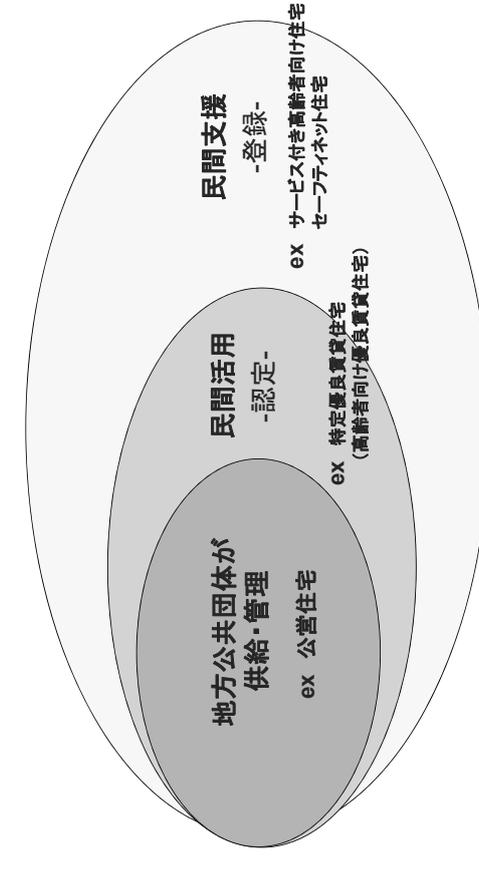
↑ 持家政策 + 公的賃貸住宅政策

公的賃貸住宅政策

低所得者対策としての公営住宅

市場で供給されにくい賃貸住宅 (ファミリー向け、バリアフリー等)

重層的な住宅セーフティネットのイメージ



重層的な住宅セーフティネット政策の基本的な考え方

供給・管理主体	地方公共団体	民間等	民間等
補助の考え方	国が地方公共団体に整備費・家賃対策の補助【法定補助】	民間等が供給・管理 地方公共団体が認定	民間等が地方公共団体に登録 地方公共団体が情報提供
主な施策	・公営住宅 ・特定優良賃貸住宅 等	国・地方公共団体が民間等に整備費・家賃対策の補助【法定補助】	国・地方公共団体が民間等に整備費・家賃対策の補助【予算補助】
公的関与 (地方公共団体の数量)	大	・サービス付き高齢者向け住宅 ・新たな住宅セーフティネット制度 等	・登録基準で一定のレベルを確保 ex ハード(耐震性能、居住面積、設備、バリアフリー等) ソフト(借家契約、家賃等) ・情報開示による選択 ・整備等への支援(補助、公的融資、税)

17

民間活用・支援

民間活用・支援のスキーム

○民間が供給、地方公共団体等に登録

- ・登録基準で一定のレベルを確保
ex ハード(耐震性能、居住面積、設備、バリアフリー等)
ソフト(借家契約、家賃等)
- ・情報開示による選択
- ・整備等への支援(補助、公的融資、税)

18

支え合いによる地域包括ケアシステムの構築について

○地域包括ケアシステムの構築に当たっては、「介護」「医療」「福祉」といった専門的サービスの前提として、「住まい」と「介護予防・生活支援」といった分野が重要である。
○自助・互助・公助をつなぎあわせる(体系化・組織化する)役割が必要。
○とりわけ、都市部では、意識的に「互助」の強化を行わなければならない、「互助」を期待できない。



自助：・介護保険・医療保険の自己負担部分
・市場サービスの購入
・自身や家族による対応

互助：・費用負担が制度的に保障されていないボランティアなどの支援、地域住民の取組み

共助：・介護保険・医療保険制度による給付

公助：・介護保険・医療保険の公費(税金)部分
・自治体等が提供するサービス

地域包括ケア研究会「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」(平成28年3月)より

19

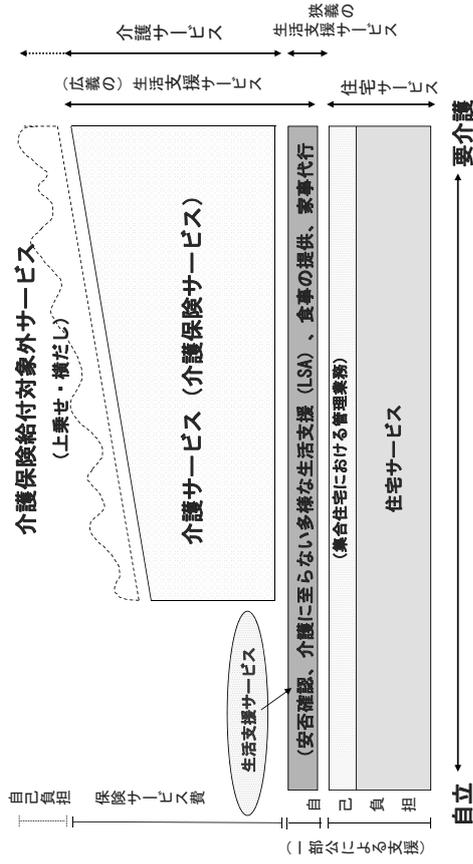
住宅とは何か

○住宅

- ・自分が支配できる空間であること、病院や施設ではない。
- ・市場の中で供給され、選択ができる(比較・選択)
- ・費用負担(住居費、管理費、食費、介護サービス費用、その他の生活支援サービス費用等)の明確化
- ・賃貸借契約による消費者保護

20

住まいとサービスの関係(イメージ)



21

サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要

- バリアフリー化や居住者への生活支援の実施等の基準を満たす住宅について都道府県等が登録を実施。
- ※サービス付き高齢者向け住宅の登録制度は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(高齢者住まい法)の改正により、平成23年10月に創設
- 料金やサービス内容など住宅に関する情報が事業者から開示されることにより、居住者のニーズにあった住まいの選択が可能。

【登録基準】

ハード	<ul style="list-style-type: none"> ○床面積は原則25㎡以上 ○構造・設備が一定の基準を満たすこと ○バリアフリー構造であること(廊下幅、段差解消、手すり設置)
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○必須サービス:安否確認サービス、生活相談サービス ※その他のサービスの例:食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> ○長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること ○敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと 等

【入居者要件】

・60歳以上の者 又は要支援・要介護認定者

【登録状況(H28.12末時点)】

戸数	225,374戸
棟数	6,877棟

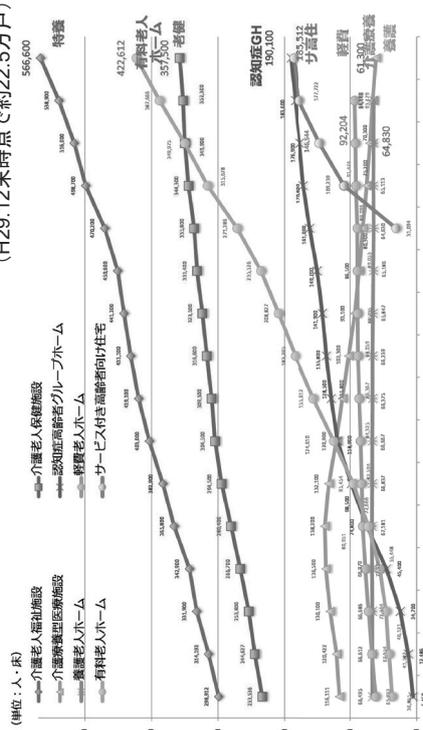


22

高齢者向け住まい・施設の定員数

○サービス付き高齢者向け住宅は、短期間で一定程度の普及

(H29.12末時点で約22.5万戸)



※1 介護老人福祉施設は、認知症高齢者グループホーム(※2)及び介護老人福祉施設(※3)を併せて示す。
 ※2 介護老人福祉施設は、介護老人福祉施設(※3)と併せて示す。
 ※3 認知症高齢者グループホームは、H12～H16は認知症高齢者グループホーム(認知症高齢者グループホーム)として示す。H17～H21は認知症高齢者グループホーム(認知症高齢者グループホーム)として示す。
 ※4 有料老人ホームは、H12～H16は介護老人福祉施設(※3)と併せて示す。H17～H21は介護老人福祉施設(※3)と併せて示す。
 ※5 サービス付き高齢者向け住宅は、(1)サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(2018年)による。

23

サービス付き高齢者向け住宅の今後の課題

- 住宅としての魅力づけ
- より所得が低い人への対応(高齢者以外との混在)
- 立地(まちなかに住む、地域の介護・医療力)
- 多様な選択肢の提示(自立から看取りまで)
- 費用負担能力を上げる

24

サービス付き高齢者向け住宅(2011年～)

バリアフリーの賃貸住宅＋見守り＋介護等外部サービス

(課題のうち)

- ・低所得高齢者対策
- ・高齢者以外の住宅確保要配慮者対応 等



セーフティネット住宅(2017年～)

※「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (住宅セーフティネット法)」は、H29.4.26 に公布、H29.10.25 に施行。

3. 新たな住宅セーフティネット制度

住宅確保要配慮者・住宅ストックの状況

住宅確保要配慮者の状況

- ・高齢者の単身世帯が大幅増
(H27) 601万世帯 → (H37) 701万世帯
- ・若年層の収入はピーク時から1割減
[30歳代給与] (H9) 474万円 → (H27) 416万円
- ・子どもを増やせない若年夫婦
[理想の子ども数を持たない理由]
- 家が狭いから：16.0%
- ・特にひとり親世帯は低収入
[H26年取] ひとり親 296万円
⇨ 夫婦子育て世帯 688万円
- ・家賃滞納等への不安から入居拒否

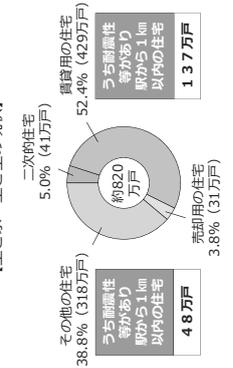
【大家の入居拒否感】



住宅ストックの状況

- ・総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
[管理戸数]
(H17) 219万戸 → (H26) 216万戸
- ・民間の空き家・空き室は増加傾向
(H15) 659万戸 → (H25) 820万戸

【空き家・空き室の現状】



空き家・空き室を活用し、住宅セーフティネット機能を強化

新たな住宅セーフティネット制度の枠組み

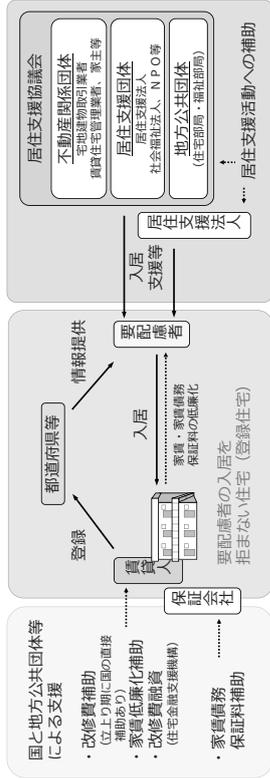
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (住宅セーフティネット法) の一部を改正する法律 (平成29年4月26日公布 10月25日施行)

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 専用住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



計画の意義

- ① 住宅確保要配慮者の数を把握（少なくとも議論することになる）
- ② 住宅確保要配慮者の定義を追加できる（国の補助対象となる範囲の追加）
- ③ 登録基準（面積等）の緩和ができる

補助の概要

- ① 改修費への補助（国直接／国・地方）
- ② 家賃・家賃債務保証料低廉化への補助（国・地方）
- ③ 居住支援協議会・居住支援法人への補助（国直接）

居住支援法人のメリット

- ① 公的な位置づけが得られる
- ② 意欲的な入居相談や居住支援サービスの取組に対して、国から直接補助が受けられる
- ③ 家賃債務保証業者の登録（純資産額1,000万円以上等が要件）を受けなくても、住宅金融支援機構による家賃債務保証保険の対象となる

住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

1. 都道府県・市区町村による
住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定 〔法律〕

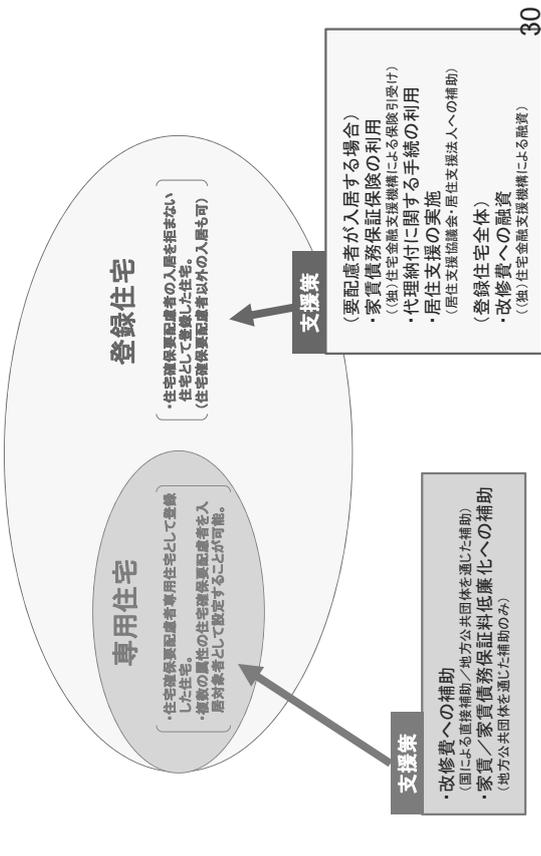
- ・ 国の基本方針に基づき、供給目標、施策等を規定
- ・ 住宅確保要配慮者の範囲
 - 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、被災者世帯
 - 低額所得世帯（月収15.8万円（収入分位25%）以下）
 - その他外国人世帯等

2. 賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として

都道府県・政令市・中核市に登録 〔法律〕 ※ 指定登録機関による登録も可能とする

- ・ 登録基準 - 耐震性能・一定の居住面積 等
- ・ ※ 上記の供給促進計画により、登録基準の強化・緩和が可能
- ・ ※ 共同居住型住宅（いわゆるシェアハウス）の面積等の基準を設定

3. 都道府県等が登録住宅の情報開示・賃貸人の指導監督 〔法律〕



住宅確保要配慮者の範囲

法律で定める者

- ① 低額所得者
（月収15.8万円（収入分位25%）以下）
- ② 被災者（被災後3年以内）
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

- ・外国人等
（条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、詐欺被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者など）
- ・東日本大震災等の大規模災害の被災者
（被災後3年以上経過）
- ・都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者
※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被害者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJTターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援を行う者などが考えられる。

登録基準

- 規模
 - ・床面積が一定の規模以上であること
 - ※ 各戸25㎡以上
 - ただし、共用部分に共同利用する台所等を備えることで、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保されるときは、18㎡以上と定める予定
 - ※ 共同居住型住宅の場合、別途定める基準
 - 構造・設備
 - ・耐震性を有すること
 - ・一定の設備（台所、便所、洗面、浴室等）を設置していること
 - 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと
 - 基本方針・地方公共団体が定める計画に照らして適切であること等
- ※ 地方公共団体が供給促進計画で定めることで、耐震性等を除く基準の一部について、強化・緩和が可能
- ※ 1戸から登録可能

共同居住型住宅の基準

- 住宅全体
 - ・住宅全体の面積
 - $15 \text{ m}^2 \times N + 10 \text{ m}^2$ 以上
(N:居住人数、 $N \geq 2$)
- 専用居室
 - ・専用居室の入居者は1人とする
 - ・専用居室の面積
 - 9㎡以上（造り付けの収納の面積を含む）
- 共用部分
 - ・共用部分に、居間・食室・台所、便所、洗面、洗濯室（場）、浴室又はシャワールームを設ける
 - ・便所、洗面、浴室又はシャワールームは、居住人数概ね5人につき1箇所の割合で設ける

住宅確保要配慮者について

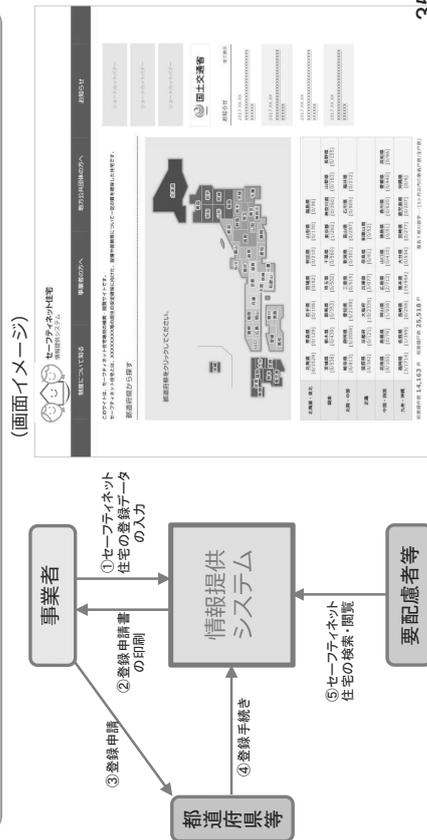
- 要配慮者の範囲の限定について
 - ・登録にあたっては入居を拒まない住宅確保要配慮者の範囲の限定が可能
 - 例) 「障害者の入居は拒まない」、「高齢者、低額所得者、被災者の入居は拒まない」等
 - ・ある属性について条件を付すことも可能
 - 例) 「低額所得者の入居を拒まない。ただし、生活保護受給者については住宅扶助費などの代理納付がされる場合に限る」等
 - ・不当に範囲を制限することはできない
 - 例) 「99歳以上の高齢者のみ入居を拒まない」などの限定は、制度の趣旨に反するため不可
- 「入居を拒まない」について
 - ・ある属性の入居を拒まないとした場合、その属性で あることを理由に入居を拒むことができない
 - 例) 高齢者を拒まないとした場合「高齢であり孤独死の不安がある」ことを理由に、子育て世帯を拒まないとした場合「子どもの騒音に不安がある」ことを理由に入居を拒むことは禁じられる
 - 例) 高齢者のみ拒まないとした場合、入居を希望する高齢者が「収入が低く家賃滞納の不安がある」ことを理由に入居を拒むことは禁じられない

登録手続について

- 登録時の添付書類について
 - ・登録の申請時には、申請様式に加え、付近見取図、配置図、各階平面図等の添付書類が必要
 - ・あわせて、耐震性を有することを確認するための書類が必要
 - 【昭和56年6月以降の建築】
建築確認済証など建築確認の時期が確認できる書類
 - 【昭和56年5月以前の建築】
建築士による耐震診断結果など耐震基準に適合していることが確認できる書類
- 登録システムについて
 - ・国から、以下の機能を有するシステムを提供（WEB上で使用可能）
【登録事業者向け】
登録データの入力・申請様式の印刷
【地方公共団体向け】
登録データの保存・公示
【入居希望者向け】
登録住宅の検索・登録データの閲覧

セーフティネット住宅情報提供システムの概要

国では、セーフティネット住宅※をWeb上で検索・閲覧できるとともに、事業者による登録申請や地方公共団体における登録事務などを支援するための「セーフティネット住宅情報提供システム」を広く提供します。（平成29年10月20日より）
※住宅セーフティネット法に基づき都道府県等に登録された、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅



専用住宅の改修・入居への経済的支援

1. 専用住宅等の改修に対する支援措置

（補助を受けた住宅は専用住宅化）

① 専用住宅に対する改修費補助（予算）

補助対象工事	バリアフリー工事、耐震改修工事、用途変更工事等
補助率	【補助金】：国1/3（制度の立上り期、国の直接補助） 【交付金】：国1/3 + 地方1/3 (地方公共団体が実施する場合の間接補助)
入居者要件等	入居者収入及び家賃水準（特に補助金）について一定要件あり

② (独) 住宅金融支援機構による登録住宅に対する改良資金融資等（法律・予算）

2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置（予算）

（専用の住宅として登録された住宅の場合）

補助対象	① 家賃低廉化に要する費用 (国費上限2万円/月・戸)	② 入居時の家賃債務保証料 (国費上限3万円/戸)
補助率	国1/2 + 地方1/2（地方が実施する場合の間接補助）	
入居者要件等	入居者収入及び補助期間について一定要件あり	

改修費への支援

【平成29年度実績】
スマートウォールレス住宅等推進事業：320億円の内訳
社会資本整備総合交付金等の内訳

住宅確保要配慮者専用の住宅に係る改修費用に対して補助を行う。

事業主体等	【スマートウォールレス住宅等推進事業の内訳】 国による直接補助 (社会資本整備総合交付金の内訳)	【スマートウォールレス住宅等推進事業の内訳】 地方公共団体を通じた補助 (社会資本整備総合交付金の内訳)
事業主体等	大家等	大家等
補助対象工事等	<ul style="list-style-type: none"> 共同居住用住宅に用途変更するための改修・間取り変更・耐震改修・バリアフリー改修工事 居住のために最低限必要と認められた工事 居住支援協議議会等が必要と認める改修工事 ※上記工事に係る調査設計計画（インスペクションを含む）も補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 現に賃貸住宅として市場に供給されている場合は補助対象とならない また、定期間（3ヶ月程度）以上空き家であった場合に対象となる
補助率・補助限度額	国 1/3 国費限度額：50万円/戸 ※共同居住用のための改修・間取り変更又は耐震改修工事を実施する場合100万円/戸	以下のような工事は対象とならない <ul style="list-style-type: none"> 太陽光パネル、貯湯式電気給湯器、貯湯式ガス給湯器等、食器洗浄機、床暖房、エアコン、収納棚、サンルーム等の設置の設置 住棟全体の省エネ改修 有料サービスを受けするための機器の設置、管理入室の設置等
入居対象者	子育て・新婚世帯、障害者世帯等 ・低額所得者（月収15.0万円（収入が25%）以下） ・被災者世帯等	専ら住宅確保要配慮者の住環境の改善に資する工事が対象であり、以下のような工事が想定される <ul style="list-style-type: none"> 入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事（車いす対応台所、オストメイトの設置等） 安全性の向上工事（転落防止措置、滑りにくい仕上げ材への変更、外部緊急通報装置の設置） ヒートショック対策工事（浴室・脱衣室等） 防音性・遮音性の向上工事（二重床工事、床仕上げ材の変更工事、界壁の防音工事等） 防火・消火対策工事 高齢者、障害者、子育て世帯等を支援する施設の整備
家賃	・公営住宅に準じた家賃の額以下であること。 ※例 東京都中央区：6.7万円、大塚市：6.4万円 前崎市：5.4万円、重富市：4.4万円	
その他主な要件	・要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上であること。 ・情報提供やあつせんなど居住支援協議議会等との連携が図られていること。	

※その他、住宅金融支援機構による要配慮住宅に対するリフォーム融資等がある。
※補助金は平成31年度までの期限措置。

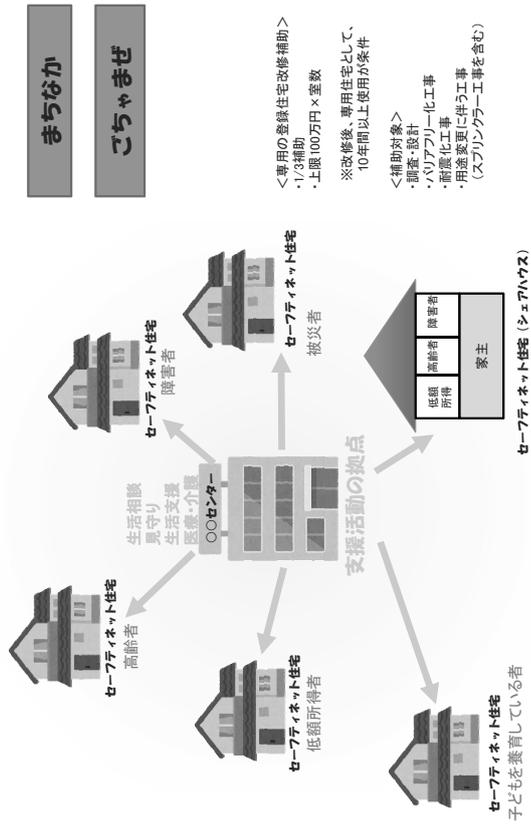
37

補助対象工事

バリアフリー改修工事	補助対象工事	備考
手すりの設置工事、段差解消工事、廊下や出入り口の拡張工事、階段の改修工事、エレベーター設置工事など	専門家によるインスペクション等により、構造、防水等について居住のために補修・改修が必要である旨の指摘を受けて行う工事	
居住のために最低限必要と認められた工事	専ら住宅確保要配慮者の住環境の改善に資する工事が対象であり、以下のような工事が想定される <ul style="list-style-type: none"> 入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事（車いす対応台所、オストメイトの設置等） 安全性の向上工事（転落防止措置、滑りにくい仕上げ材への変更、外部緊急通報装置の設置） ヒートショック対策工事（浴室・脱衣室等） 防音性・遮音性の向上工事（二重床工事、床仕上げ材の変更工事、界壁の防音工事等） 防火・消火対策工事 高齢者、障害者、子育て世帯等を支援する施設の整備 	

38

(参考)セーフティネット住宅を活用したまちづくり例



セーフティネット住宅
子どもを養育している者

セーフティネット住宅
家主

39

(参考)共同居住型住宅(シェアハウス)の概要

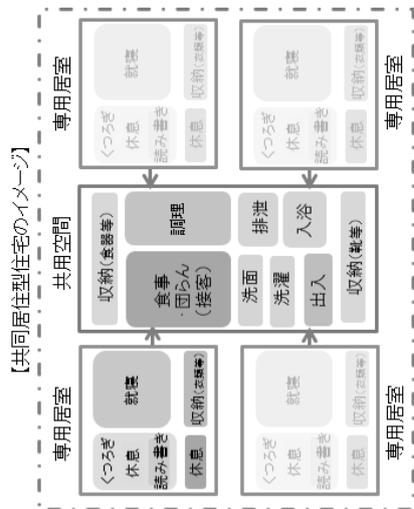
共同居住型住宅の概要

共同居住型住宅とは、以下を満たす住宅。

- ① 1つの住宅に、複数の賃借人が共同で居住
- ② 各賃借人の専用居室を有し、台所・居間・便所・浴室等の共用空間・設備を共同で使用
- ③ 賃貸人と各賃借人が個別に賃借借契約を締結

・近年、増加傾向。約2,500件、3万室※が供給。比較的、低廉な家賃で供給される傾向。

※2016年末



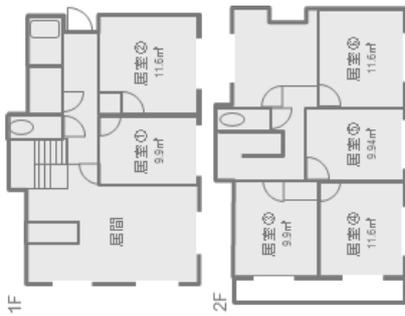
40

(参考)共同居住型住宅(シェアハウス)の例①

事例①

戸建を改修した例(6人用)

- 所在地:千葉県八千代市
- 入居対象:若年の单身女性
- 家賃:3.4~4.2万円
- 延べ床面積:130㎡
- 居室面積:9.94~11.59㎡
- 住戸数(居室数):6室



41

住宅金融支援機構によるリフォーム融資

登録住宅のリフォーム資金を(独)住宅金融支援機構(JHF)による融資対象とする。



○ 融資の内容

融資額の上限	融資対象工事費用の8割(10万円単位)
返済期間	20年以内(1年単位)
融資金利	全期間固定金利 ※ 具体的な金利水準については、JHFホームページに掲載
融資の対象となるリフォーム工事	国・地方公共団体による登録住宅に対する改修費補助の対象となる工事等を含むリフォーム工事

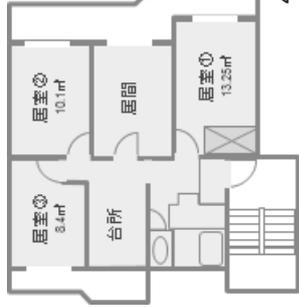
43

(参考)共同居住型住宅(シェアハウス)の例②

事例②

共同住宅の1室を改修した例(3人用)

- 所在地:東京都新宿区
- 入居対象:若年の单身世帯
- 家賃:6.5~7.6万円
- 延べ床面積:60.2㎡
- 居室面積:8.4~13.2㎡
- 住戸数(居室数):3室



42

(参考)スマートウェルネス住宅等推進モデル事業の概要

平成29年度
国庫補助事業

高齢者・障害者・子育て世帯(以下「高齢者等」という。)の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する事業を公募し、国が選定した事業の実施に要する費用の一部を補助。

1. 提案事業の種類と補助率等

高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する先導的な内容のもの

- ① 住宅並びに高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する施設(建築設備を含む。)の整備(新築、取得又は改修)

【補助率等】

- ・住宅及び高齢者の交流施設等の整備費(補助率:新築等1/10、改修2/3)
- ・設計費(補助率:2/3)

2. 提案事業の主な要件

次の①から③に掲げる要件をすべて満たす必要。

- ① 高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資するために具体的に課題解決を図る取組みで、先導性が高く創意工夫を含むものであること
- ② 公開等により、高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する住まいづくり・まちづくりの推進に効果を高めるための情報公開を行うものであること
- ③ 平成29年度中に事業に着手するものであること

※スマートウェルネス住宅等推進モデル事業のうち、一般部門の一部を記載。

家賃・家賃債務保証料の低廉化支援

(平成29年度予算)
公的民間住宅家賃対称補助：98億円の内訳

住宅確保要配慮者専用の住宅について、家賃及び家賃債務保証料の低廉化に係る費用に対して補助を行う。

事業主体等	大家等	家賃債務保証会社等	家賃債務保証料の低廉化に係る補助
低廉化対象世帯	月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯 ※ 生活保護(住宅扶助)及び生活困窮者自立支援制度(住居確保給付金)を受給している世帯を除く。		
補助率・補助限度額	国1/2+地方1/2 (国助限度額：2万円/戸・月)	国1/2+地方1/2 (国助限度額：3万円/戸・年)	
低廉化前の家賃	近傍同種家賃と均等を失しないこと。		
支援期間	・管理開始から原則10年以内等 ※ ただし、同一入居者への補助の総額が国費で240万円を超えない場合は、最長20年間		
その他の要件	・高齢者を対象とする場合、高齢者居住安定確保計画等において、対象とする高齢者の考え方や対象者数を明示すること。		

45

住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

1. 都道府県による居住支援法人の指定 (法律)
・都道府県が家賃債務保証等の居住支援活動を行うNPO法人等を指定

2. 居住支援法人等による登録住宅等の情報提供・入居相談 (法律)

3. 居住支援活動への支援措置等 (条例)
・補助対象：居住支援協議会等の活動支援等 補助率：国定額(国の直接補助)

4. 住宅確保要配慮者への家賃債務保証の円滑化

① 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに(独)住宅金融支援機構の保険引受けの対象に追加 (法律・予算)

・一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国で登録(省令で規定)

※ 登録要件等 - 社内規則等の整備、相談窓口の設置、契約時の重要事項説明・書面交付ほか

② 居住支援法人による家賃債務保証の実施 (法律)

5. 生活保護受給者の住宅扶助費等について賃貸人からの通知に基づき代理償付 ※の要否を判断するための手続を創設 (法律)

※ 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと

46

居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項に基づき協議会

概要

(1) 設立状況 69協議会が設立 (H29年10月末時点)
○ 都道府県(全都道府県)
○ 区市町 (22区市町)
○ 北海道本別町、山形県鶴岡市、千代田区、文京区、江東区、豊島区、杉並区、板橋区、世田区、八王子市、調布市、日野市、多摩市、川崎市、船橋市、岐阜市、京都市、神戸市、北九州市、福岡市、大牟田市、熊本市

(2) 居住支援協議会による主な活動内容
・メンバー間の意見・情報交換
・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
・住宅相談サービスの実施(住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等)
・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援
居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する取り組み支援 (H29年度予算)
重層的住宅セーフティネット構築支援事業(4.5億円)の内訳

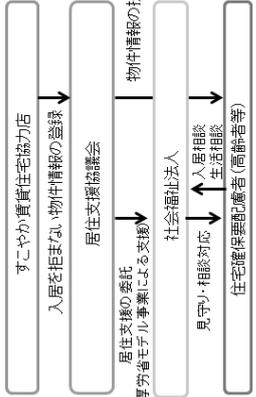
47

(参考)京都市居住支援協議会の取組

- 京都市では、行政(住宅部局、福祉部局)と不動産関係団体、福祉関係団体等で居住支援協議会を設立。
- 高齢を理由に入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」の情報提供を行うとともに、厚労省のモデル事業を活用して社会福祉法人による「見守りサービス」等を提供。

すこやか賃貸住宅の情報提供の実施

- 居住支援協議会のホームページで高齢を理由に入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」の情報を提供



住まいと生活支援モデル事業の実施

- 高齢者が入居した住宅に対して、社会福祉法人等が「見守りサービス」等を行う取組を厚労省のモデル事業で支援。



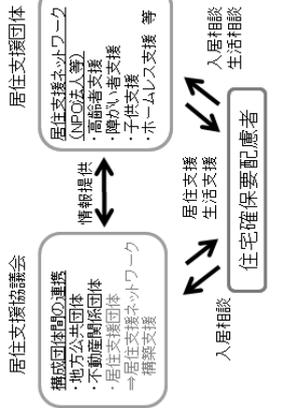
48

(参考)岡山県居住支援協議会の取組

- 居住支援活動を実施しているNPO法人と市町村との間で相互連携を図り住宅確保要配慮者の方にワンストップで情報提供できる仕組みの構築を進める。
- 障害者等の入居支援に取り組み、NPO法人が構成団体となり、入居支援を実施。

居住支援ネットワークの構築

- 県内で居住支援を行っているNPO法人等の情報収集
- 各居住支援団体のネットワーク構築に向けた報告会の実施、活動をHPで公開



49

【居住支援活動を実施している団体】

- 【NPO法人 おかやま入居支援センター】
- 【NPO法人 岡山けんかれん】
- 【NPO法人 岡山・ホームレス支援きずな】
- 【NPO法人 子どもエンジェル・モモ】
- 【NPO法人 子ども劇場笠岡センター】

【HPで居住支援団体の紹介】

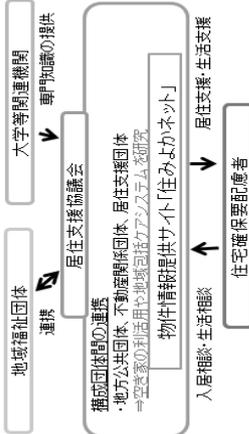


(参考)大牟田市居住支援協議会の取組

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、住宅情報システム「住みよかネット」を構築するとともに、空き家を改修・活用できる仕組みや住宅確保要配慮者の円滑な入居のための仕組みづくりを研究。

相談体制の構築

- 要配慮者向けの相談マニュアルを作成。
- 住まい情報サイト「住みよかネット」
- 無料相談会の実施
- 窓口での電話・対面相談の実施



50

【空き家情報サイト】



(参考)居住支援を行う団体の事例

子育て(ひとり親)

- NPO法人 リトルワンズ(東京)
 - ・NPOと不動産事業者の連携によるひとり親向けの専用サイトを開設し、空き家とひとり親世帯とのマッチング
 - ・学校の届出等の手続き支援、各種助成制度の活用支援

障害者

- NPO法人 おかやま入居支援センター(岡山)
 - ・障害者等の入居支援に向け、医療・福祉・法律・不動産等の専門家が連携するネットワークにより、住居の提供や個別状況に応じた入居後のサポート

高齢者

- 一般社団法人あんしん住まいサポート(札幌)
 - ・民間の高齢者向け住宅の情報提供と住み替え相談窓口を設置。
- NPO法人 高齢者支援センター(徳島)
 - ・高齢者等の住み替え相談等を実施。綿密なヒアリングにより要望に合う賃貸住宅をマッチング。

若年単身

- TOKYOチャレンジネット(東京)
 - ・住居を失い、インターネットカフェ等で生活せざるを得ない若者を対象とした相談窓口を設置。
 - ・民間賃貸住宅の情報提供、保証会社を利用したサポート等を実施。必要に応じて、民間アパートを一時住居として提供。住宅資金等の福利手直しも実施。
 - ・住居だけでなく、生活全般や健康相談、法律相談にも対応。
 - ・仕事紹介、資格取得支援、履歴書添削、面接指導など、就労面でのサポートも実施。

居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
 - ・都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能
- ※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

居住支援法人に指定される法人

- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
- ・公益社団法人・財団法人を含む)
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社 等

居住支援法人の行う業務

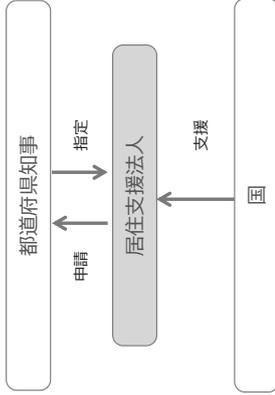
- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
 - ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
 - ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
 - ④ ①～③に附帯する業務
- ※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

居住支援法人への支援措置

- 居住支援法人が行う業務(上記①～④)に係る活動に対し支援(定額補助、補助限度額1,000万円)。
 - [H29年度予算] 重層的住宅セーフティネット構築支援事業(4.5億円)の内訳
- ※応募要件など詳細については「応募要領」をご覧ください。

52

【制度スキーム】



国

申請

指定

支援

居住支援法人

都道府県知事

制度スキーム

国

申請

指定

支援

居住支援法人

都道府県知事

制度スキーム

国

申請

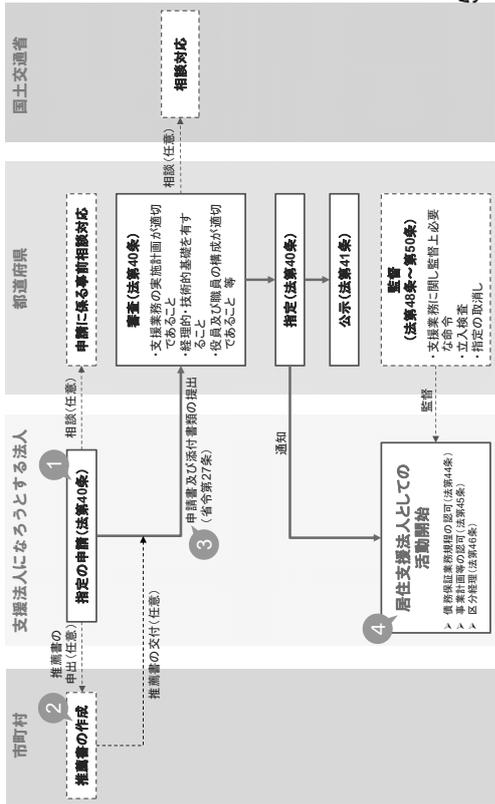
指定

支援

居住支援法人

居住支援法人の指定の手続き

居住支援法人の指定は、都道府県知事の裁量により行うことができます。具体的には以下のような手続きが想定されます。



53

居住支援法人の指定の手続き

1 申請できる法人の要件

- ・居住支援法人の申請ができるのは、NPO法人、一般社団法人(公益社団法人を含む。)、一般財団法人(公益財団法人を含む。)、社会福祉法人等、住宅確保要配慮者の居住の支援を行うことを目的とする会社(株式会社等)です。

2 市町村からの推薦書

- ・市町村の福祉部局からの推薦書等がある場合には、都道府県知事は申請の審査をするに当たり、それらを考慮することが可能です。

3 申請に必要な事項及び書類

- ・申請書に記載が必要な事項は、①名称及び住所並びに代表者の氏名、②事務所所在地、③支援業務を開始しようとする年月日であり、申請書に添付する書類については以下の通りとなっております。

申請書に添付する書類

- 定款及び登記事項証明書
- 直近の財産目録、貸借対照表
- 申請に係る意思決定を証する書類
- 支援業務の実施に関する計画
 - ・組織及び運営に関する事項
 - ・支援業務の概要に関する事項
- 役員の名簿及び略歴
- その他都道府県知事が必要と認める書類

54

居住支援法人の業務

4 指定法人の業務内容

・指定法人の業務については、法律上以下の通りとなっております。

- 登録事業者からの要請に基づき、登録住宅入居者の家賃債務の保証をすること
- 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと
- 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと
- ①～③の業務に附帯する業務を行うこと

○ 支援業務については、必ずしも全ての業務を行う必要はありませんが、各支援業務を行う備えがあることは必要となります。

【支援業務の「備え」】

- 定款に各支援業務の実施に関する事項が記載されていること(要配慮者の居住の支援に係る業務)等の記載でも可能
- 「支援業務の概要に関する事項」に記載した書類に、実際にを行う支援業務の概要のほか、必要が生じた場合には各支援業務を行う旨が記載されていること
- 登録家賃債務保証業者と連携を図る旨が「支援業務の概要に関する事項」に記載した書類に記載されている場合

○ 支援業務は指定を受けた都道府県の全域ではなく、一部の区域において行うことも可能であり、また、全ての住宅確保要配慮者を対象とする必要はなく、一部の属性の住宅確保要配慮者に限った支援を行うことも可能。

55

居住支援法人活動支援事業の概要

目的

住宅確保要配慮者(低所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者)の民間賃貸住宅(住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅等)への円滑な入居を促進するため、居住支援法人による住宅確保要配慮者の入居円滑化の取組み等を支援する。

平成29年度予算・重層的住宅セーフティネット構築支援事業4.5億円の内訳

居住支援法人活動支援事業の概要

- 応募対象の事業
 - ・入居相談(不動産店への同行やコーディネートなど民間賃貸住宅への円滑な入居支援)
 - ・居住支援サービス(定期的な見守りや家賃滞納時等における生活相談などの生活支援)
- 応募要件
 - ・居住支援法人であること
 - ・地方公共団体または居住支援協議会と連携していること
 - ・要配慮者向けの常設の相談窓口を設置していること
 - ・要配慮者の居住支援に係る意欲的な取り組みを行っていることと認められること
- 補助金の額
 - ・居住支援法人につき単年度あたり1,000万円を限度に支援
 - ・活動内容に応じて補助上限額を設定

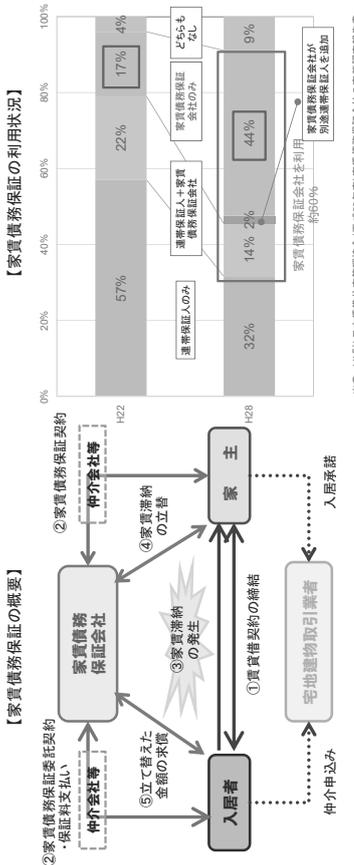
活動内容		補助上限額
①入居相談	不動産店への同行又はコーディネート等	300万円
②居住支援サービス	対面等による定期的な見守り及び家賃滞納時等における生活相談等	500万円
	家賃債務保証を併せて行う場合 [※] (住宅確保要配慮者を対象に自ら提供)	+100万円
	サブリースを併せて行う場合 [※] (入居対象者住宅確保要配慮者に限定して実施)	+100万円

※知府県による定期的な見守り及び家賃滞納時等における生活相談等に追加して家賃債務保証又はサブリースを行う場合、居住支援サービスの補助上限額がそれぞれ1,000万円加算されます。

56

家賃債務保証の概要等

- 賃貸借契約の約91%において、何らかの保証を求めており、約6割が家賃債務保証会社を利用。
- 近年、高齢単身世帯の増加や人間関係の希薄化等を背景として、家賃債務保証会社の利用が増加。
- また、民法改正（3年以内に行方不明）により、個人根保証契約において、保証する限度額（極度額）の設定が要件化されることから、連帯保証人の確保が困難になることが見込まれる。



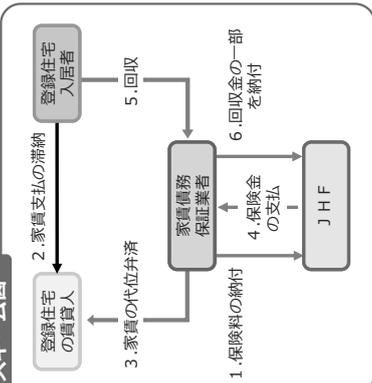
57

住宅金融支援機構による家賃債務保証保険

概要

- 住宅確保要配慮者が家賃債務保証を利用できる環境を整備し、住宅確保要配慮者の登録住宅への入居を支援するため、(株)住宅金融支援機構（JHF）は、適正な家賃債務保証者※による登録住宅への入居する住宅確保要配慮者（登録住宅入居者）の家賃の支払に係る債務（家賃債務）の保証について保険引受け
- ※ 国土交通省による任意の登録制度の登録を受けた業者、居住支援法人が対象

スキーム図



【保険の内容】

保険の対象（保険価値）	保障内容
家賃債務保証業者が登録住宅入居者の家賃債務につき保証した金額	JHFは保険価値の7割を保険金として支払う
填補率	家賃債務保証業者による登録住宅入居者の家賃債務の代位弁済を保障事故とする
保険事故	JHFは月額家賃の一定割合を保険料保持者に償還する
保険料	家賃債務保証業者は保険金の支払いを受け、登録住宅入居者からの回収金があった場合、法律の規定に基づいてその一部をJHFに納付
回収金	JHFは登録住宅入居者が居室を明け渡し、JHFに保険金を支払う
保険金の支払時期	

59

家賃債務保証業者の登録制度の概要

- 適正に家賃債務保証の業務を行うことができる者として一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国に登録する制度を創設し、その情報を広く提供します。

① 家賃債務保証業者の登録制度の概要

- 適正に家賃債務保証の業務を行うことができる者として一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国に登録することが可能（5年毎更新制）
- なお、これは任意の登録制度であり、登録をしなければ家賃債務保証業務を行っても可能

② 登録の基礎

- 以下の基準等に適合する家賃債務保証業者を登録
 - ・ 専任役員等の附与がない
 - ・ 法令的に業務を運営するための財産的基礎（純資産額1,000万円以上）
 - ・ 法令遵守のための研修の実施
 - ・ 業務に関する基準を規定した内部規則・組織体制の整備
 - ・ 求職者の行使方法が適切である
 - ・ 相対又は互補に当たるための体制整備
 - ・ 住宅確保要配慮者に対する家賃債務保証業務に専任以上従事した経験がある
 - ・ 専任役員等が、家賃債務保証業務の経験が1年以上等

※ 家賃債務保証業者登録規程（国土交通省告示）
公布：平成29年10月2日
施行：平成29年10月25日

58

民法改正・賃貸住宅標準契約書の再改訂

概要

- 平成29年5月26日に民法の一部を改正する法律が成立（3年以内施行）
- 賃貸借契約に関連する改正内容に対応し、今後、賃貸住宅標準契約書※の再改訂を予定

※ 賃貸借契約をめぐる備忘・借主のトラブル防止の観点から、国土交通省が平成29年3月作成、平成29年2月改訂

民法の主な改正内容

- 個人の根保証契約において、保証する額の限度額（極度額）の設定を要件化

標準契約書の再改訂の方向

- 頭書に連帯保証人の氏名・極度額を追加
- 連帯保証人の保証契約の条件を新設

※ 契約書に極度額が明記されることで、連帯保証人の確保が困難となる可能性
※ 極度額について、目安となる具体的な額や考え方は示されていない

- 借借物が一部滅失等で使用できない場合、賃料は当然に減額されるものとする

- 賃料の減額に関する条項を新設
- 減額の程度等は貸主・借主が協議

- 確立した判例や学説の明文化、賃貸借契約終了時の敷金返還や原状回復に関する基本的なルールを明記
- 賃借人の修繕権の明記

- トラブル未然防止のための内容追加
 - ・ 敷金返還債務の発生要件・前借等を追加
 - ・ 通常損耗について原状回復義務を負わないことや修繕の費用負担を明確化

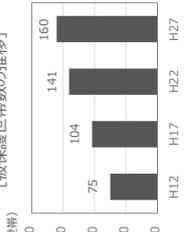
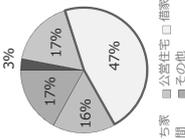
60

住宅扶助の代理納付の推進

生活保護受給者の居住の状況

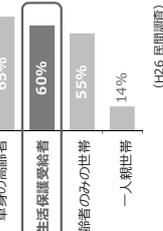
被保護世帯は160万世帯 被保護世帯の約5割が借家

【被保護世帯の世帯の種類の割合】



被保護者の入居に対して
大家の6割が拒否感

【大家の入居拒否感】

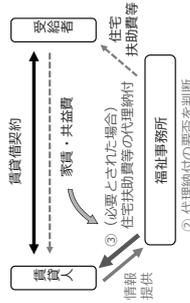


住宅扶助の代理納付の推進

○ 住宅扶助の代理納付の実施率は22.0%

○ 代理納付を推進するため、住宅サイトからの情報提供と福祉サイトの事実確認を組み合わせた事前手続を整備

- ① 賃貸人から生活保護受給者の家賃滞納等に係る情報を福祉事務所（保護の実施機関）に通知
- ② 通知を受けた福祉事務所は速やかに事実確認を行い、個別・具体的に代理納付の判断を円滑化



61

新たな住宅セーフティネット制度の施行状況について(H30/2/26時点)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布、10月25日施行）

【新たな住宅セーフティネット制度の施行状況】

種別	施行状況	備考
住宅確保要配慮者円滑な賃貸住宅の登録※1※2	416戸 (17道府県)	北海道7戸、宮城県1戸、群馬県16戸、埼玉県3戸、千葉県25戸、神奈川県2戸、山梨県88戸、岐阜県36戸、静岡県21戸、京都府6戸、大阪府103戸、兵庫県7戸、岡山県54戸、愛知県2戸、長崎県4戸、熊本県1戸、鹿児島県40戸
居住支援法人の指定	31団体 (9道府県)	北海道1団体、神奈川県1団体、愛知県1団体、大阪府15団体、奈良県1団体、岡山県1団体、福岡県8団体、熊本県2団体、鹿児島県1団体
家賃債務保証業者の登録	40団体	
供給促進計画の策定	7道府県1市 横浜府	北海道、青森県、宮城県、福島県、大阪府、愛媛県、沖縄県、横浜市

※1：交付、譲渡中、510戸

※2：国による改修補助の申請は1件（2戸）、JHFによる家賃債務保証保険の申請は現時点ではなし

【新たな住宅セーフティネット制度に関する説明会実施状況】

国による説明会	実施状況	備考
国による説明会	12回(7ヶ所)	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡
団体(「ちんたい協、日管協」)による説明会	43回	
家賃債務保証業者登録説明会	4回(3ヶ所)	東京、大阪、福岡
改修補助説明会(民直補助)	8回(8ヶ所)	札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、岡山、福岡
フロック別説明会(高齢者住宅財団)	8回(8ヶ所)	北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国四国、九州

63

登録住宅と専用住宅に関する支援措置一覧

	登録住宅	専用住宅
■ 改修費への補助 (国による直接補助) ・ 賃借を公営住宅水準以下とする等の要件を満たす場合、バリアフリー化やシェアハウスへの用途変更等の工事費用について、登録事業者に国が直接補助(補助率1/3、上限額原則50万円) (地方公共団体を通じた補助) ・ 入居者の月額38,7万円以下とする等の要件を満たす場合、バリアフリー化やシェアハウスへの用途変更等の工事費用について、登録事業者が地方公共団体が補助(補助率2/3、上限額原則100万円)	-	○
■ 改修費への融資 ・ 改修費補助の対象となる工事を含む改修工事の費用について、登録事業者が住宅金融支援機構が融資(融資率80%)	○	○
■ 家賃/家賃債務保証料低廉化への補助 ・ 入居者が月額15.8万円以下であること等の要件を満たす場合、家賃/保証料を低減するための費用について、登録事業者/居住支援法人又は登録保証業者に、地方公共団体が補助(補助率10/10、上限額(家賃)4万円/戸・月(保証料)6万円/戸)	-	○
■ 代理納付に関する手続の利用 ・ 一定の要件を満たす登録住宅の賃貸人は、生活保護受給者の家賃滞納等に関する情報を生活保護の実施機関(福祉事務所)に情報提供を行うことが可能 ・ 情報提供を受けた福祉事務所は、速やかに事実確認を行い、代理納付を行うかどうかを判断	○	○
■ 家賃債務保証保険の利用 ・ 居住支援法人や登録家賃債務保証業者が、登録住宅に入居する住宅確保要配慮者の家賃債務を保証する場合、住宅金融支援機構がその保証を保険(取組率：70%)	○	○
■ 居住支援の実施 ・ 居住支援法人や居住支援協議会が、登録住宅の入居者に情報提供、住宅相談、見守り、家賃債務保証等の居住支援を実施(登録住宅入居者以外にも実施可能)	○	○

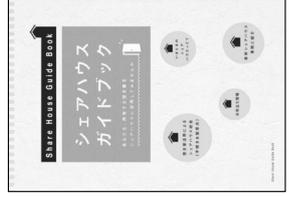
62

大家さん・事業者向けのハンドブック等の作成

新たな住宅セーフティネット制度における賃貸住宅の登録を促進するため、要配慮者の受け入れに関するハンドブック及びシェアハウスの運営管理等に関するガイドブックを作成・公表するとともに、不動産関係団体や居住支援協議会等に配布

【シェアハウスガイドブック】

- ・ 空き家等をシェアハウスとして活用しようという住宅所有者等に對し、運営管理等のポイントをまとめたもの



【大家さん向け住宅確保要配慮者受入れハンドブック】

- ・ 要配慮者を受け入れる際の賃貸人の懸念を払拭するためのQ&Aをとりまとめたもの
- ・ Q&Aの補足や制度概要等を掲載した解説版も作成・公表



http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html

64

福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係官職員による情報共有や協議を行うための「連絡協議会」を設置。

開催状況

- 第1回連絡協議会(平成28年12月22日)
- 第2回連絡協議会(平成29年2月27日)
- 第3回連絡協議会(平成29年6月29日)
- 第4回連絡協議会(平成29年11月8日)

第1回連絡協議会の様子



地方プロボックにおける福祉・住宅行政の連携

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、厚生局と地方整備局が連携して、情報交換やヒアリング等を行うことにより地方公共団体等への支援に取り組む。

市区町村居住支援協議会に係る情報交換会

地域の実情を踏まえ、よりきめ細やかな居住支援を実施するため、居住支援協議会について、体制構築や運営にあたってのハードルを洗い出し、先進事例・関連事例の紹介・意見交換等を通じて、市区町村単位の設立促進等を図る。

＜実績＞

- 関東地方整備局、関東信越厚生局**
 - ・第1回：平成29年6月26日
 - ・第2回：平成29年10月18日
 - ・第3回：年内に開催予定

○中部、北陸地方整備局、東海北陸厚生局

- ・第1回：平成29年9月15日
- ・第2回：平成29年11月10日
- ・第3回：平成30年1月頃に開催予定

○近畿地方整備局、近畿厚生局

- ・第1回：平成29年9月1日

○四国地方整備局、中国四国厚生局

- ・第1回：平成30年1月頃に開催予定



＜実績＞

- ・**関東地方整備局、関東信越厚生局**
 - 7市、1市、5区に実施
- ・**中部、北陸地方整備局、東海北陸厚生局**
 - 4市に実施

＜相談会の様子＞

■その他、両地方局開催会議の相互参加等

- ＜実績＞
- H26. 11 第4回大規模集合住宅勉強会(厚生局主催・関東)
 - H26. 2 関東信越厚生局地域包括ケア推進都市協議会(厚生局主催・関東)
 - H29. 2 近畿信越厚生局地域包括ケア推進都市協議会(厚生局主催・関東)
 - H29. 4 第5回大規模集合住宅勉強会(厚生局主催・関東)
 - H29. 7 中部、北陸地方整備局主催「暮らしの安心づくり」勉強会(厚生局主催・九州)
 - H29. 7 中部、北陸地方整備局主催「暮らしの安心づくり」勉強会(厚生局主催・九州)

※上記のほか、住宅・福祉双方に係る課題について、随時、相互参加する等により連携を深め

住宅確保要配慮者に対する居住支援施策(見取り図)(案)

住宅確保要配慮者等に対する効果的な居住支援の実現に向けては、①居住支援協議会が関係者の連携ネットワークを構築しつつ、②ハード面の供給、③連帯保証人・緊急連絡先の確保、④入居支援等、⑤生活支援の提供、⑥本住宅に進入していくことが必要。

対象者	住居確保要配慮者(生活困窮者を含む)	高齢者	障害者	子育て世帯(ひとり親・多子世帯)	DV被害者	児童養護施設退所者
関係者の連携	民間事業者(民間) ①一定の要件を満たす事業者による賃貸保証(保証人代行) ※ ②一定の要件を満たす事業者による賃貸保証(保証人代行) ※					
ハード面の供給	民間事業者(民間) ①一定の要件を満たす事業者による賃貸保証(保証人代行) ※ ②一定の要件を満たす事業者による賃貸保証(保証人代行) ※					
連帯保証人・緊急連絡先の確保	民間事業者(民間) ①一定の要件を満たす事業者による賃貸保証(保証人代行) ※ ②一定の要件を満たす事業者による賃貸保証(保証人代行) ※					
入居支援等(相談・サポート、コーディネート等)	民間事業者(民間) ①一定の要件を満たす事業者による賃貸保証(保証人代行) ※ ②一定の要件を満たす事業者による賃貸保証(保証人代行) ※					
生活支援の提供	民間事業者(民間) ①一定の要件を満たす事業者による賃貸保証(保証人代行) ※ ②一定の要件を満たす事業者による賃貸保証(保証人代行) ※					

(※) 新たな住宅セーフティネット制度については、国土交通省平成29年3月に閣議決定、4月に公布、5月に施行された「住宅セーフティネット法」に基づき、令和2年10月1日より施行される。また、(8)は、(8)の施行期日の関係として、上記の目的が達成されるまで、生活支援策(入居支援等)は、(8)の施行期日まで実施される。

問い合わせ先

国土交通省(代表電話 03-5253-8111)

- 制度全般
 - … 住宅局 住宅総合整備課(内線 39-844)
- 居住支援協議会・居住支援法人・家賃債務保証・改修費用に対する国による直接補助関係
 - … 住宅局 安心居住推進課(内線 39-855)
- 独立行政法人住宅金融支援機構関係
 - … 住宅局 総務課 民間事業支援調整室(内線 39-729)



目次

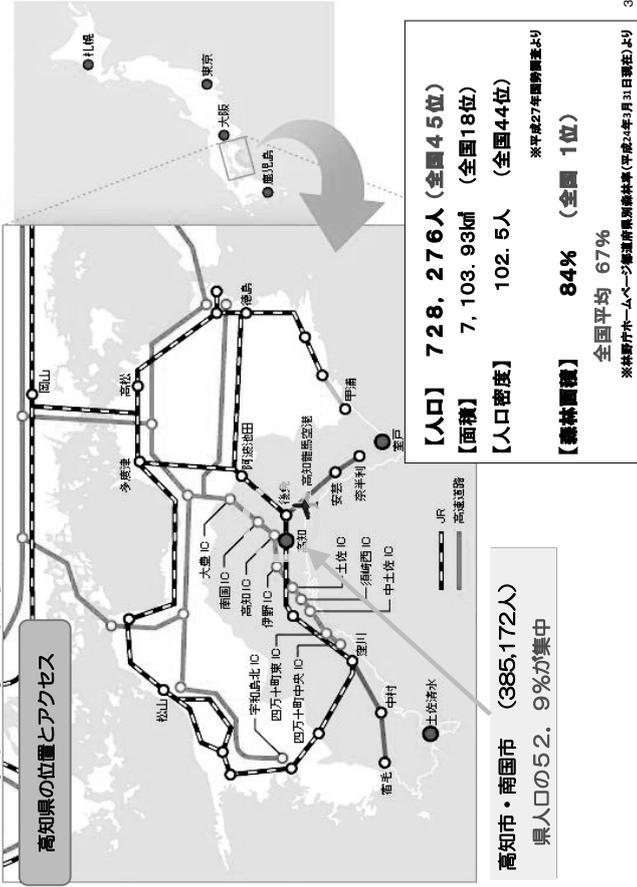
- 1 高知県の現状 …… 2
- 2 高知県の中山間対策の考え方 …… 7
- 3 集落機能を支える仕組みづくりについて …… 11
- 4 地域共生社会の実現に向けて …… 20

1 高知県の現状

- (1) 高知県の概要
- (2) 高知県の中山間地域
- (3) 高知県の人口動態



(1) 高知県の概要



(2) 高知県の中山間地域

用語

- ◆ 農業センサス(統計調査)の4つの区分の中の「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域の総称
- ◆ 運用上の定義
他の地域に比べ、地理的な条件などが不利な地域として、国が法律(地域振興立法5法)で指定し、必要な振興策を講じている地域(法律で明確な規定なし)

地域振興立法5法の対象地域

- ① 過疎地域自立促進特別措置法による「過疎地域」
- ② 特定農山村法による「特定農山村地域」
- ③ 山村振興法による「振興山村地域」
- ④ 半島振興法による「半島地域」
- ⑤ 離島振興法による「離島地域」

☆平成19年1月の高知市と香野町の合併により、県内の34市町村のすべてが、中山間地域を含む市町村に

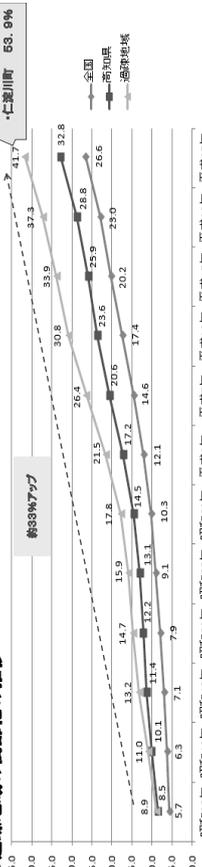
高知県の中央部を長くほとんどの地域が中山間地域



面積(単位:km)	人口(単位:人)
中山間地域	285,379
割合	93.2%
中山間地域	285,379
割合	39.2%
県全体	728,276
割合	93.2%
中山間地域	285,379
割合	39.2%

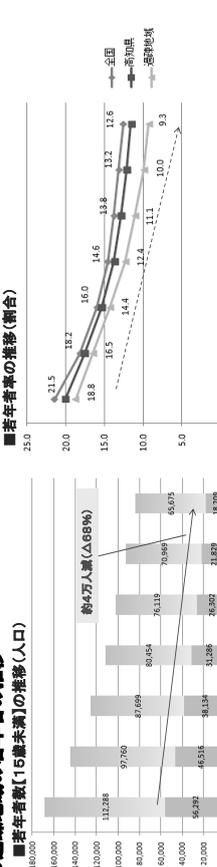
※平成28年度高知県集落調査より

● 過疎地域の高齢化の推移



◇ 高知県の高齢化率は32.8%で、全国で2番目の高率(全国26.6%)
◇ 過疎地域の高齢化率は41.7%で、県平均より更に8.9%も高い

● 過疎地域の若年者の推移

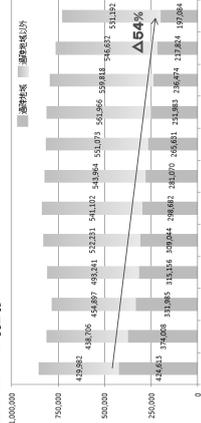


◇ 30年間で若年者数は約4万人も減少、(△69%)
◇ 若年者の割合は18.9%(昭和60年)→9.3%(平成27年)

※平成27年国勢調査及び平成28年度高知県集落調査より作成

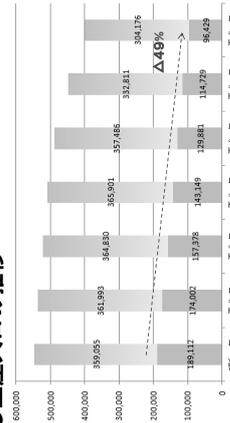
(3) 高知県の人口動態

● 人口の推移



◇ 過疎地域の人口は、昭和35年から継続的に減少
55年間で約23万人も減少(△54%)

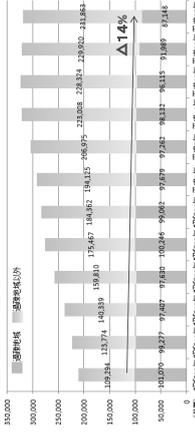
● 生産人口の推移



◇ 30年間で過疎地域の生産人口が半減(△49%)
189,112人(昭和60年)→96,459人(平成27年)

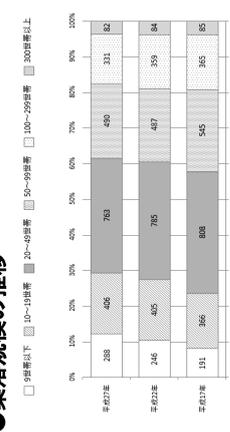
4

● 世帯数の推移



◇ 過疎地域の世帯数は、55年間で約14%減少
過疎地域以外の世帯数は、2倍以上に増加

● 集落規模の推移



◇ 最近の10年間で20世帯未満の小規模集落が増加
9年間で1,161(昭和17年)→2,989(平成27年)
10~19世帯→386(昭和17年)→408(平成27年)

※平成27年国勢調査及び平成28年度高知県集落調査より作成

4



2 高知県の中山間対策の考え方

- (1) 高知県における中山間地域の重要性
- (2) 三層構造の政策群による活性化
- (3) 県と市町村が一体となった取り組みの必要性



6

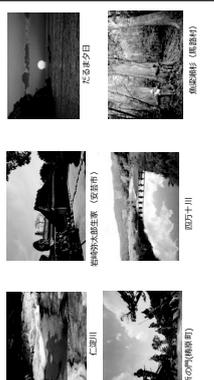
(1) 高知県における中山間地域の重要性

県勢浮揚には中山間地域の振興が不可欠!

農業や林業といった第一産業はもとより、観光の面でも貴重な資源を有する中山間地域こそ高知県の観光の強みがあります。中山間地域の振興なくして県勢浮揚はなし得ないものと考えています。

県民数	全34市町村が中山間地域を有する(27市町村は全域)
人口	・県民数の約53% ・県人口の約59% ⇒ H27:285,379人 約47%増
出生率	・田万十町1.68、土佐町1.61、香西村1.56
産業産出額	・中山間地域が約8割を占める(全国は約4割)
自然、歴史や文化	・全国に誇れる豊かな自然、歴史や文化の宝庫

◆本県の中山間地域は、全国に誇れる豊かな自然、歴史や文化の宝庫。



農業や林業といった第一産業はもとより、観光の面でも貴重な資源を有するなど、中山間地域こそ高知県の強みがあります。その再生なくして、本県の持続的発展はなし得ません。

中山間地域を元気にすることが、高知県全体の活性化につながります。

(2) 高知県の中山間対策



持続可能な中山間地域の実現

各層の取り組みを補強させ、この一層、二層の強みを生かして、中山間地域の持続的な発展を目指す。

農業面では、産業振興計画の「成長戦略」を第一層、地域アクションプランを第二層、集落の維持・再生の仕組みづくりを第三層とし、しっかりと連携を図り、各層の取り組みを相互に補強し、持続的な発展を目指す。

高知県全体の活性化につながります。

中山間地域の持続的発展を実現するため、本県の強みを生かして、中山間地域の持続的な発展を目指す。

高知県の中山間対策の概要をまとめた図表です。

(3) 中山間地域対策における県と市町村が一体となった取り組みの必要性

日本の人口減少に歯止めをかけ、一極集中を是正するためには、都道府県が主体的に市町村と連携し、地方拠点都市の活力の源泉である中山間地域の維持・発展に早急に取り組む必要がある。

広域自治体の役割が重要

<p>●人口の減少・止まらない東京一極集中</p> <p>日本が減少し続ける人口</p> <p>人口減少が続いている市町村</p>	<p>●地方の「人口ダムの決壊」</p> <p>地方における人口減少が深刻化している。</p>	<p>●国の取り組み(平成29年度)</p> <p>地方自治体と連携して取り組む。</p>	<p>●高知県の取り組み</p> <p>高知県独自の取り組み</p>
---	---	---	------------------------------------

3 集落機能を支える仕組みづくりについて



(1) 地域支援企画員制度

(2) 集落活動センター

(3) あったかふれあいセンター



(1) 地域支援企画員制度

「地域の元氣応援団長」として、平成15年度から支援活動を開始

市町村と連携しながら、実際に地域に入り、住民の皆様と同じ目線で考え、地域とともに活動することを基本として、それぞれの地域の実情やニーズに応じた支援を行うことによって、地域の自立や活性化を目指す。

(官民協働による地域づくり)

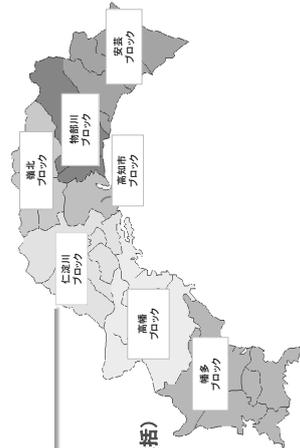
福祉や農業といった分野ごとに設置された県の出先機関に属さない職員が、市町村役場など、実際に地域に駐在し、それぞれの職員の強みで行う活動を行う制度としてスタート。

スタート・・・7名(地域の元氣応援団長)	(平成15年度)	体制強化・・・7名→50名体制	(平成17年度～)	再強化・・・50名→60名体制
----------------------	----------	-----------------	-----------	-----------------

地域支援企画員の配置方針

県内7ブロックに地域本拠を置き、各地域に以下①～③ 計64名が駐在

- ① 地域産業振興監(副部長級)7名 (産業振興計画地域アクションプラン等の総括)
- ② 地域支援企画員総括(課長補佐級)18名 (地域支援の総括、業務支援の総括)
- ③ 地域支援企画員 39名 (地域本部及び各市町村に駐在)



H29 地域支援企画員の役割

活動方針

地域のニーズや困いを汲みながら、地域の振興や活性化に向けた取り組みを支援するとともに、県の情報を伝えたり、県民の声を県政に反映させるために、地域において活動を行う。

地域支援企画員の基本的な活動

地域の振興、活性化に向けた支援

- 地域の振興や活性化に向け、住民力を活かした地域づくりに取り組み。 (住民とともに地域づくりを取り組む)
- 地域における活動の推進を支援
- 地域の抱える課題を解決したり、住民の「思い」や「願い」を具体化し、実現していくために、地域住民とともに行動する。
- 地域の活性化に向けた支援
- 地域づくり活動の自立に向けた地域の仕組みづくりを行うとともに、地域づくりの拠となる人材(リーダー)を育てる。

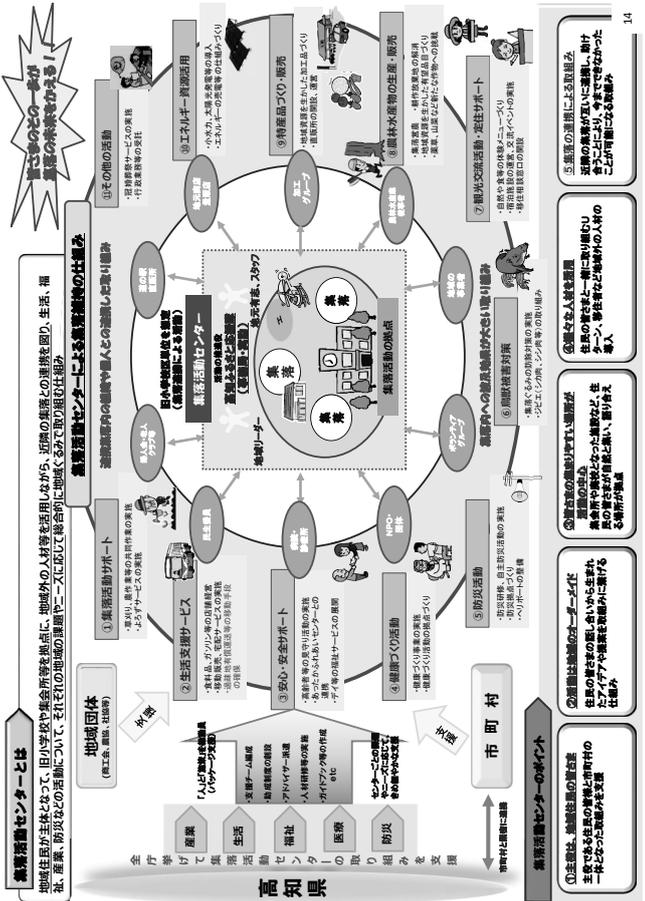
県と地域をつなぐパイプ役 (県政策の推進役)

- 「人」や「情報」(等)により、地域(市町村、地域住民、団体等)と県をつなぐ、地域全体のコーディネートパイプとしての役割を果たす。
- 地域情報の読み上げ
- 県民の声や思い、各地の情報等を調査、把握し、それを県の政や施策に提案し、策案に反映させる。
- 県民の抱える課題の解決を支援
- 県の政策、施策等が地域に伝え、それをスピード感を持って、実行し、推進する。

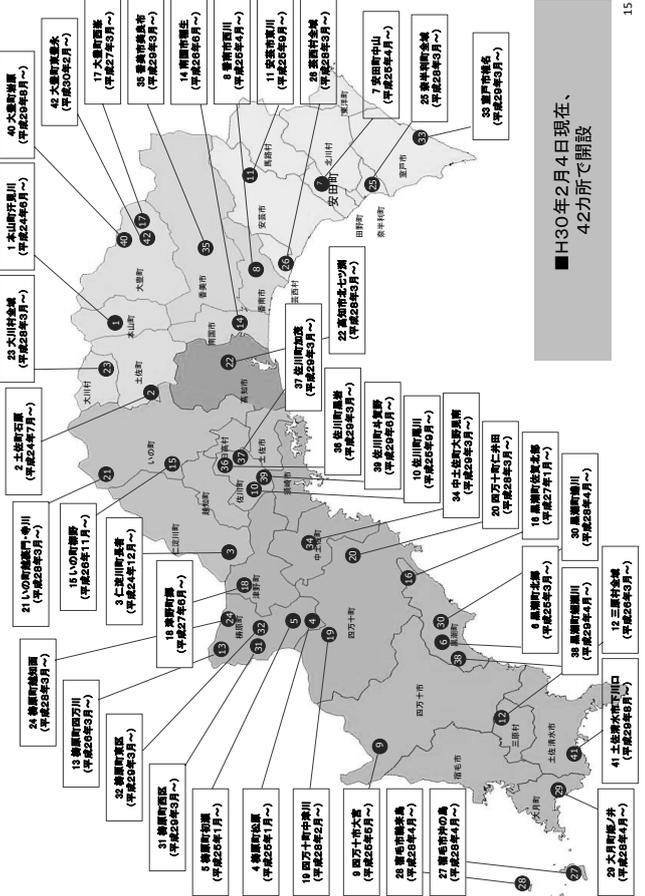
重点的取り組み

- ◇ 地域アクションプランの推進
- ◇ 集落活動センターの立ち上げ・運営等の取組への支援
- ◇ 移住促進の取組

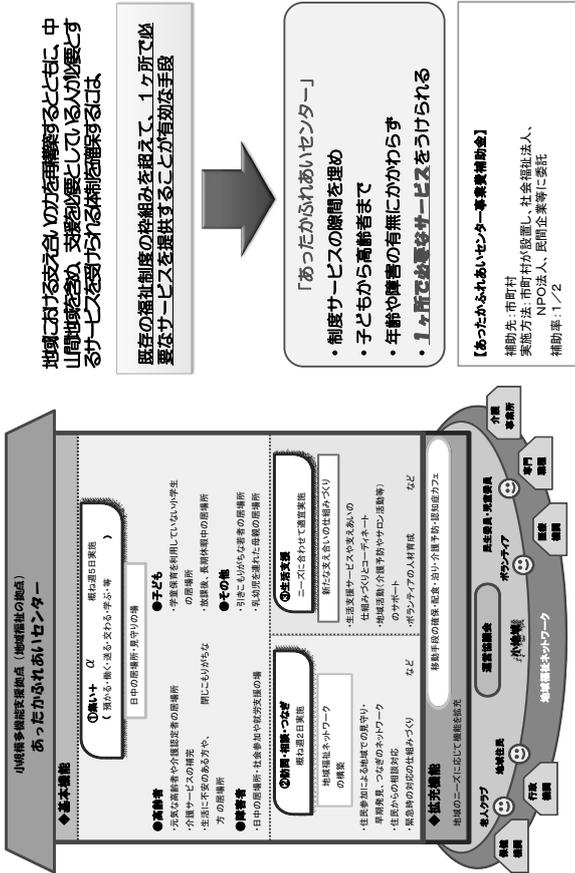
(2) 集落活動センター(小さな拠点)



集落活動センターの開設状況



(3) あったかふれあいセンター (平成21年度～)



16

■ あったかふれあいセンターの概要等

【必須機能】

- ① 集い
 - サロ、ミニデイサービス、放課後の子どもの居場所等、誰もが自由に日中過ごすことができる場(概ね週5日程度)
- ② 相談・訪問つなぎ
 - 地域の要支援者やその家族、地域住民からの福祉サービスに関することや、日常生活での困り事や気にかかる事などの相談に応じる
 - 知居高齢者や障害者の見守りや相談活動等のために訪問する(概ね週2日程度)
 - 相談、訪問活動等によって発見されたニーズや課題を市町村や地域包括支援センター、専門機関等につなぎ、必要な支援に結びつける
- ③ 生活支援
 - 地域の生活課題やニーズに応じた生活支援サービスの仕組みづくりなど

【付加機能】集い+α

- ① 預る
 - 子どもや高齢者など見守りが必要な人の一時預かり発行
- ② 働く
 - 障害者やひきこもりなどの居場所や生活訓練や、高齢者の介護予防、生きがいづくり等のために行う収益活動
- ③ 送る
 - あったかふれあいセンター利用者への送迎を行う
- ④ 交わる
 - 花見や収穫祭等、利用者同士の交流ではなく、他施設や団体、利用者以外の地域住民と交流する
- ⑤ 学ぶ
 - 利用者やボランティア等を対象にしたミニ講座や研修会等、地域福祉に貢献する勉強会等を行う

【拡充機能】

- ① 移動手段の確保
 - 買物や病院への通院等のための移動を支援する
- ② 配食
 - 高齢者や障害者等の食の確保や栄養改善を目的とし、配食サービスを提供する
- ③ 泊まり
 - 緊急時に支援が必要な高齢者や障害者等を一時的に泊める
- ④ 介護予防
 - リハビリ専門職等との連携を図り、介護予防体操を実施するなど、定時的に介護予防プログラムを提供する
- ⑤ 認知症ケア
 - 認知症の人を支える地域づくりを目指し設置する、認知症の人や家族、地域住民、専門職等誰もが参加できる集いの場

18

■ あったかふれあいセンターの概要等

【概要】

子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けられることができる拠点として、自ら地域ニーズの把握や課題に対応した支援を行うほか、住民主体での要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合いなどの地域福祉活動のバックアップや充実に向けた取組を行う。

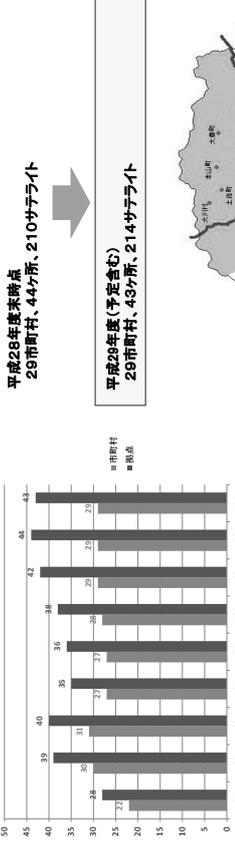
【要件】

- ① 実施主体 市町村 ⇒ 社協等の社会福祉法人、NPO法人、民間企業等に委託
- ② 人員配置 《基本形》3名
 - ・地域福祉コーディネーター 1名
 - ・スタッフ 2名
- ③ 拠点での活動のほか、地域の状況に応じ、サテライトを設置して取組を実施
- ④ あったかふれあいセンターの運営について協議する会を開催

利用状況等を調査し、県と協議のうえ、コーディネーターの業務の役割や、スタッフの増減が可能

17

【実施状況】



【利用状況】

1. 集い

延べ利用人数	合計	高齢者	障害者	子ども	その他
H27	186,223	133,793	12,126	19,185	21,119
H28	196,183	145,256	10,478	17,817	22,632
H27→H28	9,960	11,463	△ 1,648	△ 1,368	1,513

2. 訪問

延べ利用人数	合計	高齢者	障害者	子ども	その他
H27	29,726	25,717	1,208	28	2,773
H28	30,162	25,606	1,152	65	3,339
H27→H28	436	△ 1,111	△ 56	37	566

19

4 地域共生社会の実現に向けて

- (1) 集落活動センターとあつたかふれあいセンターの連携
- (2) 高知版地域包括ケアシステム構築の推進
- (3) これからの地域コミュニティのあり方の模索

(1) 集落活動センターとあつたかふれあいセンターの連携

～ 佐川町斗賀野地区の例～

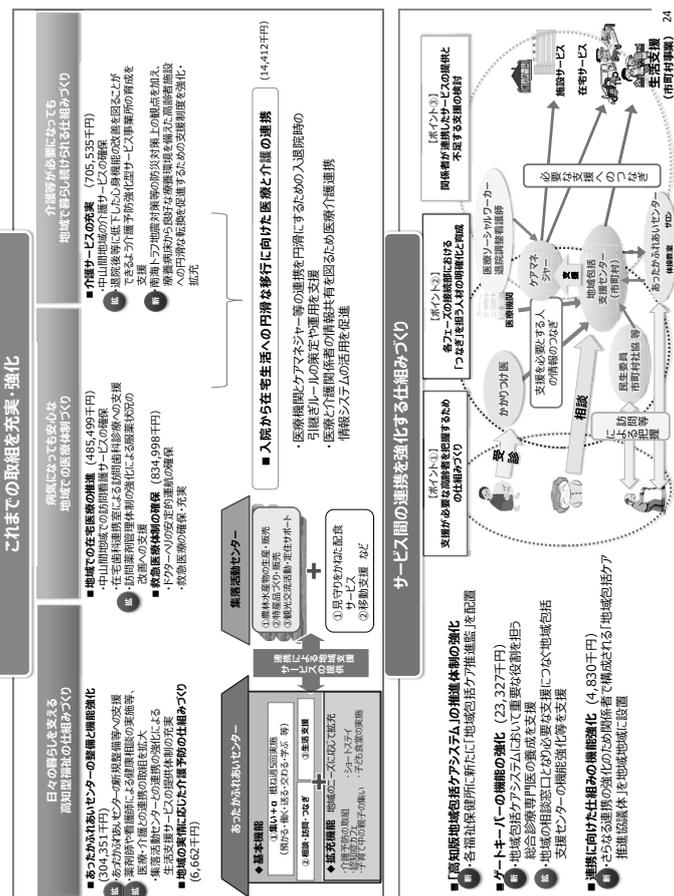
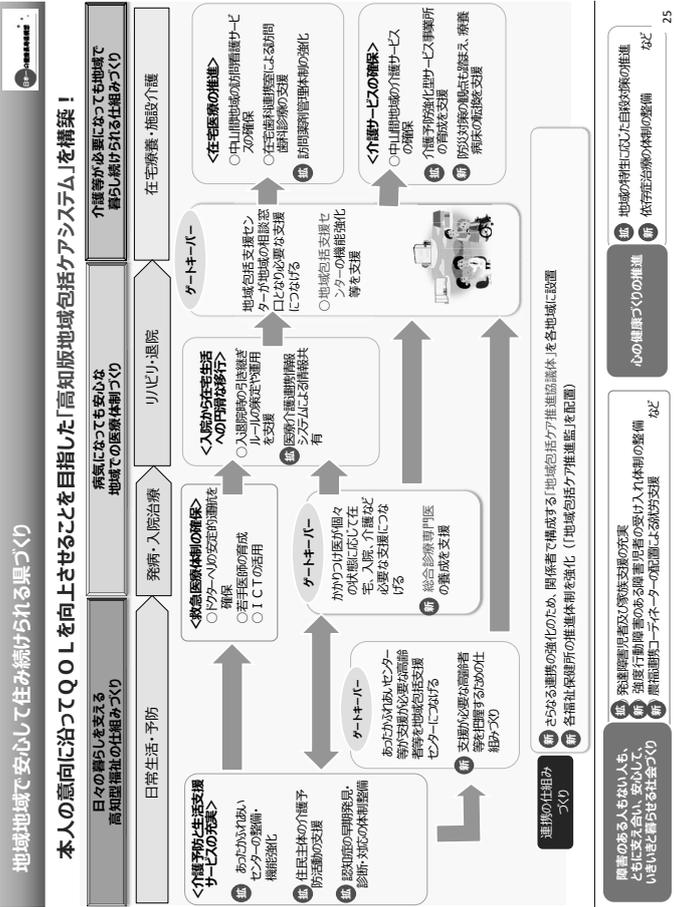


21

(2) 高知版地域包括ケアシステムの推進



22



地域貢献活動における社会福祉法人の役割



アンデルセン福祉村

つしま医療福祉グループ
代表 対馬 徳昭

つしま医療福祉グループ

2

[1] 社会福祉法人ノテ福祉会

- 各種高齢者施設の設置経営
- 障がい者就労継続支援A型事業所「なかま」真栄

[2] 社会福祉法人日本介護事業団

- 高齢者施設の設置経営

[3] 学校法人 日本医療大学

- 日本医療大学 保健医療学部 看護学科
診療放射線学科
リハビリテーションシオン学科
- 日本医療大学認知症研究所
- 専門学校日本福祉リハビリテーション学院
理学療法学科 作業療法学科 言語聴覚学科
診療放射線学科 看護学科 診療放射線学科
- 学校法人日本医療大学生涯学習センター

3

[4] 一般財団法人 つしま医療福祉研究財団

- 高齢者の介護を主とした研究助成、啓発普及などの事業

[5] NPO法人シニアアクティブ

- 高齢者雇用、介護タクシー、利用者の送迎、施設管理

[6] 農業生産法人 株式会社 つしまファーム

- 野菜の生産、加工、販売 ○トラフグの養殖、販売

[7] 一般社団法人 日本・アジア介護事業者協議会

- アジア圏への研修事業、介護ビジネスのコーディネート

[8] 株式会社 つしまマネージメント

- つしま医療福祉グループの資産管理

4

5つの基本柱

- 1 高齢者介護
- 2 医療と福祉の人材育成
- 3 障がい者と高齢者の就労支援
- 4 温泉を活用した新農水産業の開発
- 5 街おこし（地域おこし）

5

【1】社会福祉法人ノテ福祉会

- 本部 札幌市清田区真栄434番地6
アングルセン福祉村内
- 設立 昭和58年5月
- 職員数 1297名（平成30年3月1日）
- エリア 札幌市(7区)、乙部町、東京都(2区)、仙台市
- 事業所数 80ヶ所(※30.3.1現在)

特別介護老人ホーム	8	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4
介護老人保健施設	1	訪問介護	5
介護付有料老人ホーム	3	訪問看護	5
サービス付き高齢者向け住宅	4	通所介護	5
ケアハウス	1	通所リハビリテーション	1
認知症対応型グループホーム	6	地域包括支援センター	2
小規模多機能型居宅介護	24	介護予防センター	1
看護小規模多機能型居宅介護	1	就労継続支援A型事業所	1
居宅介護支援事業所	7	セントラルキッチン	1
		合計	80

6

社会福祉法人制度の改革

社会福祉法人改革を行うに至った経緯

- [1] 過剰な内部留保
- [2] 理事長の資金流用
- [3] 法人の闇売買

7

[1] 経営組織のガバナンスの強化

- [2] 事業運営の透明性の向上
- [3] 財務規律の強化
- [4] 地域における公益的な取組を実施する責務
- [5] 行政の関与の在り方

8

なぜ社会から批判を受けたのか？

- ・同じ公益法人の学校法人は社福より内部留保があっても批判されていない。

社会から信用を勝ち取っている

- ・社会福祉法人が経営している特別養護老人ホームは入居している人のケアだけで、地域で生活する高齢者のケアは行っていない。

社会から信用を勝ち取っていない

9

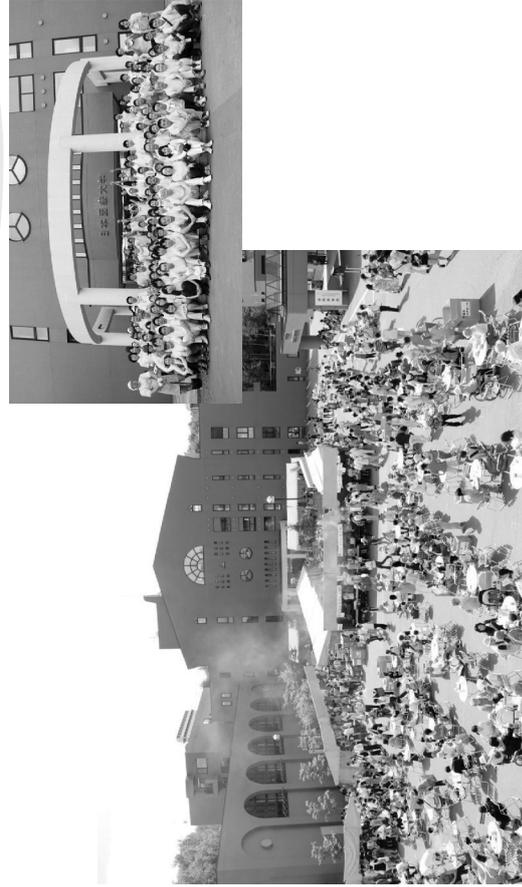
〈社会貢献事業〉 (地域に利益を還元)

- [1] アンデルセングルメ祭り
- [2] ライフサポート事業
- [3] ボランティアスクール事業
- [4] 就労継続支援A型事業所「なかま」

10

[1] アンデルセングルメ祭り

平成28年度は多くの地域の方に参加いただきました!!



11

[2] ライフサポート事業

制度で救済できない高齢者の支援



- ・ 食事の宅配（三食）
 - ・ 洗濯サービス
 - ・ 生活支援サービス
 - ・ おたすけコール
- ※利用料は法人独自 減免制度あり
(30%、50%、100%)

12

[3] ボランティアスクール事業



ノテで学習した卒業生は
地域ボランティアをすることも自由



[4] 就労継続支援A型事業所「なかま」



介護助手やタオルたたみも担っています





18



20



17



19



22



24



21



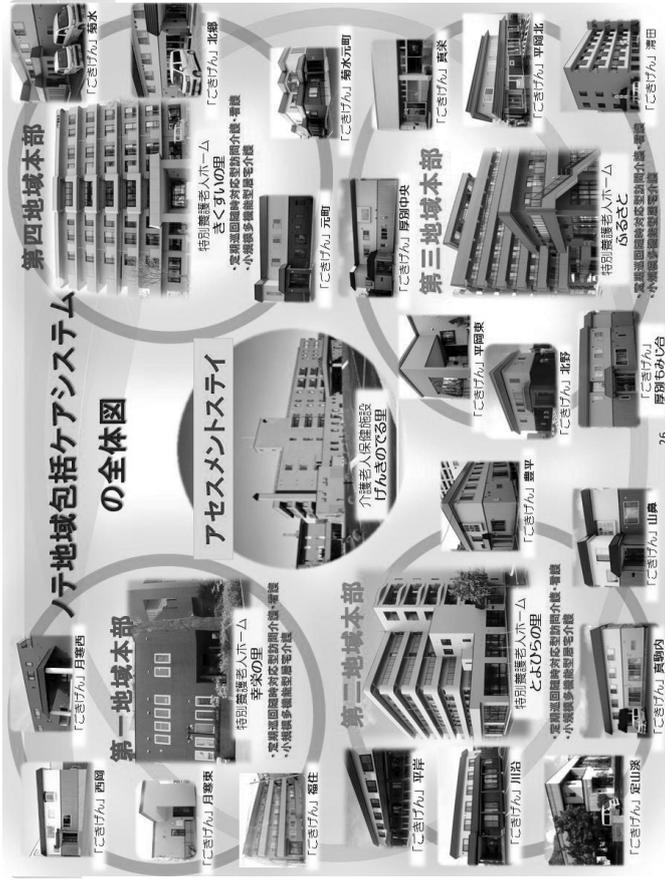
23

現在札幌で開発・実践している
「特別養護老人ホームを核としたノテ地域包括ケア」

地域包括ケアサービスの要

- (1) ケアプランの作成はノテ福祉会が開発した
「アセスメントステイ」
- (2) 障がい高齢者の方へのサービスは
「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」
- (3) 認知症の高齢者の方へのサービスは
「小規模多機能型居宅介護」

25



これらを行うのが当たり前!!
社会福祉法人は非課税法人

地域と共に生きる

それが社会福祉法人の役割

地域包括ケアの完成を目指しながら
さらなる「地域共生」を準備

特別養護老人ホームの近くにある
小学校の生徒を対象に

「学童保育」「子供食堂」を実践

27

ご清聴ありがとうございました



アンデルセン福祉村

29

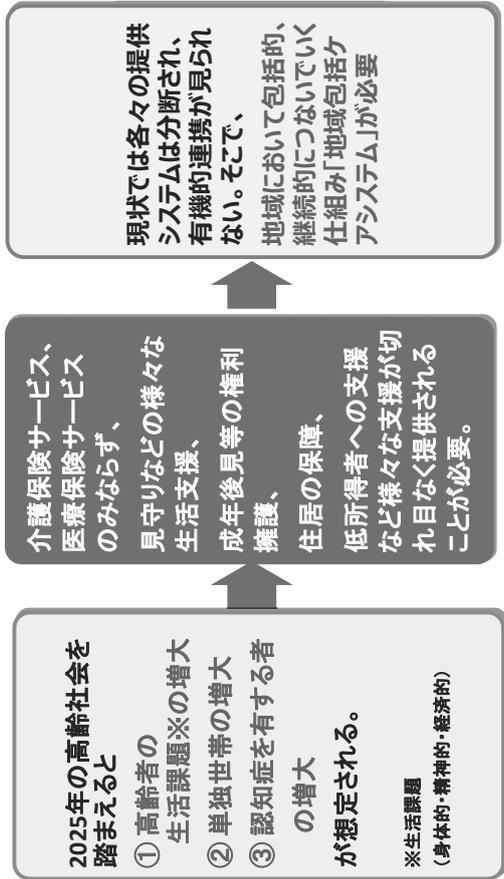
和光市が描く「地域共生社会」 ～福祉基盤整備のためのグランドデザイン

地域包括ケアシステムの実践を中心に...

和光市保健福祉部長 東内京一

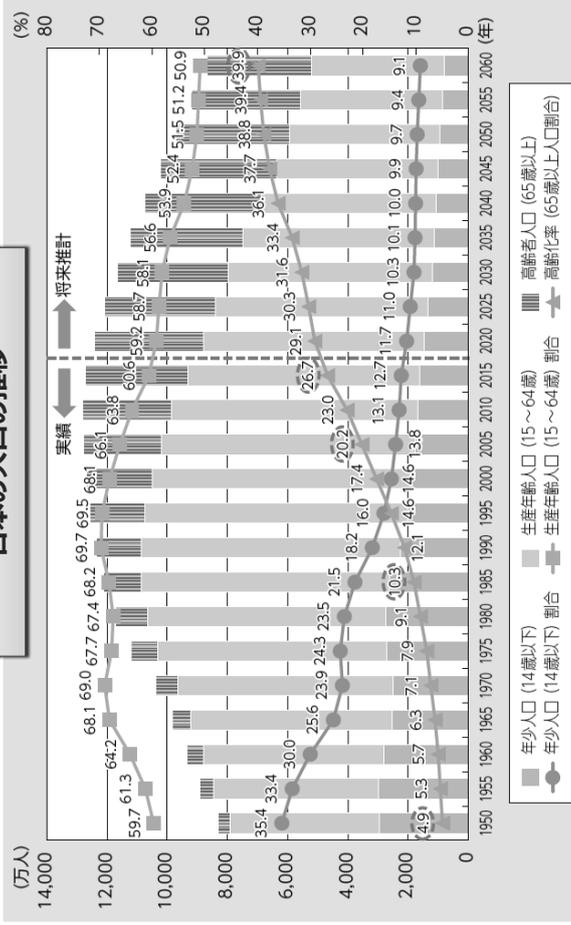
1

地域包括ケアが求められる理由【在宅・予防視点】



3

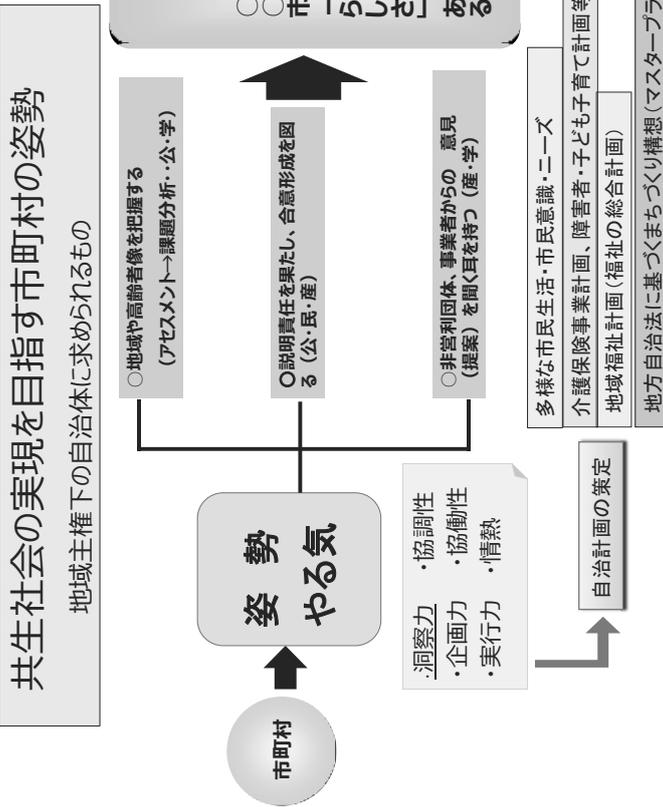
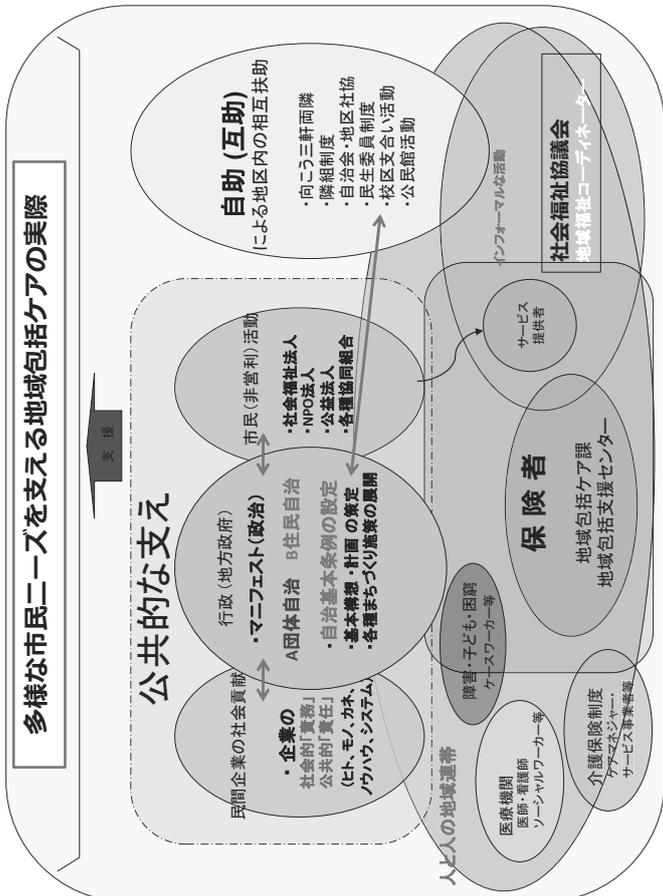
日本の人口の推移



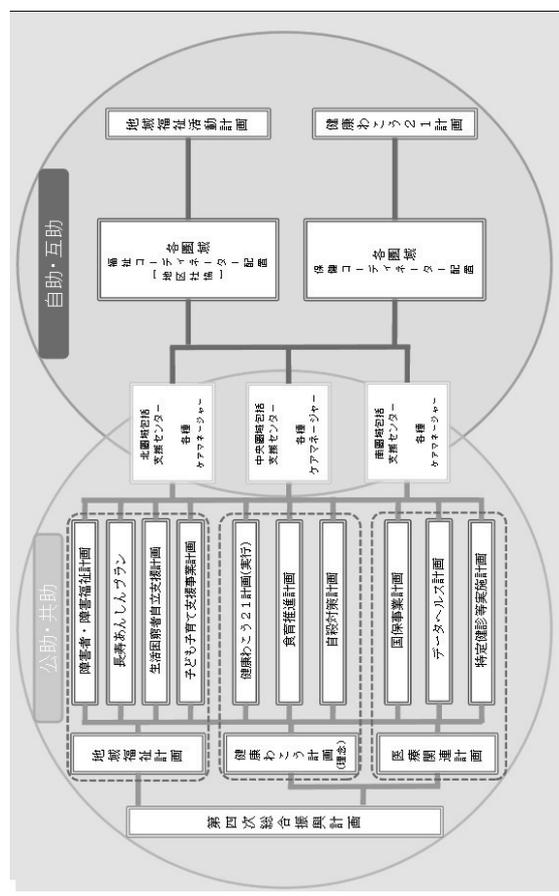
資料：2015年以前：総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」（年齢不詳の人口を按分して含めた）
2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位・死亡中位推計）

「自助・互助・共助・公助」からみた 地域包括ケアシステム





和光市地域包括ケアシステムの計画連携



マクロの計画策定

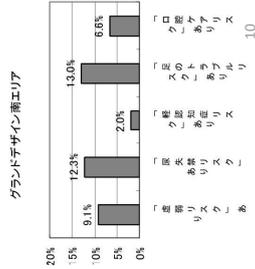
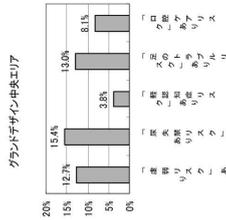
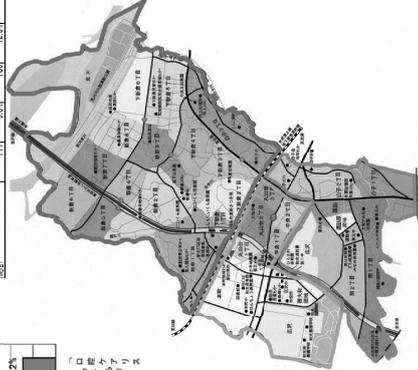
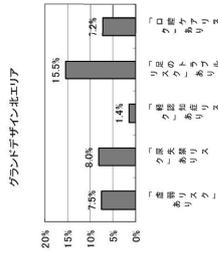
～和光市の取り組みを中心に～

和光市の地域包括ケアシステムの構築



認知症リスク等の状況（ニーズ調査）

調査対象	「認知症リスク」		「軽度認知障害」		「認知症」		「認知症リスク」		「認知症」	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
全県	21	7.5%	29	10.0%	5	1.4%	36	13.5%	26	7.4%
北第2	47	12.7%	57	15.4%	3	0.8%	49	13.0%	30	8.1%
中央	37	9.1%	50	12.3%	8	2.0%	33	8.0%	27	6.6%
南	111	8.8%	136	10.2%	27	2.4%	157	13.8%	33	7.3%

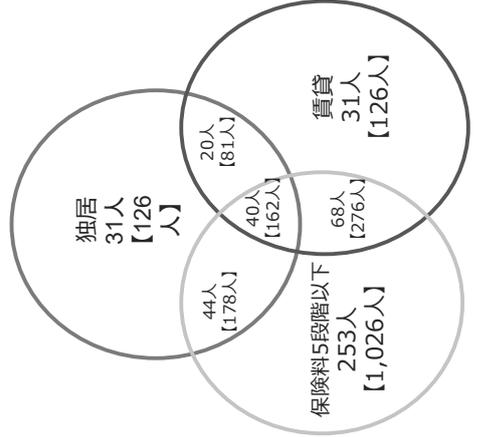


住まい形態（ニーズ調査）

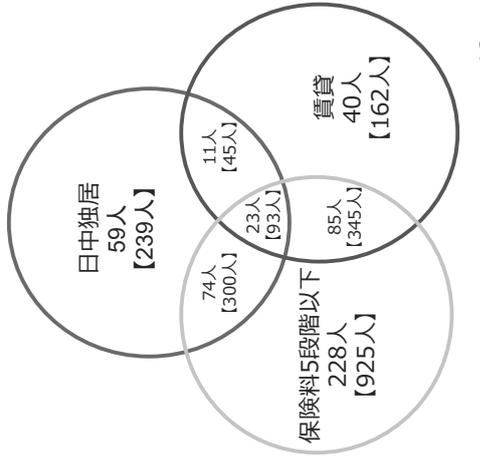
調査対象	回答者数 (人)	現在の住まい(住居形態)										その他	無回答
		一戸建て 持ち家	一戸建て 借家	分譲マンション	賃貸マンション	公営住宅 (賃賃)	公社・公団 (賃賃)	社宅	寮	住宅 借賃	目当て		
全体	1,773	53.1	3.8	23.3	5.5	0.8	9.4	0.3	0.3	0.8	2.9	0.8	2.9
一般	320	79.1	4.7	7.8	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	2.2	0.6	2.2
北第2	351	67.8	5.7	14.0	7.1	0.0	0.3	0.9	0.3	0.3	4.0	0.3	4.0
中央	496	28.4	3.2	25.4	5.0	2.6	32.1	0.2	0.4	2.6	0.4	0.4	2.6
南	606	51.2	2.6	35.1	5.0	0.2	1.2	0.3	1.7	2.8	1.7	1.7	2.8
全体	1,529	56.5	3.1	23.3	4.1	0.6	9.0	0.3	0.8	2.2	0.8	2.2	
同居	285	81.8	4.2	7.7	4.2	0.0	0.0	0.0	0.4	1.8	0.4	1.8	
北第2	311	72.0	6.1	13.5	5.1	0.0	0.3	0.6	0.3	1.9	0.3	1.9	
中央	407	30.2	1.5	28.5	3.2	2.0	31.7	0.2	0.5	2.2	0.5	2.2	
南	526	54.0	2.1	33.7	4.2	0.2	1.3	0.4	1.5	2.7	1.5	2.7	
全体	978	31.8	4.7	27.0	14.4	2.0	17.0	0.0	1.1	1.9	1.1	1.9	
北第2	119	47.1	7.6	7.6	32.8	0.0	0.0	0.0	0.8	4.2	0.8	4.2	
中央	116	44.8	7.8	19.0	22.4	0.0	0.9	0.0	1.7	3.4	1.7	3.4	
南	351	12.8	3.7	24.8	9.1	5.1	43.3	0.0	0.0	1.1	0.0	1.1	
不明	280	32.9	2.9	48.9	9.6	0.0	1.1	0.0	2.9	1.8	2.9	1.8	
不明	112	58.9	6.3	8.0	15.2	1.8	8.9	0.0	0.0	0.9	0.0	0.9	

認知機能リスク者の属性別内訳 （認知症自立度レベル1以上）

① 独居・低所得・賃貸住宅

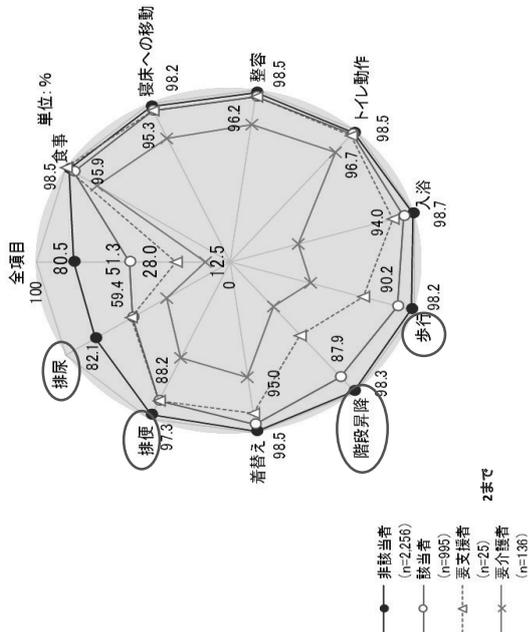


② 日中独居・低所得・賃貸住宅



高齢者の状態別日常生活動作 (ADL) の推移グラフ

項目別自立者割合



二次予防事業対象者自立者割合が比較的低い項目は
 排尿 (尿漏れ・尿失禁)
 排便 (便失禁)
 階段昇降
 歩行 (50m以上)

↓

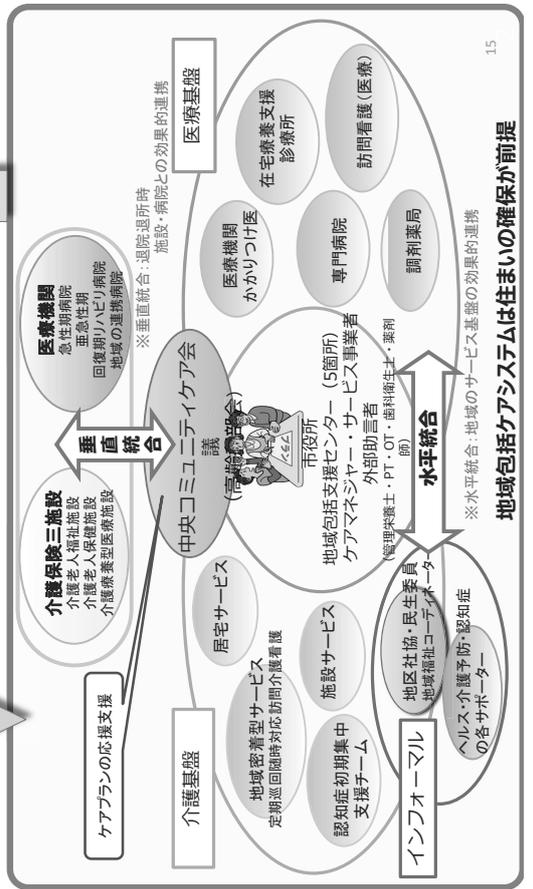
こうした動作から身体機能の低下が始まっている

他制度・多職種連携 (高齢者)



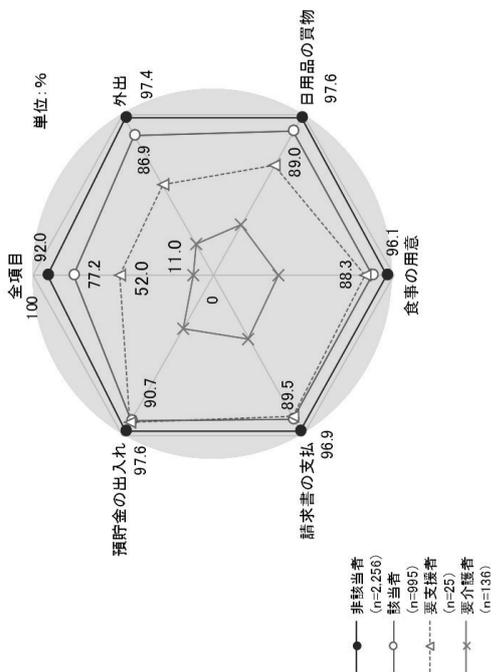
すべての部署がアセスメントを行い、複合的な課題が発見された場合は、他制度・他職種のチームワークにより一体的な支援を提供し、解決を図る。

複合的、潜在的な課題の発見が迅速になり、必要サービスを選択的に受けられる。

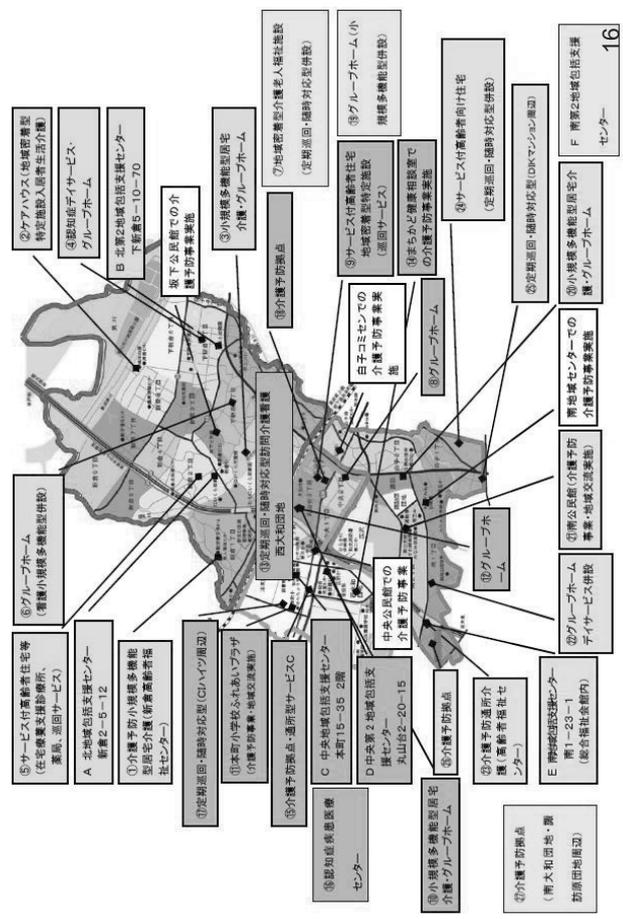


高齢者の状態別日常生活動作 (IADL) の推移グラフ

項目別自立者割合



和光市長寿あんしんブランドデザイン



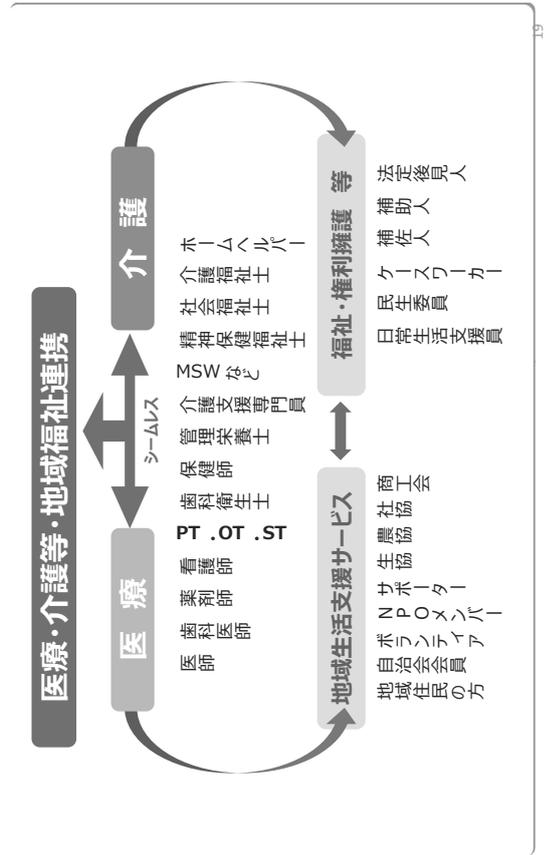
福祉各種事業計画とケアマネジメントの関係
(コミュニティケア会議が政策機能の核)



和光市が福祉各種事業計画の策定と事業運営を行うマクロな政策の視点は、個々のケアマネジメントのミクロ的な支援のあり方を考えることが重要である。そのポイントは、保険者機能が発揮できる地域ケア会議（和光市コミュニティケア会議）にある。

ミクロの
ケアマネジメント支援
自立支援型ケアマネジメントとチームケア
～地域ケア会議を活用して～

人的連携の視点



和光市コミュニティケア会議（地域ケア会議）
包括的・継続的支援事業タイプ

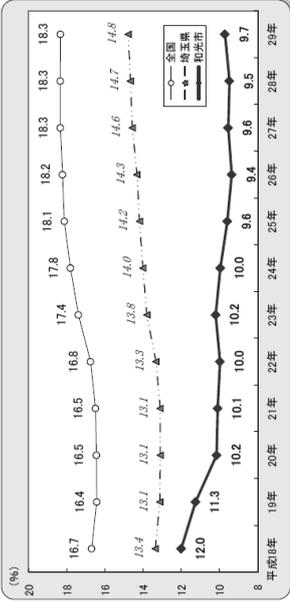
項目	所要 時間	ポイント
(1)プラン作成者より 概要説明	約4分	●現在の状態に至った個人因子・環境因子を簡潔に説明(生活機能低下の背景を洞察することが重要) ●【更新プランの場合】前回の支援計画に対しての評価:⇒目標に対して達成か未達成か? ⇒未達成の場合はその原因は? ●生活機能評価の解説⇒改善可能なポイントは? ●上記を踏まえて光輝プランの説明 (注)参加者は、自らの専門分野を中心に内容をチェックする。例えば、保健師・看護師は、医療リスクの高い人の生活上の注意点や、服薬内容に対してケアプラン内容が妥当かどうかという視点。社会福祉士は、独居や認知症ケース等に対する権利擁護的な観点。
(2)事業者から評師、今後の支援方針	約4分	●民生介護支援事業者、介護予防通所介護、グループホーム、ケアハウス、食の自立支援事業者、サービスの提供事業者、住宅改修事業者、福祉用具事業者など、利用しているサービス提供事業者が各立場から発言
(3)全参加者から 質問、意見	約10分	●参加者は、拳手したうえで発言する。 ●司会者は、ケースの本質(課題の本質)やプラン作成・サービス提供上の注意点などについて、端的に言語化してまとめ、共通認識にふれが生じないようにする。
(4)まとめ	約2分	●司会者は、会議の最後に次回(通常3か月後または6か月後)までのケアプラン修正(含む)の方針を確認する。 ●介護支援専門員や事業者等が当面行う必要がある課題(例えば、医師の意見の確認、専門医の受診、追加訪問調査、家族からの事情聴取、など)がある場合には、その漏れがないよう、最後に念押しする。

計画や評価の概念と連携尺度

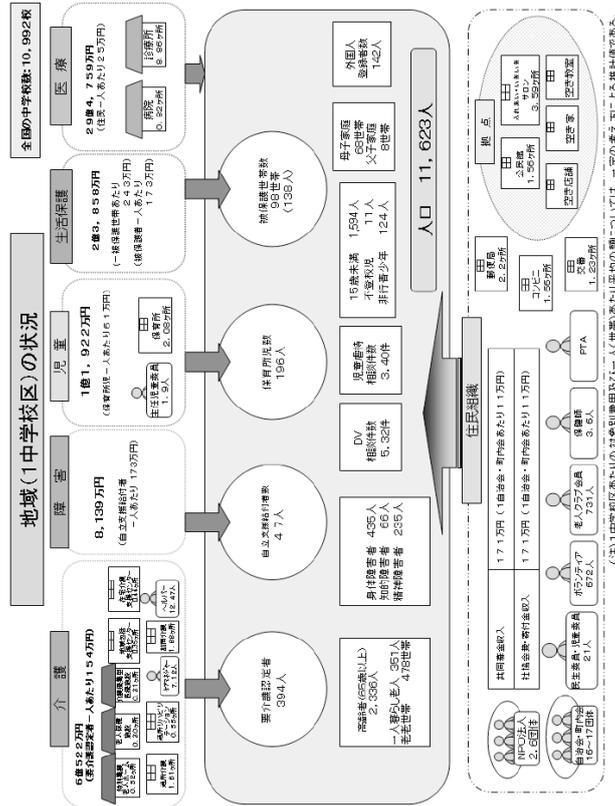
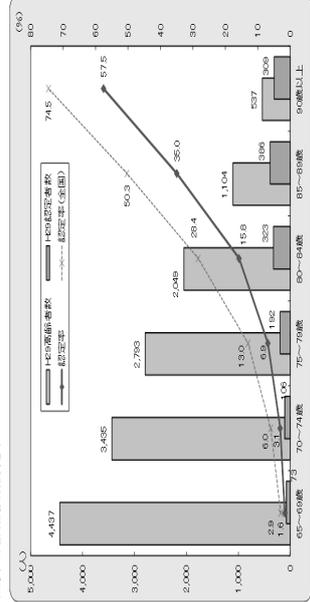
- 要望対応型行政 から 課題解決型行政への転換
- ストラクチャー / プロセス / アウトカム
- リンケージ: コーディネーション: インテグレーション
- PDCA → SPDCA
- インテーク: アセスメント: ケアプラン: モニタリング

介護予防の効果(和光市)

図表 要介護(要支援)認定率の推移



図表 年齢階級別認定率



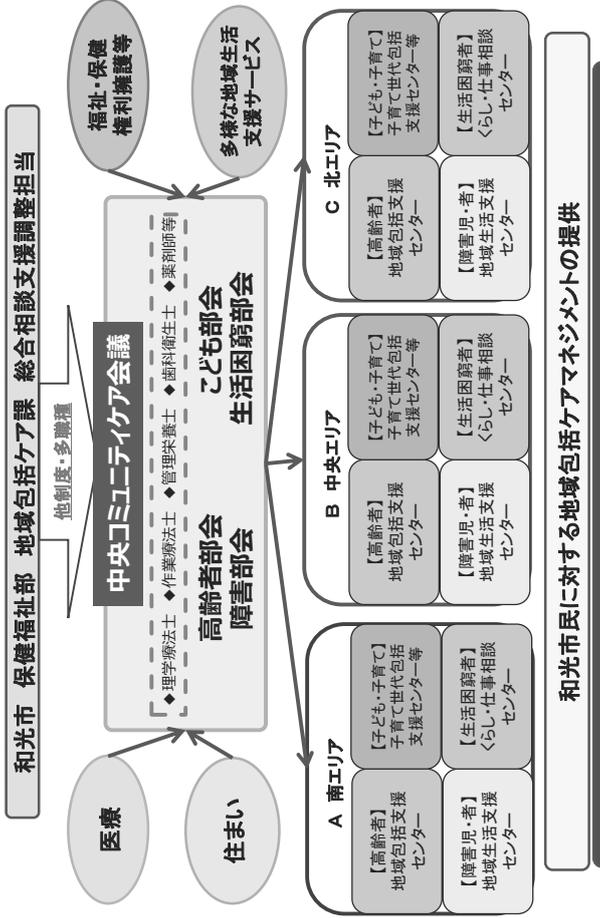
(注)1中学校区あたりの対象別費用及び一人(世帯)あたり平均の額については、一定の考えによる推計値である。

本市では、H15より全国に先駆けて実施している介護予防の効果により要介護認定率は全国平均、埼玉県平均と比較しても低く安定している。第6期中も10%を下回る水準を維持し続けている。

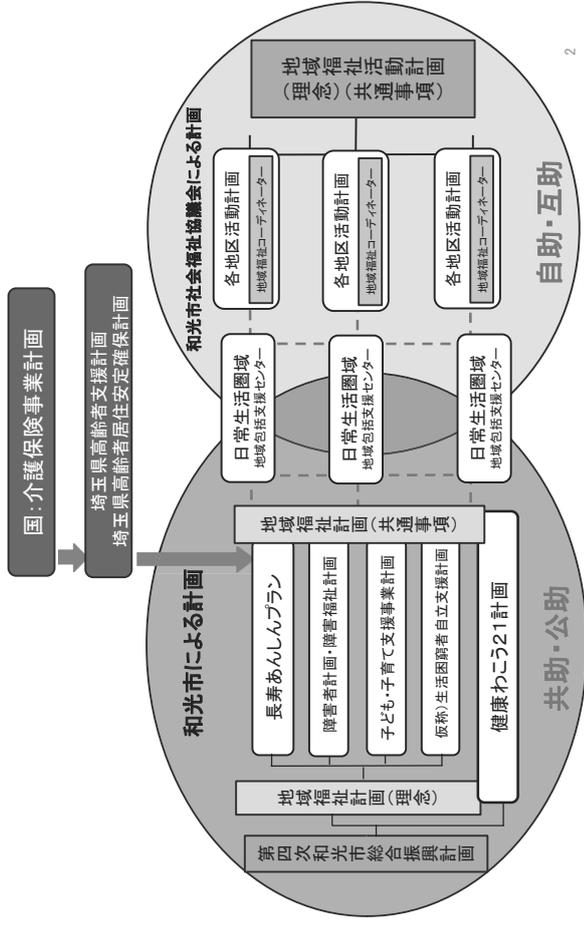
特別給付等の投入効果
地域支援事業の効果
重症化予防の取組の効果
和光における自立支援型
マネジメントの効果等が顕著
に現れたと考察する

また、5歳刻みの各年齢別階層においても認定率は全国を下回っている。とりわけ80~89歳以上では、15%以上低率となっている。

和光市各種ケアマネジメントの一元化(平成30年)イメージ



和光市の保健福祉諸計画の整合性

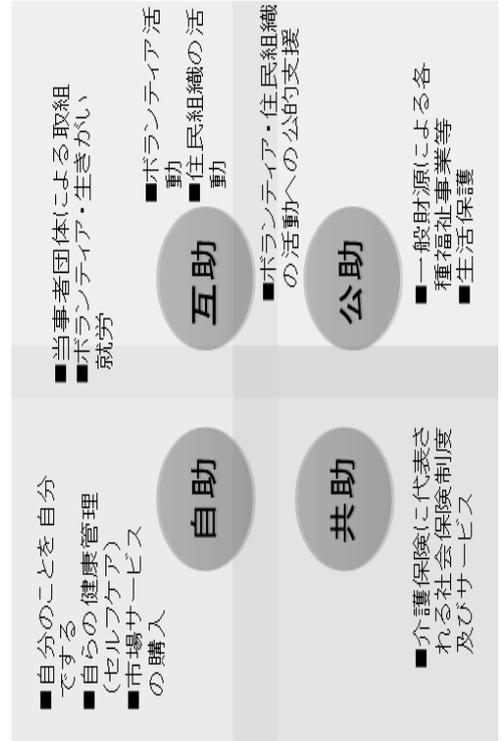


第三次和光市地域福祉計画 和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画

が目指す地域における自助と互助の強化
～地区社会福祉協議会の設立に向けて～

和光市保健福祉部長 東内 京一

◎自助・互助・共助・公助の相関図



◎計画の基本理念

『地域課題を解決するための自助・互助・共助・公助を基本とした地域福祉を推進するまちづくり』

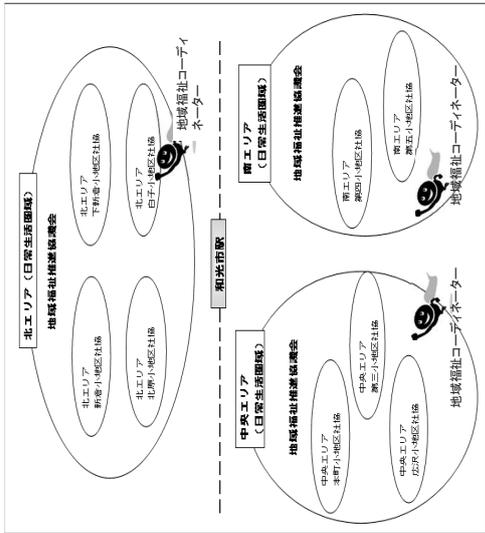
◎計画の基本目標

～地域包括ケアを念頭に置いた、様々な地域課題を解決する福祉基盤づくりと機能化～
～誰もがともに支えあい、自分らしく生きいきと幸せを実感できる地域づくり～

◎計画の基本方針

- 《1》日常生活圏域を準中学校区とし、各計画における圏域を統一する
- 《2》各圏域での自助・互助を強化する
- 《3》地域福祉を推進するための人材育成と身近な拠点整備
- 《4》医療・保健・子育て・教育・就労・予防・住まい・生活支援等の連携推進とコミュニティケア会議の構築
- 《5》地域における効果的な防災対応の推進
- 《6》生活困窮者に対する地域完結型の支援機能の構築

【方針2】各圏域での自助・互助を強化する
 ～施策3～ 地区社協設立
 ～施策4～ 地域福祉コーディネーター設置



◎地区社協（地区社会福祉協議会）とは

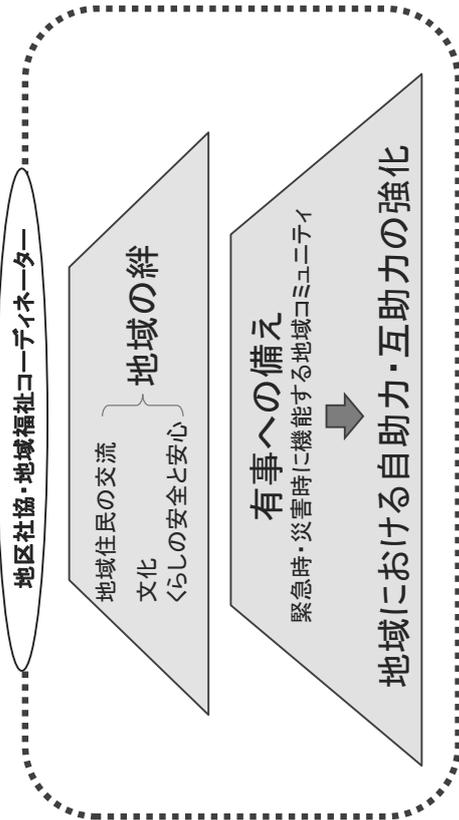
誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを目的に、地域住民が自発的に取り組むために設立された自主的な住民組織

こうした住民組織は全国的に設立され、地区社協と呼ばれており、地域住民による活動が進められています。住民参加による地域福祉活動を通して、地域のふれあいを高めるとともに、住民1人ひとりの福祉課題を地域全体の福祉課題と捉え、その解決に向けた取組を行っています。

◎目標 … 計画期間内に9ヶ所設置

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市内2ヶ所	市内2ヶ所	市内2ヶ所	市内2ヶ所	市内3ヶ所

地区社協設立により目指す
 地域のすがた



【 研修資料 】

地域少子化対策 地域アプローチ手法に関するセミナー
(地方創生の取り組みに学ぶための研修)

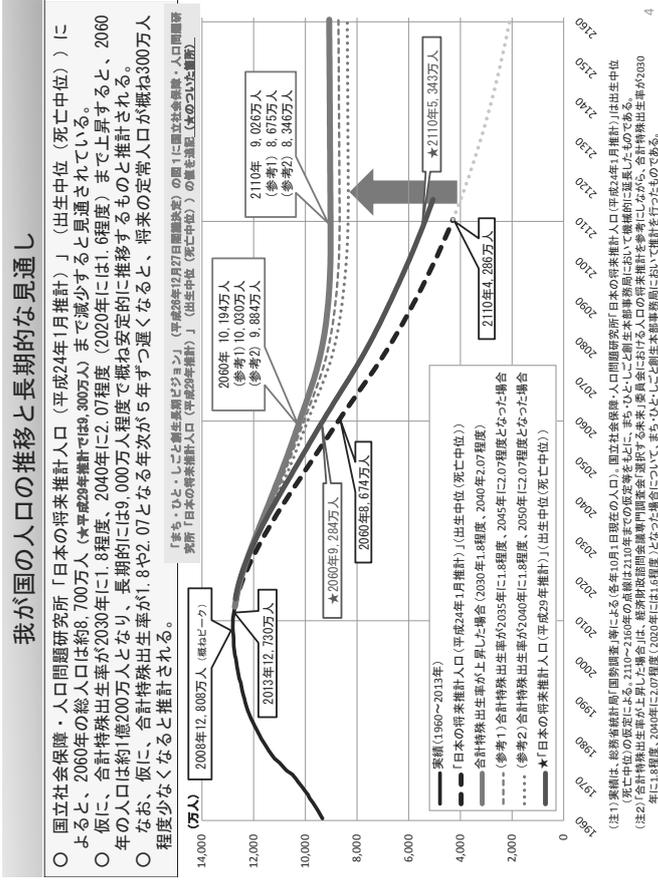
少子化対策における地域アプローチの手法

『地域少子化対策検討のための手引き ～働き方改革を中心に～（第2版）』の活用

平成29年10月31日
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
参事官 山内 孝一郎

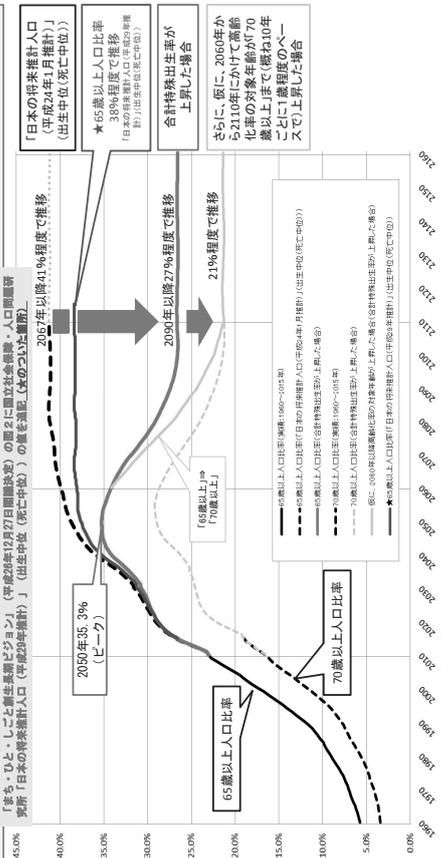
目次

- 少子化の現状について考える
- 少子化の要因と背景を探る
- 地域アプローチの考え方と方法



我が国の高齢化率の推移と長期的な見通し

- 「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位（死亡中位））では、高齢化率（65歳以上人口比率）は、将来的に41%程度（平成29年推計では38%弱）まで上昇すると見通されているが、仮に、出生率が上昇すれば、2050年の35.3%をピークに、長期的には、27%程度まで低下すると推計される。
- さらに、将来的に健康寿命の延伸等に伴って高齢化率の対象年齢が「70歳以上」まで上昇するとすれば、高齢化率（70歳以上人口比率）は、概ね21%程度まで低下することとなる。

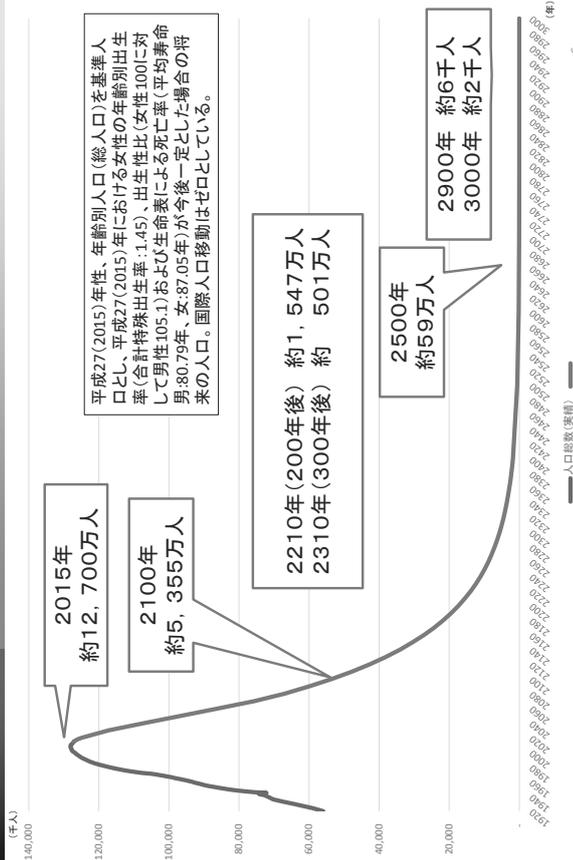


(注) 資料は、総務省統計局「国勢調査結果（人口推計）」による。国社会政策・人口問題研究所「日本の将来推計人口（出生中位・死亡中位）」の推計による。出生率は、国社会政策・人口問題研究所「日本の将来推計人口（出生中位・死亡中位）」の推計による。健康寿命は、国社会政策・人口問題研究所「日本の将来推計人口（出生中位・死亡中位）」の推計による。健康寿命の延伸等に伴って高齢化率の対象年齢が「70歳以上」まで上昇するとすれば、高齢化率（70歳以上人口比率）は、概ね21%程度まで低下することとなる。

目次

- 少子化の現状について考える
- 少子化の要因と背景を探る
- 地域アプローチの考え方と方法

仮に出生・死亡の状況が今後一定で推移した場合の将来人口（2015年ベース）

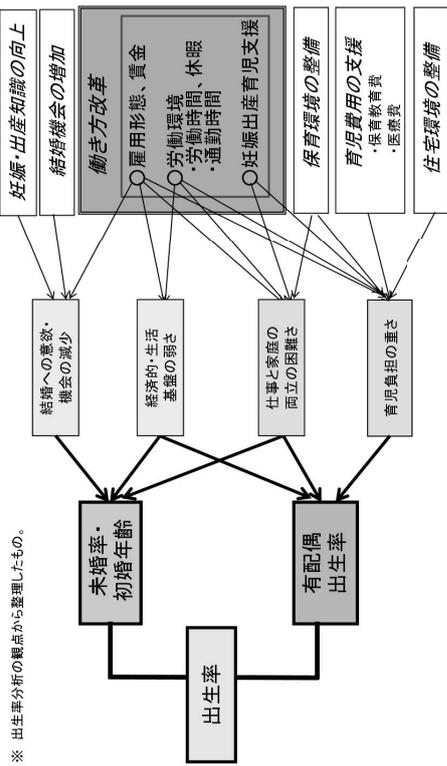


平成27(2015)年性、年齢別人口(総人口)を基準人口とし、平成27(2015)年における女性の年齢別出生率(合計特殊出生率:1.45)、出生性比(女性100に対して男性105.1)および生命表による死亡率(平均寿命男:80.79年、女:87.05年)が今後一定とした場合の将来の人口。国際人口移動はゼロとしている。

出典: 国立社会政策・人口問題研究所「人口統計資料集(2017)」より作成。

図1. 出生率に影響を及ぼす諸要因分析の観点

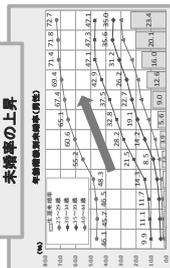
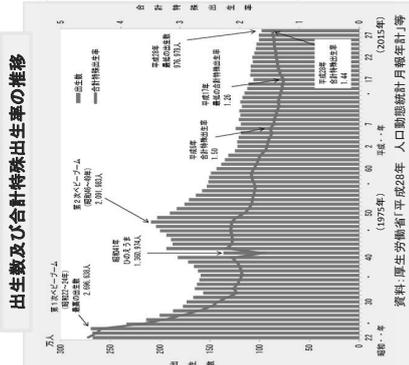
- 出生率は、大きく「未婚率・初婚年齢」と「配偶出生率」に分けて分析される。
- それぞれが様々な要因の影響を受けているが、その中で「働き方」は大きな部分を占めていると考えられる。



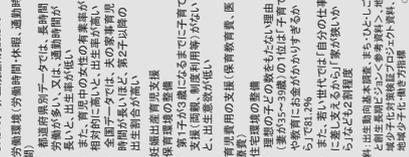
※ 出生率分析の観点から整理したもの。

少子化の要因と背景 ～未婚率の上昇、夫婦の子どもの数の減少～

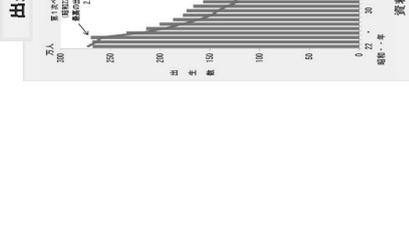
- 少子化（出生率低下）は、「未婚率の上昇」と「夫婦の子どもの数の減少」により生じている。
- 年齢ごとの未婚率及び生涯未婚率（概ね50歳頃の未婚率）は、1970年代半ば以降、男女ともに上昇傾向が続いており、晩婚化及び非婚化が相対的に増加している。
- 夫婦の完結出生数（結婚特異期間15～19年の夫婦の平均出生子ども数）は、平均2人強で推移してきたが、2000年以降低下傾向となり、2015年には1.94人まで低下。



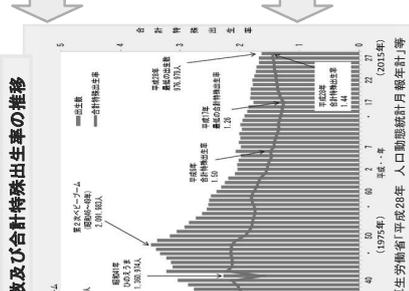
- 少子化（出生率低下）は、「未婚率の上昇」と「夫婦の子どもの数の減少」により生じている。
- 年齢ごとの未婚率及び生涯未婚率（概ね50歳頃の未婚率）は、1970年代半ば以降、男女ともに上昇傾向が続いており、晩婚化及び非婚化が相対的に増加している。
- 夫婦の完結出生数（結婚特異期間15～19年の夫婦の平均出生子ども数）は、平均2人強で推移してきたが、2000年以降低下傾向となり、2015年には1.94人まで低下。



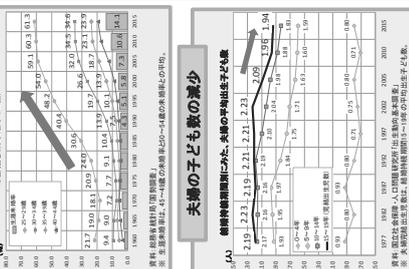
- 少子化（出生率低下）は、「未婚率の上昇」と「夫婦の子どもの数の減少」により生じている。
- 年齢ごとの未婚率及び生涯未婚率（概ね50歳頃の未婚率）は、1970年代半ば以降、男女ともに上昇傾向が続いており、晩婚化及び非婚化が相対的に増加している。
- 夫婦の完結出生数（結婚特異期間15～19年の夫婦の平均出生子ども数）は、平均2人強で推移してきたが、2000年以降低下傾向となり、2015年には1.94人まで低下。



- 少子化（出生率低下）は、「未婚率の上昇」と「夫婦の子どもの数の減少」により生じている。
- 年齢ごとの未婚率及び生涯未婚率（概ね50歳頃の未婚率）は、1970年代半ば以降、男女ともに上昇傾向が続いており、晩婚化及び非婚化が相対的に増加している。
- 夫婦の完結出生数（結婚特異期間15～19年の夫婦の平均出生子ども数）は、平均2人強で推移してきたが、2000年以降低下傾向となり、2015年には1.94人まで低下。



- 少子化（出生率低下）は、「未婚率の上昇」と「夫婦の子どもの数の減少」により生じている。
- 年齢ごとの未婚率及び生涯未婚率（概ね50歳頃の未婚率）は、1970年代半ば以降、男女ともに上昇傾向が続いており、晩婚化及び非婚化が相対的に増加している。
- 夫婦の完結出生数（結婚特異期間15～19年の夫婦の平均出生子ども数）は、平均2人強で推移してきたが、2000年以降低下傾向となり、2015年には1.94人まで低下。

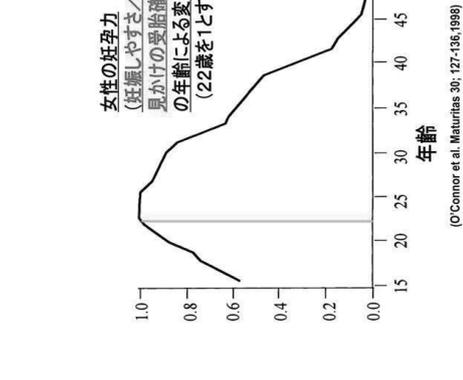
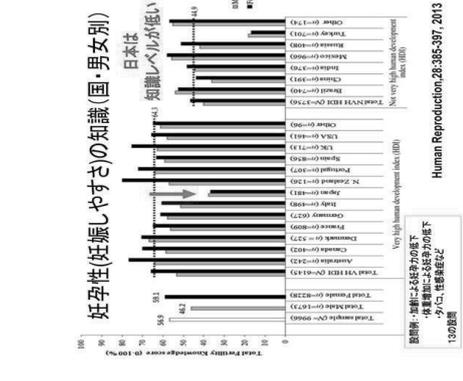


少子化の要因と背景 ～未婚率の上昇、夫婦の子どもの数の減少～

- 少子化（出生率低下）は、「未婚率の上昇」と「夫婦の子どもの数の減少」により生じている。
- 年齢ごとの未婚率及び生涯未婚率（概ね50歳頃の未婚率）は、1970年代半ば以降、男女ともに上昇傾向が続いており、晩婚化及び非婚化が相対的に増加している。
- 夫婦の完結出生数（結婚特異期間15～19年の夫婦の平均出生子ども数）は、平均2人強で推移してきたが、2000年以降低下傾向となり、2015年には1.94人まで低下。



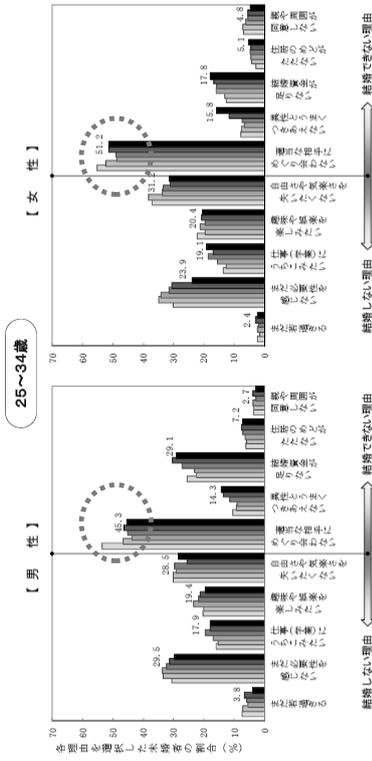
妊産性（妊娠しやすさ）の知識等



- 少子化（出生率低下）は、「未婚率の上昇」と「夫婦の子どもの数の減少」により生じている。
- 年齢ごとの未婚率及び生涯未婚率（概ね50歳頃の未婚率）は、1970年代半ば以降、男女ともに上昇傾向が続いており、晩婚化及び非婚化が相対的に増加している。
- 夫婦の完結出生数（結婚特異期間15～19年の夫婦の平均出生子ども数）は、平均2人強で推移してきたが、2000年以降低下傾向となり、2015年には1.94人まで低下。



独身にとどまっている理由

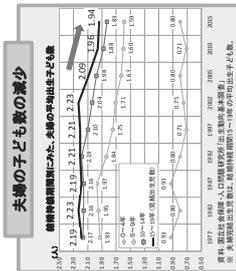
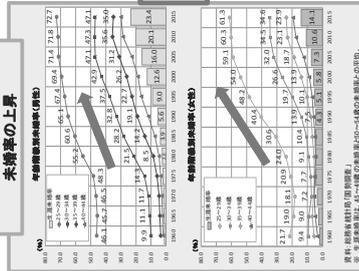
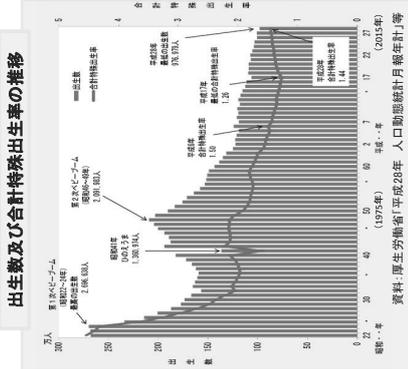


注：対象は18～34歳の未婚者。何%の人が各項目を理由として挙げていたかを示す。グラフ上の数値は第15回調査のもの。結婚しない理由(3つまで選択)として挙げている理由(グラフ上の数値は第15回調査のもの)が現在独身である理由は、次の中から選ぶとすればどうか、ご自身に最もあてはまる理由を最多3つまで選んで、右の回答欄に番号を入れてください。(すでに結婚が決まっている方は、「最大の理由」の欄にはを記入してください。)

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」(平成27(2015)年調査)

少子化の要因と背景 ～未婚率の上昇、夫婦の子どもの数の減少～

- 少子化(出生率低下)は、「未婚率の上昇」と「夫婦の子どもの減少」により生じている。
- 年齢ごとの未婚率(概ね50歳頃の未婚率)は、1970年代半ば以降、男女とも上昇傾向が続いており、晩婚化及び非婚化が相対的に進行している。
- 夫婦の完結出生数(結婚特定期間15～19年の夫婦の平均出生子ども数)は、平均2人強で推移してきたが、2000年以降低下傾向となり、2015年には1.94人まで低下。



背景

- 結婚・出産増加 妊産性(妊娠)やすすきの知識は、日本は男女とも国際的に低い
- 晩婚化 25～34歳男女の未婚率が高い理由が、多岐にわたる(男性:45.3%、女性:51.2%)
- 専業主婦、専業主夫 専業主婦の割合は、(男性:30～34歳)正社員が57.8%、「非正規雇用」23.3%(前)
- 結婚・出産増加(労働市場) 都市圏単独男女では、長時間労働が多い。又は、通勤時間が長いと、出生率が低い
- 結婚・出産増加(労働市場) 単独男女では、夫の専業主夫期間が長い(平均2.2年)理由、出生率が高い
- 専業主婦、専業主夫 専業主婦の割合は、(男性:30～34歳)正社員が57.8%、「非正規雇用」23.3%(前)
- 結婚・出産増加(労働市場) 都市圏単独男女では、長時間労働が多い。又は、通勤時間が長いと、出生率が低い
- 結婚・出産増加(労働市場) 単独男女では、夫の専業主夫期間が長い(平均2.2年)理由、出生率が高い
- 専業主婦、専業主夫 専業主婦の割合は、(男性:30～34歳)正社員が57.8%、「非正規雇用」23.3%(前)

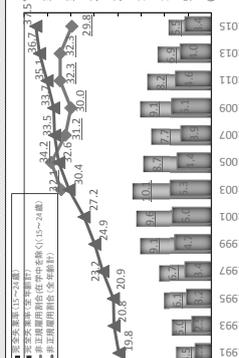
夫婦の子どもの数の減少

資料：厚生労働省「平成28年 人口動態統計月報年計」等

若年者の非正規雇用の状況

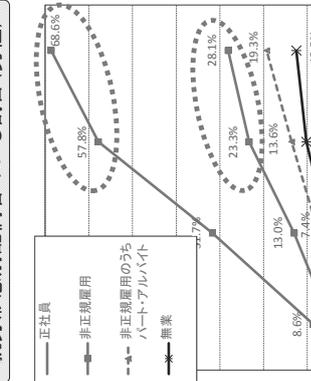
- 若年者の非正規雇用割合は依然として高く、非正規雇用の給与は正規雇用と比較して低い。
- 男性非正規雇用の有配偶率は低く、雇用の不安定が結婚に当たっての「壁」となっている。

若年者の失業率と非正規雇用割合の推移



資料出所：労働力調査(労働力調査特別調査)「労働力調査特別調査」(労働力調査特別調査)については、2010年までは各12月、2012年以降は特別調査(1月調査)。2012年以降は労働力調査(特別調査)による。調査対象は15～24歳の男女(15歳未満は労働力調査対象外)。調査対象は15～24歳の男女(15歳未満は労働力調査対象外)。調査対象は15～24歳の男女(15歳未満は労働力調査対象外)。

就労形態別配偶者のいる割合(男性)



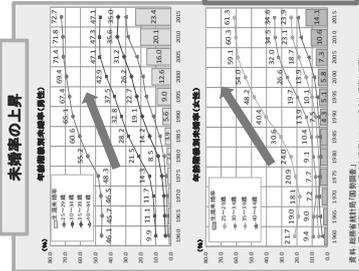
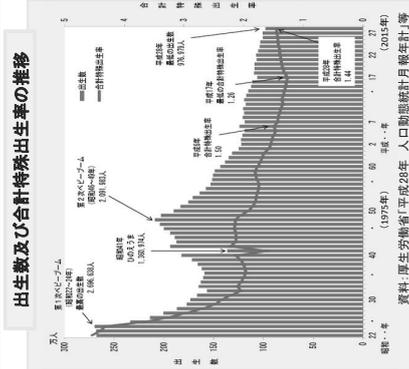
資料出所：労働力調査(労働力調査特別調査)「若年者の就業状況(キャリア)-職業能力開発の理」(注)「正社員」は同資料における「正社員(役員含む)」、「非正規雇用」は同資料における「非典型雇用」。

平均給与	うち正規	うち非正規
計	4,849千円	1,705千円
男	5,385千円	2,258千円
女	2,760千円	1,472千円

資料出所：国研「民間給与実態統計調査」(2014年)

少子化の要因と背景 ～未婚率の上昇、夫婦の子どもの数の減少～

- 少子化(出生率低下)は、「未婚率の上昇」と「夫婦の子どもの減少」により生じている。
- 年齢ごとの未婚率(概ね50歳頃の未婚率)は、1970年代半ば以降、男女とも上昇傾向が続いており、晩婚化及び非婚化が相対的に進行している。
- 夫婦の完結出生数(結婚特定期間15～19年の夫婦の平均出生子ども数)は、平均2人強で推移してきたが、2000年以降低下傾向となり、2015年には1.94人まで低下。



背景

- 結婚・出産増加 妊産性(妊娠)やすすきの知識は、日本は男女とも国際的に低い
- 晩婚化 25～34歳男女の未婚率が高い理由が、多岐にわたる(男性:45.3%、女性:51.2%)
- 専業主婦、専業主夫 専業主婦の割合は、(男性:30～34歳)正社員が57.8%、「非正規雇用」23.3%(前)
- 結婚・出産増加(労働市場) 都市圏単独男女では、長時間労働が多い。又は、通勤時間が長いと、出生率が低い
- 結婚・出産増加(労働市場) 単独男女では、夫の専業主夫期間が長い(平均2.2年)理由、出生率が高い
- 専業主婦、専業主夫 専業主婦の割合は、(男性:30～34歳)正社員が57.8%、「非正規雇用」23.3%(前)
- 結婚・出産増加(労働市場) 都市圏単独男女では、長時間労働が多い。又は、通勤時間が長いと、出生率が低い
- 結婚・出産増加(労働市場) 単独男女では、夫の専業主夫期間が長い(平均2.2年)理由、出生率が高い
- 専業主婦、専業主夫 専業主婦の割合は、(男性:30～34歳)正社員が57.8%、「非正規雇用」23.3%(前)

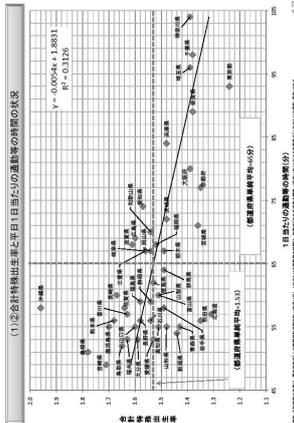
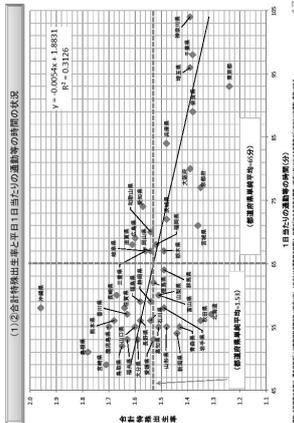
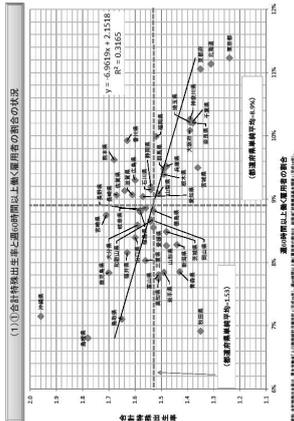
夫婦の子どもの数の減少

資料：厚生労働省「平成28年 人口動態統計月報年計」等

都道府県別データ分析 ～合計特殊出生率と各種指標の相関～

- 都道府県別データを見ると、合計特殊出生率と、「女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差」「週60時間以上働く雇用者の割合」「平日1日当たり通勤等の時間」との間には、一定の相関がみられる。
- 女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差が小さい(育児をしている女性の有業率が相対的に高い)と出生率が高い(右上図)
- 週60時間以上働く雇用者の割合が高いと出生率が低い。(左下図)
- 平日1日当たりの通勤等の時間が長いと出生率が低い。(右下図)

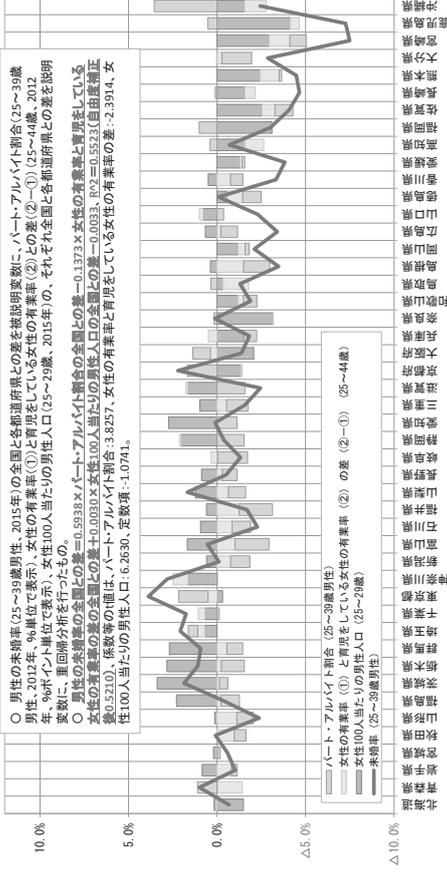
資料：地域少子化・働き方指標



都道府県別データ分析 ～男性未婚率と各種指標の相関、重回帰分析～

- 都道府県別データから、「男性の未婚率の全国との差」を説明変数に、「25～39歳男性のパート・アルバイト割合の全国との差」「女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差の全国との差」「女性の100人当たりの男性人口の全国との差(25～29歳)」を説明変数に、重回帰分析を行うと、決定係数(R²)が0.5～0.6程度となる。

男性の未婚率と各種指標

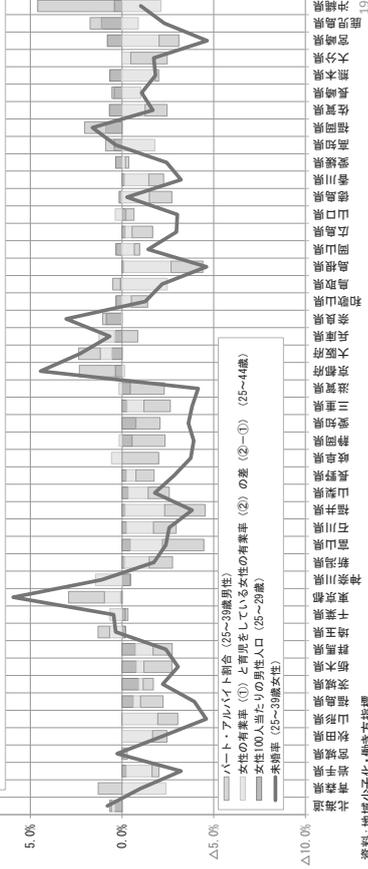
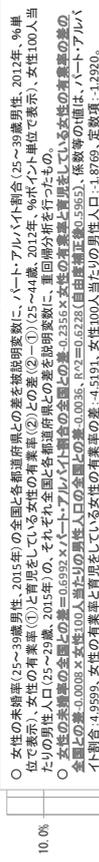


資料：地域少子化・働き方指標

都道府県別データ分析 ～女性未婚率と各種指標の相関、重回帰分析～

- 女性についても、都道府県別データから、「女性の未婚率の全国との差」を説明変数に、「25～39歳男性のパート・アルバイト割合の全国との差」「女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差の全国との差」「女性の100人当たりの男性人口の全国との差(25～29歳)」を説明変数に、重回帰分析を行うと、決定係数(R²)が0.6程度となる。

女性の未婚率と各種指標

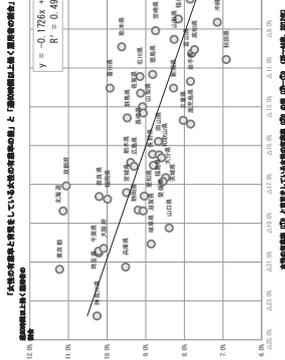
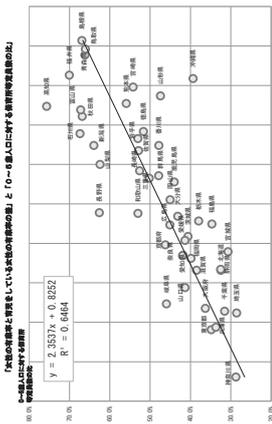


資料：地域少子化・働き方指標

都道府県別データ分析 ～育児をしている女性の有業率の分析～

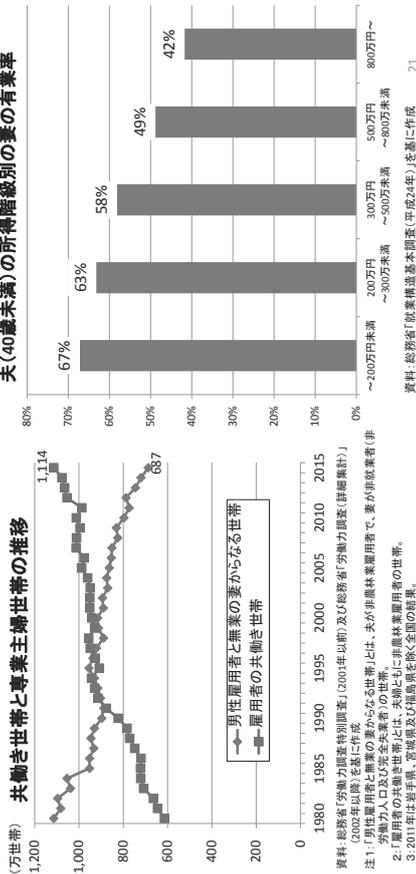
- 「女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差」は、「週60時間以上働く雇用者の割合」「平日1日当たり通勤等の時間」との間に一定の相関。(左下、右下)
- さらに、「女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差」は、「10～5歳人口に対する保育所等定員数」とも一定の相関。(右上)

※ 男性及び女性の未婚率に関する重回帰分析において、説明変数のうち、「女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差の全国との差」を、「週60時間以上働く雇用者の割合の全国との差」又は「平日1日当たり通勤等の時間の全国との差」に置き換えた場合、決定係数0.6～0.7程度のモジュールとなる。また、「10～5歳人口に対する保育所等定員数の全国との差」に置き換えた場合、決定係数0.4～0.5程度のモジュールとなる。

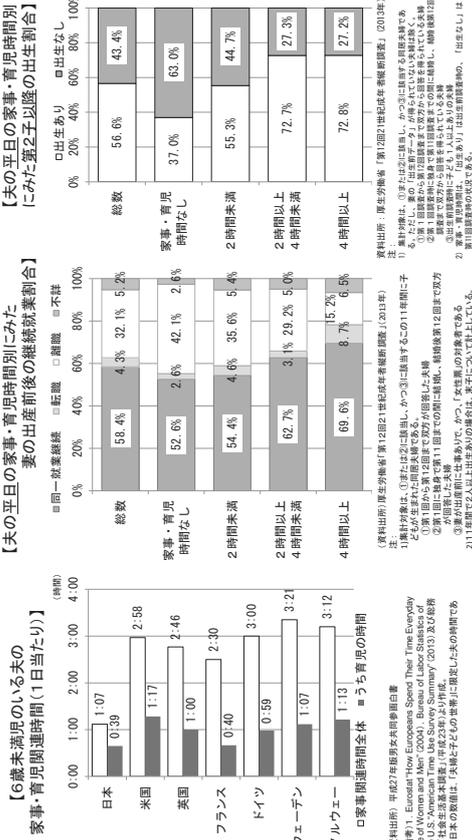


資料：地域少子化・働き方指標

- 共働き世帯は増加を続ける一方、専業主婦世帯は減少傾向。
- 夫の所得が低い世帯では、妻の有業率は高く夫婦で世帯の収入を確保している。



- 日本の夫(6歳未満の子どもを持つ場合)の家事・育児関連時間は、1時間程度と国際的にみて低水準
- 夫の家事・育児時間が長いほど、妻の継続就業割合が高く、また第2子以降の出生割合も高い傾向にある。



少子化の要因と背景 ~ 未婚率の上昇、夫婦の子ども数の減少 ~

○ 少子化(出生率低下)は、「未婚率の上昇」と「夫婦の子ども数の減少」により生じている。

○ 年齢ごとの未婚率及び出生率(総人口50歳以上の未婚率)は、1970年代半ば以降、男女とも上昇傾向が続いており、晩婚化及び非婚化が相対的に増加している。

○ 夫婦の婚姻継続期間15~19年の夫婦の平均出生子ども数は、平均2人強で推移してきたが、2000年以降低下傾向となり、2015年には1.94人まで低下した。

未婚率の上昇

○ 結婚率の低下 (日本の結婚率は、日本は男女とも国際的に低い)

○ 結婚年齢の遅延 (25~34歳の女性の未婚率が高い)

○ 労働環境の悪化 (長時間労働、通勤時間、育児負担の増加)

○ 結婚費用の増加 (結婚費用の増加)

夫婦の子ども数の減少

○ 結婚継続期間の短縮 (結婚継続期間の短縮)

○ 晩婚化による出生率の低下 (晩婚化による出生率の低下)

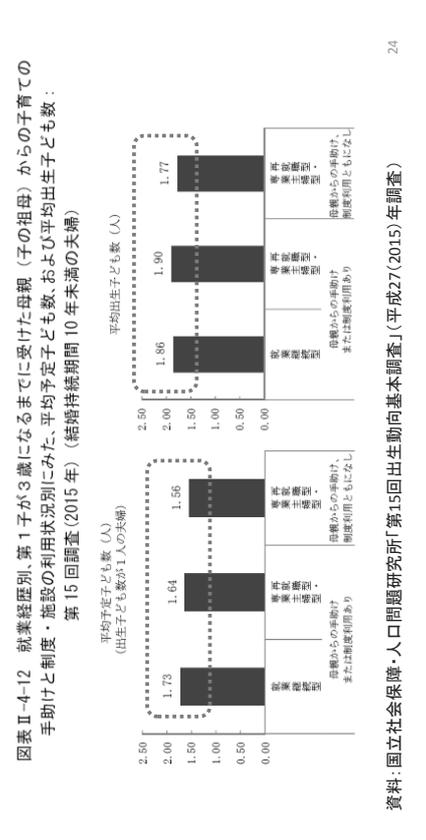
○ 晩婚化による出生率の低下 (晩婚化による出生率の低下)

○ 晩婚化による出生率の低下 (晩婚化による出生率の低下)

子育ての支援と出生意欲

子育ての支援がない場合、再就職型・専業主婦型でも出生意欲が低い傾向にある

3歳以上の子どもがいる結婚継続期間10年未満の夫婦について、妻の就業経歴のタイプ別に平均予定子ども数を見ると、同じ再就職型と専業主婦型であっても、母親からの手助けや制度利用といった子育て支援がないと、平均予定子ども数も低くなる傾向がある。また、結婚継続期間10年未満の夫婦全体について、妻の就業経歴のタイプ別に平均出生子ども数を見ると、子育て支援を受けた再就職型と専業主婦型でもっとも高く、子育ての支援を受けた就業継続型はそれに次ぐ高さとなる。



理想の子ども数をもたない理由

図表Ⅲ-1-1-9 妻の年齢別にみた、理想の子ども数を持たない理由：第15回調査(2015年)
(予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦)

妻の年齢	妻の年齢 (各体数)	理想の子ども数を持たない理由				その他			
		経済的理由	年齢・身体的理由	育児負担	夫に関する理由				
		子育てや教育から 支えたいこと から	希望する年齢で 生むのが難しい から	身体的負担に 耐えられない から	夫が望まない から				
30歳未満	(51)	76.5%	17.6%	17.6%	11.8%	2.0%	7.8%	3.9%	9.8%
30~34歳	(133)	81.2%	24.8%	18.0%	18.8%	10.5%	15.8%	12.0%	12.0%
35~39歳	(282)	64.9%	20.2%	15.9%	35.5%	16.0%	24.5%	6.0%	9.9%
40~49歳	(787)	47.6%	11.7%	8.3%	47.1%	28.5%	17.4%	10.0%	8.0%
総数	(1,253)	56.3%	15.2%	11.3%	39.8%	23.5%	16.4%	17.6%	10.0%
第13回調査	(1,825)	60.4%	16.8%	13.2%	35.1%	19.3%	18.6%	17.4%	10.9%
第14回調査	(1,825)	65.9%	16.3%	16.9%	38.0%	16.3%	13.8%	8.5%	8.3%

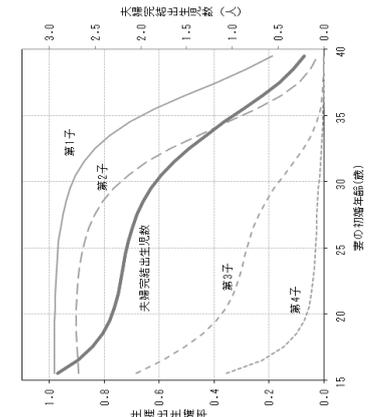
資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」(平成27(2015)年調査)

初婚年齢と完結出生児数との関係

○ 夫婦完結出生児数も初婚年齢と相関係数があることが分析されている。(左図)

※ なお、合計出生率(合計特殊出生率)の水準(基準値との差)を、「初婚行動の変化」(未婚率や初婚年齢の上昇)と「夫婦の出生行動(離婚・死別・再婚行動の変化)」に分けてみた研究によると、約9割が初婚行動の変化によるものと分析されている。(右図)

図Ⅲ-3-7 妻の初婚年齢別 生涯出生率および夫婦完結出生率(モデル値)



(参考) 合計出生率(合計特殊出生率)の要素分解：結婚行動の変化と夫婦の出生行動の変化の影響度

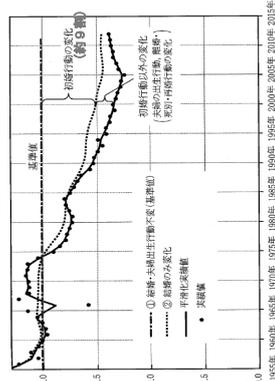
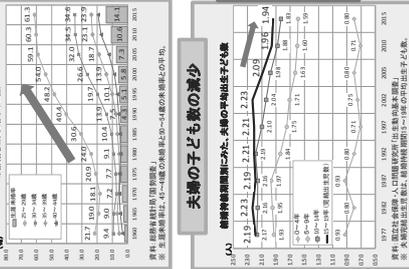
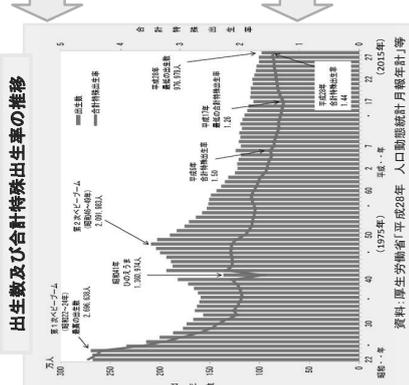


図2-1 初婚行動およびそれ以外の行動に限定されるモデル合計出生率の推移
資料：岩澤美穂「少子化をもたらした未婚化及び夫婦の变化」(2015年)
(高橋重雄・大瀧真穂「人口減少と少子化対策」(産経新聞))

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」

少子化の要因と背景 ~ 未婚率の上昇、夫婦の子ども数の減少 ~

- 少子化(出生率低下)は、「未婚率の上昇」と「夫婦の子ども数の減少」により生じている。
- 年齢ごとの未婚率及び生涯未婚率(概ね50歳頃の未婚率)は、1970年代半ば以降、男女とも上昇傾向が続いており、晩婚化及び非婚化が相違程度進行。
- 夫婦の基礎出生率(結婚持続期間15~19年の夫婦の平均出生子ども数)は、平均2人強で推移してきたが、2000年以降低下傾向となり、2015年には1.94人まで低下。

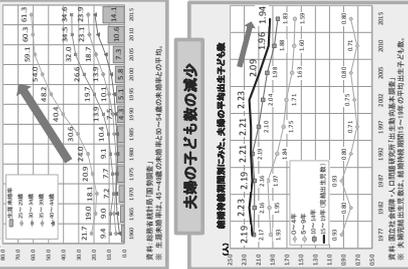
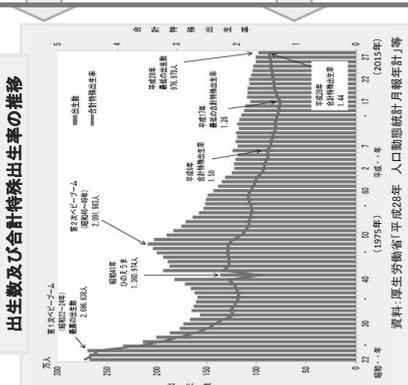


- 妊娠・出産知識不足
妊産婦(妊婦)や子どもの知識不足、日本は男女とも国際的に低い
- 婚姻機会不足
由「意図的または非意図的」に減少している
・25~34歳男性の未婚率が45.3%、女性51.2%
- 雇用形態、賃金
・第1子が6歳になるまでに子育てや教育にお金がかかりすぎるから
・出生意欲が低い
- 労働環境(労働時間、休暇、通勤時間)
・長時間労働(長時間労働)による疲労感、通勤時間がかかりすぎるから
・育児負担が大きい
- 育児負担の軽減
・第1子が6歳になるまでに子育てや教育にお金がかかりすぎるから
・出生意欲が低い
- 育児負担の軽減
・第1子が6歳になるまでに子育てや教育にお金がかかりすぎるから
・出生意欲が低い
- 育児負担の軽減
・第1子が6歳になるまでに子育てや教育にお金がかかりすぎるから
・出生意欲が低い

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」(平成27(2015)年調査)

少子化の要因と背景 ~ 未婚率の上昇、夫婦の子ども数の減少 ~

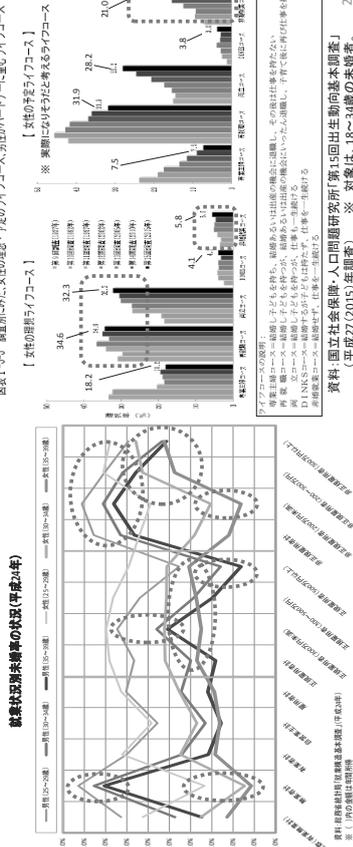
- 少子化(出生率低下)は、「未婚率の上昇」と「夫婦の子ども数の減少」により生じている。
- 年齢ごとの未婚率及び生涯未婚率(概ね50歳頃の未婚率)は、1970年代半ば以降、男女とも上昇傾向が続いており、晩婚化及び非婚化が相違程度進行。
- 夫婦の基礎出生率(結婚持続期間15~19年の夫婦の平均出生子ども数)は、平均2人強で推移してきたが、2000年以降低下傾向となり、2015年には1.94人まで低下。



- 妊娠・出産知識不足
妊産婦(妊婦)や子どもの知識不足、日本は男女とも国際的に低い
- 婚姻機会不足
由「意図的または非意図的」に減少している
・25~34歳男性の未婚率が45.3%、女性51.2%
- 雇用形態、賃金
・第1子が6歳になるまでに子育てや教育にお金がかかりすぎるから
・出生意欲が低い
- 労働環境(労働時間、休暇、通勤時間)
・長時間労働(長時間労働)による疲労感、通勤時間がかかりすぎるから
・育児負担が大きい
- 育児負担の軽減
・第1子が6歳になるまでに子育てや教育にお金がかかりすぎるから
・出生意欲が低い
- 育児負担の軽減
・第1子が6歳になるまでに子育てや教育にお金がかかりすぎるから
・出生意欲が低い
- 育児負担の軽減
・第1子が6歳になるまでに子育てや教育にお金がかかりすぎるから
・出生意欲が低い

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」

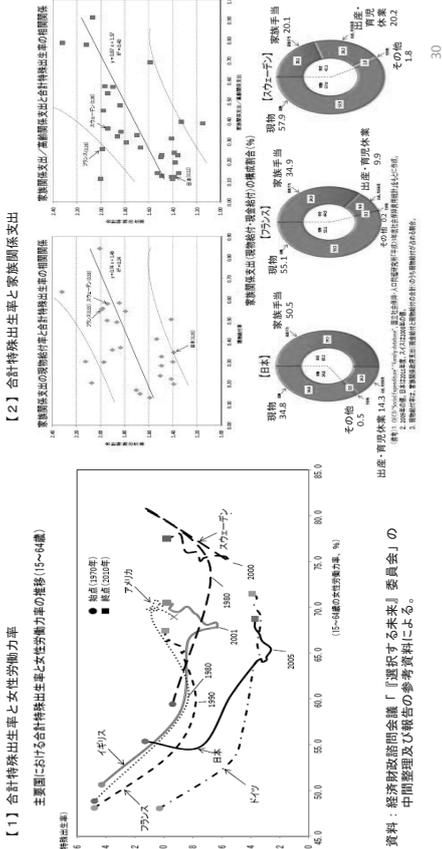
- 就業と未婚率の状況とみると、男性では、無業者、非正規雇用者、正規雇用者の比較所得の低い層で未婚率が高くなっている。(左図)
- 他方、女性では、無業者、非正規雇用者の比較所得の低い層で未婚率が低く、非正規の比較所得の高い層や正規雇用者で未婚率が高くなっている。(左図)
- また、女性の未婚者が「理想」とするライフコースでは、近年「面立コース」が増加し、「再就職コース」と合わせて17割程度となっており、「非増就業コース」は6%程度にとどまっているのに対し、「実際になりそうだと考えるライフコース」では、「非増就業コース」が21%程度となっている。
- こうした状況を踏まえると、若い男女の、経済的安定の確保、仕事と家庭の両立を支える働き方改革などが重要と考えられる。



目次

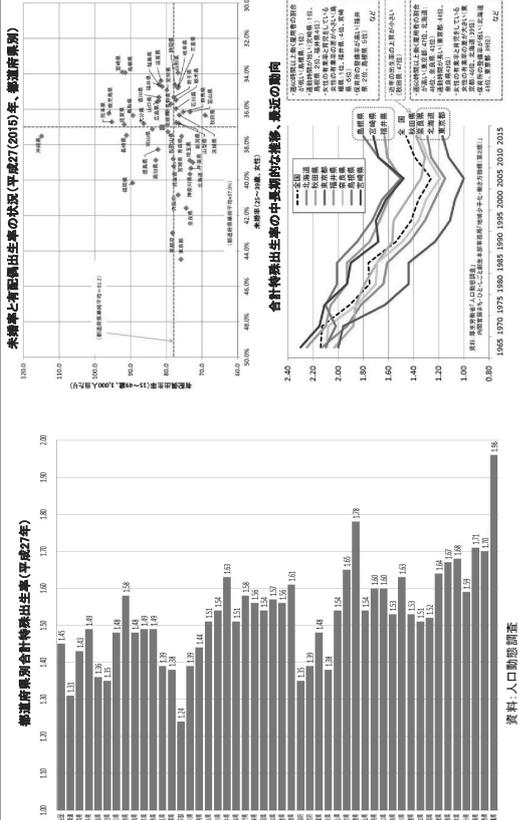
- 少子化の現状について考える
- 少子化の要因と背景を探る
- 地域アプローチの考え方と方法

- 1990年頃までは多くの国で女性労働力率の上昇と出生率の低下がみられたが、1990年代以降、フランスやスウェーデンでは、労働力率上昇と出生率上昇を同時に実現。(左図)
- 家族関係給付(特に現物給付)と出生率には一定の相関。(右図)



少子化の要因と背景 ～ 出生率、未婚率等の地域差～

- 合計特殊出生率、未婚率、有配偶出生率の状況は地域によって様々。また、合計特殊出生率の中長期的な推移、最近の動向も地域によって様々。
- 地域ごとに要因分析を行い対策を講じる「地域アプローチ」による少子化対策・働き方改革が重要。



若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

「地域アプローチ」による少子化対策・働き方改革

◎出生率や出生率低下要因、「働き方」等に大きな地域差

- ◆合計特殊出生率・東京都1.24⇔沖縄県1.95(128) 豊島区(東京都)0.81⇔伊仙町(鹿児島県)2.81(120-24)
- ◆第一子の平均出産年齢(128、出生順位別にみた母の平均年齢)：東京都32.3歳⇔宮崎県29.3歳
- ◆週60時間以上働く雇用の割合(124)：東京都11.2%⇔鳥取県、沖縄県7.1%

地方の特性に応じた対策(「地域アプローチ」)の展開が重要

◎地域の「見える化」の推進 - 「地域指標」の公表 -

- ・出生率に関する各指標や「働き方」の実態を地域別に分析した「地域指標」を公表

◎地域の実情に応じた「働き方改革」の推進

- ・自治体がいりーダーシップを發揮し、地域関係者が取り組むことを関係府省一体となって支援

地域働き方改革会議

各地域に設置(自治体、労使団体等が参加)



地域働き方改革支援チーム
関係府省・有識者からなるチーム

◎地域の先駆的・優良事例の横展開

- ・地域では、働き方改革など独自の取組を推進。こうした先駆的・優良事例の普及を図る。

ここからは、

『地域少子化対策検討のための手引き』

～働き方改革を中心に～ (第2版)』をみながら・・・

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略(2016改訂版)」の全体像(詳細版)
※平成26年12月27日閣議決定、平成28年12月22日改訂

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版) (～2019年度)

主要指標(成長戦略、2020年度)

地方の平均所得の向上による「ことび」との好循環作り

- ◎地方自治体ごとの、安心して暮らせるまちづくり
 - ◎2020年度までの30万人、現状：9,877人
 - ◎2020年度までの30万人、現状：9,877人
 - ◎2020年度までの30万人、現状：9,877人
 - ◎2020年度までの30万人、現状：9,877人
- ◎女性の就業率 2020年度までに77%
- ◎女性の就業率 2020年度までに77%
- ◎女性の就業率 2020年度までに77%
- ◎女性の就業率 2020年度までに77%

若い世代の結婚・出産・子育ての希望がかなえられる

- ◎第一子出産前の女性の就業率85% (53,126/62,015)
- ◎第一子出産前の女性の就業率85% (53,126/62,015)
- ◎第一子出産前の女性の就業率85% (53,126/62,015)
- ◎第一子出産前の女性の就業率85% (53,126/62,015)

若い世代の結婚・出産・子育ての希望がかなえられる

- ◎第一子出産前の女性の就業率85% (53,126/62,015)
- ◎第一子出産前の女性の就業率85% (53,126/62,015)
- ◎第一子出産前の女性の就業率85% (53,126/62,015)
- ◎第一子出産前の女性の就業率85% (53,126/62,015)

若い世代の結婚・出産・子育ての希望がかなえられる

- ◎第一子出産前の女性の就業率85% (53,126/62,015)
- ◎第一子出産前の女性の就業率85% (53,126/62,015)
- ◎第一子出産前の女性の就業率85% (53,126/62,015)
- ◎第一子出産前の女性の就業率85% (53,126/62,015)

地方自治における少子化対策の進化について (平成27年6月5日)

- ◎地域少子化・働き方指標 (第1版) (平成27年10月22日) 前・後半
- ◎地域少子化・働き方指標 (第2版) (平成28年2月26日) 前・後半
- ◎地域少子化・働き方指標 (第3版) (平成28年5月12日) NEW!!
- ◎地域少子化・働き方指標 (第4版) (平成29年5月12日) NEW!!

◎地域少子化・働き方指標 (第1版) (平成27年10月22日) 前・後半

◎地域少子化・働き方指標 (第2版) (平成28年2月26日) 前・後半

◎地域少子化・働き方指標 (第3版) (平成28年5月12日) NEW!!

◎地域少子化・働き方指標 (第4版) (平成29年5月12日) NEW!!

◎地域少子化・働き方指標 (第5版) (平成29年5月12日) NEW!!

◎地域少子化・働き方指標 (第6版) (平成29年5月12日) NEW!!

◎地域少子化・働き方指標 (第7版) (平成29年5月12日) NEW!!

◎地域少子化・働き方指標 (第8版) (平成29年5月12日) NEW!!

◎地域少子化・働き方指標 (第9版) (平成29年5月12日) NEW!!

◎地域少子化・働き方指標 (第10版) (平成29年5月12日) NEW!!

◎地域少子化・働き方指標 (第11版) (平成29年5月12日) NEW!!

◎地域少子化・働き方指標 (第12版) (平成29年5月12日) NEW!!

◎地域少子化・働き方指標 (第13版) (平成29年5月12日) NEW!!

◎地域少子化・働き方指標 (第14版) (平成29年5月12日) NEW!!

◎地域少子化・働き方指標 (第15版) (平成29年5月12日) NEW!!

◎地域少子化・働き方指標 (第16版) (平成29年5月12日) NEW!!

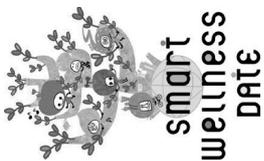
◎地域少子化・働き方指標 (第17版) (平成29年5月12日) NEW!!

◎地域少子化・働き方指標 (第18版) (平成29年5月12日) NEW!!

◎地域少子化・働き方指標 (第19版) (平成29年5月12日) NEW!!

◎地域少子化・働き方指標 (第20版) (平成29年5月12日) NEW!!

少子化の地域特性に関する 伊達市における分析例



福島県伊達市
市長直轄
地域創生担当理事
宮崎 雄介

福島県伊達市の紹介

- ◆人口：61,669人
- ◆高齢化率：33.5%
- ◆面積：265.12Km²

資料出所：福島県伊達市「住進」※人口及び高齢化率は平成29年9月現在。



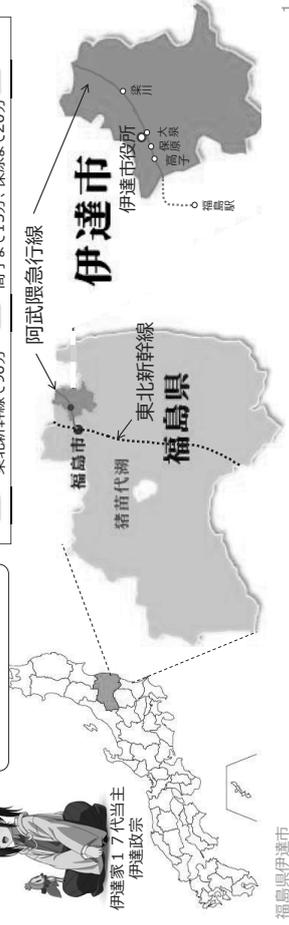
あんぽ柿発祥の地



もも

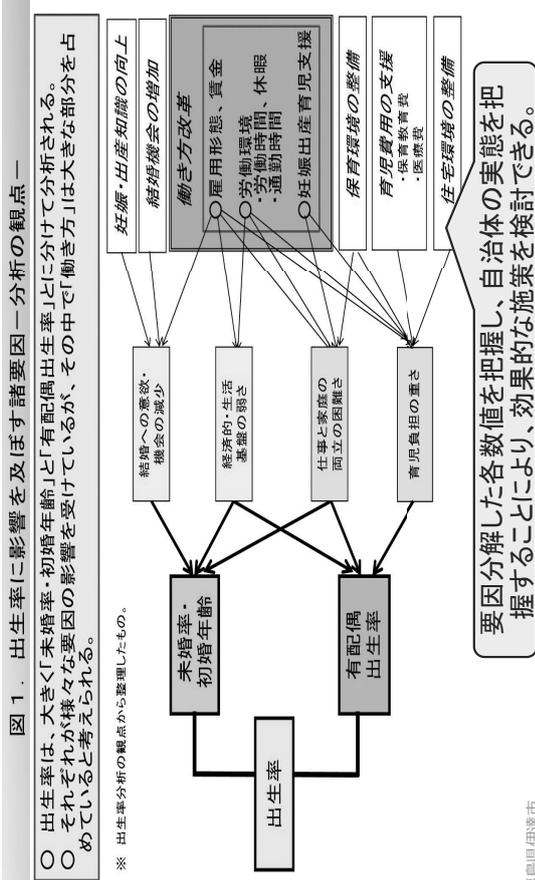
伊達市は観光アノメを
作成しています

伊達政宗で有名な
伊達氏発祥の地だよ！



少子化に関する分析

(1) 少子化の要因分解（地域少子化対策検討のための手引きより）



少子化に関する分析

- 基本的な手法としては、「地域少子化対策検討のための手引き」に沿って、配布されている「指標」を用いて、分析を行う。
- 分析に当たっては、小規模の市町村については、所得や通勤時間など、主に働き方関連のデータが統計所存在しないものがあるため、県のデータや市町村独自のデータを一部用いる。
- 最終的に、現在、市で行っている施策の効果が出ている部分や、今後、取り組むべき施策を検討する。

少子化に関する分析

STEP 1：指標から課題の所在を考察する

福島県伊達市

H20~24	H27
合計特殊出生率 (1,498位/1,741) (全国1.38) (福島1.58)	未婚率 (女性、25~39歳) 40.2% (1,341位/1,734) (全国38.5%)
	H27 有配偶出生率 (15~49歳) 66.0/千人 (1,428位/1,732) (全国78.5/千人)

○伊達市の合計特殊出生率は、全国を下回っており、福島県内でも最下位となるなど、自治体の中でも下位に位置している。女性の未婚率は全国より高く、有配偶出生率は全国よりかなり低くなっていることから、結婚・妊娠・出産を取り巻く環境に課題があると考えられる。

福島県伊達市

4

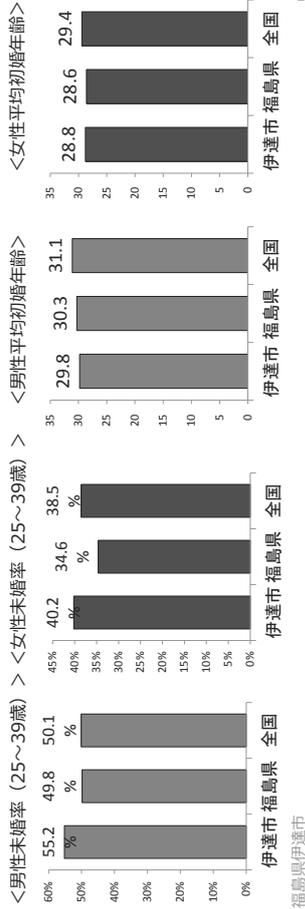
少子化に関する分析

STEP 1：指標から課題の所在を考察する

①婚姻に関する状況

○男性の25~39歳未婚率は55.2%、女性の25~39歳未婚率は40.2%で、ともに全国（男性50.1%、女性38.5%）を上回っており、特に男性はかなり高い水準となっている。また、女性については、福島県は全国を下回っているのに対し、伊達市は全国を上回る結果となっている。

○一方で、平均初婚年齢（H27）は男性が29.8歳、女性が28.8歳でいずれも全国（男性31.1歳、女性29.4歳）をやや下回っている。結婚をする者の平均年齢は低い、結婚しない者も多いといった現状になっている。



福島県伊達市

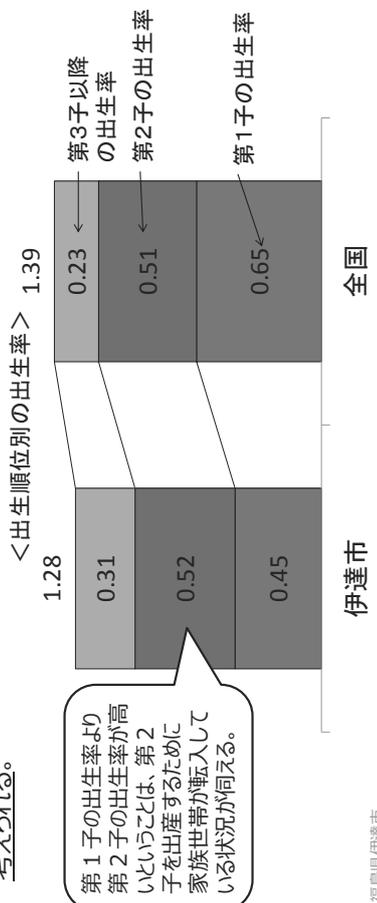
5

少子化に関する分析

STEP 1：指標から課題の所在を考察する

②出生順位別の状況

○出生順位別合計特殊出生率をみると、第1子0.45、第2子0.52、第3子以降0.31となっており、全国（第1子0.65、第2子0.51、第3子以降0.23）と比較して、第1子（1,576位/1,708）、第2子（1,073位/1,708）で低く、第3子以降（758位/1,708）で高くなっている。特に、第1子が生まれにくい状況にあると考えられる。



福島県伊達市

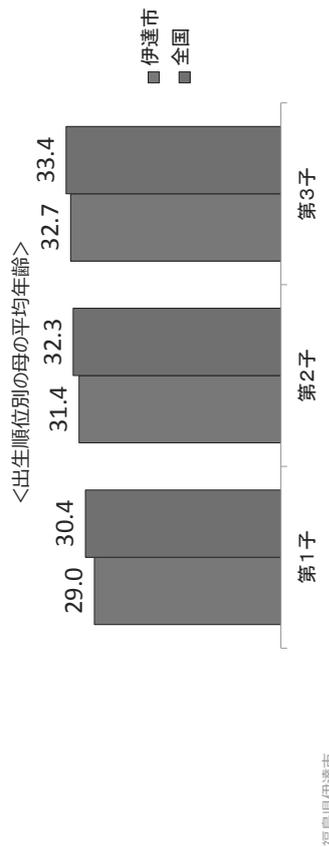
6

少子化に関する分析

STEP 1：指標から課題の所在を考察する

③出生順位別の母の状況

○出生順位ごとの母の平均年齢は、平均初婚年齢が全国より低いこともあって、第1子29.0歳、第2子31.4歳、第3子32.7歳となっており、全国（第1子30.4歳、第2子32.3歳、第3子33.4歳）よりやや若くなっているが、第1子が416位/1,633、第2子が517位/1,627、第3子が517位/1,501となっている。全国よりも若干若いものの、全国的な晩婚化、晩産化の傾向と類似した状況となっている。



福島県伊達市

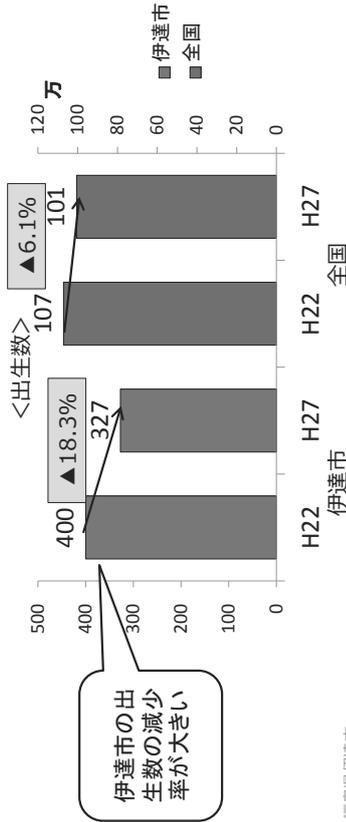
7

少子化に関する分析

STEP 1 : 指標から課題の所在を考察する

④出生数の推移

○出生数は減少を続けており、平成22年から平成27年の5年間に400人から327人と、73人、18.3%の減少がみられ、全国の減少幅（マイナス6.1%）よりかなり大きく減少している。若い女性の顕著な転出超過傾向（定着率の低下、後述）がみられることと合わせて考えると、伊達市においては、長期的な出生数の減少が、将来の労働力不足など社会経済にも影響を及ぼす、大きな課題であると考えられる。



福島県伊達市

8

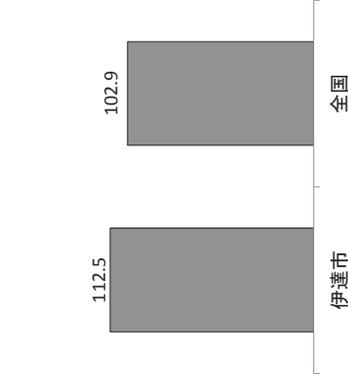
少子化に関する分析

STEP 2 : 要因を分析する

(1) 結婚への意欲・機会に関する分析

①性比

○30～34歳の性比（女性人口100人当たりの男性人口）は112.5で、全国の102.9をかなり上回っており、男性にとっては、同世代の女性が少ない状況にある。



福島県伊達市

9

少子化に関する分析

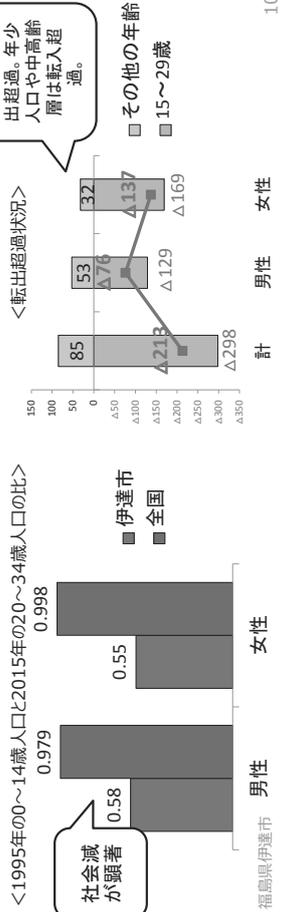
STEP 2 : 要因を分析する

(1) 結婚への意欲・機会に関する分析

②人口移動

○1995年の0～14歳人口と2015年の20～34歳人口の比をみると、男性が0.580、女性が0.550であり、（全国では男性が0.979、女性が0.998）、男性、女性ともに低い水準にある。高校卒業後の人口流出が起ころやすく、地元に残って生活することを選択しづらい状況があるものと考えられる。

○平成28年の転入超過数はマイナス213人であり、とりわけ、15～29歳の若い世代で298人の転出超過となっている。



福島県伊達市

10

少子化に関する分析

STEP 2 : 要因を分析する

(1) 結婚への意欲・機会に関する分析

⇒ 伊達市では、若い世代における男性の比率が高くなっている。また、進学や就職の時期に若い世代が大幅に流出してなかなか戻ってこないことにより、同世代の規模が大きく縮小する状況となっている。

さらに、全国的にはこの10年ほどの間に合計特殊出生率が上昇してきているが、福島県はおおむね横ばいの傾向であり、また、伊達市では、合計特殊出生率は低下を続けていることから、合計特殊出生率についてはさらなる分析が必要と考えられる。

第2子の合計特殊出生率が第1子よりも高いことは、第1子を持つ家庭が移住してきていることを示すとともに、市内の在住者が第1子を産むことが難しい環境があることを示している可能性がある。

福島県伊達市

11

少子化に関する分析

STEP 2 : 要因を分析する

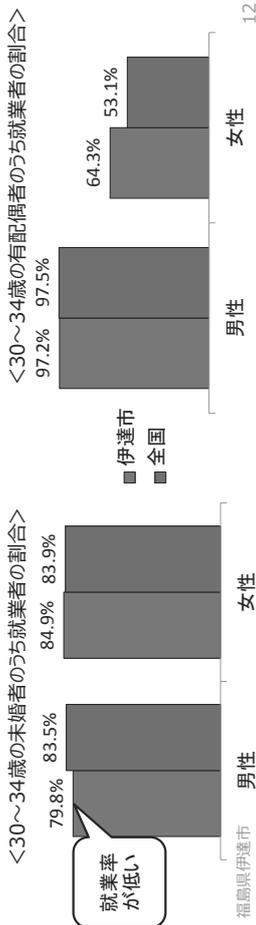
(2) 経済的状況・生活基盤に関する分析

③就業者・完全失業者の割合

(就業者の状況)

○30～34歳の未婚者のうち就業者の割合は、男性が79.8%、女性が84.9%で、全国（男性83.5%、女性83.9%）と比べると、男性は全国よりかなり低くなっているが、女性は全国より高くなっている。

○30～34歳の有配偶者のうち就業者の割合は、男性が97.2%、女性が64.3%であり、全国（男性97.5%、女性53.1%）と比べると、男性は全国よりやや低い程度であるが、女性は全国よりかなり高くなっている。



少子化に関する分析

STEP 2 : 要因を分析する

(2) 経済的状況・生活基盤に関する分析

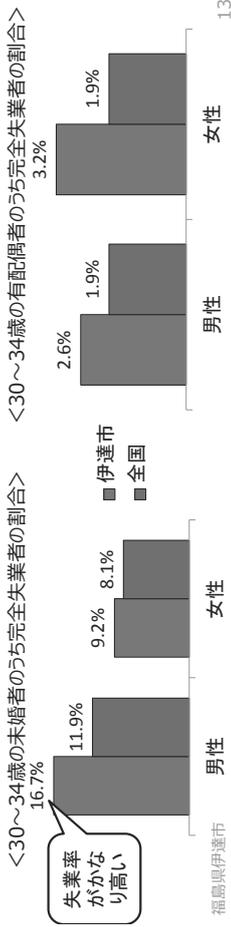
③就業者・完全失業者の割合

(完全失業者の状況)

○30～34歳の未婚者のうち完全失業者の割合は、男性が16.7%、女性が9.2%となっており、全国（男性11.9%、女性8.1%）と比べると、男女ともに高くなっており、特に男性で顕著である。

○また、有配偶者の完全失業者の割合は、男性が2.6%、女性が3.2%となっており、全国（男性1.9%、女性1.9%）と比べると、男女ともに高くなっている。

○未婚者と有配偶者の完全失業者の割合を比べると、男女ともに未婚者の方がかなり高くなっている。



少子化に関する分析

STEP 2 : 要因を分析する

(2) 経済的状況・生活基盤に関する分析

⇒ 伊達市では、男女ともに完全失業者の割合が高く、特に男性未婚者の完全失業者の割合が高くなっており、結婚への意欲や機会にも影響している可能性が考えられる。

また、有配偶女性では、就業者の割合が高いと同時に完全失業者の割合も高い。夫婦ともに就労への希望又は必要性が強いものの、ニーズに比べて仕事が少ない状況にある可能性が考えられる。

なお、

・未婚者における完全失業者の割合が有配偶に比べて高いことは全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

少子化に関する分析

STEP 2 : 要因を分析する

(2) 経済的状況・生活基盤に関する分析

④パート・アルバイトの割合（男性、H24）、福島県全体

(パート・アルバイトの割合（男性、H24）)

○25～39歳の男性について、雇用に占めるパート・アルバイトの割合は5.0%となっており、全国より低く、全国で13位となっている。

(派遣社員とパート・アルバイト・その他を合わせた割合（H22）)

○さらに、30～34歳の未婚の就業者について、労働者派遣事業所の派遣社員とパート・アルバイト・その他を合わせた割合をみると、男性が17.3%、女性が32.5%となっており、これは、全国（男性17.8%、女性33.2%）とほぼ同じ水準である。

○30～34歳の有配偶の就業者について、同じ割合をみると、男性が4.9%、女性が43.8%となっており、全国（男性4.4%、女性47.0%）と比べると、男性は若干高く、女性は低くなっている。

統計から市のデータが把握できないため、参考として県全体でのデータを確認。

少子化に関する分析

STEP 2：要因を分析する

(2) 経済的状況・生活基盤に関する分析

⇒ 福島県では、不安定就労の割合は全国とそれほど大きな違いはみられないが、男性の場合、有配偶者に比べて未婚者においてその割合が高く、不安定就労が結婚への意欲や機会にも影響している可能性が考えられる。

女性の場合、そもそも男性に比べて相対的に不安定就労の割合が高いが、有配偶の方がその割合が高いことは、結婚や出産によって正規の職員・従業員・従業員から外れる傾向を反映している可能性が考えられる。

なお、

- ・未婚者における不安定就労の割合が有配偶者に比べて高いこと
 - ・女性における不安定就労の割合が男性に比べて高いこと
- は全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

福島県伊達市

16

少子化に関する分析

STEP 2：要因を分析する

(2) 経済的状況・生活基盤に関する分析

⑤所得 (H24)、福島県全体

統計から市のデータが把握できないため、参考として県全体でのデータを確認。

○所得200万円未満の割合

○30～39歳の未婚者の所得分布をみると、所得200万円未満の割合は、男性が39.7%、女性が47.0%となっており、いずれも全国（男性29.7%、女性41.4%）より相当程度高い割合となっている。

○30～39歳の有配偶者の所得分布をみると、所得200万円の割合は、男性が4.9%、女性が7.4.2%となっており、全国（男性7.6%、女性75.6%）と比べて、男性は全国より低い割合、女性は全国と同程度の水準となっている。（所得500万円以上の割合）

○30～39歳の未婚者で所得500万円以上の割合は、男性が2.1%、女性が0.6%となっており、全国（男性10.1%、女性4.8%）に比べて、男女ともに相当程度低くなっている。

○30～39歳の有配偶者で所得500万円以上の割合は、男性が10.3%、女性が0.8%となっており、全国（男性26.2%、女性2.3%）に比べて、男女ともに相当程度低くなっている。

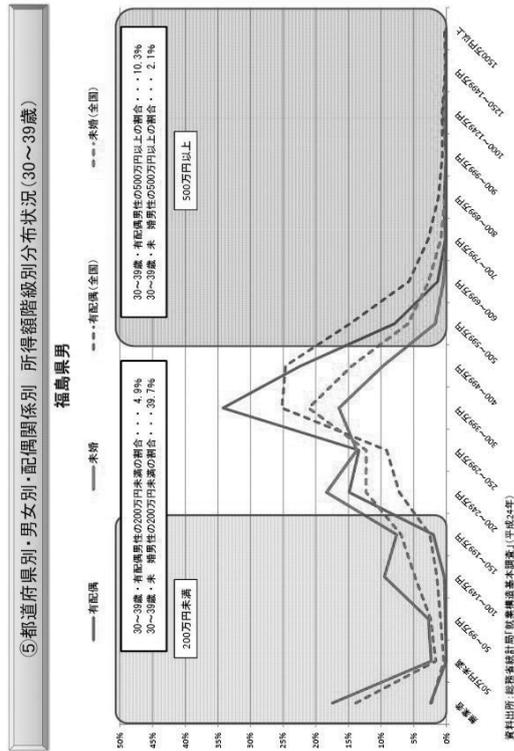
福島県伊達市

17

少子化に関する分析

STEP 2：要因を分析する

(2) 経済的状況・生活基盤に関する分析 ⑤所得 (H24)



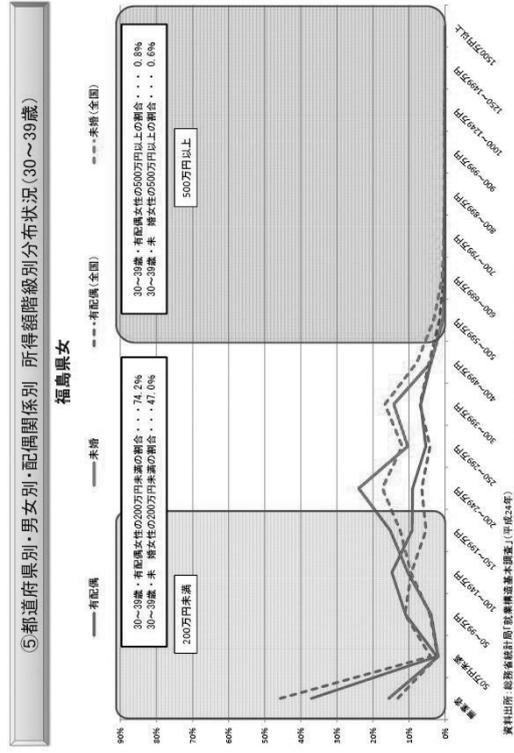
福島県伊達市

18

少子化に関する分析

STEP 2：要因を分析する

(2) 経済的状況・生活基盤に関する分析 ⑤所得 (H24)



福島県伊達市

39

19

少子化に関する分析

STEP 2：要因を分析する

- (2) 経済的状況・生活基盤に関する分析
- ⇒ 福島県では、30歳代でみた場合、未婚の男女及び有配偶男性の所得水準が全国に比べて低くなっており、結婚への意欲や機会にも影響している可能性が考えられる。
- 有配偶男性の所得水準が低いことから、夫婦共働きであっても世帯として十分な所得を得ることが容易でない可能性が考えられる。
- 福島県では有配偶出生率が低く、大学進学等の子育て費用の負担感が相対的に大きなものとなっている可能性について、さらに分析が必要と考えられる。
- また、未婚男性の所得は、有配偶男性に比べて低く、未婚率に影響している可能性が考えられる。
- なお、
- ・未婚男性の所得が有配偶男性に比べて低いことは全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

福島県伊達市

20

少子化に関する分析

STEP 2：要因を分析する

- (3) 仕事と家庭の両立の困難さに関する分析
- ⑥週60時間以上働く雇用の割合 (H24)、福島県全体
- 週60時間以上働く雇用の割合は8.8%となっており、全国 (9.6%) より低く、全国で21番目に低い水準となっている。
- ⑦1日当たりの通勤等の時間 (H23)、福島県全体
- 1日当たりの通勤等の時間 (平日における通勤者で見た時間) は59分となっており、全国 (75分) より短く、全国で22番目に短くなっている。
- ⑧女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差 (H24)、福島県全体
- 25～44歳の女性について、女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差をみると、マイナス16.0%となっており、全国 (マイナス17.6%) より小さく、全国で28番目に小さくなっている。

統計から市のデータが把握できないため、参考として県全体でのデータを確認。

福島県伊達市

128

少子化に関する分析

STEP 2：要因を分析する

- (3) 仕事と家庭の両立の困難さに関する分析
- ⑨夫妻の家事・育児時間、福島県全体
- 6歳未満の子どもがいる夫婦と子供の世帯で、夫婦ともに働いている場合、平日の家事時間は夫が11分/日、妻が218分/日となっており、全国 (夫11分/日、妻180分/日) と比べると、夫の家事時間は全国と同じ、妻の家事時間は全国より長い。全国と同様、夫の家事時間は妻の家事時間に比べて極めて短い状況にある。
- 平日の育児時間については、夫が32分/日、妻が77分/日となっており、全国 (夫28分/日、妻153分/日) と比べると、夫の育児時間は長く、妻の育児時間は短くなっている。しかし、全国と同様、夫の育児時間は、妻の育児時間に比べて極めて短い状況にある。

統計から市のデータが把握できないため、参考として県全体でのデータを確認。

福島県伊達市

21

少子化に関する分析

STEP 2：要因を分析する

- (3) 仕事と家庭の両立の困難さに関する分析
- ⑩保育所 (H27、H28)
- 国の統計からは把握できないが、市で把握している数字で分析が可能。
- 0～5歳人口に対する保育所定員数の比は49.0% (H27人口とH29定員数の比) であり、全国の40.6% (H27人口・定員数の比) を上回る。また、保育所定員数1,043人 (H29) に対し、入所者は801人 (H28) となっており、待機児童数はゼロである。

⇒ 伊達市では、市全体での待機児童はゼロとなっているが、必ずしも近隣の保育所等への入所が実現しているとは言えない地域もあることから、今後、市内の地域別にさらなる分析が必要である。

福島県伊達市

23

少子化に関する分析

STEP 2：要因を分析する

(3) 仕事と家庭の両立の困難さに関する分析

① 出生数に占める第3子以降の割合 (H27)

○出生数に占める第3子以降の割合は、24.3%で全国（16.3%）と比べて高い水準となっている。福島県も20.4%と全国10位で高い水準であるが、それを大きく上回っている。



福島県伊達市

24

少子化に関する分析

STEP 2：要因を分析する

(3) 仕事と家庭の両立の困難さに関する分析

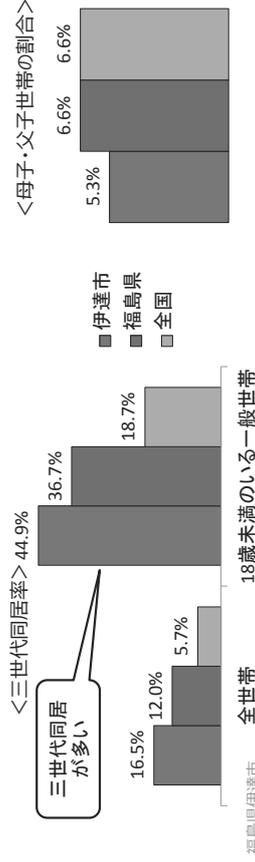
② 世帯構造 (H22, H27)

配布データからは把握できないが、国の統計で分析が可能。

○全世帯でみた三世帯同居率は、16.5%と、全国の5.7%、福島県の12.0%を大幅に上回っている。

○さらに、18歳未満世帯員がいる一般世帯のうち三世帯同居率は44.9%と、全国の18.7%、福島県の36.8%を大幅に上回っている。

○18歳未満世帯員がいる一般世帯のうち母子世帯と父子世帯を合わせた割合は5.3%と、全国の6.6%、福島県の6.6%に比べて低くなっている (H27)。



25

少子化に関する分析

STEP 2：要因を分析する

(3) 仕事と家庭の両立の困難さに関する分析

③ 医師数 (H26) 【福島県北二次医療圏】

・25～39歳女性人口千人当たりの産婦人科と産科の医師数（複数従事する診療科も含む）は1.40人となっており、全国の1.05人を上回っている。また、0～4歳人口千人当たりの小児科医師数（複数従事する診療科も含む）は7.32人であり、全国の5.97人を上回っている。全国の中では相対的に良い状態にある。

配布データからは把握できないが、RESASなど国の統計で分析が可能。

④ ボランティア活動 (H23)

・子どもを対象としたボランティア活動の行動者率をみると、全体では7.2%と、全国（8.2%）より低く、全国で38位となっている。65歳以上では2.4%と、全国（3.6%）より低く、全国で43位となっている。

統計からのデータが把握できないため、参考として県全体のデータを確認。

福島県伊達市

6

少子化に関する分析

STEP 2：要因を分析する

(3) 仕事と家庭の両立の困難さに関する分析

⇒ 伊達市では、出生数に占める第3子以降の割合は全国よりも高くなっている。三世帯同居率は高く、同居に伴う祖父母世代の子育てのサポートを受けやすい状況がうかがえる。

二次医療圏ベースでみた若年女性に対する産婦人科、小児科に対する小児科の医師数は比較的多いが、市内の産婦人科は1事業所のみであり、妊産婦への医療提供体制の検討が必要と考えられる。

また、母子世帯や父子世帯割合は、全国より低いとはいえ、支援の必要性に留意が必要と考えられる。

福島県伊達市

27

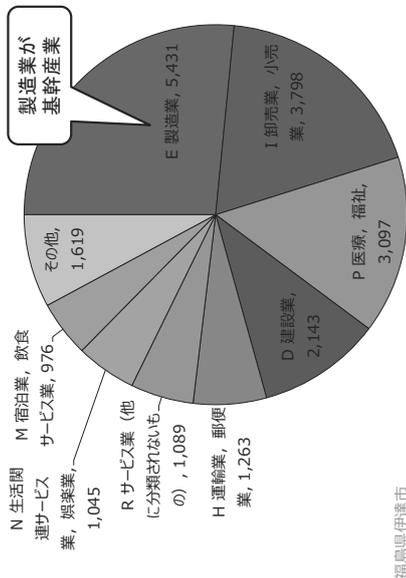
少子化に関する分析

STEP 2 : 要因を分析する

(3) 仕事と家庭の両立の困難さに関する分析

⑮-1 産業構造 (RESAS (経済センサス基礎調査H26))

○伊達市では、農業を除くと、製造業が5,431人で最も従業者が多くなっている。続いて卸売業、小売業の3,798人、医療、福祉の3,097人となっている。



各種施策の実施や市内の状況を正確に分析するための基礎情報として、産業構造などを把握しておくことが重要。

配布データからは把握できないが、RESASなど国の統計で分析が可能。

※RESAS (経済センサス基礎調査の結果による部分) では、農林業、漁業などの1次産業に係る個人事業主が補足できないことに留意。農林センサスなどの活用が必要。

少子化に関する分析

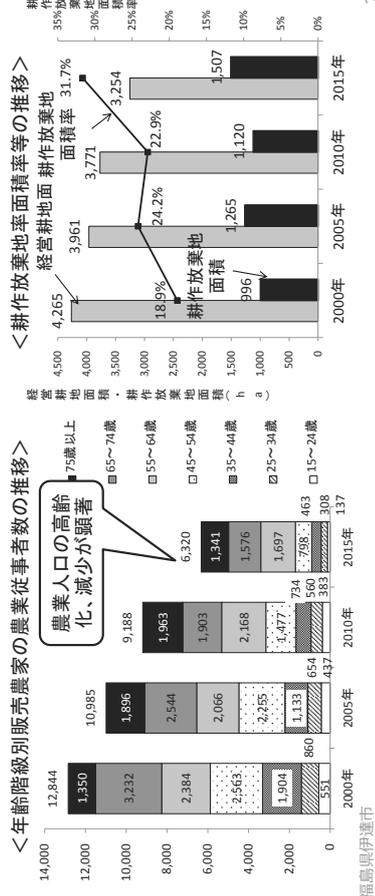
STEP 2 : 要因を分析する

(3) 仕事と家庭の両立の困難さに関する分析

⑮-2 産業構造 (RESAS (農林業センサス))

○総農家数は4,563であり、農業に関わっている者が多いが、販売農家ベースでは従事者の80.5%が50歳以上、75歳以上も31.1%となっており、総数も急減している。

○耕作放棄地は平成27年で1,507haと、平成22年の1,120haから急増している。



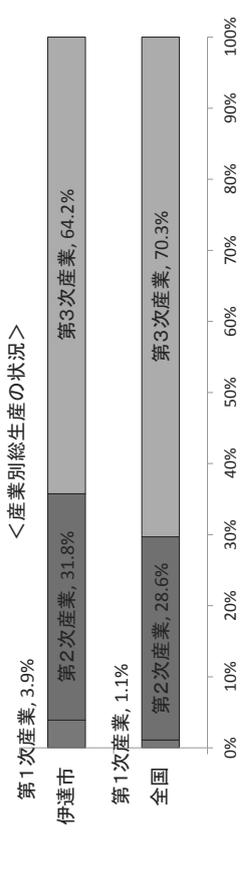
少子化に関する分析

STEP 2 : 要因を分析する

(3) 仕事と家庭の両立の困難さに関する分析

⑮-3 産業構造 (福島県市町村民経済計算年報)

○市内総生産ベースでみた場合、第一次産業は6,327百万円 (3.9%)、全国は1.1%)、第二次産業は51,520百万円 (31.6%)、全国は28.6%)、第三次産業は103,926百万円 (63.8%)、全国は70.3%) となっており、農業などの第二次産業や製造業などの第二次産業が比較的に強い地域となっている。



配布データからは把握できないが、RESASなど国の統計で分析が可能。

少子化に関する分析

STEP 3 : 課題に応じた対策を検討する

(1) 婚姻に関する課題について

- 伊達市では、平均初婚年齢は低い、未婚率が高い。結婚したい者が結婚できる環境を作る必要がある。
- 未婚者の完全失業率が高いことを踏まえると、完全失業者や不安定雇用などの若者を就職につけることで、未婚率の低下に向けた対策となることが考えられる。
- 男性は、同世代の女性が相対的に少ないことも寄与していると考えられる一方で、女性全体の未婚率が相対的に低い中、高い水準にとどまっている。

⇒ 例えば、地元のハローワークの地域就職相談室などと連携し、就職できない若者に対する現状把握を行う、必要に応じて、個別対応なども行っていくべきではないか。

⇒ 女性の未婚率の高さについて、当市で特有の事情などはないか、さらに分析が必要。

⇒ 対応する伊達市の現在の取組としては以下のとおり。

- ・雇用創出関連
 - 企業誘致セミナーの実施、工業団地の造成、就業促進のための新規就農者等に対する補助金事業 (全国事業)、市内の森林資源を活用した林業創出事業
- ・若年者の結婚促進関連
 - 伊達市のD愛推進センター事業で、婚活イベントを行う事業者と登録会員をつなぐなど、婚活イベントを総合的に応援

少子化に関する分析

STEP 3 : 課題に応じた対策を検討する

(2) 出産に関する課題について

○第1子の合計特殊出生率と第2子の合計特殊出生率が逆転しており、市内で第1子を産みたい希望を持つ方が出て行っている、若しくは産むことをためらっている反面、子育て環境は良く、市外から第1子を持つ家庭が移住してきているのではないかと。

○また、第3子以降の合計特殊出生率も高く、多子を持ちやすい環境が醸成されていると考えられる。

⇒ 一般に、第1子を持たない理由としては、欲しいけれどもできないという理由が上位に挙がる。伊達市の場合は、隣の福島市のベッドタウンとなっている側面もあり、夫婦が出産を控え、より交通の便利な福島市に転出している可能性も考えられる。

⇒ 第1子の出生率を上げるには、不妊治療等への助成や、夫婦世帯などの核家族世帯を逃がさない施策が必要なのではないか。

⇒ 伊達市の施策としては、第3子以降への出産祝い（1人当たり50万円の支給）及び保育施設等の無償化並びに伊達市版ネウボラ（平成29年4月スタート）が一定の成果を示しているものと考えられる。

福島県伊達市

32

少子化に関する分析

STEP 3 : 課題に応じた対策を検討する

(3) 出生数の低下について

○第1子の出生率が低いことから、この部分に関し、対策を行うことが効果的。

○他方、若年女性を中心に若年層の転出が大きく影響しており、出生率の改善だけでは出生数の低下には歯止めはかからない。

⇒ 前述の不妊治療への助成などが施策として考えられる。

⇒ 他方、若年層の地元定着に向けた施策が必要。例えば、地元就職者に対する奨学金の返済免除などが考えられる。なお、福島県においては、新産業（エネルギー、医療、ロボットに関する産業であって福島県内の事業所に就職した場合などが該当）に関する制度あり。

⇒ 統計上、第1子が伊達市であまり産まれていないことは事実。もっと詳細に分析する必要がある。

福島県伊達市

33

少子化に関する分析

STEP 3 : 課題に応じた対策を検討する

(4) 人口移動について

○進学・就職の機会における転出は一定の規模生じており、主な転出先は首都圏、福島市、仙台市の順となっている。

○市内に大学等の高等教育機関がなく、一定の転出はやむを得ないが、転出した者が戻ってこられる環境づくり、戻ってきたくなる教育が必要なのではないか。もちろん、地場産業などのしごとづくりも必要である。

⇒ 首都圏等への進学者が戻って就職できる環境をつくる必要がある。具体的にはしごとづくり。一方で、近隣の福島市に通勤する手段もある。

⇒ 前述の奨学金返済免除制度の創設などにより戻るきっかけをつくるのほどうか。また、強みである農業を活かして若者を惹きつける仕組みを作れないか。

⇒ 市内にどのような仕事があるかを、小中学校時代に浸透させる施策も必要。現在、小学校においてまち探検など、市内の事業所を訪問して仕事を知らせる機会はあるが、より就職に近くなる中学校や高校においても、職業を知するための教育が必要ではないか。

福島県伊達市

34

少子化に関する分析

STEP 3 : 課題に応じた対策を検討する

(5) 保育環境について

○保育環境については、待機児童ゼロにも成功しており、近隣市と比較しても充実している。

○三世代同居率は高く、子育てをしやすい環境は醸成できているものの、出生率が上がっていない。

○小児科医師数は多いが、開業医は高齢化が進んでいる。また、産婦人科が1事業所しかない。

⇒ 待機児童ゼロの一方で、近隣の保育施設に入所できていないとの声も一部あり、市民のみならず、市内の事業所からも、保育施設に入れないために従業員が育児休業から復帰できなくて困っている、という相談もある。今後、子どもが減ることが想定される中で、保育環境をどのように整備していくか検討が必要。

⇒ 一方で、三世代同居率が高いことが出生率の低さの歯止めになっていないことから、出生における課題を分析又は調査する必要がある。

⇒ 市内の医師数の将来像を推測し、対策を検討する必要がある。

福島県伊達市

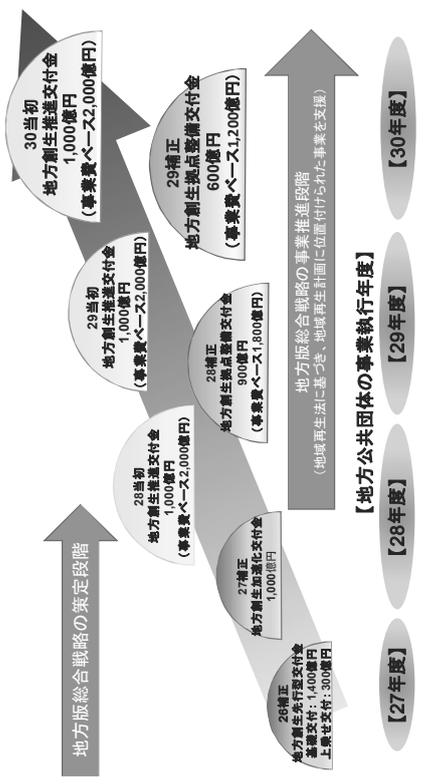
35

【 研修資料 】

今後の地方創生をめぐる動向
(地方創生の取り組みに学ぶための研修)

地方創生関係交付金の概要 (イメージ)

○自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援
 ○KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



地方創生推進交付金について

平成30年1月
 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
 内閣府地方創生推進事務局

地方創生推進交付金 (内閣府地方創生推進事務局)

30年度概算決定額 1,000億円 (29年度予算額 1,000億円)

事業概要・目的

○地方創生の新展開を図るため、地方創生推進交付金により支援します。

- ①地方版総合戦略に基づき、地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援
- ②K.P.I.の設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づき法律補助の交付金とし、安定的な制度運用を確保

対象事業・具体例

【対象事業】
 ①先駆的な取組
 ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保、育成、地域経済牽引
 例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング (日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、空き店舗等
 ②先駆的・優良事例の模範展開
 ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

【手続き】
 ○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画 (5ヶ年度以内) を作成し、内閣総理大臣が認定します。

30年度からの運用改善

①「ハート事業」の認定
 ・計画期間を通じた「ハート事業」の認定は、原則として5割未満。ただし、ソフト事業との連携により、高い相乗効果が認められる場合は、5割以上 (上限8割未満) になる事業であっても申請可能。

②推進型交付金の交付上限額の引上げ (事業費ベース)
 【都道府県】 先駆 6.0億円 (29年度: 6.0億円) 模範 2.0億円 (29年度: 1.5億円)
 【市区町村】 先駆 4.0億円 (29年度: 4.0億円) 模範 1.4億円 (29年度: 1.0億円)

③KPIの取組に基づいた事業計画の策定
 ・申請時に「縦割り」事業を踏まえたPDCAサイクルによる事業の進捗しを反映した事業計画を提出。

資金の流れ

国 → 交付金 (1/2) → 都道府県 市町村

(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます)

生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金 (内閣府地方創生推進事務局)

29年度概算予算額 (案) 600億円 (事業費ベース 1,200億円)

事業概要・目的

○「生産性革命」等に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づき自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進します。

- ① ローカルイノベーションをはじめとする、地域の中心部・中小・小規模事業者の「生産性革命」等につながる先進的な施設整備を支援
- ② K.P.I.を伴ったPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組

事業イメージ

【主な対象施設のイメージ】

- 地域の製造業が行う低コスト・高精度の研究開発や、地域産品の高付加価値化につながる研究開発のための拠点の整備
- 地域の中堅・中小企業・小規模事業者の生産性や所得の向上につながる研修拠点等の整備
- 地域の食肉加工業者、水産加工業者等を集約化・大規模化する加工処理施設の整備
- ドローンや自動走行、AIなど近未来技術の活用を促し、その実証・実装に向けた拠点の整備

【手続き】
 ○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

期待される効果

○「生産性革命」等につながる施設整備等を行うことにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しい活力の注ぎ、まちの活性化など地方創生の深化に寄与します。

都道府県別の地域再生計画の認定件数

都道府県名	件数	都道府県名	件数
北海道	296	岐阜県	129
青森県	106	静岡県	121
岩手県	130	愛知県	146
宮城県	86	三重県	98
秋田県	103	滋賀県	78
山形県	98	京都府	90
福島県	121	大阪府	88
茨城県	135	兵庫県	154
栃木県	132	奈良県	93
群馬県	119	和歌山県	87
埼玉県	112	鳥取県	60
千葉県	102	島根県	98
東京都	38	岡山県	163
神奈川県	68	広島県	91
新潟県	118	山口県	72
富山県	71	徳島県	81
石川県	100	香川県	48
福井県	93	愛媛県	98
山梨県	85	高知県	135
長野県	250	福岡県	154

※第1回認定(平成17年6月17日)～第46回認定(平成29年12月22日)までの延べ認定件数

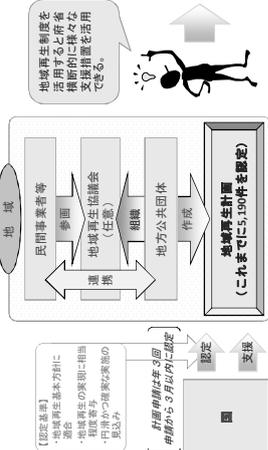
※第1回認定(平成17年6月17日)～第46回認定(平成29年12月22日)までの延べ認定件数

地域再生制度の概要

○ **地域再生基本方針** (平成17年法律第24号)
 地域再生基本方針に基づき、地方公共団体が自主的・自立的な取組(地域再生計画)を支援。

○ **地域再生基本方針** (平成17年4月22日閣議決定)
 地域再生に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針。
※地域再生基本方針の一環として(平成29年8月1日閣議決定)地域再生投資促進法(企業立地促進法改正法)の施行期に併せて改正。

○ 地域再生計画



◆ 地域再生計画と運動

- 「地域再生計画」に基づく運動
 - ① 地方創生推進交付金
 - ② 地方創生心算補助(企業版ふるさと納税)
 - ③ 地域再生支援利子補給金
 - ④ 企業の地方拠点を強化の促進に係る税制の特典等
 - ⑤ 「小さな拠点(コンパクトレゾナンス)」形成に係る手続の特典
 - ⑥ 「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特典
 - ⑦ 農地等の活用等の許可の特典
 - ⑧ 補助対象施設の使用手続の一元化・迅速化の特典
- (その他、特定政策課題の解決に資する事業への支援措置)

- それ以外の運動施策
 - ・ 産地型地域雇用創出事業
 - ・ 農山漁村振興交付金
 - ・ 地域公共交通確保維持改善事業
 - ・ 一層労働者への雇用創出
 - ・ 一層水産者への雇用創出
 - ・ 国土交通省への支援

地域再生法の一部を改正する法律(平成28年4月20日施行)の概要

- 地方創生推進交付金、地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援する取組(地域再生計画)を支援。
- 地方創生推進交付金(企業版ふるさと納税)、地方公共団体が地方創生プロジェクトに対する効果的取組を支援する取組(地域再生計画)を支援。
- 地方創生推進交付金(企業版ふるさと納税)、地方公共団体が地方創生プロジェクトに対する効果的取組を支援する取組(地域再生計画)を支援。

1. 地方創生推進交付金 (第5条第4項第1号)

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された事業について、「まち・ひと・しごと創生交付金」(地方創生推進交付金)を交付することとする。

※ 認定(第5条第4項第1号)

地方公共団体が、地方創生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された事業について、「まち・ひと・しごと創生交付金」(地方創生推進交付金)を交付することとする。

地方創生推進交付金の交付(第5条第4項第1号)

地方創生推進交付金の交付(第5条第4項第1号)

地方創生推進交付金の交付(第5条第4項第1号)

2. 地方創生心算補助(企業版ふるさと納税)

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された事業について、「まち・ひと・しごと創生交付金」(地方創生推進交付金)を交付することとする。

地方創生心算補助(企業版ふるさと納税)の交付(第5条第4項第2号)

地方創生心算補助(企業版ふるさと納税)の交付(第5条第4項第2号)

地方創生心算補助(企業版ふるさと納税)の交付(第5条第4項第2号)

3. 地域再生支援利子補給金 (第5条第4項第3号)

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された事業について、「まち・ひと・しごと創生交付金」(地方創生推進交付金)を交付することとする。

地域再生支援利子補給金の交付(第5条第4項第3号)

地域再生支援利子補給金の交付(第5条第4項第3号)

地域再生支援利子補給金の交付(第5条第4項第3号)

4. 地方創生心算補助(企業版ふるさと納税)

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された事業について、「まち・ひと・しごと創生交付金」(地方創生推進交付金)を交付することとする。

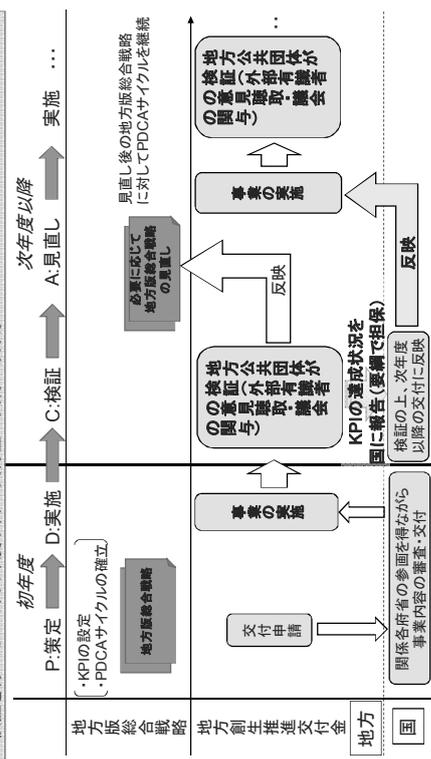
地方創生心算補助(企業版ふるさと納税)の交付(第5条第4項第2号)

地方創生心算補助(企業版ふるさと納税)の交付(第5条第4項第2号)

地方創生心算補助(企業版ふるさと納税)の交付(第5条第4項第2号)

地方創生活推進交付金におけるPDCAサイクルの基本的な考え方

○地方創生活推進交付金においては、PDCAサイクルを通じて、地方公共団体が自主的に設定したKPIに基づく客観的な初年度検証を実施。
 ○地方創生活推進交付金のKPIの達成状況については、国においても地方公共団体より報告を受け、検証を行った上で、次年度以降の交付金の交付に反映。



地方創生活推進交付金の活用状況(平成28年度、平成29年度)

	都道府県別		市区町村別		合計	
	事業数(件)	採択額(千円)	事業数(件)	採択額(千円)	事業数(件)	採択額(千円)
北海道	13	899,557	142	3,094,799	155	3,994,356
青森県	9	500,289	22	480,253	31	980,542
岩手県	7	430,346	34	511,024	41	941,370
宮城県	4	685,709	32	837,822	36	1,523,531
秋田県	13	767,356	24	380,142	37	1,147,498
山形県	5	1,053,310	29	672,211	34	1,725,521
福島県	10	1,102,332	39	722,671	49	1,825,003
茨城県	11	776,441	44	722,209	55	1,498,650
栃木県	8	602,675	38	470,955	46	1,073,630
群馬県	7	789,118	25	351,919	32	1,141,037
埼玉県	5	1,333,774	37	753,897	42	2,087,671
千葉県	7	1,386,665	49	996,877	56	1,383,542
東京都	2	109,276	28	405,843	30	515,119
神奈川県	9	346,690	25	634,771	34	981,461
新潟県	9	1,462,337	37	1,393,333	46	3,055,670
富山県	7	1,234,835	30	775,484	37	2,010,319
石川県	6	1,210,684	19	901,869	25	2,112,553
福井県	7	680,679	23	468,268	32	1,148,947
山梨県	6	256,797	19	284,497	25	541,294
長野県	8	395,499	89	1,824,996	97	2,220,495
岐阜県	14	1,127,707	48	1,054,100	62	2,181,807
静岡県	9	685,444	43	919,573	54	1,605,017
愛知県	9	637,417	59	990,140	68	1,627,557
三重県	8	610,227	27	479,896	35	1,090,123
合計	397	37,994,236	1,523	38,957,744	2,020	76,951,980

ライフステージに応じた地方創生の充実・強化

2017年度（総合戦略の中間年）のKPIの総点検を踏まえて、地方・東京圏の転入均衡という基本目標をはじめとする各基本目標の達成を目指して、ライフステージに応じた地方創生の充実・強化に取り組む。



◎各基本目標等の主なKPI（2020年目標）の進捗状況

基本目標①	基本目標②	基本目標③
地方に「しごと」をつくる ・若者雇用創出（地方） ⇒15.4万人創出（2016年度） ・女性（25～44歳）の就業率 69.5%（2013年） ⇒72.7%（2016年）	地方への新しい「IT」との流れをつくる ・地方・東京圏の転入超過 10万人（2013年） ⇒12万人（2016年）	結婚・子育ての希望実現 ・第1子出産前後の女性就業率 38.0%（2010年） ⇒53.1%（2015年） ・通勤時間60分以上の雇用者割合：5%に低減 8.8%（2013年） ⇒7.7%（2016年）

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）の概要及び地方創生関連予算について

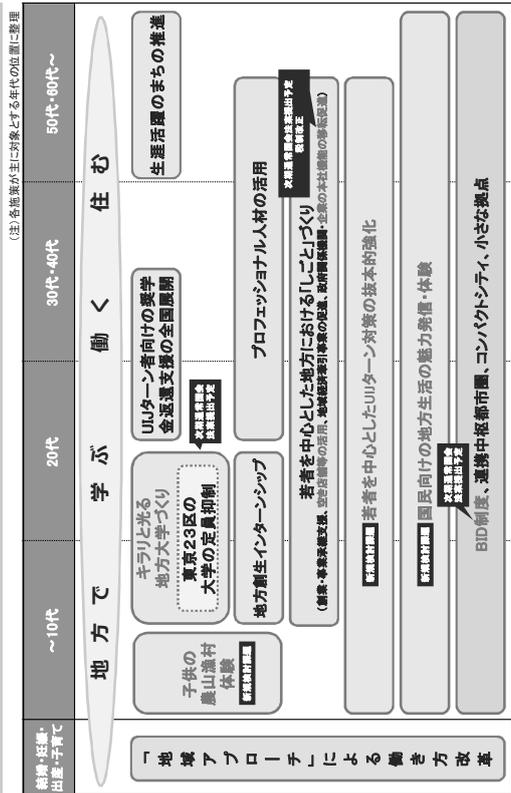
～ライフステージに応じた地方創生の充実・強化～

平成30年1月

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

長期ビジョン	まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）（～2019年度）	主要目標とKPI
中長期展望（2060年を前提） ①人口減少の抑制 ②2060年の人口規模 ③東京圏の人口規模 ④人口減少の抑制 ⑤人口減少の抑制	まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版） ※平成26年12月27日閣議決定 平成29年12月22日改訂 ①生産性革命やづくり革命の土台となる地方創生の大胆な推進 ②地方の中心地、地方の中心地、地方の中心地 ③地方の中心地、地方の中心地、地方の中心地 ④地方の中心地、地方の中心地、地方の中心地 ⑤地方の中心地、地方の中心地、地方の中心地	①生産性革命の進捗、地方の中心地、地方の中心地、地方の中心地 ②地方の中心地、地方の中心地、地方の中心地 ③地方の中心地、地方の中心地、地方の中心地 ④地方の中心地、地方の中心地、地方の中心地 ⑤地方の中心地、地方の中心地、地方の中心地

ライフステージに応じた政策メニューの充実・強化 イメージ図



若者を中心とした地方における「しごと」づくり

一 創業支援・事業継承支援

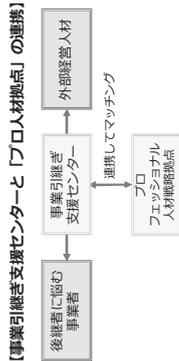
- ◆ 地方こそチャンスがあると若者たちが感じられるよう、あらゆる政策手段を総動員し、地方におけるしごとづくり(創業・事業継承等)を推進
- ◆ 若者ならではの、斬新なアイデアで地方の魅力を活かした創業を支援
- ◆ 団塊世代の経営者の引退時期を控え、今後10年間は、事業継承問題に集中的に取り組み

- ◆ 地方公共団体による創業支援・事業継承の先導的な取組を、地方創生推進交付金等により積極的に支援



＜創業支援の取組の一例＞
 岡山県西粟倉村 ローカルベンチャースクールの様子
 同スクールの創設は、創業支援による創出(平成21年～平成26年)
 〇 経営者数: 29名、新規事業による創出: 1億円(平成21年)→9.4億円(平成28年)
 〇 ローカルベンチャー売上: 1億円(平成21年)→9.4億円(平成28年)

- ◆ 地域の事業継承ニーズに応え、事業引継ぎ支援センターと「プロフェッショナル人材戦略拠点」が連携して、外部の経営人材をマッチング



キラリと光る地方大学づくり～地方における若者の修学・就業の促進～

地方圏での若者の減少や東京一極集中が進む中、キラリと光る地方大学づくり(地方大学の振興)などにより、地方における若者の修学・就業を促進する(次期通常国会に法案を提出予定)。

(1) キラリと光る地方大学づくり(地方大学の振興)

- 国の基本方針を踏まえ、首長のリーダーシップの下で、産官学のコンソーシアムを構築し、地域の中核的な産業振興や専門人材育成などの計画を策定。
- 有識者の評価を経て、地方創生の優れた事業として国内認定したのに対しては、新たな交付金により重点的に支援。
- 東京圏や地方の大学の学生が相互に交流・交流する取組を促進。



- 今後18歳人口が大幅に減少する中、近年学生数の増加が著しい東京23区においては、原則として大学の定員増を認めない。(※)
- 東京の国際都市化に対応する場合や若者の東京圏への流入増加につながる場合等のように、真にやむを得ない場合は例外とする。
- (例) 具体的な事例
 - ・ 留学生や社会人の受入れ
 - ・ スクラップアンドビルドを前提とした新たな学部の設置
 - ・ 収容定員増等について、投資・機関決定等を行っている場合
- 東京圏の大学による地方のサテライトキャンパスの設置(産校舎等の活用を含む)を推進。

(2) 地方における若者の雇用の創出

- 若者等の起業への支援や地域の特性に応じた「働き方改革」など、魅力のある良質な雇用機会を創出・確保。
- 東京に本社を持つ大企業等の本社機能移転、地方採用の拡大に向けた取組を推進。
- 地方の企業を知る機会を提供、早い段階からの職業観形成に取り組む。
- 奨学金返還支援制度の全国展開や地方創生インターンシップの推進など、学生等の地方還流を促進。

地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充(平成30年度税制改正案)

延長・拡充

<税制措置の概要>

- ・ 地域再生法に基づき、本社機能の移転(移転型)又は地方における拡充(拡充型)を行う事業者を税制上支援(移転型:東京23区からの本社機能移転 拡充型:地方において本社機能を拡充)
- ・ 平成29年11月時点で44道府県 51計画を認定(雇用創出数:11,560人)

<拡充内容(例)>

1. 東京一極集中は正に直接的に効果のある移転型事業の拡充
 - ・ 対象地域について、従来の都市的域に加え、立地環境が整った中山間地域も対象に
 - ・ 中圏及び近畿圏の中心部(既成市街地域)を支援対象地域に ※次期通常国会に地域再生法の改正法案を提出予定
2. 移転型事業・拡充型事業における対象要件の引下げ
 - ・ 従業員要件(10人以上→5人以上)等の引下げにより、小規模オフィス等の移転・拡充も支援対象に

認定事業例

- ◆ YKK AP株式会社(富山県黒部市)

- ・ 新幹線開業を契機に東京の本社機能を一部移転
- ・ 技術の総本山「YKK AP R&Dセンター」を開設



- ◆ 日本電産テクノモータ株式会社(福井県小浜市)

- ・ 家電用モーターの研究開発を行うために必要な研究所を福井県小浜市に整備



民間主体のまちづくり活動の推進（BID制度等）

<我が国におけるエリアマネジメントの状況>

- ◆近年、民間が主体となって、賑わいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの価値を向上させるためのエリアマネジメント活動の取組が拡大。
- ◆一方、安定的な財源確保やエリア内の関係者の合意形成が課題。

<BID制度の創設（イメージ）>

- ◆一定のエリアで市町村が受益者から負担金を徴収し、それを元に、エリアマネジメント団体が賑わいの創出や公共空間の活用等の活動を行い、エリアの価値の向上を実現する制度（BID制度（Business Improvement District））を創設。
【次期通常国会に地域再生法の改正法案を提出予定】

取組事例【大阪市における先行的な取組（大阪版BID）】

- ・大阪市では、2014年から「らめきた地区」においてエリアマネジメントを推進。
- ・このうち、歩道空間の管理に係る活動については、地方自治法の分担金制度を活用して地権者から分担金を徴収し、エリアマネジメント団体（グランフロント大阪）に交付。
- ・グランフロント大阪の来訪者数は目標の1.4倍に達し、地域の賑わい創出が実現。



8

地方への大きなひとの流れをつくる抜本的な政策

(1) 地方生活の魅力の発信・体験

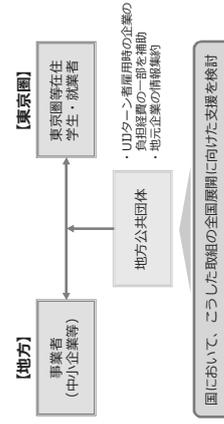
- ◆国民全体（特に若い世代）の目を集める、これまでにない地方生活の魅力の発信・体験に取り組む。
- ① 一般メディアを通じて国民の耳目を集める周知・広報の強化
- ② 発信力のある著名人も参加する検討会議の設置
- ③ 子供の農山漁村体験の充実



雑誌、テレビ番組 等一部メディアの活用

(2) 若者を中心としたUターン対策の抜本的強化

- ◆若者を中心としたUターン対策の抜本的強化について検討し、2018年夏を目途に施策の基本方向について成案を得る。



10

国民向けの地方生活の魅力の発信・体験 ～見る、知る、触れあう～

一子供の農山漁村体験の充実

<子供の農山漁村体験の意義>

- ◆都市部の児童生徒（小中高）が、農山漁村体験を通じて、小中高の各段階において、地方の自然、歴史、文化等の魅力について学び理解を深めることにより、将来の地方へのUJTターンの基礎を形成。

- ◆新たな取組として、関係省庁において連携して検討し、2018年夏を目途に施策の基本方向について成案を得る。

取組事例

○ 東京都武蔵野市（出し手側）

- ・平成元年度に武蔵野市セカンドスクール構想委員会を発足し、平成4年度よりセカンドスクールによる都市・農山漁村交流の一部小学校で開始。
- ・現在では、市内の全小中学校で、小学校6泊7日、中学校4泊5日で実施。
- 体験地域例：群馬県片岡村、新潟県魚沼市、南魚沼市、長野県岡谷市、日鷹町

○ 北海道長沼町（受け手側）

- ・平成15年度の農家民宿の規制緩和を契機として、平成16年に町、JA、農家を中心に会員数153戸で「長沼町グリーン・ツーリズム推進協議会」を設立し、104戸が農家民宿として開業。
- ・平成28年度は、農家民宿133軒で、全国から小中学校20校、約3,200名の受入れを実施。



9

平成30年度 地方創生関連予算について

① 地方創生推進交付金	1,000億円								
○ 地方版総合戦略に基づいて、地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な取組に対し、地方創生推進交付金により支援することにより、地方創生の更なる深化を推進。									
○ 交付対象事業については、KPIの設定とそれに基づくPDCAサイクルの整備を前提に、地域再生法に基づく法律補助の地方創生推進交付金により、継続的かつ安定的に支援。									
② 地方大学・地域産業創生事業	100億円								
○ 国が策定する産業振興・専門人材育成等に関する基本方針を踏まえ、首長主宰のコンソーシアム（地方公共団体、地方大学、産業界等で構成）を構築し、地域の産業振興・専門人材育成の計画を策定。 <tr> <td>○ 同計画に位置付けられた地方公共団体や地方大学等の事業のうち、国の有識者委員会の審査を経て優れた事業として認定を受けたものに対して、新たな交付金により支援（原則5年間）。 <tr> <td>○ 地方公共団体等が設定したKPIを、国の有識者委員会において毎年度検証し、PDCAサイクルを再戦。 <tr> <td>③ 総合戦略等を踏まえた個別施策（①の交付金を除く）</td> <td>6,777億円</td> </tr> <tr> <td>○ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政策パッケージごとの内訳は以下の通り。 <tr> <td>i) 地方にしっかりとつくり、安心して働けるようにする <tr> <td>ii) 地方への新しいひとの流れをつくる（②の交付金を含む） <tr> <td>iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	○ 同計画に位置付けられた地方公共団体や地方大学等の事業のうち、国の有識者委員会の審査を経て優れた事業として認定を受けたものに対して、新たな交付金により支援（原則5年間）。 <tr> <td>○ 地方公共団体等が設定したKPIを、国の有識者委員会において毎年度検証し、PDCAサイクルを再戦。 <tr> <td>③ 総合戦略等を踏まえた個別施策（①の交付金を除く）</td> <td>6,777億円</td> </tr> <tr> <td>○ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政策パッケージごとの内訳は以下の通り。 <tr> <td>i) 地方にしっかりとつくり、安心して働けるようにする <tr> <td>ii) 地方への新しいひとの流れをつくる（②の交付金を含む） <tr> <td>iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	○ 地方公共団体等が設定したKPIを、国の有識者委員会において毎年度検証し、PDCAサイクルを再戦。 <tr> <td>③ 総合戦略等を踏まえた個別施策（①の交付金を除く）</td> <td>6,777億円</td> </tr> <tr> <td>○ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政策パッケージごとの内訳は以下の通り。 <tr> <td>i) 地方にしっかりとつくり、安心して働けるようにする <tr> <td>ii) 地方への新しいひとの流れをつくる（②の交付金を含む） <tr> <td>iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	③ 総合戦略等を踏まえた個別施策（①の交付金を除く）	6,777億円	○ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政策パッケージごとの内訳は以下の通り。 <tr> <td>i) 地方にしっかりとつくり、安心して働けるようにする <tr> <td>ii) 地方への新しいひとの流れをつくる（②の交付金を含む） <tr> <td>iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	i) 地方にしっかりとつくり、安心して働けるようにする <tr> <td>ii) 地方への新しいひとの流れをつくる（②の交付金を含む） <tr> <td>iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr></td></tr></td></tr>	ii) 地方への新しいひとの流れをつくる（②の交付金を含む） <tr> <td>iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr></td></tr>	iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr>	iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する
○ 同計画に位置付けられた地方公共団体や地方大学等の事業のうち、国の有識者委員会の審査を経て優れた事業として認定を受けたものに対して、新たな交付金により支援（原則5年間）。 <tr> <td>○ 地方公共団体等が設定したKPIを、国の有識者委員会において毎年度検証し、PDCAサイクルを再戦。 <tr> <td>③ 総合戦略等を踏まえた個別施策（①の交付金を除く）</td> <td>6,777億円</td> </tr> <tr> <td>○ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政策パッケージごとの内訳は以下の通り。 <tr> <td>i) 地方にしっかりとつくり、安心して働けるようにする <tr> <td>ii) 地方への新しいひとの流れをつくる（②の交付金を含む） <tr> <td>iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	○ 地方公共団体等が設定したKPIを、国の有識者委員会において毎年度検証し、PDCAサイクルを再戦。 <tr> <td>③ 総合戦略等を踏まえた個別施策（①の交付金を除く）</td> <td>6,777億円</td> </tr> <tr> <td>○ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政策パッケージごとの内訳は以下の通り。 <tr> <td>i) 地方にしっかりとつくり、安心して働けるようにする <tr> <td>ii) 地方への新しいひとの流れをつくる（②の交付金を含む） <tr> <td>iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	③ 総合戦略等を踏まえた個別施策（①の交付金を除く）	6,777億円	○ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政策パッケージごとの内訳は以下の通り。 <tr> <td>i) 地方にしっかりとつくり、安心して働けるようにする <tr> <td>ii) 地方への新しいひとの流れをつくる（②の交付金を含む） <tr> <td>iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	i) 地方にしっかりとつくり、安心して働けるようにする <tr> <td>ii) 地方への新しいひとの流れをつくる（②の交付金を含む） <tr> <td>iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr></td></tr></td></tr>	ii) 地方への新しいひとの流れをつくる（②の交付金を含む） <tr> <td>iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr></td></tr>	iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr>	iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する	
○ 地方公共団体等が設定したKPIを、国の有識者委員会において毎年度検証し、PDCAサイクルを再戦。 <tr> <td>③ 総合戦略等を踏まえた個別施策（①の交付金を除く）</td> <td>6,777億円</td> </tr> <tr> <td>○ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政策パッケージごとの内訳は以下の通り。 <tr> <td>i) 地方にしっかりとつくり、安心して働けるようにする <tr> <td>ii) 地方への新しいひとの流れをつくる（②の交付金を含む） <tr> <td>iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	③ 総合戦略等を踏まえた個別施策（①の交付金を除く）	6,777億円	○ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政策パッケージごとの内訳は以下の通り。 <tr> <td>i) 地方にしっかりとつくり、安心して働けるようにする <tr> <td>ii) 地方への新しいひとの流れをつくる（②の交付金を含む） <tr> <td>iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	i) 地方にしっかりとつくり、安心して働けるようにする <tr> <td>ii) 地方への新しいひとの流れをつくる（②の交付金を含む） <tr> <td>iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr></td></tr></td></tr>	ii) 地方への新しいひとの流れをつくる（②の交付金を含む） <tr> <td>iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr></td></tr>	iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr>	iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する		
③ 総合戦略等を踏まえた個別施策（①の交付金を除く）	6,777億円								
○ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政策パッケージごとの内訳は以下の通り。 <tr> <td>i) 地方にしっかりとつくり、安心して働けるようにする <tr> <td>ii) 地方への新しいひとの流れをつくる（②の交付金を含む） <tr> <td>iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	i) 地方にしっかりとつくり、安心して働けるようにする <tr> <td>ii) 地方への新しいひとの流れをつくる（②の交付金を含む） <tr> <td>iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr></td></tr></td></tr>	ii) 地方への新しいひとの流れをつくる（②の交付金を含む） <tr> <td>iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr></td></tr>	iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr>	iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する					
i) 地方にしっかりとつくり、安心して働けるようにする <tr> <td>ii) 地方への新しいひとの流れをつくる（②の交付金を含む） <tr> <td>iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr></td></tr></td></tr>	ii) 地方への新しいひとの流れをつくる（②の交付金を含む） <tr> <td>iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr></td></tr>	iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr>	iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する						
ii) 地方への新しいひとの流れをつくる（②の交付金を含む） <tr> <td>iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr></td></tr>	iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr>	iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する							
iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr>	iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する								
iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する									

平成29年度補正 地方創生関連予算について

① 生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金	600億円			
○ 「生産性革命」等に資する地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進するための交付金を創設。				
② 総合戦略等を踏まえた個別施策（①の交付金を除く）	1,331億円			
○ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政策パッケージごとの内訳は以下の通り。 <tr> <td>i) 地方にしっかりとつくり、安心して働けるようにする <tr> <td>ii) 地方への新しいひとの流れをつくる <tr> <td>iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr></td></tr></td></tr></td></tr>	i) 地方にしっかりとつくり、安心して働けるようにする <tr> <td>ii) 地方への新しいひとの流れをつくる <tr> <td>iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr></td></tr></td></tr>	ii) 地方への新しいひとの流れをつくる <tr> <td>iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr></td></tr>	iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr>	iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する
i) 地方にしっかりとつくり、安心して働けるようにする <tr> <td>ii) 地方への新しいひとの流れをつくる <tr> <td>iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr></td></tr></td></tr>	ii) 地方への新しいひとの流れをつくる <tr> <td>iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr></td></tr>	iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr>	iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する	
ii) 地方への新しいひとの流れをつくる <tr> <td>iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr></td></tr>	iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr>	iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する		
iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる <tr> <td>iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する </td></tr>	iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する			
iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する				

11

地方創生活推進交付金

30年度予算額 1,000億円 (29年度予算額 1,000億円)

事業概要・目的

- 地方創生の新展開を図るため、地方創生活推進交付金により支援します。
- ①地方創生総合戦略に基づき、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



資金の流れ



対象事業・具体例

- 【対象事業】
 - ①先進性のある取組
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保、教育、地域経済牽引
 - 例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング (日本版DMO)、生活活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、空き店舗等
 - ②先進的・優良事例の模範取組
 - ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組
- 【手続】
 - 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画 (5ヶ年度以内) を作成し、内閣総理大臣が認定する。

30年度からの運用改善

- ①ハート事業計画を通じたハート事業の統合は、原則として5割未満。ただし、ソフト事業との連携により、高い相乗効果が現れ込まれる場合は、5割以上 (上限8割未満) になる事業であっても申請可能。
- ②模範タイプへの交付上限額の引上げ (事業費ベース)

【都道府県】	先駆	6.0億円 (29年度: 6.0億円)
模範	2.0億円 (29年度: 1.5億円)	
【市区町村】	先駆	4.0億円 (29年度: 4.0億円)
模範	1.4億円 (29年度: 1.0億円)	
- ③KPIの取組に基づいた事業計画の見直し、事業計画の見直しを反映した事業計画の提出を求む。

生産性革命に資する地方創生活拠点整備交付金

29年度補正予算額 (案) 600億円 (事業費ベース 1,200億円)

事業イメージ

【主な対象施設のイメージ】

- 地域の製造業が行う低コスト・高精度の研究開発や、地域産品の高付加価値化につながる研究開発のための拠点の整備
- 地域の中堅・中小企業・小規模事業者の生産性や所得の向上につながる研修拠点等の整備
- 地域の食肉加工業者、水産加工業者等を集約化・大規模化する加工処理施設の整備
- ドローンや自動走行、AIなど近未来技術の活用を促し、その実証・実装に向けた拠点の整備

【手続】

- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定する。

期待される効果

- 「生産性革命」等につながる施設整備等を行うことにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひびきの流れ、まちの活性化など地方創生の深化に寄与します。

事業概要・目的

- 「生産性革命」等に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進します。
- ①ローカルイノベーションをはじめとする、地域の中堅・中小・小規模事業者の「生産性革命」等につながる先導的な施設整備を支援
- ②KPIを伴ったPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組



資金の流れ

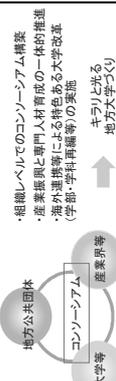


地方大学・地域産業創生事業

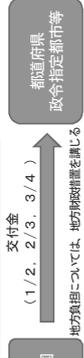
30年度補正予算額 内閣府及び文部科学省合計 100億円 (内閣府計上分: 75億円 (地方大学・地域産業創生交付金20億円、地域産業創生交付金55億円)、文部科学省計上分: 25億円)

事業概要・目的

- 地方を担う若者が大幅に減少する中、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を目指すことが重要です。
- このため、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を、新たな交付金により重点的に支援します。
- これにより、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進めます。
- この地方大学振興策と東京の大学の定員抑制制、若者の雇用創出の3点から成る法案を次期通常国会に提出し、地方における若者の修学・就業の促進を強力に進めます。



資金の流れ (内閣府交付金分)



事業イメージ

- 【内閣府交付金分 (70億円) 及び文部科学省計上分】
 - 国が認定する産業振興、専門人材育成等に関する基本方針を踏まえ、官民連携のコンソーシアム、地方公共団体、地方大学、産業界等で構成) を構築し、地域の産業振興・専門人材育成計画を策定。
 - 計画に位置付けられた地方公共団体や地方大学等の事業のうち、国の有識者委員会の審査を経て優れた事業として認定を受けたものに対して、新たな交付金により支援 (原則5年間)。
- 地方公共団体等が認定したKPIを、国の有識者委員会において毎年度検証し、PDCAサイクルを求め。
- このほか、新たな交付金の対象となる大学においては、文部科学省計上分 (国立大学法人運営費交付金及び私立大学等改革推進費事業のうち約25億円分) を内閣府交付金と連動して執行。

【関連事業分】

- 上記の関連として、以下の事業を計上。
 - ・地方と東京圏の大学生対流促進事業 (3.3億円)
 - ・地方創生イノベーション事業 (0.6億円)
 - ・サテライトキャンパス調査事業 (0.1億円) 等

期待される効果

- 地域の産業振興、専門人材育成等の取組の推進により、地域の生産性の向上、若者の定着を促進します。
- 「キラリと光る地方大学づくり」により、学生の地方大学への進学が促進され、東京一極集中の是正に寄与します。

地方における企業拠点の強化を促進する特別措置の延長・拡充 (平成30年度改正案)

東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、本特別措置を延長 (2年間) 及び拡充する。

地方拠点強化税制の拡充

※東京23区からの本社機能移転 (移転型事業) 及び地方の本社機能拡充 (拡充型事業)

1 制度全体の拡充

- ①要件の緩和
 - 計画認定・移転・拡充施設で従業員数が10人 (中5人) 以上増加
 - 雇用促進税制の適用要件
 - < 雇用促進税制の適用要件 >
 - ①移転・拡充施設の雇用者数が4人以上増加
 - ②法人雇用増加率 × 20% 以上増加
 - ③移転率は5% 以上、拡充率は8% 以上

② 支援対象施設の拡充

- 工場内の研究開発施設も対象

2 移転型事業の拡充

(1) 支援対象外地域の見直し

- 支援対象外地域: 首都圏、近畿圏及び中部圏の中心部

(2) 要件の緩和

- ①対象区域: 道県界内の一部に限定
- ②計画認定: 計画期間中の従業員増加数の過半数が東京23区からの転勤者

※雇用促進税制の上乗せ部分 (30万円 × 3年 = 90万円) とオフィス減税は引き続き適用

地方交付税による減収補填措置の拡充

- 移転型事業について、これまでの不均一課税に加え、課税免除をした場合も減収補填措置の対象に追加 ※補填率は執行と同一

支援対象地域等について(地域再生法第5条第4項第5号、令第5、11条)

白色地域は地域再生計画を作成することを前提に、「地方活力向上地域」として広く支援対象となる。

東京23区及び支援対象外地域

白色	○東京23区
黄色	○東京圏(京浜東北、三浦市、八王子市等)
黄色	○関東圏(京浜東北、三浦市、八王子市等)
黄色	○埼玉圏(川口市、川越市等)
黄色	○千葉圏(千葉市等)
黄色	○茨城圏(龍崎市等)

中部圏中部

黄色	○愛知県(名古屋市の特定の区域)
黄色	→ 愛知県豊田については、平成30年度から支援対象地域へ(愛知県知事等の決定が必要)

近畿圏中部

黄色	○大阪府(大阪市の全域、守口の区域、大阪市・堺市の特定の区域)
黄色	○京都府(京都市の特定の区域)
黄色	○兵庫県(神戸市、姫路市、西宮市、伊丹市の特定の区域)
黄色	→ 愛知県豊田については、平成30年度から支援対象地域へ(兵庫県知事等の決定が必要)

東京23区
東京23区からの移行による拠点強化の場合、税制措置を強化。

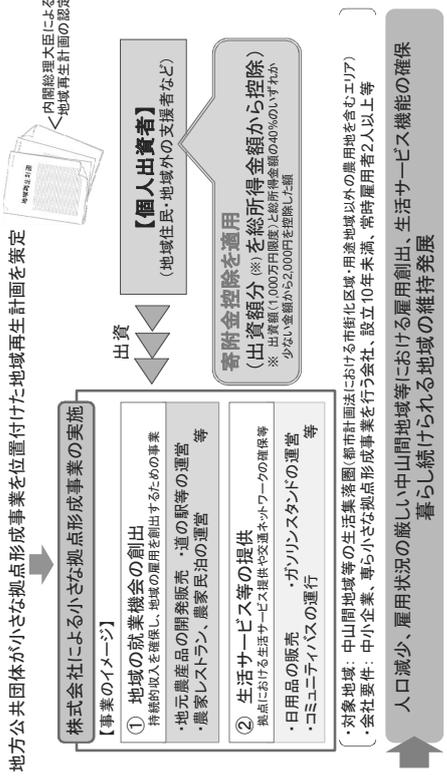
支援対象外地域
黄色の大都市等は、地方拠点強化税制の対象外となる。具体的には次のとおり。
・首都圏整備法で定める既成市街地及び近郊整備地帯(併設市街地の近郊で、その無残存な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要のある区域)
・近畿圏整備法で定める既成都市区域(産業及び人口の過密の集中を防止し、かつ、都市の発展の維持及び近郊整備の必要がある市街地の区域)
・中部圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令で定める名古屋市の特定の区域等

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の拡充・延長(所得税)

地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス(小さな拠点形成事業)を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置を2年間延長するとともに、現在は適用対象外となっている設立時出資についても対象とする

【要望結果】要望通り、2年間の延長と、設立時出資を対象とするよう拡充

地方公共団体が小さな拠点形成事業を位置付けた地域再生計画を策定



地方拠点強化税制

適用期限: 平成31年度まで

移転型
東京23区からの移転の場合、拡充型よりも支援措置を深掘り

拡充型(含対内直投)
地方にある企業の本社機能の強化を支援

地方活力向上地域特定業務施設整備計画(知事認定)
認定要件: 特定業務施設が常時雇用従業員増加率が5人(20人以上)以上
対象施設: 事務所、研究所、研修所、工場等の研究開発施設
対象区域: 地域再生計画で指定された道府県の一部の区域

地方活力向上地域特定業務施設整備計画(知事認定)
認定要件: 同左 + 従業員増加率が以下以下の転勤転任
① 計画期間中、増加数の過半数が東京23区からの転勤者 又は
② 初年度に過半数が転勤者である場合は、計画期間中で1/4以上で可
対象施設: 同左
対象区域: 同左 + 小規模(1万1千平方メートル)の立地環境が整った中山間地域等

オアシス税制
オアシスに係る建物等の取得価額に対し、税額控除7%又は特別償却25%
適用対象: 商店、事務所、工場等

雇用促進税制(本則)
適用要件: ① 特定業務施設の雇用単体増加(非正規除く)が2人以上 ② 前年度から法人総給与額が法人全体の雇用増加率×20%以上増加 ③ 事業主都合の離職者なし
④ 法人全体の雇用増加率が9%以上の場合、増加雇用者1人当たり
最大60万円(注)を税額控除
⑤ 雇用増加率が9%未満の場合でも、1人当たり最大30万円を税額控除
(注) 増加雇用者が転勤者及び正社・非正規雇用者の場合は、新規雇員等の40%を超えないこととする(注) 上記は、東京23区からの移転型は対象外。

特定地域における住宅用地特例解除措置(固定資産税)

政策の背景

- 地方における空き店舗等の遊休資産を活用することによって、地域の魅力の創出、生産性の向上などを促進を図る。
- 空き店舗等を活用し積極的に取り組む地方公共団体・商店街を支援するため、地方創生推進交付金を含む関係府省による地域全体の価値を高めるための重点支援措置や、固定資産税の住宅用地特例の解除措置等に関する仕組みを検討する必要がある。

要項内容

地方自治体が計画を策定し、地域が一体となって進める商店街活性化の取組みに対して資金調達等での支援措置を講じる法律を前提に、計画達成に向けた活用に向けた特例を解除できることとする。

政策パッケージ(案)

- 地方創生推進交付金による重点支援措置
- 中小企業庁をはじめとした関係府庁の補助金・交付金等による直接的支援
- 空き店舗等の状態を解消し、新たに事業を行う者に対する、日本政策金融公庫の低利融資の実施
- 地方公共団体が定めた地域において、自治体のもと地域が一体となって作成した計画に基づいて、固定資産税の特例を解除できる仕組み

住宅特例の適用(主要イメージ)

専用住宅
居住
居住
店舗等

併用住宅
(居住部分が1/2以上)

居住
店舗等

課税標準額が1/6

地域コミュニティの新たなあり方検討委員会

【学識経験者】

大森 彌 ◎	東京大学 名誉教授
永田 祐	同志社大学社会学部 准教授
名和田 是彦	法政大学法学部 教授
原田 晃樹	立教大学コミュニティ福祉学部 教授
山内 昌和	早稲田大学教育・総合科学学術院 准教授
山崎 史郎 ○	地域ケア政策ネットワーク代表理事・元内閣官房まち・ひと・しごと創生本部 地方創生総括官

【自治体】

高橋 正夫	北海道本別町 町長
小林 康雄	北海道士幌町 町長
石 操	鳥取県日吉津村 村長
陶山 清孝	鳥取県南部町 町長
中村 剛	高知県中山間振興・交通部 副部長

◎は委員長 ○は副委員長

【オブザーバー】

本後 健	厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 室長
小野 博史	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 課長補佐
山内 孝一郎	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 参事官／厚生労働省保険局調査課 課長

『地域コミュニティの新たなあり方検討報告書』

(地域特性・人口推移段階に基づいた、町村部における補完性原理のあり方に関する調査研究事業 報告書)

(2018.03)

特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町 2-7-15 近代科学社ビル 4 階

TEL:03-3266-1651

FAX:03-3266-1670

e-Mail: c2p@network.email.ne.jp

URL: <http://jichitai-unit.ne.jp/network/>

(平成 29 年度 社会福祉推進事業)